

30. まちづくり

(都市・住宅・交通関連など狭義のまちづくり)

(2025年6月24日発表版)

- 00 基本認識 【都市局】
- 31 まちづくり 【都市局、経済局、建設局、観光文化交流局、環境局】
- 32 アリーナ・スタジアム 【総合政策局】
- 33 スポーツを核としたまちづくり 【観光文化交流局】
- 34 地域交通 【都市局】
- 35 広域行政 【総合政策局】

00 基本認識

0-1-1 広義の「まちづくり」

地域の魅力や活力を高めるための社会全体の力による総合的活動

1. 広義のまちづくりの定義 : 「経済社会基盤、居住環境等を改善」し、
「地域の魅力や活力を高める」ための
「社会全体の力」による「総合的かつ持続的な活動」

2. まちづくりの視点 : (例)

- | | |
|----------------|------------------------------------|
| ① 暮らしやすさの視点 | 交通や買い物、医療など暮らしの利便性の向上・狭義の居住環境の改善 |
| ② まちの活力・魅力の視点 | 中心市街地活性化、歩きたくなる(ウォーカブル)まちづくり、景観づくり |
| ③ 子育て・教育・福祉の視点 | 子育てしやすいまちづくり、誰でもいつまでも安心して暮らせるまちづくり |
| ④ 文化の視点 | 文化力あるまちづくり |
| ⑤ 観光の視点 | 観光／まちづくり(観光によるまちづくり。観光地／づくりではない) |
| ⑥ 経済産業の視点 | 経済の活性化、雇用環境の向上 |
| ⑦ 土地活用の視点 | 土地の高度利用、空き家活用 |

3. 実現方法 : 社会全体の力による共創

0-1-2 狭義の「まちづくり」・・・都市・住宅・交通分野のまちづくり

狭義のまちづくりの定義	都市行政(都市計画、交通政策など)、住宅行政(公的住宅供給、居住環境の整備改善など)、交通行政分野に関する暮らしや経済活動のための空間と施設・住宅づくり
1. 以前の静岡市の都市・住宅行政－	「都市計画」という「規制」、「市街地整備」という街路などの「モノの整備」になりがち(ハード中心) 住宅行政も市営住宅整備などの「モノの整備」になりがち(ハード中心)
	↓
2. 現在・これからの静岡市の都市・住宅行政－	「地域の魅力や活力を高めるソフトが重要」 「ハードはソフトがうまく働くための基盤・手段」 ⇒ハード・ソフト一体のまちづくりへ

(参考)課の名前も変更

2024年3月まで	静岡市 都市局 都市計画課・市街地整備課
	↓ 再編
2024年4月から	景観まちづくり課 ほか

0-2 これからの(都市・住宅行政等による狭義の)まちづくりにおいて大事なこと

○現実直視

○歴史観・時代認識 (過去・現在はどういう時代で、将来はどういう時代になるのか)

○バックカスティング(現実を直視し、未来像を描き、現実に戻り、それを実現する道筋を明らかにし、一步一步着実に、時には大胆に前へ進む)

○共創 (「こういうまちになったら、いいね」に共鳴・共感・共働・共創)

0-3-1 現実直視

(現状)

- 政令市で最も厳しい水準の人口減少率
- 現在、空き家は52,700戸(全戸数346,100戸に対し15.2%、2023年度)、今後も増加する見込み
- 静岡市の人口減少の根底は、企業・住宅用地の供給量不足
しかし、中心市街地の商店街が残っている
- これからは再び職住近接の時代。そのときに、
 - ・ おまち(中心市街地)の商店街が維持されていることと、大学・専門学校の学生、留学生が多いことが静岡市の一番の強み

(歴史的転換点)

- 今が、まちづくりの考え方の大転換による静岡市再生のチャンス
- 強みを活かせば新しい静岡のまちの姿への歴史的転換が可能

0-3-2 現実直視 これまでのまちづくりの評価

現在に至るまで、総じて、1970年頃までの日本・静岡市の成功モデルの延長上のまちづくり
(1970年は、静岡市は(合併していたとして)全国で12番目の大都市だった)
(東京23区を含む)

良い評価 : 中心市街地の商店街の魅力の維持

- ・一人ひとりのはまちの魅力づくりに努力してきた
- ・行政は各種規制により、中心市街地の求心力を維持しようとしてきた

⇒中心市街地はこれからの静岡市のまちづくりにおける一番の強みと言える

課題 : 行政は人口拡大策に手をつけず。「市政は社会の共創を促進」との意識はない。

- ・総人口、若年者人口の減少
- ・人口減少率は、20の政令市の中で最も厳しい水準。定住人口拡大策は不十分
- ・総人口が減るため、中心市街地の商店街の客数も減少
- ・中心市街地の活性化は、点の整備が中心。面の整備・運営が行われていない。

総合評価 : 政令市の中で最も厳しい人口減少率。人口減少により何も対策をしなければ
まちの活力がさらに低下。全体としてまちの活力が徐々に低下

⇒しかし、4次総においてはこれまでの延長上の「政策と政策体系図」が記述

※東京23区を含めると **12位** (参考) 現実を直視・・・政令指定都市等の人口推移

11位

ピーク

20位:70万人以下

政令指定都市等人口推移

自治体	1970年	1980年	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年	2024年	1970年～2024年 の増減	
	S45	S55	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2	R6	人口	率(%)
札幌市	1,010,123	1,401,757	1,671,742	1,757,025	1,822,368	1,880,863	1,913,545	1,952,356	1,973,395	1,968,265	958,142	94.9
仙台市	598,950	792,036	918,398	971,297	1,008,130	1,025,098	1,045,986	1,082,159	1,096,704	1,096,168	497,218	83.0
さいたま市	657,425	879,291	1,007,569	1,078,545	1,133,300	1,176,314	1,222,434	1,263,979	1,324,025	1,350,047	692,622	105.4
千葉市	482,133	746,430	829,455	856,878	887,164	924,319	961,749	971,882	974,951	984,598	502,465	104.2
横浜市	2,238,253	2,773,674	3,220,331	3,307,136	3,426,651	3,579,628	3,688,773	3,724,844	3,777,491	3,771,063	1,532,810	68.5
川崎市	973,486	1,040,802	1,173,603	1,202,820	1,249,905	1,327,011	1,425,512	1,475,213	1,538,262	1,551,788	578,302	59.4
相模原市	317,297	494,255	602,436	646,513	681,150	701,630	717,515	720,799	725,493	723,586	406,289	128.0
新潟市	631,923	730,733	776,775	796,456	808,969	813,847	811,901	810,157	789,275	766,259	134,336	21.3
静岡市	681,797	727,260	739,300	738,674	729,980	723,323	716,197	704,989	693,389	672,291	▲ 9,506	▲ 1.4
浜松市	631,284	698,982	751,509	766,832	786,306	804,032	800,866	797,980	790,718	775,168	143,884	22.8
名古屋市	2,036,053	2,087,902	2,154,793	2,152,184	2,171,557	2,215,062	2,263,894	2,295,638	2,332,176	2,331,264	295,211	14.5
京都市	1,427,376	1,480,377	1,468,190	1,470,902	1,474,471	1,474,811	1,474,015	1,475,183	1,463,723	1,437,377	10,001	0.7
大阪市	2,980,487	2,648,180	2,623,801	2,602,421	2,598,774	2,628,811	2,665,314	2,691,185	2,752,412	2,791,907	▲ 188,580	▲ 6.3
堺市	616,558	839,421	844,899	840,384	829,636	830,966	841,966	839,310	826,161	806,860	190,302	30.9
神戸市	1,288,937	1,367,390	1,477,410	1,423,792	1,493,398	1,525,393	1,544,200	1,537,272	1,525,152	1,492,282	203,345	15.8
岡山市	500,599	590,424	640,406	663,346	674,375	696,172	709,584	719,474	724,691	712,632	212,033	42.4
広島市	798,540	992,736	1,093,707	1,117,117	1,134,134	1,154,391	1,173,843	1,194,034	1,200,754	1,179,909	381,369	47.8
北九州市	1,042,318	1,065,078	1,026,455	1,019,598	1,011,471	993,525	976,846	961,286	939,029	908,109	▲ 134,209	▲ 12.9
福岡市	871,717	1,088,588	1,237,062	1,284,795	1,341,470	1,401,279	1,463,743	1,538,681	1,612,392	1,656,737	785,020	90.1
熊本市	534,228	619,236	680,765	708,097	720,816	727,978	734,474	740,822	738,865	737,409	203,181	38.0
静岡県	3,089,895	3,446,804	3,670,840	3,737,689	3,767,393	3,792,377	3,765,007	3,700,305	3,633,202	3,524,160	434,265	14.1
清水区	265,419	268,919	267,104	264,582	260,285	252,504	247,763	238,977	231,066	221,083	▲ 44,336	▲ 16.7

… 人口のピーク

※人口は、令和2年10月時点の市域(合併前の年度は、関係自治体を合算している)
※参考資料:総務省「国勢調査(1970,1975,1980,1985,1990,1995,2000,2005,2010,2020年)」

- まちづくりには、その時代の仕事と生活の様式、交通が大きく影響する。
- 江戸時代には、職住近接、人・馬・水運の時代
(その後の変遷を経て)
- これからは？

0-4-2 歴史観：まちづくりと職住・交通の関係

	仕事と生活	交通
江戸時代	職住近接 手工業＋農業	人・馬＋水運
明治時代	産業革命により 職住が離れはじめる	鉄道＋海運 (1889東海道線)
戦中・戦後	大火で町が消失、復興	
昭和30年代～ 現代	高度成長により 製造業が発展 ⇒ 職住が離れる 人口増に伴い、住戸が郊外へ ↓ 郊外への無秩序な都市の広がり(スプロール現象)を防ぐための開発規制	新幹線(1964) 自動車交通 ↓ 大型船による 大量原料輸送 海上コンテナ船
未来	↓	↓

0-4-3 歴史観：これまでの静岡市の中心市街地のまちづくり

基盤： 今川氏の城下町として文化が開花

徳川家康公の駿府の町割り（城下町の形成）

1989年： 旧静岡市誕生。旧清水市は1923年

東海道線が全線開通

1945年～1960年： 静岡大火(1940年)・大戦空襲による消失後の復興

（不燃化共同ビル化等。呉服町名店街ビル完成(1958年)）

1964年： 東海道新幹線開通

線・面の整備による

紺屋町地下街完成

高度成長期のまちづくりの成功の時代

1966年： 新静岡センター(新静岡駅)完成

（都市再生の時代）

2003年： 旧静岡市と旧清水市が合併

（都市再開発の時代）

2005年： 政令指定都市に移行

点の整備によるまちづくりの時代

2011年： 新静岡セノバ開店

その後： 単発の点と線のまちづくり

青葉シンボルロード（1989年）

（再開発ビルなど）

葵タワー（2010年）

M20（2024年）など

0-4-4 時代認識 … 今は、まちづくりの歴史的転換点

深刻な人口減少社会

低利用資産の増大。資産の採算性、費用対効果が悪化

これまでの資産蓄積が重荷に

中心市街地でも空家が増大(持ち家の相続機会の大量発生)

(これをむしろ新しいまちづくりの絶好の機会として捉えて)

⇒「規制」から「活用」の時代へ

(私有財産を含め社会共有資産を有効活用)

知能革命の時代

・ DX・AI

遠くまで通勤しなくても仕事ができる時代に

若くしてあるいは誰でも起業ができる(スタートアップの)時代

⇒職住近接が再び可能な時代へ

⇒まちに新しい価値を創り出すコミュニティやエコシステムが重要な時代へ

交通革命の時代

・ 自動運転・EV

⇒自分で車を所有しなくても、利便性がある時代へ

(「歩き」×「新交通システム」)



⇒都市行政の転換

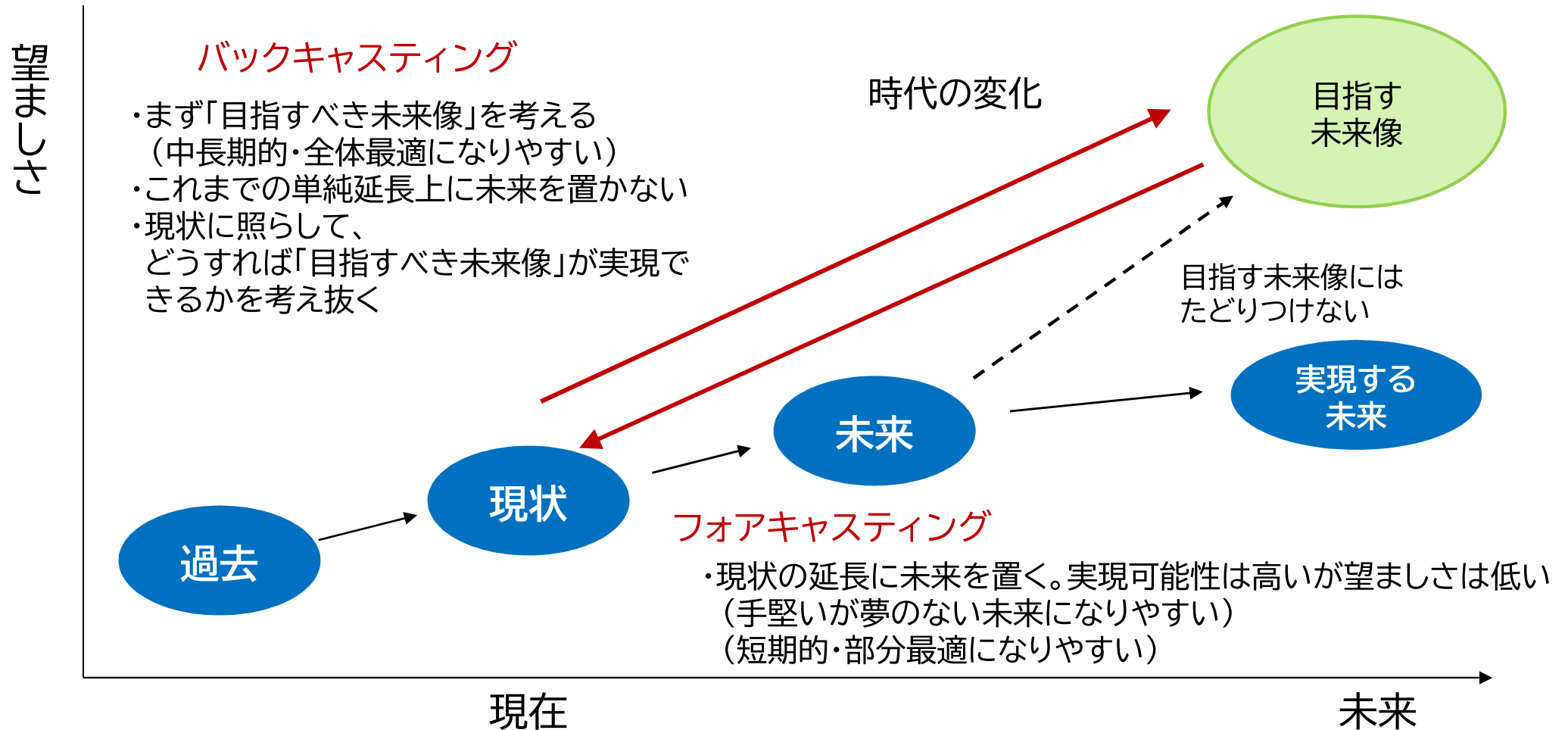
郊外への無秩序な都市の広がりを防ぐ「規制の時代」から、既存ストックを再生し「活用の時代へ」、再び職住近接×新交通システムの時代へ
(コンパクト+ネットワークの概念はもはや古い)

0-4-5 現在はまちづくりの歴史的転換点。 これまでの延長上のまちづくりでは明るい未来はない

- 時代認識・危機意識をもって、まちづくりの大転換が必要な時
- これまでの延長上のまちづくりでは明るい未来はない
- このまちには大きな強みがある
- 強みを活かしたまちづくりの変革をすれば明るい未来がある
- このまちはみんなの力(共創)で必ず大変化できる
- 望ましい未来像を描いて、現実に戻り、現実をもう一度見て、未来像と実現する道筋を考え抜く(バックカスティングが重要)

(参考) バックキャスティング

望ましい目指す未来像を描いて、現状にバックして、現実を見て、未来像を実現する道筋を考え抜く。



0-5-1 これからのまちづくりの基本認識・・・このまちの強みを活かす

1 大学収容率(104%:2024年)を活かす。

静岡市はせっかく多くの大学生を持ちながら、大学卒業時の流出対策をとってこなかった。

大学卒業時の流出対策:若い世代が好む新しい仕事を創出する。

- ① 企業の新規立地・既存企業の市内移転・設備投資を促進をする。
- ② デジタル、エンタテインメント関連など新しい産業を振興する。

2 「おまち」が人口流入に重要という認識。

「おまち」と「産業」の関係を意識。「おまち」は商業の場だけではなく、職住の場として魅力が重要
⇒「おまち」に積極投資。

⇒スタートアップコミュニティ、エコシステム形成を行政は下支え。

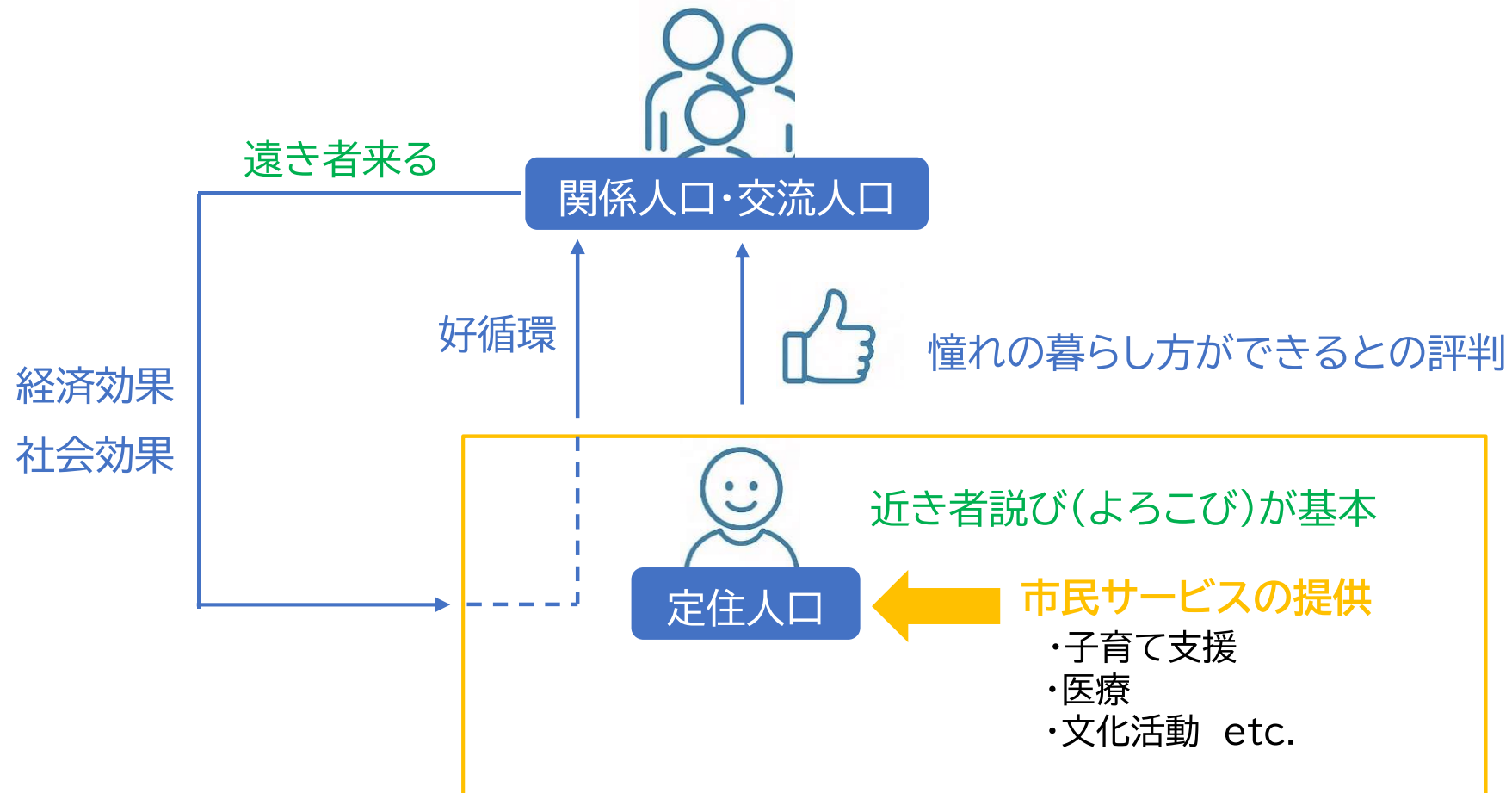
3 若年層の雇用のためには、遊休地、空家を活用して、産業の新陳代謝、そのための新規企業立地用地が重要。 ⇒ 土地利用規制緩和 + 市が自ら土地を生み出していく

4 市政と社会との「共創」が重要。めざす姿を共有し、みんなの力で実現していく。

0-5-2 このまちの強みを活かした新しい時代のまちづくりへ転換

- ・おまち(中心商店街)が残っている強みを活かす。
- ・大学の定員が多く、学生数が多いことを活かす。
- ・スタートアップの活動が活発化していることを活かす。
- ・留学生が多いことを活かす。
- ・自然豊かな住環境を活かす。
- ・「中心市街地の定住人口」を増やすことが、「交流人口」「関係人口」の増に効果的であることを認識
(近き者説(よろこ)びて、遠き者来たる→近き者説ぶの好循環)
定住者が幸せを感じ、交流者・関係者が来て幸せを感じ、それが定住者の幸せにつながる

(参考) 定住人口と関係人口・交流人口の好循環



近き者説び、遠き者来る(孔子「近者説遠者来」より)

=近臣がよろこんで仕えるような政治を行えば、その名声を聞いて遠くから人材が集まり、
国の力になる。(元の意味)

転じて⇒市民の幸福度・生活満足度が上がれば、そのまちの評判が上がり、市外から自然と人が集まる。

市外から人が集まるとまちの魅力がさらに向上し、市民の幸福度も上がる。(好循環)

(参考) 4次総におけるこれからのまちづくりの記述

4次総における「都市・交通分野」の政策 ⇒ (なんばの認識)
(第2部 第5章分野別の政策 ⑨都市・交通) 他のに市町に置き換えてもそのまま使える
静岡市の強みを活かした政策が示されていない

1. 新たな都市空間の創造により、誰もが心地よく幸せを感じる都心のまちづくりを推進
 - ①都心、副都心の都市機能の高度化・集積化
 - ②居心地が良く歩きたくなるまちなかの形成
 - ③公民共創による都市空間を活用したまちづくり
 - ④緑の基本計画に基づく、みどりあふれるまちの推進
2. まちの多様性とイノベーションの創出により、活発な交流と個性豊かな地域のまちづくりを推進
 - ①居心地が良く歩きたくなるまちなかの形成
 - ②公民共創による地域の特色を活かしたまちづくり
 - ③大規模社会資本や観光資源を活かした交流拠点の整備
 - ④地域の拠点となる魅力をもった公園の整備と適正運営の推進
3. 多彩な交流と活動を支える交通環境の充実を推進
 - ①誰もが安全、快適に移動できる交通環境の整備
 - ②地域の暮らしを支える持続可能な公共交通
 - ③脱炭素社会に向けた地域交通のグリーン化の推進
4. 安全・安心で環境にやさしい住環境と美しい緑のある都市景観の形成を推進
 - ①災害に強く、安全・安心なまちづくりの推進
 - ②建築物の更新等による環境に優しい安全・安心なまちづくり
 - ③環境にやさしく快適な住環境の整備
 - ④地域課題解決の場としての身近なオープンスペースの適正再配置

(参考)基本認識 「賑わいづくり」という言葉はこれからは市政では使わない

○第4次総合計画の記述

基本計画第5章 分野別の政策

⑥観光・交流分野

国内外の多くの人々を惹きつけ、多彩な交流を通じた賑わいが創出されるまちを実現します。

(中略)【主要な取組】

政策4 まちなか(都心・副都心)から広がるまちの賑わいづくりを推進します

(中略)

⑨都市・交通分野

快適で質の高いまちの拠点と、住環境・交通環境の充実による、誰もが暮らしたい・訪れたい“人中心”のまちを実現します。

なんばの評価

- ・「賑わい創出」はアウトプット(市が○○する)
- ・「賑わい」があると市民にとって何が良いのかというアウトカムになっていない
- ・「賑わいの創出」はイベントなど、とにかく人が集まれば良いになりがち
- ・重要なことは、「都市・交通」分野の記述にあるように、「誰もが暮らしたい・訪れたいと思うまちづくり」(ただし、都市と職の関係が全く意識されていない)

⇒「賑わいづくり」という言葉をこれからは政策・施策として使わない

常に、政策目的・目標をアウトカム(市民にどういう良いことがあるのか)で考える

0-2 基本認識・・・これからのまちづくりの方向性

－新しい時代の「職・住・商・学・遊近接」のまちづくり

- ・このまちの強みを生かし、まちに人と投資を呼び込み、新しい雇用と所得(稼ぐ力)を生み出す
- ・そのためには、内外の多くの人々が、「このまちは大変化するのでは？」と思い始めることが重要
- ・中心市街地で新しい時代の「職・住・商・学・遊近接のまちづくり」を行い、その効果を市域全体へ波及
- ・郊外、中山間地には、自然の豊かさを活かした移住を促進
- ・まち中は歩いて楽しめるまちへ
- ・都市域～中山間地を新しい交通システムでつなぐ

新しい時代の「職・住・商・学・遊近接」のまちづくりへ

31. まちづくり

- 00 基本認識
- 01 都市再生
- 02 都市開発規制
- 03 各地区のまちづくり
- 04 公園
- 05 住宅

- ・このまちの強みを生かし、まちに人と投資を呼び込み、新しい雇用と所得(稼ぐ力)を生み出す
- ・そのためには、内外の多くの人々が、「このまちは大変化するのでは？」と思い始めることが重要
- ・中心市街地で新しい時代の「職・住・商・学・遊近接のまちづくり」を行い、その効果を市域全体へ波及
- ・郊外、中山間地には、自然の豊かさを活かした移住を促進
- ・まち中は歩いて楽しめるまちへ
- ・都市域～中山間地を新しい交通システムでつなぐ
- ・新しい時代の「職・住・商・学・遊近接のまちづくり」

01 都市再生

（戦後の都市再生の時代）

- 静岡市のまちづくりは、先の大戦で消失したまちを耐火性のあるまちへ生まれ変えるという「都市再生」の時代
- 高度成長、人口増大期に適応してまちが成長してきた

（2000年頃から、土地高度利用による都市再開発の時代へ）

- まちづくりが進み、さらに、土地を高度利用するための点・区画の再開発の時代

（2025年～再び、都市再生の時代へ）

- 戦後の「都市再生」により行った、建物の集積が老朽化してきている
- 総人口が減少しているため、住の場所として郊外から中心市街地への人口が流入してきている
- DX、AIなど働き方も変わってきている

⇒再び、都市再生の時代

1-1 静岡市の1945年以降のまちづくり

(線・面の時代)

1957年～1963年	呉服町通り市街地整備事業（耐火建築物促進法に基づく）
1964年～1973年	呉服町から紺屋町一帯約1.15haの2街区6組合による市街地整備事業 （旧防災建築街区法に基づく）
1969年～	都市再開発法に基づく公共施設の整備にあわせたまちづくり

戦後の面の都市再生の時代

(点の時代)

1995年	静音楽館A0I完成
2010年	葵タワー完成
2012年	マリナート完成 えじりあ完成
2014年	呉服町タワー完成
2018年	札の辻クロス完成
2016年	グラソード草薙完成
2017年	ザ・エンブル七間町完成
2024年	M20完成

点・区画の都市再開発の時代

(参考1～5に示すように駅前の点の再開発は、まちづくりに
おいて重要だが、面の魅力向上へのつながりが不十分)

(再び線・面の時代)

⇒2025年～

点の都市再開発から面の都市再生へ

(参考)－1 御幸町9番・伝馬町4番地区第一種市街地再開発事業(M20)

●事業概要



●施設概要(建物の概要)

所在地 静岡市葵区御幸町20、伝馬町30

敷地面積 約2,000㎡

建築面積 約1,600㎡(建ぺい率 約80%)

延床面積 約18,000㎡(容積率 約850%)

総事業費 約96億円 ※ 建物のみ

構造 鉄骨造・鉄骨鉄筋コンクリート造

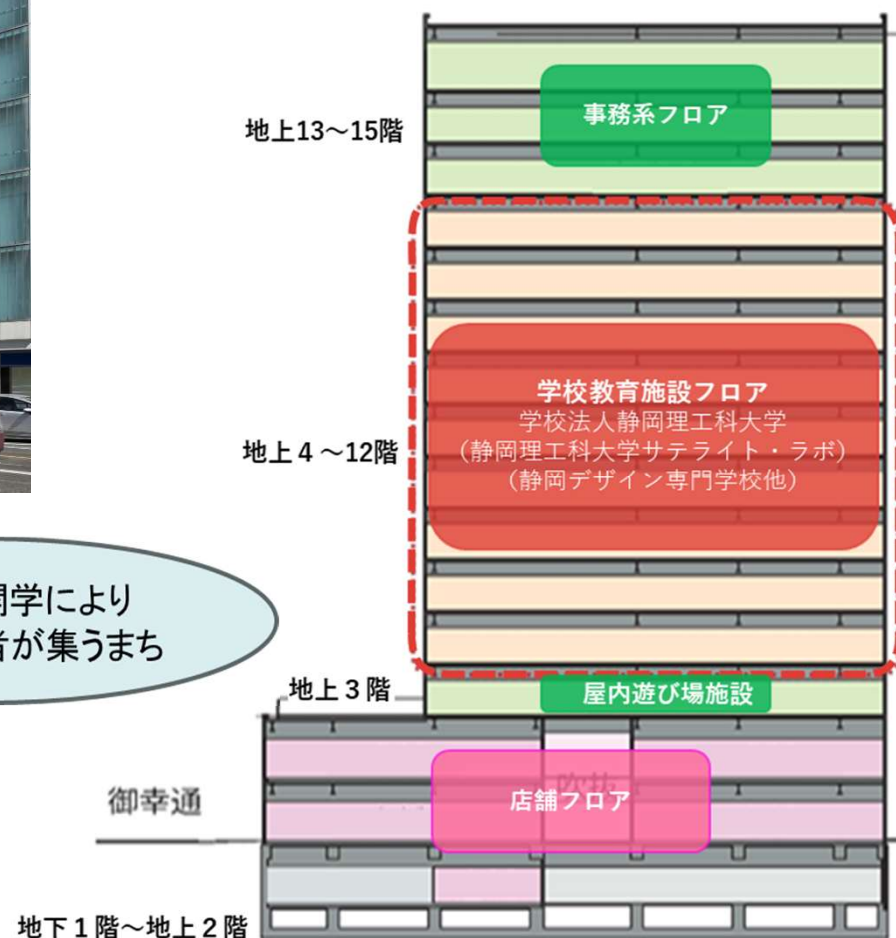
階数 地下1階/地上15階建(高さ約71m)

駐輪場 約200台、ミニバイク置場 約60台

事業期間 2020年度～2024年度

〈事業の目的〉

地区内の既存の老朽化した建築物等の共同化による土地の高度利用、地下道からの新たな動線による歩行者の回遊性向上など、都市機能の更新を図るとともに、静岡県を代表とする商業・業務地にふさわしい新たな都市空間の創出を目的とする。



(参考)ー2 静岡呉服町第一地区第一種市街地再開発事業(呉服町タワー)

●事業概要



〈事業の目的〉

県中部の広域を商圈とする商業・業務が集積した中心市街地の商店街の北側に位置し、既存の商業・業務施設等は間口狭小・奥行長大な敷地に立地し建物も老朽化していたため、市街地再開発事業により都市の防災の強化と都市機能の更新及び高度化を図り、都市環境の改善、中心市街地の魅力的な空間の創出を目的とする。

●施設概要(建物の概要)

所在地 静岡市葵区呉服町一丁目

敷地面積 約5,400㎡

建築面積 約3,700㎡(建ぺい率 約70%)

延床面積 約54,000㎡(容積率 約740%)

総事業費 約145億円※ **建物のみ**

構造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造
(免震構造)

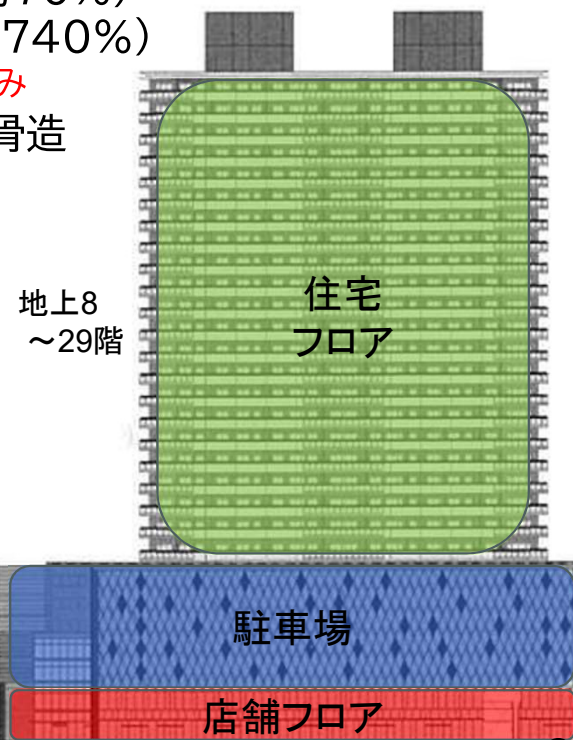
階数 地下1階/地上29階建
(高さ約110m)

駐車場 約450台

駐輪場 約600台

事業期間 2009年度～2014年度

中心市街地の
都市機能更新



(参考)－3 草薙駅南口地区第一種市街地再開発事業(グラソード草薙)

●事業概要



〈事業の目的〉

JR草薙駅南口に位置しており、土地区画整理事業による面的整備が行われたが事業完了から40年以上経過して、老朽化した建物が多く未利用地も点在するなど都市機能の更新、耐震性の向上等が求められていたことから、市街地再開発事業を行うことで土地の高度利用を促進し、商業・業務機能の集積による駅前空間の整備、良好な都市型住宅の誘導を行い、周辺に点在する教育・文化施設への玄関口にふさわしい都市環境の形成を目的とする。

●施設概要(建物の概要)

所在地 静岡市清水区草薙一丁目

敷地面積 約3,400㎡

建築面積 約2,300㎡(建ぺい率 約70%)

延床面積 約23,700㎡(容積率 約450%)

総事業費 約70億円 ※ 建物のみ

構造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造
(免震構造)

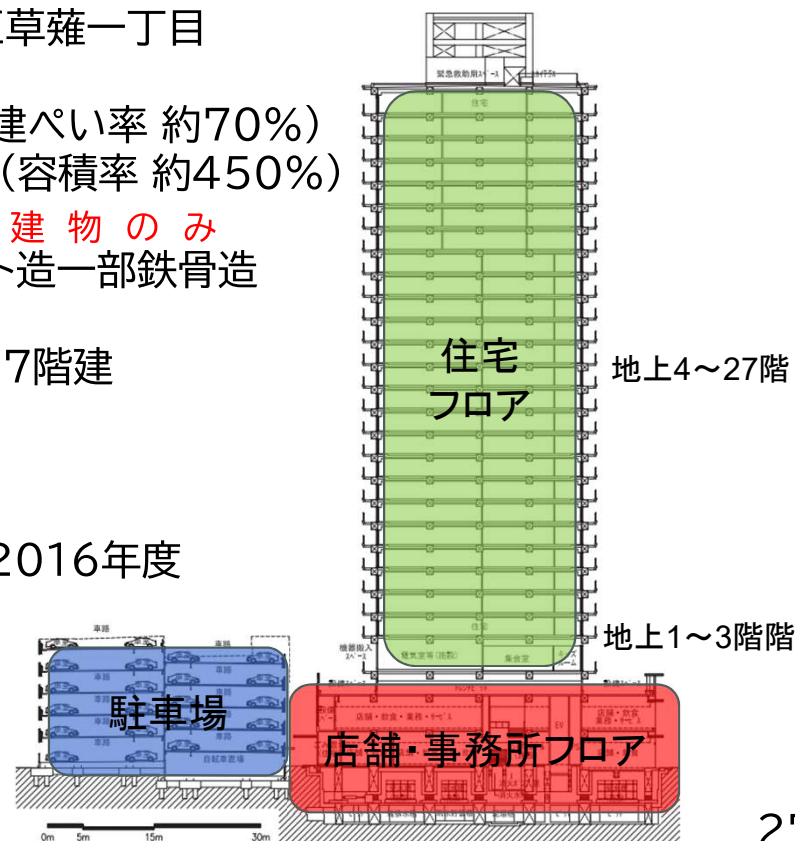
階数 地下1階/地上27階建
(高さ約110m)

駐車場 約170台

駐輪場 約320台

事業期間 2011年度～2016年度

良好な都市型
住宅の誘導



(参考)－4 清水駅西第一地区第一種市街地再開発事業(えじりあ)

●事業概要



〈事業の目的〉

JR清水駅西口広場の整備に併せ、駅を中心とした商業・業務機能の充実と、中心市街地への定住化の促進を図るため、清水駅西地区土地区画整理事業と同時施行による市街地再開発事業を行い、商業・業務機能の集積による駅前空間の整備、良好な都市型住宅の誘導により、清水区の玄関口にふさわしい都市環境の創出を目的とする。

●施設概要(建物の概要)

所在地 静岡市清水区辻一丁目

敷地面積 約3,600㎡

建築面積 約2,900㎡(建ぺい率 約80%)

延床面積 約31,700㎡(容積率 約620%)

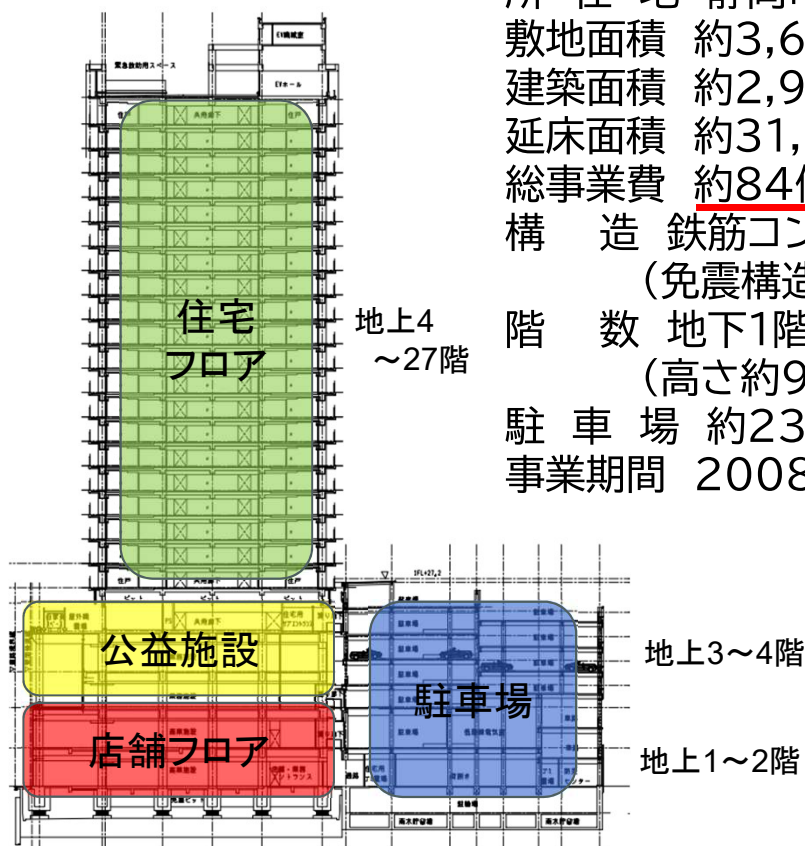
総事業費 約84億円 ※ **建物のみ**

構造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造
(免震構造)

階数 地下1階/地上25階建
(高さ約95m)

駐車場 約230台

事業期間 2008年度～2012年度



玄関口としての
都市環境整備

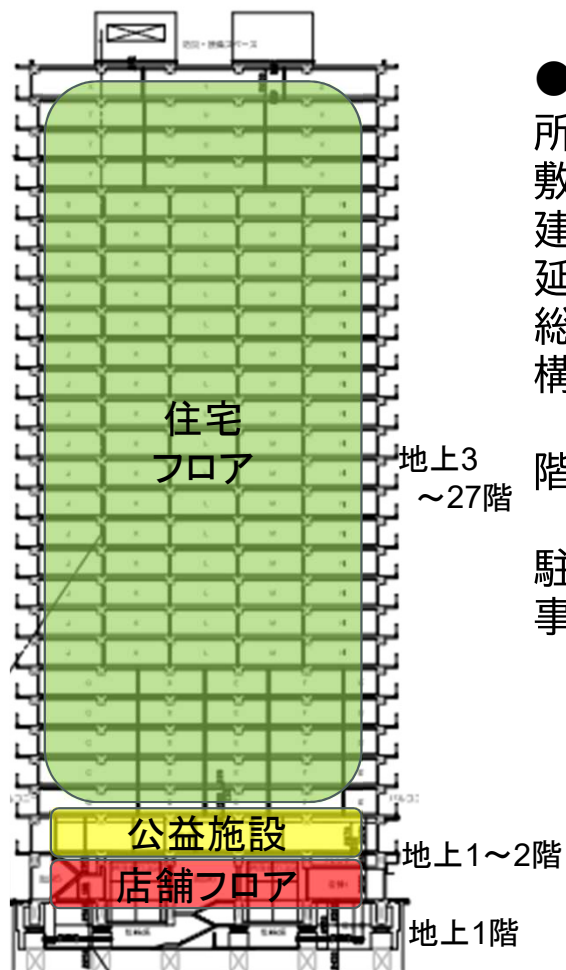
(参考)－5 静岡七間町地区優良建築物等整備事業(ザ・エンブル七間町) (共同化タイプ)

●事業概要



〈事業の目的〉

商業地域でありながら低未利用地の土地と老朽化した低層の建築物が混在している地区で、映画館の撤退により人通りが減少し、活力の低下が顕著であることなどから、優良建築物等整備事業の共同化により、都市防災の強化と商業施設の拡充や高度化により中心市街地の魅力向上を目的とする。



●施設概要(建物の概要)

所在地 静岡市葵区七間町地内

敷地面積 約1660㎡

建築面積 約880㎡(建ぺい率 約50%)

延床面積 約19,455㎡(容積率 約880%)

総事業費 約63億円 ※ 建物のみ

構造 鉄筋コンクリート造
(免震構造)

階数 地下1階/地上27階建
(高さ約91m)

駐車場 約130台

事業期間 2014年度～2017年度

共同化による高度化
と都市防災の強化

2-1 都市再生の一つの方法としての市街地再開発

市街地再開発事業の目的

出典：国土交通省

この法律は、市街地の計画的な再開発に関し必要な事項を定めることにより、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

(都市再開発法第1条)

〈現状の課題〉

〈課題の解決〉

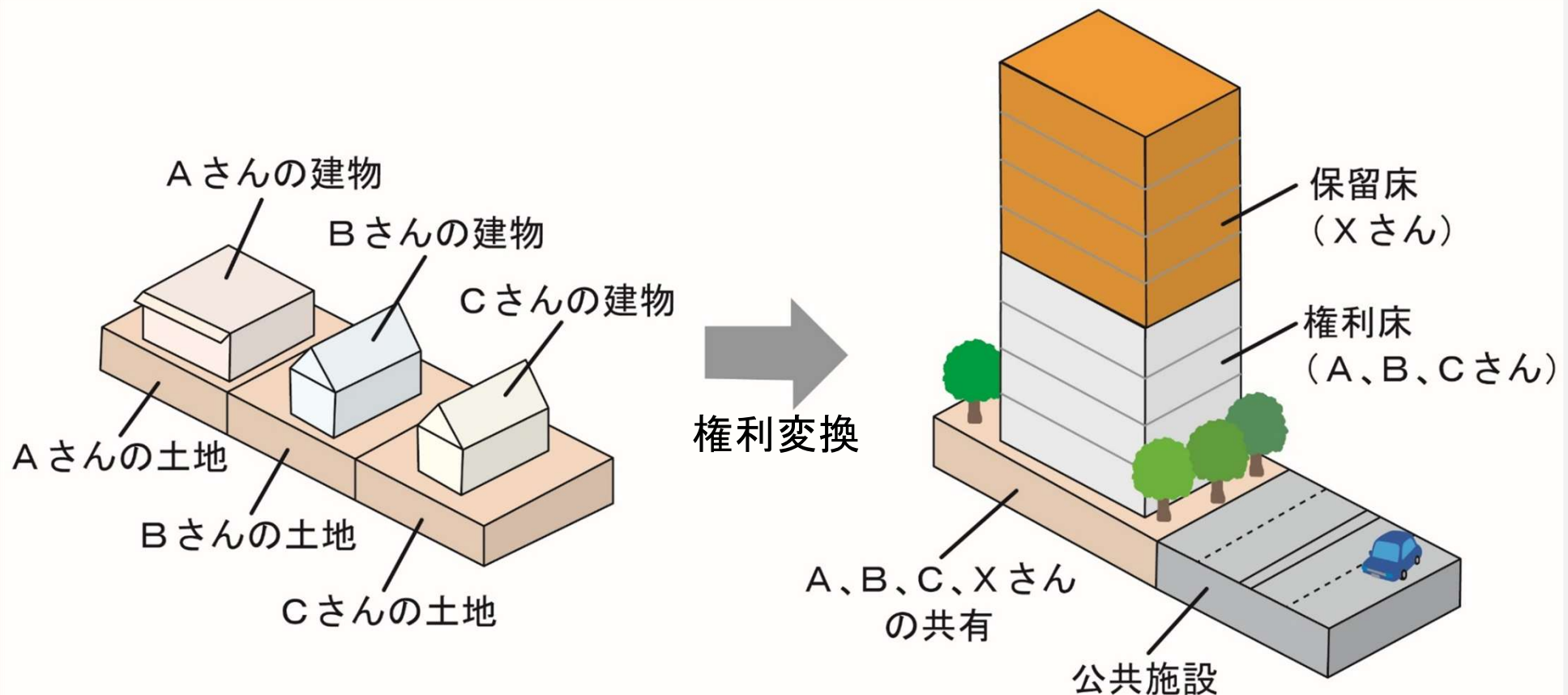


2-2 市街地再開発事業の仕組み

出典:国土交通省

事業の仕組み

- 敷地等を共同化し高度利用することにより、公共施設用地を生み出す
- 従前権利者の権利は、等価で新しい再開発ビルの床に置き換えられる(権利床)
- 高度利用によって新たに生み出された床(保留床)を処分して事業費に充てる



2-3 市街地再開発事業の施行区域要件

出典:国土交通省

市街地再開発事業の実施にあたっては、下記の要件を満たす区域であることが求められる。(都市再開発法第3条第3号)

- 高度利用地区、特定地区計画区域等内
- 地区内の耐火建築物の割合が1/3以下
- 十分な公共施設がないこと、土地の利用が細分化されていること等、
土地の利用状況が著しく不健全
- 土地の高度利用を図ることが都市機能の更新に貢献

2-4 優良建築物等整備事業(共同化タイプ)

事業概要

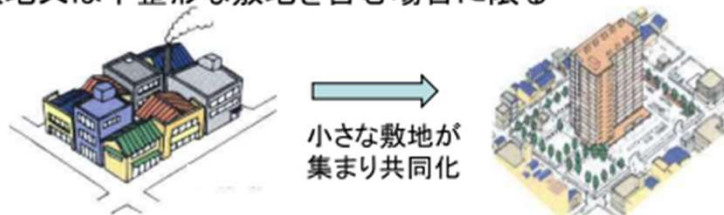
【メリット】:機動的な事業進捗が可能 【デメリット】:2以上の権利者が必要(個人不可)

市街地の環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給、防災拠点の整備等に資するため、土地の利用の共同化、高度化等に寄与する優良な建築物等を整備する。

主な事業要件

2以上の敷地等の所有権等を有する2人以上の者が当該敷地等において1つの構えをなす建築物及び敷地等の整備を行うこと

※;ただし、所有権等を有する者が2人の場合は、200㎡未満の敷地又は不整形な敷地を含む場合に限る



対象地域

三大都市圏の既成市街地等、近郊整備地帯等、地方拠点都市地域、都市機能誘導区域内であって鉄道駅等から一定の範囲内の地域、市街地総合再生計画区域、人口10万人以上の市の区域 等

敷地及び建築物の基準

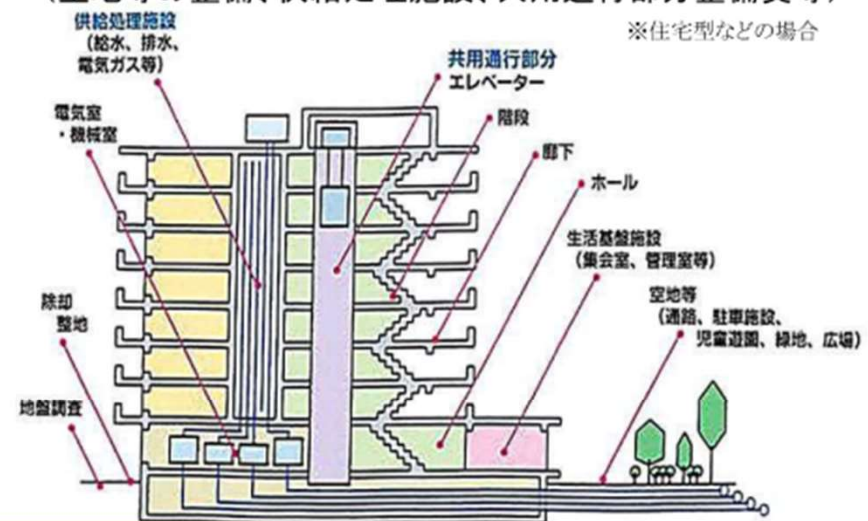
- 敷地面積が概ね1,000㎡以上
 - ※1 市街地総合再生計画等に係るものは概ね500㎡以上
 - ※2 一定の要件を満たす場合、複数地区の面積合計が概ね1,000㎡以上
- 地上3階以上で、耐火建築物または準耐火建築物であること
- 共用通行部分で交付対象となるものは、高齢者等の通行に支障が生じないようにバリアフリー化等がなされていること
- 建ぺい率に応じた一定以上の空地が確保されていること
- 敷地が原則として幅員6m以上の道路に4m以上接すること

施行者

地方公共団体、都市再生機構、地方住宅供給公社、民間事業者等

補助対象費用

- ①調査設計計画
(基本構想作成、事業計画作成、地盤調査、建築設計)
- ②土地整備
(建築物除却等費、補償費)
- ③共同施設整備
(空地等の整備、供給処理施設、共用通行部分整備費等)



補助率

補助対象に対して国1/3、地方1/3、民間1/3

〔 長期優良住宅の整備を含む場合は、
国:2/5、地方:2/5、民間:1/5 〕

出典:国土交通省

2-5 優良建築物等整備事業(市街地環境形成タイプ)

事業概要

【メリット】:個人でも実施可能 【デメリット】:敷地内通路等の一定の公共貢献が必要

市街地の環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給、防災拠点の整備等に資するため、日常的に開放され市街地における公衆の円滑な通行の確保に資する敷地内の公共的通路等の整備等を伴う建築物等を整備する。

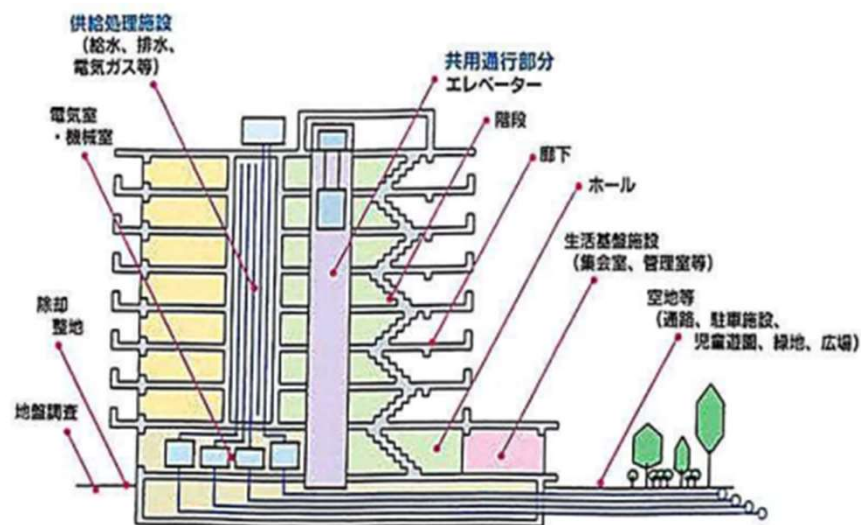
補助要件

■事業要件

- ・ 地区面積が概ね1,000㎡以上
 - ※1 市街地総合再生計画等に係るものは概ね500㎡以上
 - ※2 一定の要件を満たす場合、複数地区の面積合計が概ね1,000㎡以上
- ・ 一定以上の空地確保、一定の接道要件の確保
- ・ 地上3階以上で、耐火建築物または準耐火建築物 等

■補助対象費用

- ①調査設計計画
- ②土地整備(建築物除却費等)
- ③共同施設整備(空地等の整備、共用通行部分、供給処理施設)



主な事業要件 (①～③のいずれか)

- ①建築協定等に基づく壁面の位置の制限、建築物の形態等に関する制限を受けるもの等
- ②敷地内に公共的通路等を整備するもの
- ③駐車場と一体的に整備するもの(以下のいずれか)
 - ・ 駐車台数が概ね100台以上の自走式駐車場
 - ・ 都市計画法による都市施設又はこれに準ずる施設
 - ・ 中心市街地内のもので駐車場部分の床面積がこれと一体的に整備する建築物の建築面積以上であるもの



施行者

地方公共団体、都市再生機構、地方住宅供給公社、民間事業者 等

対象地域

三大都市圏の既成市街地等、近郊整備地帯等、地方拠点都市地域、都市機能誘導区域内であって鉄道駅等から一定の範囲内の地域、市街地総合再生計画区域、人口10万人以上の市の区域 等

補助率

補助対象に対して国1/3、地方1/3、民間1/3
〔長期優良住宅の整備を含む場合は、
国:2/5、地方:2/5、民間:1/5〕

出典:国土交通省

2-6 市街地再開発事業等に関する制度・手法の整理

市街地再開発事業等の制度・手法の比較

手法・制度	建築基準法第 52 条8項 (住宅容積率制限の緩和)	建築基準法第 59 条の2 (総合設計制度)	優良建築物等整備事業 共同化タイプ	優良建築物等整備事業 市街地環境形成タイプ	市街地再開発事業
容積率 割増	有	有	無 (建築基準法との 組み合わせが可能)	無	有
補助金	無	無	有	有	有
総事業費 に対する 補助金割合	—	—	約 10%	約 5%	約 20%
敷地形状	個人敷地	個人敷地	街区の半分程度	街区の半分程度	街区全体
行政手続き等	無	特定行政庁の許可 (建築審査会)	無	無	都市計画決定 (都市計画審議会)
事業期間	短	短 (建築許可)	中 (街区半分の合意形成)	中 (街区半分の合意形成)	長 (合意形成) (都市計画決定)

建築基準法による制度

国要綱による制度

都市再開発法による制度

3-1 基本認識 まちづくりの方針・・・都市再開発ではなく「都市再生」へ

《都市再生の必要性》

- 静岡市においては、近年、中心市街地において再開発ビル(例えばM20)をはじめ、「点・区画の再開発」が行われてきた。まちづくりへの貢献は大きい、「中・大規模の面の都市再生」は行われてこなかった。
- この結果、静岡市内の中心市街地において、ここ20年、面のまちづくりで大きな変化があったとは言えない。
- 中心市街地では築年数の高い建物が増えてきており、建て替えが必要な時期となってきている。
- 中心市街地(おまち)が残っていることが、静岡市の大きな強み。
- 静岡市においては、人口減少(とりわけ若年層の人口流出)が進む中、地域経済の活性化や若者の市外流出の抑制のために、新しい時代の持続可能な都市を再び生み出す「都市再生」が求められている。

《静岡市のまちの強みを生かせば、新しい時代に適応した都市再生ができる歴史的転換点にある》

《基本方針》

- ① これまでの「点・区画の再生」から「面の再生」に転換する。
- ② これまでの延長上の取組ではなく、時代認識を持った「10年後、30年後、50年後のまちの姿への転換となるまちづくり」を行う。

02 都市開発規制

2-0 基本認識 都市開発規制の意義と運用のあり方

・都市開発規制(都市計画法による市街化区域の線引き、用途地域の指定など)は、都市計画法の目的(同法第1条)に示されているように、「都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均等ある発展と公共の福祉の増進に寄与」してきた。

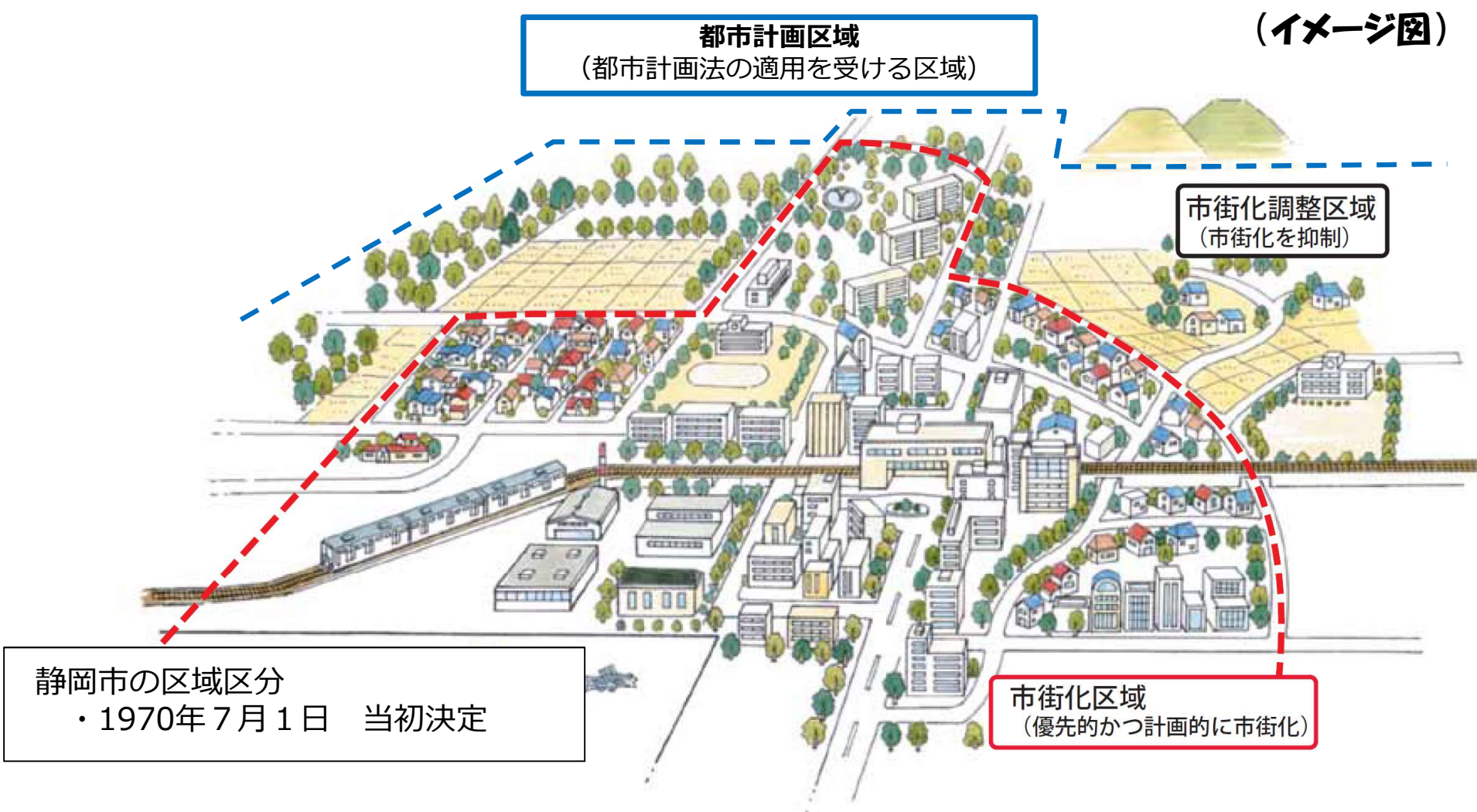
・都市計画法では、都市計画の基本理念として「都市計画は、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと並びにこのためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきこと(同法第2条)」が定められている。

・静岡市において、都市計画規制によって、土地の合理的な利用が図られてきた一方、静岡市政の規制運用は、「適正な制限」とは言えない過剰な規制により土地の合理的な利用が制限されてきたという負の効果があったこと認識しておく必要がある。

2-1-1 市街化区域と市街化調整区域

《区域区分制度の目的》

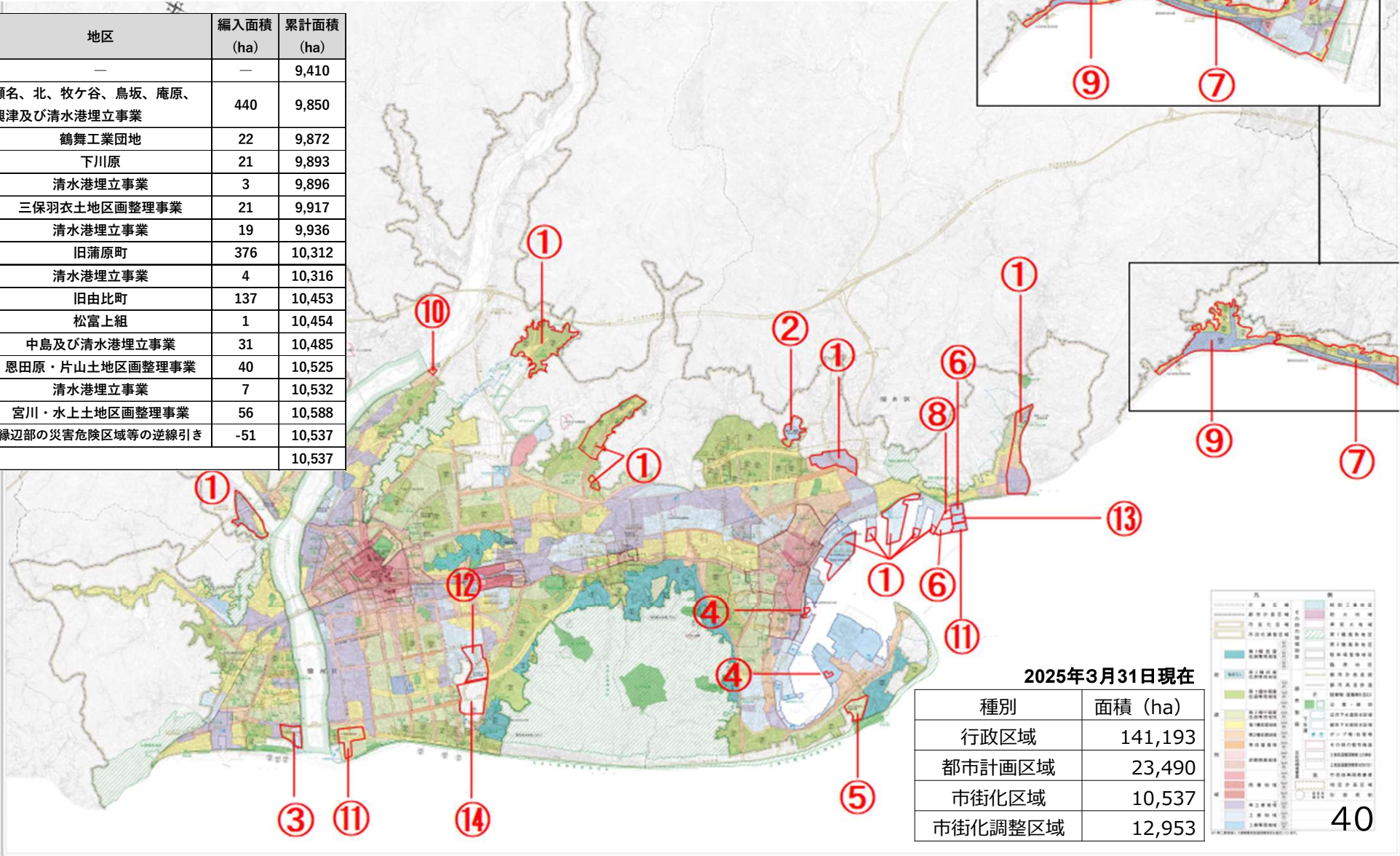
区域区分制度(市街化区域と市街化調整区域)は、道路・公園・下水道などの基盤整備について公共投資を効率的に行いつつ、良質な市街地の形成を図る目的で、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域とに区分するもの。



2-1-2 市街化調整区域から市街化区域への編入の実績

これまでは、土地区画整理事業など基盤整備が確実となったエリアから順次、市街化編入を行ってきたが、産業・工業立地を促進するための市街化編入を積極的に行ってはいなかった。
1980-2025までで665ha増(うち、由比・蒲原が513ha.恩田原・片山が40ha、宮川・水上が56ha)

箇所	決定年月日	地区	編入面積 (ha)	累計面積 (ha)
当初線引き	1970/7/1	—	—	9,410
①	1978/4/21	瀬名、北、牧ヶ谷、鳥坂、庵原、興津及び清水港埋立事業	440	9,850
②	1990/2/23	鶴舞工業団地	22	9,872
③	1992/7/28	下川原	21	9,893
④	1994/10/28	清水港埋立事業	3	9,896
⑤	2003/3/28	三保羽衣土地区画整理事業	21	9,917
⑥	2004/4/30	清水港埋立事業	19	9,936
⑦	2006/2/10	旧蒲原町	376	10,312
⑧	2007/10/19	清水港埋立事業	4	10,316
⑨	2008/10/24	旧由比町	137	10,453
⑩	2010/12/28	松富上組	1	10,454
⑪	2016/5/20	中島及び清水港埋立事業	31	10,485
⑫	2017/11/28	恩田原・片山土地区画整理事業	40	10,525
⑬	2020/8/3	清水港埋立事業	7	10,532
⑭	2022/4/15	宮川・水上土地区画整理事業	56	10,588
—	—	緑辺部の災害危険区域等の逆線引き	-51	10,537
2025年3月31日現在				10,537



2-2-1 用途地域規制・高度規制

用途地域について

《目的・内容》

都市計画の基本となるもの。

住居、商業、工業等の用途を市街化区域内に適正に配分して、混在を防ぎ、都市機能を維持増進するとともに、住居の環境を保護し、商業や工業等の利便を増進することを目的として定める地域。

住居系

第一種低層住居専用地域



低層住宅のための地域です。小規模なお店や事務所をかねた住宅や、小中学校などが建てられます。

第二種低層住居専用地域



主に低層住宅のための地域です。小中学校などのほか、150㎡までの一定のお店などが建てられます。

第一種中高層住居専用地域



中高層住宅のための地域です。病院、大学、500㎡までの一定のお店などが建てられます。

第二種中高層住居専用地域



主に中高層住宅のための地域です。病院、大学などのほか、1,500㎡までの一定のお店や事務所など必要な便利施設が建てられます。

第一種住居地域



住居の環境を守るための地域です。3,000㎡までの店舗、事務所、ホテルなどは建てられます。

第二種住居地域



主に住居の環境を守るため、ホテル、カラオケボックスなど

商業系

準住居地域



道路の沿道において、自動車関連施設などの立地と、これと調和した住居の環境を保護するための地域です。

近隣商業地域



まわりの住民が日用品の買物などをするための地域です。住宅や店舗のほかは小規模の工場も建てられます。

商業地域



銀行、映画館、飲食店、百貨店などが集まる地域です。住宅や小規模の工場も建てられます。

工業系

準工業地域



主に軽工業の工場やサービス施設等が立地する地域です。危険性、環境悪化が大きい工場のほかは、ほとんど建てられます。

工業地域



どんな工場でも建てられる地域です。住宅やお店は建てられませんが、学校、病院、ホテルなどは建てられません。

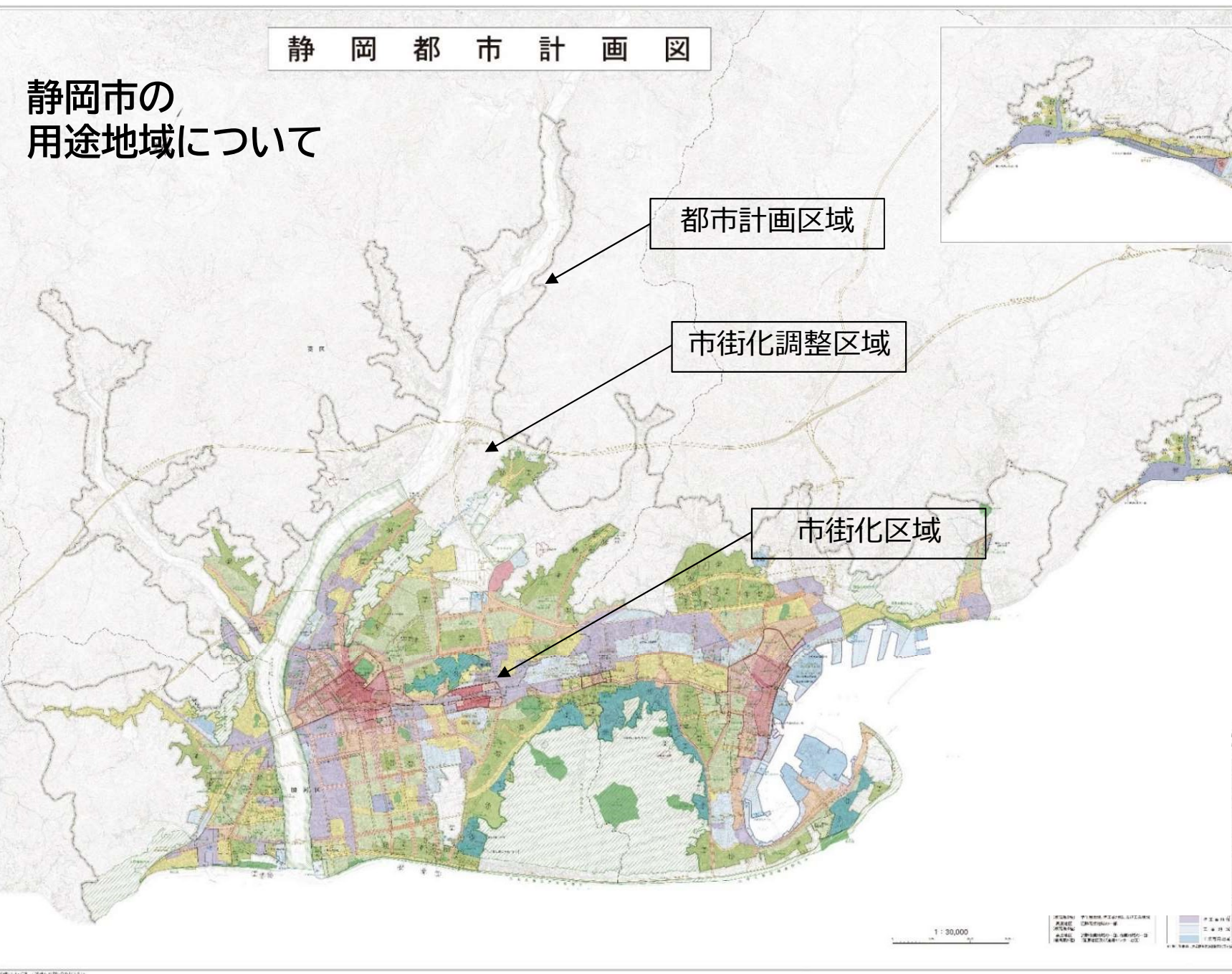
工業専用地域



工場のための地域です。どんな工場でも建てられますが、住宅、お店、学校、病院、ホテルなどは建てられません。

2-2-2 用途地域規制・高度規制

凡 例



		行政区域	
		都市計画区域	
		市街化区域	
		市街化調整区域	
用		第1種低層住居専用地域	60 40 80 40 80 50
		第2種低層住居専用地域	
途		第1種中高層住居専用地域	100 40 150 60 200 60
		第2種中高層住居専用地域	200 60
		第1種住居地域	200 60
		第2種住居地域	200 60
地		準住居地域	200 60
		近隣商業地域	200 80
			300 80
域		商業地域	400 80
			500 80
			600 80
		準工業地域 ^{※1}	200 60
		工業地域	200 60
		工業専用地域	200 60

42

2-2-3 用途地域規制・高度規制

高さ規制について

《目的》 周辺環境にそぐわない高さの建築物が無秩序に立地することを抑制し、良好な住環境の維持保全や秩序ある良好な街並み景観の創出など市街地の環境整備を図る目的として、用途地域の指定に併せて都市として調和のとれた質の高い土地利用を図るため高さ規制を設けている。

《経緯》 建築基準法の改正によって高層の建築物が増えたことにより、日照等の周辺の住環境に影響を及ぼし、紛争等が発生したことから、地域の意見等を踏まえて、高度地区(高さ規制)を指定した。

《内容》 【静岡市と浜松市の主な高さ規制の比較】

区域等		静岡市	浜松市
高度地区による高さ規制	日影規制	有（原則高さ10mを超える建物対象）	有（原則高さ10mを超える建物対象）
	斜線制限	有（道路・隣地・北側）	有（道路・隣地・北側）
	1 種低層住居専用地域	1 0 m（用途地域決定時に指定）	1 0 m（用途地域決定時に指定）
		－（用途地域の指定なし）	1 2 m（用途地域決定時に指定）
	2 種低層住居専用地域	1 6 m	斜線型規制(北側7m + 1:1.25)
		1 6 m	斜線型規制(北側7m + 1:1.25)
	1 種・2 種・準 住居地域	1 9 m	高度地区の指定なし
	近隣商業地域（容積率200%）	2 2 m	高度地区の指定なし
		3 1 m	高度地区の指定なし
		高度地区の指定なし	高度地区の指定なし
	準工業地域	1 9 m	高度地区の指定なし
	工業地域	3 1 m	高度地区の指定なし
	工業専用地域	高度地区の指定なし	高度地区の指定なし
	備考	参考（政令市の高さ規制の指定状況） 1. 商業・工専等除き広域的に指定 9都市（札幌市、仙台市、川崎市、横浜市、静岡市、名古屋市、京都市、神戸市、福岡市） 2. 住居系用途地域全域に指定 3都市（さいたま市、千葉市、堺市）	参考（政令市の高さ規制の指定状況） 3. 特定のエリアに指定 5都市（相模原市、新潟市、浜松市、広島市、北九州市） 4. 高さ規制なし 3都市（大阪市、岡山市、熊本市）

※高度地区：都市計画法第8条第1項第3号に規定する地域地区の1つ。同法第9条第18項に用途地域内において市街地の環境を維持し又は土地利用の増進を図るため建築物の高さを定める地区と規定されている。（都市計画の1つで都市計画決定されると建築確認の審査項目となる。）

2-3 市街化調整区域の立地基準

市街化調整区域への立地については、都市計画法第34条各号のいずれかに該当すると認める場合でなければ、開発許可をしてはならない。(都市計画法第34条)

①【許可案件：法第34条第1～13号】

号	許可される開発行為・建築行為
1	地域居住者が利用する公共公益施設（学校、診療所、社会福祉施設等）または店舗等
2	市街化調整区域内の鉱物資源や観光資源等の有効な利用上必要な施設
3	温度、湿度、空気等特別の条件を必要とする政令で定める事業の用に供する施設
4	農林漁業の用に供する施設または農林水産物の処置、貯蔵または加工に必要な施設
5	特定農村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律」による農林業等活性化基盤施設
6	中小企業の連携・集積の活性化に寄与する事業の用に供する建築物等
7	市街化調整区域内の工場施設における事業と密接な関連を有する施設で、事業活動の効率化を図るために建設が必要なもの
8	危険物の貯蔵・処理に供する施設
9	道路沿道サービス（給油所等）または火薬類の製造所
10	地区計画の内容に適合する開発・建築行為
11	条例の内容（区域・基準）に適合する開発・建築行為 市街化区域に隣接、近接した区域で基盤整備が完了している区域で用途設定
12	条例の内容（区域・目的・予定建築物用途）に適合する開発・建築行為
13	都市計画の変更により市街化調整区域に編入されて6か月以内に届け出た開発・建築行為
14	開発審査会を経て、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがなく、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当と認める開発行為

②【開発審査会付議による許可案件：法第34条第14号】

NO	付議基準	付議区分
1	既存集落内の自己用専用住宅（分家住宅）	包括承認
2	大規模既存集落内の自己用専用住宅（分家住宅）	包括承認
3	既存建築物の建替えの際の敷地拡大の特例	包括承認
4	産業廃棄物処理施設	包括承認
5	地域振興のための工場等	個別付議
6	研究施設	個別付議
7	大規模流通業務施設	個別付議
8	レクリエーション施設	個別付議
9	既存の土地利用を適正に行うための必要最低限な管理施設	個別付議
10	収用対象事業による第一種特定工作物の移転	個別付議
11	社寺仏閣及び納骨堂	個別付議
12	社会福祉施設、介護老人保健施設及び有料老人ホーム	個別付議
13	病院	個別付議
14	特別付議案件	特別付議

※包括承認…定型的、類型的なもので、市街化を促進するおそれがなく、かつ、市街化区域において行うことが困難又は著しく不適当と認められ、開発審査会があらかじめ承認しているもの。後日開発審査会にて報告している。

※個別付議…市街化調整区域内での立地実績の多い開発行為の類型を付議基準として整理・体系化し、事務処理市町の長が付議できる開発行為等の類型を開発審査会が別に定めたもの。

2-4-1 静岡市良好な商業環境の形成に関する条例・指針

- ・ 静岡市では、**目指すまちの姿に合致した良好な商業環境の形成を図る**ことを目的に、市内での**商業施設の建築等**に関する市・事業者等の責務や、必要な手続等を定める「静岡市良好な商業環境の形成に関する条例」を2013年に制定。
- ・ 当時、全国的な郊外型ショッピングセンターの出店増加に伴い、中心市街地の衰退が各都市の課題となっていた。このため、**コンパクトシティを形成し中心市街地の商業環境を維持することや、住宅地エリアにおける生活商業機能を維持・向上させる**ことを目指し、条例を制定。
- ・ 条例の規定に基づき「静岡市良好な商業環境の形成に関する指針」を策定。この指針において、市内を6つのゾーンに分け、それぞれの**まちづくりの考え方に沿った商業集積の方向性、売場面積の上限などを定めている**。（詳細は次頁参照）

ゾーン名称	売場面積の上限
①都心型商業環境形成ゾーン（静岡・清水の中心市街地、東静岡）	特に定めなし
②広域交流拠点型商業環境形成ゾーン（駿河区宮川・水上地区）	8,000㎡（大規模集客施設制限地区条例第3条第1項第1号の規定による認定を受ける建築物については、12,000㎡）
③地域拠点型商業環境形成ゾーン（駿河区役所、草薙駅周辺）	5,000㎡（幹線道路沿線8,000㎡）
④特化型商業環境形成ゾーン（用宗駅、興津駅、蒲原駅、新蒲原駅周辺）	3,000㎡（幹線道路沿線5,000㎡）
⑤近隣生活型商業環境形成ゾーン（静岡・清水の中心市街地周辺）	1,000㎡（幹線道路沿線5,000㎡、国道1号沿線8,000㎡）
⑥生活型商業環境形成ゾーン（①～⑤以外の主に住宅地エリア）	1,000㎡（幹線道路沿線5,000㎡、国道1号沿線8,000㎡）

○ その他（・・・過去にはコンビニエンスストアの出店を規制）

- ・ 旧静岡市では、1977年に「静岡市大規模小売店舗出店指導要綱」を制定。
 - ・ 大規模小売店舗(※)の出店にあたり、出店計画の届出や出店計画に対する指導・調整等を実施。
- ※当時の要綱において指導対象とされていた店舗（以下2(1)～(4)は、1991年以降、指導対象外とした。）
1. 店舗面積が300㎡以上500㎡以下のもの。
 2. 市長が行政上必要があると認めたものが営む店舗(店舗面積の合計が300㎡未満のものを含む)。
 - (1)商調法第1条の2第3項に規定する大企業者。
 - (2)既に500㎡以上の小売業を営む店舗を有するもの。
 - (3)既に出店済の店舗でその店舗面積の合計が1,500㎡を超えて小売業を営んでいるもの。
 - (4)フランチャイズ形式により小売業を営むもので、そのフランチャイザーが(1)に規定する大企業等に該当するもの。(➡コンビニエンスストア等)

2-4-2 静岡市良好な商業環境の形成に関する条例・指針

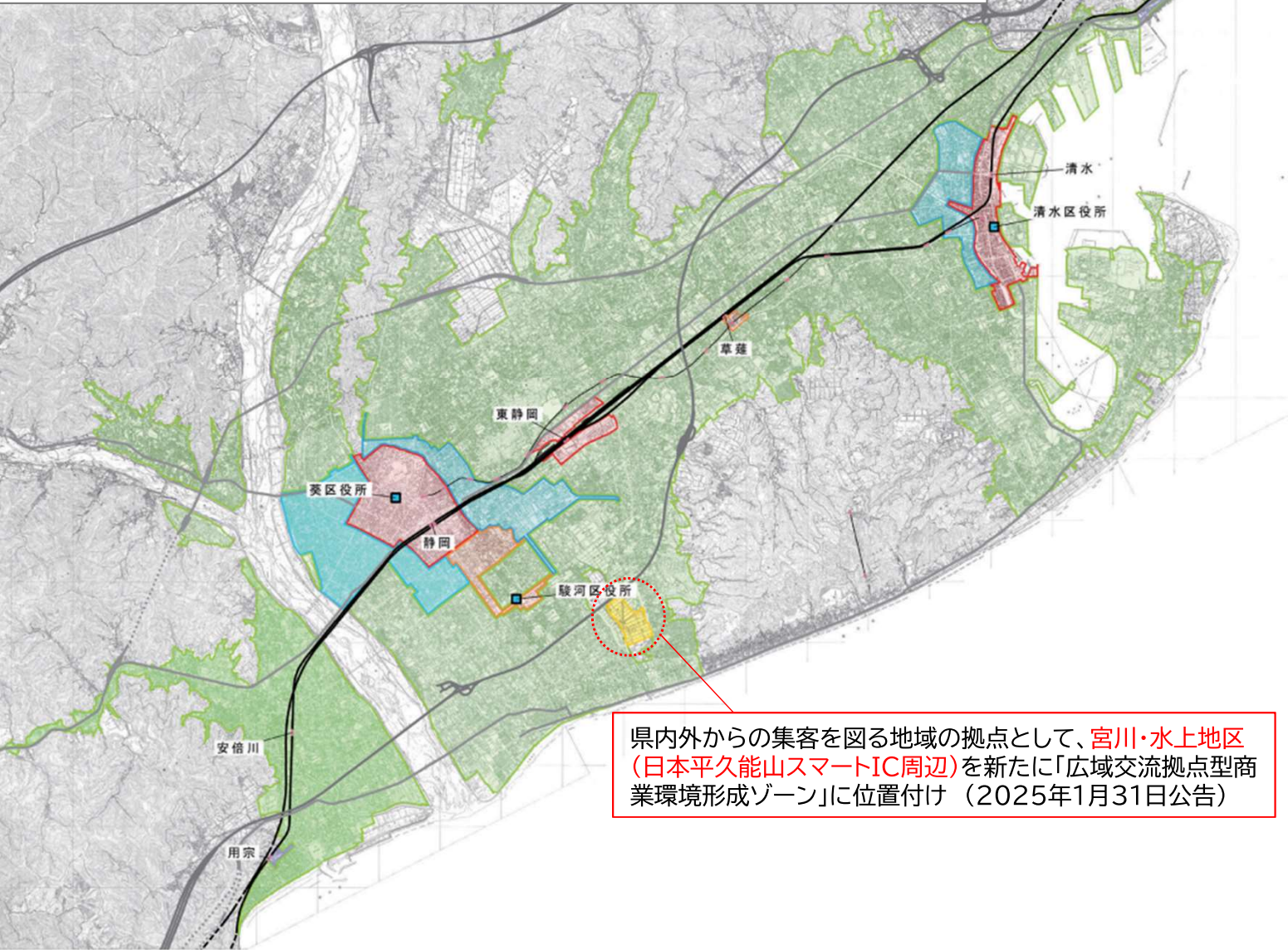
都市計画マスタープラン等のまちづくりの方向に沿って、各ゾーンの商業集積の方向、想定する店舗構成・取扱品・顧客等及び売場面積の上限を設定。（ゾーニング図については次頁参照）

ゾーン名称		まちづくりの方向 (当該地区の役割)	商業集積の方向	想定する店舗構成、取扱品	想定する主な顧客と買物行動	小売業を行うための 店舗の用に供する部分の面積
都心型商業環境形成ゾーン	静岡都心	○商業都市静岡の顔として、広域都市圏をけん引する高次都市機能が集積した都心を形成 ○中心市街地活性化策と連携を図るとともに、地域資源を活用し、賑わい、風格のあるまちを構築 [期待される役割] ・買物に付随する多様な楽しみの場 ・創造的都市文化の育成、発信拠点 等	○広域都市圏をけん引する商業都市として積極的な集積を図るとともに、魅力の向上に努める。 ○老舗の風格と高感度な専門店等が合わさった重層的な集積を図る。 ○新たなライフスタイルを提案する商業、都市文化、娯楽等を育成する。 ○多様な集積地区相互の回遊性を向上し、集積効果を高める。	○買回品専門店 ○大型百貨店 ・主力商品は、ファッション、その他の買回品 ・都市文化、娯楽サービス 等	○鉄道、自動車でおおむね 1 時間強圏内（30 ～ 50km 程度）の生活者 ○県内外からの観光来訪者 ・月に 1 ～ 数回程度の買物 ・おしなれをした時間消費	特に定めない
	清水都心	○港観光、レクリエーションなど集客、交流を基軸とした賑わいあるまちづくりの展開 ○中心市街地活性化策と連携を図りつつ、回遊性の向上をはじめとした魅力向上策の展開 [期待される役割] ・集客、交流の拠点、もてなしの場 ・市内の観光流動の拠点 等	○港町の風情や歴史文化資源を活用し、広域的な集客、交流に資する商業機能（飲食、サービス等を含む）の集積を図る。 ○駅前、商店街など近隣居住者の生活必需的な購買活動、サービスに係る集積の維持を目指す。	○専門店及び大型スーパー等 ○集客、交流をターゲットにした大型専門店、飲食、物産店 ・観光交流に資する物産品、飲食、サービス ・近隣居住者に供する食品、日用雑貨、衣料、身の回り品	○県内外の観光目的来訪者 ○鉄道、自動車でおおむね 15 分圏内（5km 程度）の生活者 ・観光来訪者による飲食及び物産等の購入 ・近隣居住者等の日常、週末の買物	
	東静岡副都心	○東静岡地区新都心拠点整備事業等により整えられた都市基盤を活用し、静岡都心を補完する複合的な新市街地の形成 ○主にコンベンションや文化交流の場としての機能に着目した都市機能整備 [期待される役割] ・都心を補完する創造文化、交流の場	○基盤整備との整合を図るとともに、両都心との機能分担に留意しつつ副都心に相応しい広域的な専門店の立地を図る。 ○駅周辺地域において供給される住宅（マンション）居住者の日常的な利用に供するよう、最寄品を含めた一定の商業集積を図る。	○買回品大型専門店 ○最寄品総合スーパー ・ファッション、その他の買回品 ・近隣居住者に供する食品、日用雑貨、衣料、身の回り品	○鉄道、自動車でおおむね 1 時間弱圏内（20 ～ 30km程度）の生活者 ○コンベンション施設等の来訪者 ・広域居住者の週末の買物及び駅周辺居住者の日常の買物 ・文化交流施設利用者の飲食、物品購入	
広域交流拠点型商業環境形成ゾーン		○交通核や公共施設の立地する都心、副都心と連携した地区として、本市の魅力を発信し、広域基盤を活用した主に自動車交通により、県内外から人が集まる交流拠点となる賑わいあるまちづくりの推進 [期待される役割] ・都心、副都心との連携 ・新たな交流の拠点	○県内外からの集客を図る地域の拠点として、本市の魅力を活用しつつ、都心・副都心を支え、地域拠点に相応しい広域的な集客、交流に資する商業機能の集積を図る。	○集客、交流をターゲットにした飲食、物産店 ・地域資源を活用した飲食、物販 ○買回品専門店、量販店	○県内外からの来訪者 ○自動車でおおむね 1 時間弱圏内（70～80 km程度）の生活者 ・来訪者の飲食、物品購入 ・中心市街地など市内への回遊	8,000㎡ 静岡市大規模集客施設制限地区建築条例第 3 条第 1 項第 1 号の規定による認定を受ける建築物については、12,000㎡（ただし、静岡駅、清水駅及び東静岡駅周辺に形成される商業環境と共存しない商業集積の誘導は想定しない。）
地域拠点型商業環境形成ゾーン		○交通核や公共施設の立地する都心、副都心を補完する地区として、生活サービス機能や業務機能の充実したまちづくりの推進 [期待される役割] ・都心、副都心の補完 ・生活サービスの一式がおおむね揃う場	○生活圏の中心として、最寄品等の日常生活に必須な商業、サービス機能の集積を図るとともに、一定の買回品専門店の集積を目指すしていく。	○買回品専門店、量販店 ○最寄品総合スーパー ・主力商品は、食品、日用雑貨、衣料、身の回り品	○徒歩、自転車移動圏内（2km 程度）の居住者及び通勤、通学者 ・平日の夕方の買物、週末の買物	5,000㎡ 幹線道路沿線：8,000㎡
特化型商業環境形成ゾーン		○旧宿場など歴史、風情のある街並み、地域資源の保全や利活用による豊かな歴史を実感できるまちづくりの展開 [期待される役割] ・市内の観光、余暇ネットワークの一拠点 ・風情のあるまちづくりの展開	○市全域の集客、交流施策等との連携を図りながら、特色ある商業集積を誘導する。 ○近隣住民の日常的な利用に供する既存商業集積を維持するとともに、地場産品等を扱う店舗や観光関連の飲食、物販、サービスに係る商業機能の育成、集積を図る。	○専門店 ○最寄品総合スーパー ・主力商品は、食品、日用雑貨、衣料、身の回り品 ○観光来街者に対応する物販、飲食 ・観光関連の物販、飲食	○徒歩、自転車移動圏内（2km 程度）の居住者 ○市内観光として、旧宿場等を訪問する来街者 ・近隣居住者の平日の夕方の買物 ・来街者の飲食、物産購入	3,000㎡ 幹線道路沿線：5,000㎡
近隣生活型商業環境形成ゾーン		○旧来の商店街等を核としつつ、地域コミュニティの維持、育成に資するまちづくりの展開 [期待される役割] ・生活回りの基礎的な機能の充足 ・顔の見える地域コミュニティの場の形成	○高齢者等を含む地域の生活者へのきめ細やかなサービスを提供しうる商業機能の誘導を図る。 ○コミュニティに密着した商業集積の維持を図るため、原則的に大規模な商業集積の誘導は想定しない。	○最寄品専門店 ○中型スーパー ・主力商品は、生鮮 3 品等	○おおむね徒歩圏内（500 ～ 1,000m 程度）の居住者 ・近隣居住者の平日の昼～夕方の買物が主	1,000㎡ 幹線道路沿線：5,000㎡ 国道 1 号沿線：8,000㎡
生活型商業環境形成ゾーン		○良好な住宅環境、景観や沿道環境、景観への配慮に重点を置きつつ、まちづくりを進める。 [期待される役割] ・居住系生活環境、景観の維持、保全 ・沿道環境、景観の維持、保全	○居住系利用を中心とした環境、景観や沿道の環境、景観の維持を図るため、生活に密着した商業機能を除き、原則的に大規模な商業集積の誘導は想定しない。	○専門店、中型スーパー ・主力商品は、生鮮 3 品等 ○幹線道路沿線 ・最寄品総合スーパー、量販店等 ・取扱品は、日用雑貨、衣料、身の回り品	○おおむね徒歩圏内（500 ～ 1,000m 程度）の居住者、若しくは沿道を通過する自動車来訪者 ・近隣居住者の平日の昼～夕方の買物が主	1,000㎡ 幹線道路沿線：5,000㎡ 国道 1 号沿線：8,000㎡

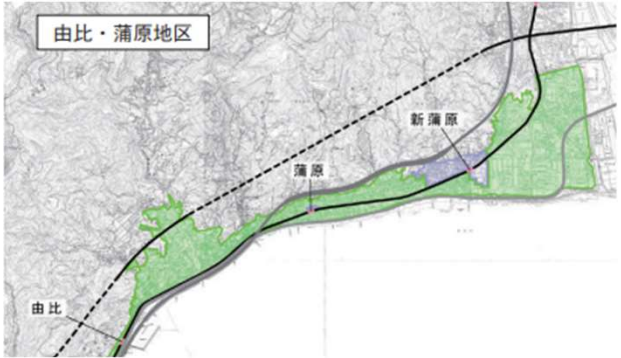
2-4-3 静岡市良好な商業環境の形成に関する条例・指針

指針別図

市街化区域を対象に、市内を6つのゾーンに区分。
都心部には、静岡市の顔となる高度な商業機能の集積を図りつつ、
居住エリアには、日常生活に密着した商業機能の点在を図る。



県内外からの集客を図る地域の拠点として、宮川・水上地区（日本平久能山スマートIC周辺）を新たに「広域交流拠点型商業環境形成ゾーン」に位置付け（2025年1月31日公告）



凡 例		
ゾーニング		小売業を行うための店舗の用に供する部分の面積
都心型 商業環境形成ゾーン		特に定めない
広域交流拠点型 商業環境形成ゾーン		8,000㎡ ※
地域拠点型 商業環境形成ゾーン		5,000㎡ 幹線道路沿線 8,000㎡
特化型 商業環境形成ゾーン		3,000㎡ 幹線道路沿線 5,000㎡
近隣生活型 商業環境形成ゾーン		1,000㎡ 幹線道路沿線 5,000㎡ 国道1号沿線 8,000㎡
生活型 商業環境形成ゾーン		1,000㎡ 幹線道路沿線 5,000㎡ 国道1号沿線 8,000㎡

※静岡市大規模集客施設制限地区建築条例第3条第1項第1号の規定による認定を受ける建築物については、12,000㎡（ただし、静岡駅、清水駅及び東静岡駅周辺に形成される商業環境と共存しない商業集積の誘導は想定しない。）

2-5 都市計画区域内における開発許可

都市計画区域内で安全で快適なまちづくりを推進するため、建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う一定規模以上の土地の区画形質の変更を伴う場合、都市計画法第29条に基づく開発行為の許可を受ける必要がある。

① 適用面積

開発許可を必要とする土地の面積は、以下に該当する場合。

- (1) 建築物及び第一種特定工作物の開発行為 … 市街化区域：1,000㎡以上、市街化調整区域：500㎡以上
- (2) 第二種特定工作物の開発行為 … 1ha以上(区域にかかわらず)が対象

建 築 物	建築基準法第2条第1号に定める建築物	
特定工作物	第一種特定工作物	コンクリートプラント、アスファルトプラント クラッシャープラント、危険物貯蔵施設 等
	第二種特定工作物	1ha以上の 野球場 庭球場 陸上競技場 遊園地 動物園 墓園 等

② 区画形質の変更

開発許可を必要とする土地の区画形質の変更は、以下に該当する場合。

I 土地の「区画」の変更

道路、水路等の公共施設の新設、変更または、廃止などを行うこと。

II 土地の「形」の変更

盛土の高さが50cmを超える場合、切土の高さが100cmを超える場合、又は、盛土と切土を同時に行う場合は、盛土の高さが50cm以下であっても、切土と盛土の高さの合計が100cmを超える場合。

III 土地の「質」の変更

登記簿の地目が宅地以外の土地(農地、雑種地等)を宅地とすること。

2-6-1 規制緩和の方向性

(基本認識)

静岡市の都市計画法に基づく規制は、制度上、過度な規制になっているもの、あるいは、担当者の個人的判断で具体的規制を運用し不適切な規制内容となっているものがある。難波が市長就任後いくつかの見直しを行ったが、今後もさらに規制緩和を進める。

1. 市街化調整区域から市街化区域への編入

現在の土地利用実態に合うよう、編入を進める。

2. 用途地域

用途地域の規制を見直す。その際は、下記(①、②)の緩和ができる制度を活用するなど、地域の特性も考慮する。

① 特別用途地区

用途地域の指定を補完し、特別の目的から特定の用途の利用の増進、環境の保護等を図ることを目的として定めるものである。

特別用途地区に定めることにより、用途地域で制限している建築物の緩和(規制)が可能となる。

② 地区計画

地区の特性に応じて良好な都市環境の形成を図ることを目的として、きめ細やかな“土地利用に関する計画”と道路や公園等の“公共施設に関する計画”を一体的に定めるものである。

建築物の用途を地区計画に定めることにより、用途地域で制限している建築物の緩和(規制)が可能となる。

2-6-1 規制緩和の方向性

3. 高度規制

過度な規制となっているものがあるので規制内容を見直す。

4. 都市計画区域の立地基準

2024年度は、企業立地を推進するため、倉庫等の物流施設については、事業形態を鑑みて、「特定の非自己業務用」を許可の対象に加えた。

また、農林漁業の用に供する施設または農林水産物の処理、貯蔵または加工に必要な施設(都市計画法第34条第4号)については、これまで、仕入れ先を近隣地区に限定していた運用を改め、「専ら静岡市の市街化調整区域内で生産される農産物」であることを許可の対象にする等、運用を見直した。

その他についても、産業基盤強化プロジェクトチームを中心に、市内の企業が市外へ移転することを防ぐための基準改正や運用適正化に向けて取り組んでいく。

5. 静岡市良好な商業環境の形成に関する条例・指針

静岡市は、商業施設の新規立地可能な場所が限られている。

宮川・水上地区の土地区画整理事業では、企業立地推進に向けた最適な土地利用に向けて、同地区を新たに「広域交流拠点型商業環境形成ゾーン」に指定した。(2025年1月31日公告)

これにより、同地区では、売場面積8,000㎡(静岡市大規模集客施設制限地区建築条例第3条第1項第1号の規定による認定を受ける建築物については12,000㎡)までの商業施設の出店が可能となった。

今後も、地域の生活の実情や高度規制への影響を考慮し、必要な見直しを行う。

03 各地区のまちづくり

- ⑩ 全体
- ① 静岡駅北口
- ② 静岡駅南口
- ③ 東静岡のまちづくり
- ④ 清水駅東口
- ⑤ 清水駅西口
- ⑥ 大谷・小鹿(恩田原・片山地区、宮川・水上地区)
- ⑦ 日本平・久能
- ⑧ 東海道57次
- ⑨ 用宗
- ⑩ オクシズ

① 全体

3-0-1 都市再生の内容(主たるもの)

- ① JR静岡駅北口(紺屋町、御幸町、伝馬町、呉服町、七間町)の商店街の活性化
 - 今後の駅北口商店街においては、都市デザイン指針に基づく公共空間の利活用、老朽化した建物の更新などの事業に合わせ、各商店街が目指す姿を明確にし、その特色に沿った店舗づくりを進めていくための空き店舗活用やリノベーション、既存店舗の業態転換、新規創業などの支援を実施する。
 - これにより、買い物の場だけではない、学び・遊び・体験などのコト消費や人とのコミュニティの場といった新たな商店街の魅力を作り出し、活性化を図り、歩いて楽しめるまちづくりを推進する。
- ② JR静岡駅南口駅前広場の拡張整備（注：北口駅前広場についても同様に、2030年代前半の供用開始を目指し再整備する）
 - 1993年度の供用から30年が経過し、現在では、ロータリー内のバスと一般車の混在や乗降スペース不足、待合や歩行者などの「ひと」のための空間不足が顕著となっている。
 - そのため広場拡張整備によって、「公共交通と一般車の分離」及び「ゆとりと魅力ある広場空間の創出」を実現する。政令市の玄関口としてふさわしい駅前広場として、2030年代前半の供用開始を目指す。
- ③ 東静岡地区のまちづくり(アリーナ整備を含む)
 - 東静岡地区では、JR東静岡駅南側における新県立中央図書館の移転整備や、駅北側におけるバンダイの新工場建設のような民間投資も進んでいる。今後は、アリーナ整備を核として、人が集まる仕組みづくりや安心・安全で住みやすいまちづくりを進めていく。
 - まちづくりを進める上では、東静岡の交通結節機能の強化のため、JR東静岡駅と静鉄長沼駅とをつなぐペデストリアンデッキ等の整備や新たなモビリティの導入の他、より有効な土地利用を図ることができる用途地域への見直しなどに取り組んでいく。
- ④ JR清水駅東口ENEOS(株)清水製油所跡地への都市機能の導入
 - スタジアムのほか、商業施設やホテル等の民間投資を促すとともに周辺基盤整備の在り方を検討している。
 - 整備用地の想定面積は10haと広く設計の自由度が非常に高い。このため、民間投資計画の内容によってコンセプト、土地区画整理や開発行為等の整備手法、商業施設、ホテル、オフィス等との複合化・併設化の有無、採算性確保策などが大きく異なるため、今後、投資に関心がある民間企業等と協議しながら詳細を詰めていく。

3-0-2 都市再生の内容(主たるもの)

⑤ JR清水駅の駅前商店街の活性化

- 今後の駅前商店街においては、商店街が目指す子育て世代を呼び込むまちの実現に向け、空き店舗と全天候型のアーケードを活用した子どもの遊び場の設置・運営支援と周辺への子育て関連施設の誘致を進めていく。
- また、寄港するクルーズ船客に対する日本ならではの体験サービスの提供やクルーズ船を観光資源にした山梨・長野県など国内誘客への支援を実施していくことで、日常的な子育て世代の来街とクルーズ船を活かした観光誘客による活性化を図っていく。

⑥ 谷津山、鯨ヶ池、八幡山などの都市内の山、池を活用した憩いの場(里山公園)の創出

- 静岡市には市民が身近に「みどり」に親しむことができる自然環境がある一方で、環境・景観の悪化や、保全・利活用に関わる関係者との情報共有の不足などの課題がある。
- 今後、これらの課題解決と自然環境の持つ資産価値を最大限利活用するため、多くの主体と連携しながら、里山の再生に関わる市民団体の活動支援や利活用の機運醸成、市民が利用しやすい環境整備に取り組む。

⑦ 高級ホテルの誘致

- ハイグレードホテルの誘致は、MICEの推進やインバウンド観光をさらに推進していこうとする静岡市にとって極めて重要である。
- 静岡市では、交通利便性の高いJR駅周辺や、風光明媚な観光地など複数の候補地について、地元金融機関と連携し、誘致に関連する民間事業者等(運営者、土地・建物所有者、出資者等)への幅広いヒアリング等を行い、その実現に向けて検討を進めている。

⑧ 大谷・小鹿(恩田原・片山地区、宮川・水上地区)のまちづくり

- 大谷・小鹿地区では、日本平久能山スマートICによる交通利便性を活かし、工業・物流施設の集積による産業機能と、市内外から人を呼び込む交流機能を有する新たな拠点の形成を目指している。
- 産業機能を担う恩田原・片山地区(32.8ha)では、2017年度に着手した基盤整備が概ね完了し、現在企業立地が進められている。交流機能を担う宮川・水上地区(47.0ha)では、昨年度から基盤整備に着手し、随時企業立地を進め、2036年度の事業完了を予定。

① 静岡駅北口

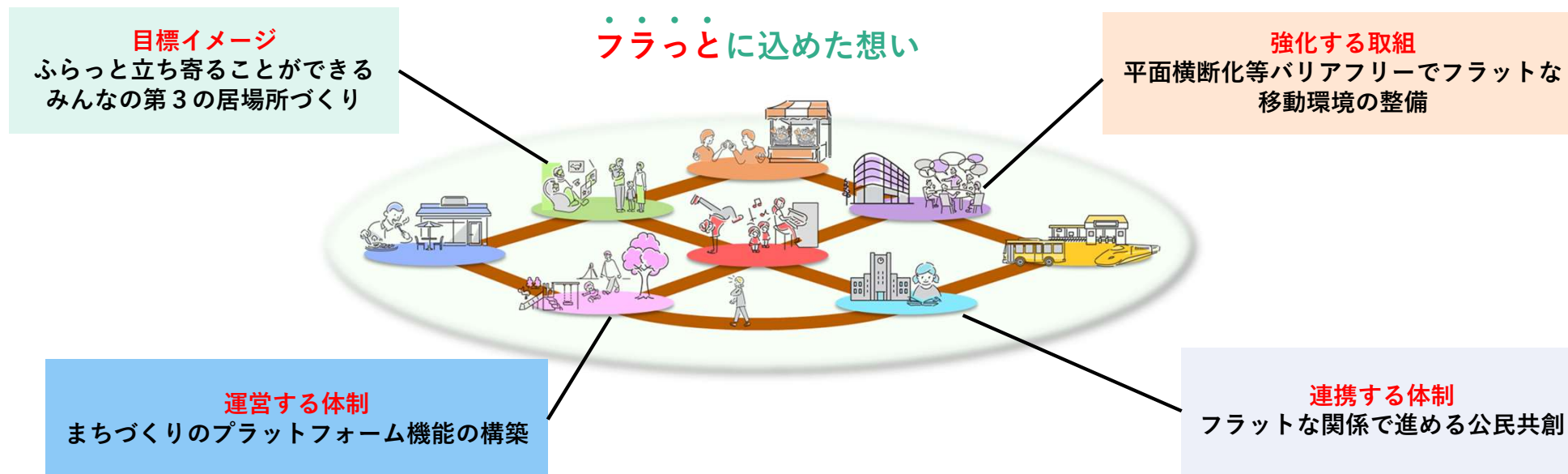
《静岡都心地区のめざす将来像》

人が主役、フラットな『おまち』

静岡の魅力的なまちなかは人々を惹きつけ、交流を通じて時代のニーズに応える新たな価値を次々と生み出す好循環を作り出してきました。しかし、人口減少、Eコマースの発展、コロナウイルス感染症によるライフスタイルの変容は、人々の価値観を消費「モノの所有」から質の高い体験「コトの消費」へと大きくシフトさせています。このような時代の変化の中で、従来の「モノを買う場所」としての機能だけでは、まちの魅力や活力を維持向上させることが困難です。

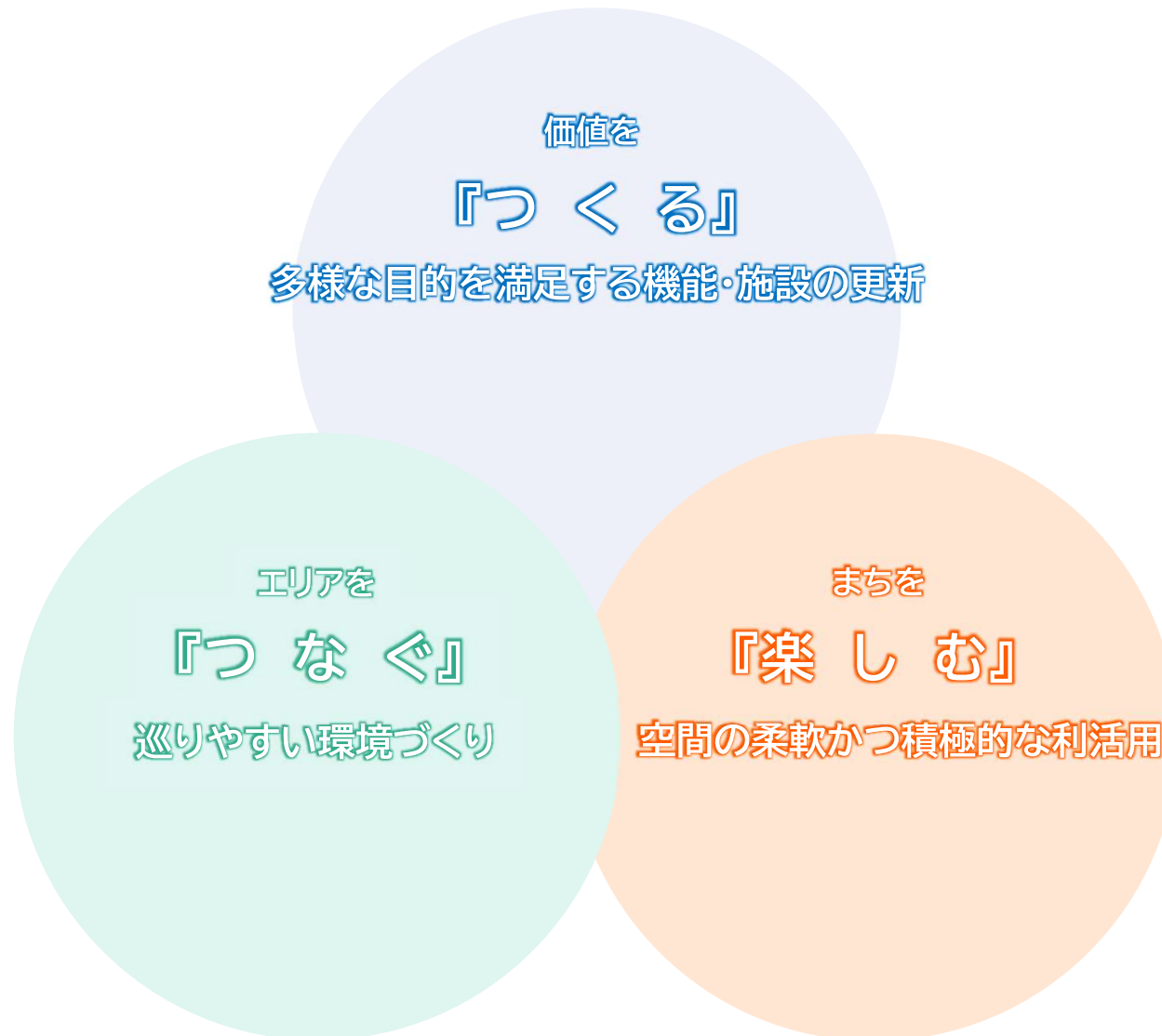
また、このことに加え、静岡都心地区においては、建築物の老朽化に加え、空き家、空き店舗が目立つようになり中心市街地としての求心力の低下が顕著な状況となってきています。そこで、フラットな関係で進める『公民共創』を基本理念として、単に商業機能を活性化するだけでなく、訪れる人々が感動し、学び、楽しみ、交流できる「体験型」のまちづくりの機能を強化します。

商都として栄えてきた歴史を活かしながら、異なる特徴を持ったエリアを有機的に繋ぐことで、訪れる人々に体験や感動を提供し、場所への愛着を育みます。これに併せ、高齢者や子育て世帯も歩いて楽しく過ごすことができ、誰もが『ふらっと立ち寄りたくなるまち』の実現を目指し、職・住・商・学・遊が一体となったまちづくりを進めます。



めざす姿の実現には、これまで地域の住民・事業者の皆様との対話や来街者とのワークショップを重ねた結果、施設や機能の更新による魅力向上、巡りやすい環境の充実、そして持続的な運営体制の構築が重要であることを確認しました。

そのため、以下の3つの方針を掲げ、まちづくりに取り組んでいきます。



価値を『つくる』 ～多様な目的を満足させる機能・施設の更新～

静岡市の都心地区が持つ歴史と文化を未来へ繋ぎ、さらなる発展を遂げるために価値を『つくる』ことを方針の1つに掲げます。様々な『つくる』活動を通して、市民一人ひとりが主体的にまちづくりに関わり、多様な体験を通じて愛着を育み、活気に満ちた魅力的なまちづくりを目指し、以下の取組を推進します。

①商都としての魅力ある空間の形成

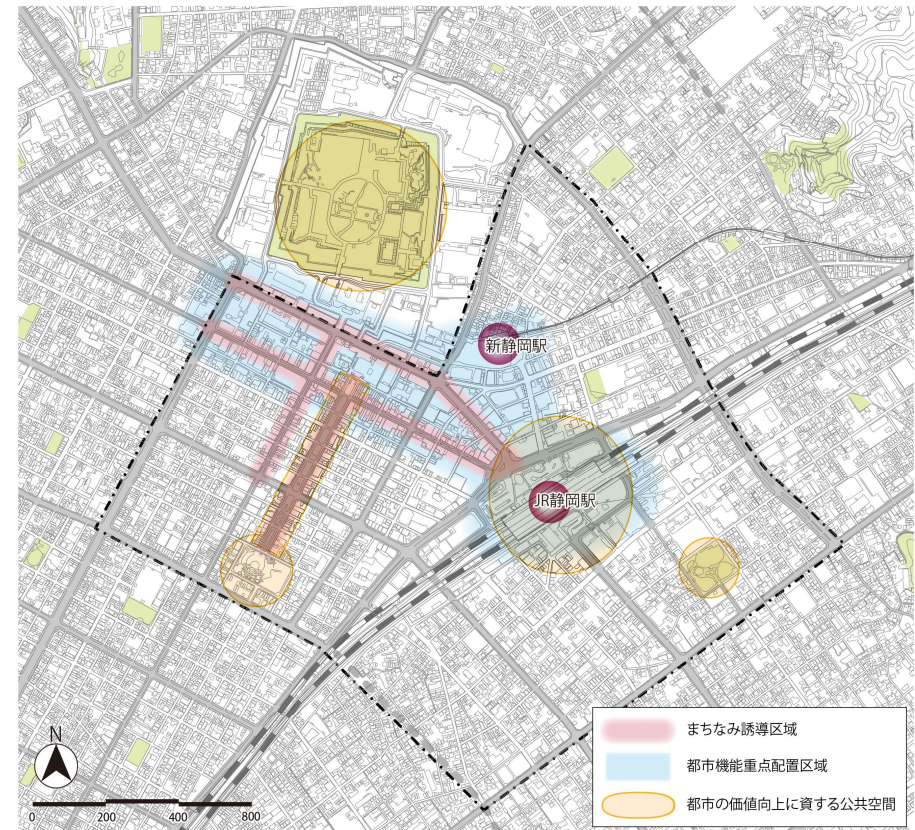
- まちなみ誘導区域においては、伝統ある「おまち」の面影を残しつつ、まちなみ全体の一体感と景観の連続性を重視した建物の更新を推進します。
- 都心地区が持つ徳川家康公ゆかりの地としての歴史的背景、そして温暖な気候に恵まれた緑豊かなポテンシャルを最大限に活かし、商店街を中心とする地域資源に磨きをかけ、施設と道路等の公共空間が一体となったまちづくりを推進します。

②職・住・商・学・遊を連携させたまちづくりの推進

- 市民に愛される「おまち」の将来像を描くにあたり、都市機能重点配置区域を設定します。この区域は、将来像を実現する上で核となる、極めて重要なエリアです。そのため、ニーズを的確に捉えながら都市の主要機能である「職・住・商・学・遊」の戦略的な配置を図るとともに、それらが有機的に連携することで、都心地区全体の持続的な活力創出を強力に推進します。

③公共空間を利用した憩い・くつろぎの場を創出

- 都市の価値向上に資する魅力ある空間の形成を図るため、まちなかの緑地や歩行者優先道路を活用し、先導的に公共空間の再編を推進します。
- 青葉通りを中心とした交流空間においては、緑や日陰の設置の他、休憩できる場を設け、利用者が過ごしやすいつまの空間を形成します。



方針図

エリアを『つなぐ』 ～巡りやすい環境づくり～

誰もが訪れたいくなる、そして住み続けたいくなるような活気あふれるおまちを実現するために、エリアを『つなぐ』ことを方針の1つに掲げます。静岡都心に点在する歴史・文化・商業・自然などの魅力的な要素を、歩行者中心の動線で結び、エリア全体の回遊性の向上と魅力的な都市空間の創出を目指し、以下の取組を推進します。

①歩いて楽しいまちづくりの推進

- 歩行回遊性向上区域においては、各界限の個性を活かした魅力的な歩行空間によってエリア間を連携させ、さらに連携イベントや情報発信を通じて都市全体の回遊性を向上させ、より魅力的なまちの基盤を整えます。また、これまで育まれてきた歩行者天国などの価値ある文化を継承し、さらに発展させていくことによって、誰もが『歩いて楽しい』と実感できる、賑わいと活力に満ちたまちづくりを推進します。
- 歩行回遊性向上区域においては、その地区の魅力を最大限に活かし、誰もが安全かつ快適に過ごせる『人中心のまちづくり』を推進します。その実現に向けた方法の一つとして、時間制限の導入なども視野に入れ、多様な形態での歩行者専用道路化について検討します。あわせて、駐車場の適正な配置についても検討を深め、これらの取組を通じて安全で賑わいのある歩行空間の創出を目指します。
- まちなかの大切な歩行環境を守るため、環状線を利用した迂回ルート of 機能を高めるとともに、まちなかに用がない車がスムーズに迂回ルートへ流れるよう誘導する取組を強化して進めます。

②駅とまちの繋がりの強化

- JR静岡駅とおまちの間を通る国道1号については、既存の地下横断に加えて、地上での安全かつスムーズな横断の実現に重点を置いた整備方策の検討を進めます。
- 公共交通機関を利用して静岡を訪れる方を一層増やし、静岡都心地区の持続的な賑わいと、環境負荷の少ない交通体系を実現するため、JR静岡駅をはじめとする交通結節点の機能を強化し、その魅力を高める取組を推進します。

③まちなかに適した多様な移動手段の充実

- まちなかにおける歩行者優先空間の確保を前提としつつ、多様な移動ニーズに応えるため、自転車利用も視野に入れた移動サービスの充実に取り組みます。これにより、交通結節点から離れたエリアへも来街者を誘導する方策について検討を進めます。



方針図

まちを『楽しむ』 ～空間の柔軟かつ積極的な利活用～

都心地区は歴史と文化、そして商業機能が交差する、私たちの暮らしの中心です。

来街者にとって忘れられない魅力的な体験を提供することや、みんなで理想のまちを創り上げるなど誰もがおまちを『楽しむ』ことを方針の1つに掲げます。

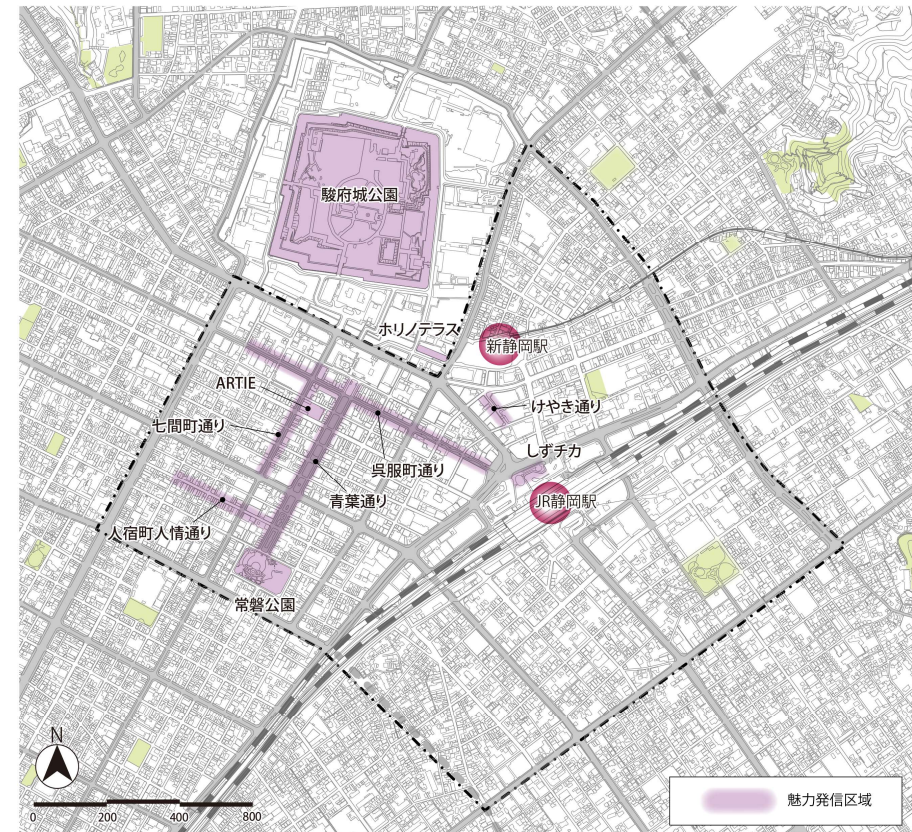
静岡のおまちが持つポテンシャルを最大限に引き出し、その魅力と活力を一層高めることを目指し、以下の取組を推進します。

①様々な体験ができるおまち空間の創出

- まち劇スポットや公開空地などのオープンスペース、歩行者天国などの交流空間を活用し、大道芸などの静岡らしい文化活動に気軽に触れることができる場を形成します。
※まち劇スポット（まちは劇場パフォーマンススポット）：まちと人を結びコトを生み出すための場
- 歴史、食、文化（アート、プラモデル）といった静岡の個性を最大限に引き出し、体験型ワークショップや特色あるグルメイベントなどを通じて、訪れるたびに新しい発見と感動がある多様な体験プログラムを創出・強化します。
- 静岡市には清水エスパルスをはじめ、複数のプロスポーツチームが活動しています。これらのホームタウンであることを最大限に活用し、スポーツによる都心地区の活性化を目指します。例えば、温暖な気候を生かした青葉通りでのパブリックビューイングにより、中心市街地でしか味わえない一体感や興奮を伴う空間体験を創出します。
- 静岡都心地区の夜を、歴史と自然を映す心地よい灯りで彩ります。例えば、エリアごとに青葉シンボルロードの光のイルミネーション、常磐公園の癒やしのナイトガーデンなど、夜の魅力的な夜間景観を活用した多彩な「見て、触れて、感じる」体験により、「おまち」に新たな感動と賑わいを創出し、夜も観光を楽しめるまちとしての空間を創出します。

②空間に賑わいをもたらすためのエリアマネジメントの実施

- 歩行者中心の空間整備や広場の日常的な利活用による公共空間の魅力向上、地元の食や歴史・文化といった地域資源を活かした多様な主体との連携によるイベント・プログラムの実施、統一感のあるエリア戦略やデジタル技術活用を通じた情報発信とプロモーションの強化、そしてこれらを推進するための持続可能な組織体制の構築を推進します。
- 持続的な賑わいを創出するエリアマネジメントを推進するため、地域の実情に応じた推進組織を公民連携により設立・運営します。行政は、規制緩和などの支援を通じて民間と連携し、それぞれの強みを活かすことで交流空間のポテンシャルを最大限に引き出し、その効果的な利活用を促進します。



方針図

江戸時代の町割を基盤としたまちの構成

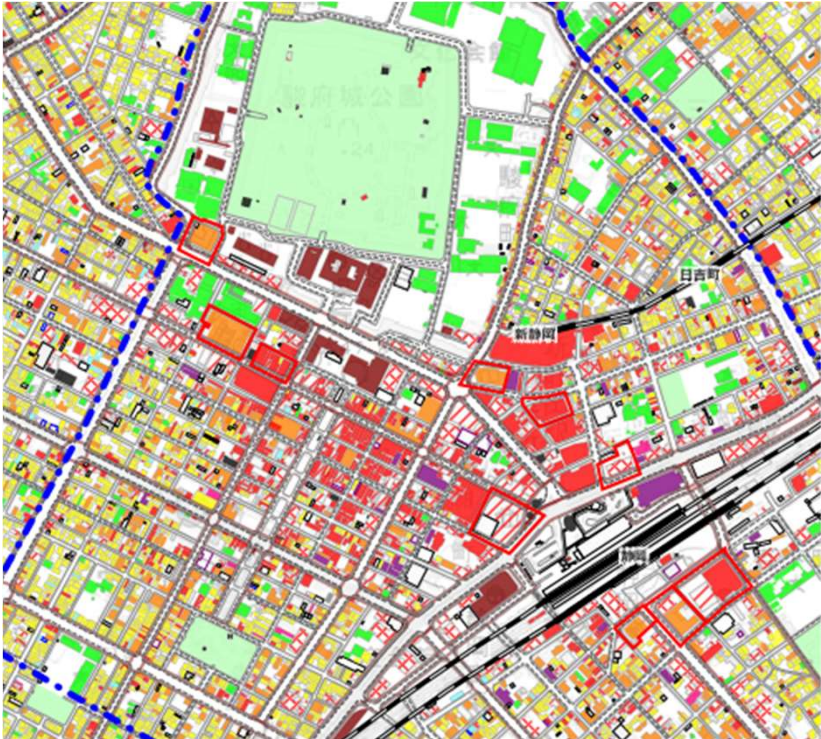
- 江戸時代は、徳川家康公により駿府城下町が形成され、駿府城を中心に、城郭周辺部に武士・商人・職人の居住地、寺院が設置されました。
- 現在、駿府城跡は駿府城公園や官公庁、学校等となり、また周辺には静岡浅間神社などの貴重な歴史・文化的資源が残されています。
- 商人・職人の住んだ城下町は、現在も呉服町や両替町などの町名が残り、商業活動の中心として賑わっています。



江戸時代の駿府の都市構成
資料：葵歴史のまちづくりランドデザイン

商業や官公庁をはじめとした都市機能の集積

- JR静岡駅・静鉄新静岡駅周辺は、大規模店舗や小売店が集積し商業の核を形成しています。
- 駿府城公園周辺には行政・医療福祉・文教施設が立地するほか、近年はオフィスや住宅の需要も高まっています。
- これらの機能集積により、静岡都心地区は県庁所在地として、広域的な集客力と高い生活利便性を備えたエリアとなっています。



都心地区の施設の立地状況
資料：2021静岡市都市計画基礎調査を基に作成



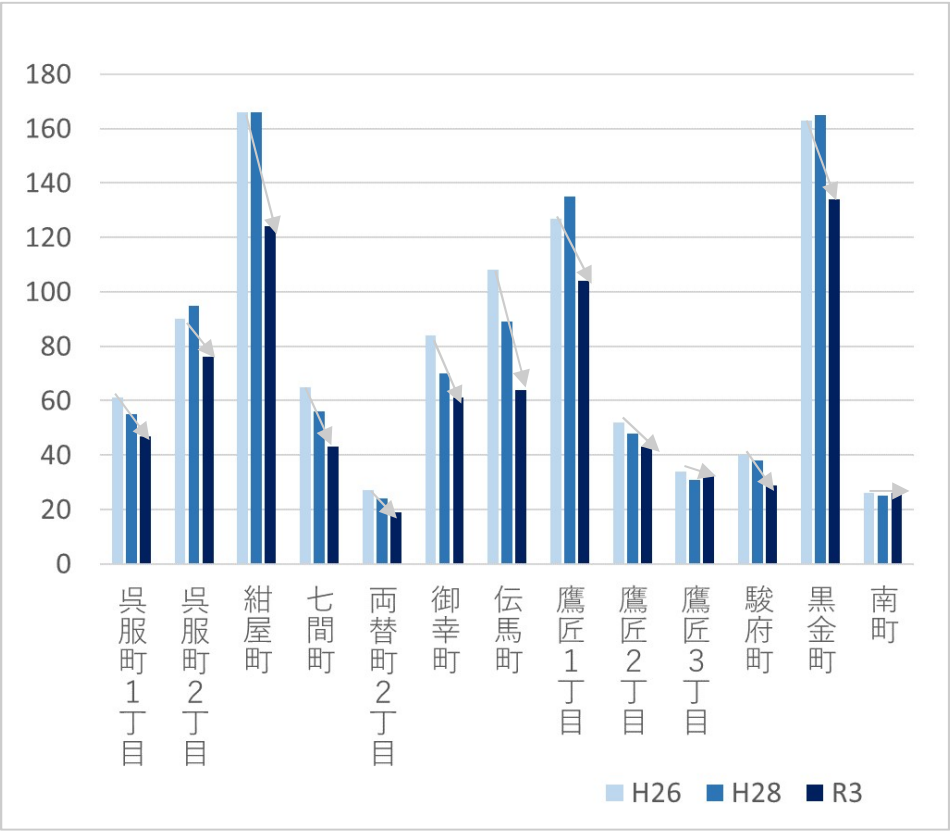
適度な高さで密度で並ぶ商店街

- 静岡都心地区では、複数の商店街が存在し、それぞれがエリアごとに一体感を生み出し、魅力的なまちなみを形成しています。
- 特に呉服町通りでは、多くの店舗が通りに直接面して立ち並ぶことで、賑わいや楽しさが創出されています。また、壁面線や軒先のラインが統一されていることは、視覚的な連続性と安定感をもたらし、歩行者が心地よく安全に感じる空間づくりに貢献しています。このような空間は、単に通り過ぎるだけでなく、足を止め、交流し、多様な活動を展開する舞台となる可能性を秘めています。
- 一方で、静岡都心地区では、建物やアーケードなどの老朽化が喫緊の課題となっています。今後は、単なる施設の更新に留まらず、この機会を捉えて歩行者空間のネットワークを再構築し、人々が憩い集える質の高い公共空間を創出するとともに、より長く滞在したくなるような「居場所」を増やしていく必要があります。
- 優れたまちなみを「静岡らしさ」と捉え、居心地の良い空間の維持・向上に向けて、民間と行政が協働して、より良いまちなみを創造していくことが不可欠です。



減少傾向の小売店舗数

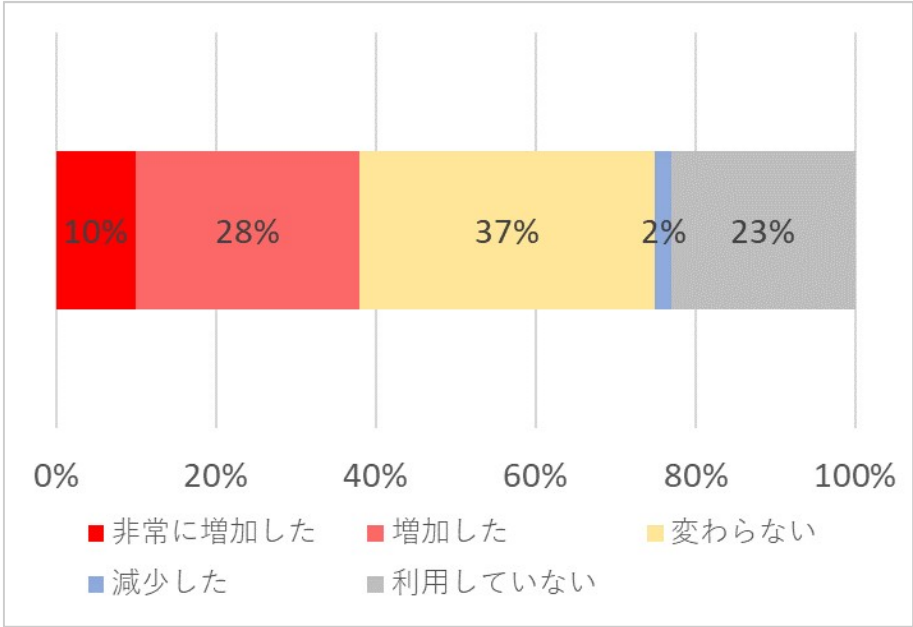
- 近年、静岡都心地区では小売店舗数の減少傾向が見られます。
- 特に2021年（令和3年）にかけては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が大きな要因となり、多くの地区で小売店舗数の減少が顕著になりました。
- この状況から、商都としての歴史を育んできた「おまち」の魅力が低下しつつあるのではないかと懸念されています。



小売事業所数の経年変化
資料：経済センサス

Eコマースの普及やライフスタイルの変化

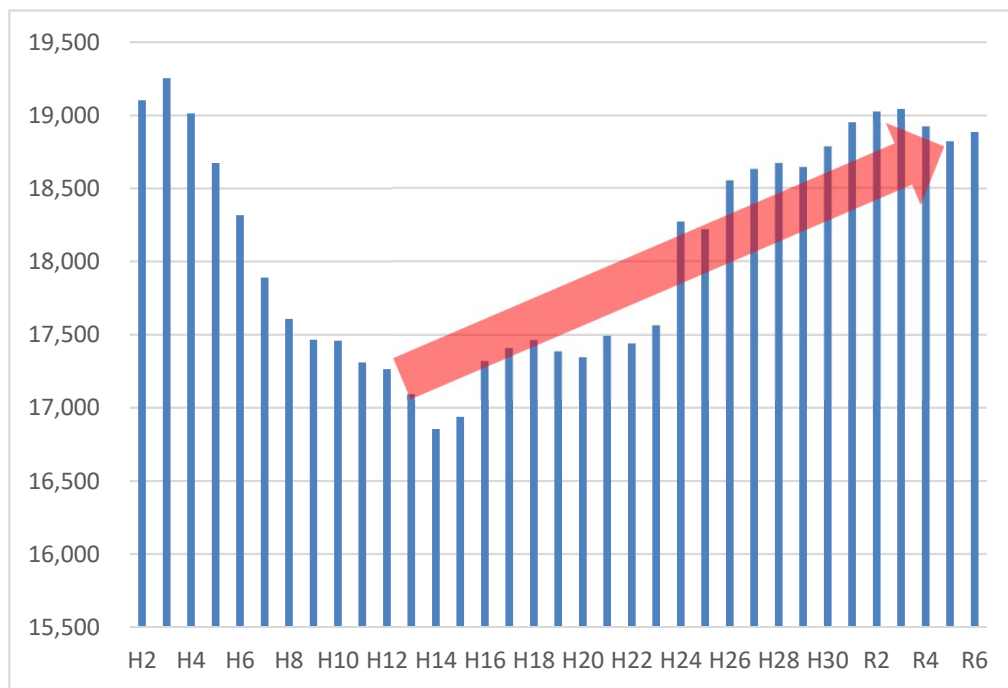
- 静岡都心地区の来街者の間でも、Eコマースの利用頻度が増加傾向にあります。買い物に関する意識調査によれば、回答者の約4割がEコマースの利用頻度が増加したと回答しました。Eコマースを利用していない人を除いて計算すると、利用者の中では約半数が利用頻度を増やしている状況です。
- これらのEコマース利用の変化は、実店舗への来訪動機やそこの消費行動に影響を及ぼしていると考えられます。



Eコマースの利用頻度の変化
資料：2021年度 静岡地域中心市街地通行量・来街者調査 結果報告書より作成

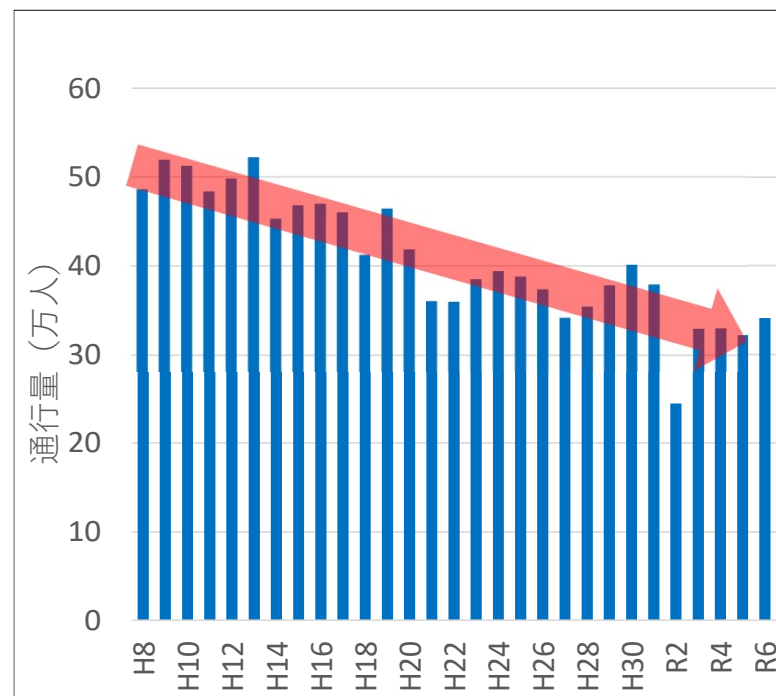
居住人口の増加と歩行者数の減少

- 静岡都心地区では、新しいマンション建設が続き、2006年（平成18年）から2025年（令和7年）にかけて定住人口が増加している一方で、1996年（平成8年）から2022年（令和4年）の間に歩行者通行量が約15万人減少し、都心地区の歩行者の減少が続いています。
- この「住む人は増えるが訪れる人は減る」という状況は、先に示したとおり都心地区の小売店舗の減少やEコマースの普及などのライフスタイルの変化といった複合的な要因が、都心地区の住環境としての魅力向上とは裏腹に、広域からの集客力や消費を促す力に影響を及ぼしていることを示唆しています。
- このようなことから、都心地区の定住人口を増加させるだけでは、都心地区が抱える課題は解決できないと考えられます。



静岡都心地区居住人口の推移

資料：静岡市 住民基本台帳

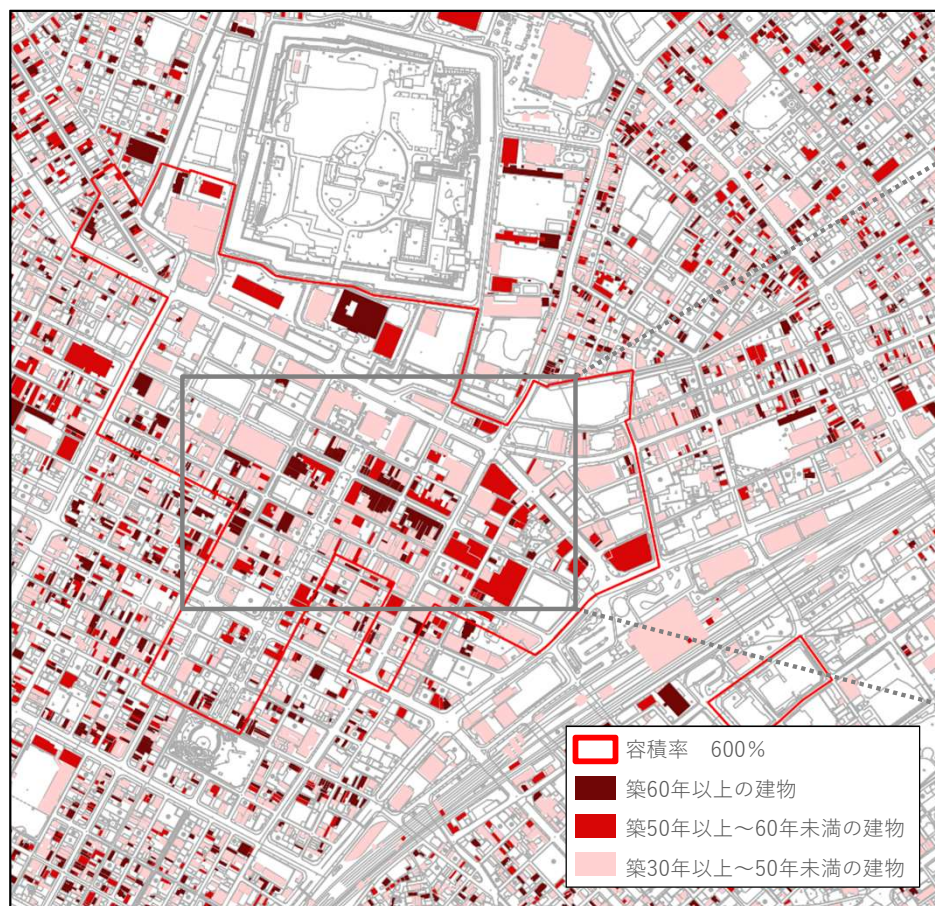


静岡地域中心市街地の通行量（58地点の合計）

資料：2024年度 静岡地域中心市街地通行量・来街者調査 結果報告書
 ※ 1996年度（H8）から継続調査している58地点の通行量（合計）年度比較
 ※ 毎年11月の最終日曜日に実施

老朽化した建築物の安全性への懸念

- 静岡都心地区では築50年以上の建物が多く老朽化が進行し、特に呉服町通りの江川町交差点から札ノ辻間に位置する防火建築帯は、昭和30年代に都市の不燃化と防災機能向上を目的として街区単位で一体的に整備された経緯から、築60年以上が経過した現在、耐震性の不足、設備の老朽化、外壁や構造体の劣化といった問題が深刻化しています。
- これらの建物の建て替えが喫緊の課題であるにもかかわらず進まない主な背景には、街区単位で整備された結果として多数の地権者が存在し、それぞれの経済状況や建て替えに対する価値観の相違、相続による権利関係の複雑化などにより、建て替え更新に向けた合意形成が極めて困難であるという点が挙げられます。さらに、高額な建て替え費用とその負担・回収の問題、現行の建築基準法や都市計画法における制約、そして長年営業してきた既存テナントの権利調整や移転交渉の難航といった複数の要因が複雑に絡み合っていることも、再生への大きな障壁となっています。



静岡都心地区の建築物老朽化状況

資料：2021静岡市都市計画基礎調査を基に作成

3-1-7 現状から導き出された課題の整理

2025度中の策定に向けて作成中

これまでの分析から、静岡都心地区は歴史や文化といった強みを持つ一方で、社会経済情勢の変化に対応できていない、以下のような相互に関連する複数の課題を抱えていることが明らかになりました。



①小売店舗の減少などにより
商都としての魅力が低下



⑤歩行者通行量の減少と
歩行者導線の変化



②居住人口が増加する一方で、
歩行者は減少している



⑥都心地区における公共交通
ネットワークと交通環境整備の不足



③老朽化した建築物の
安全性への懸念



⑦憩い・くつろげる場所の不足



④建物等施設の未更新に伴う
都市機能維持への不安



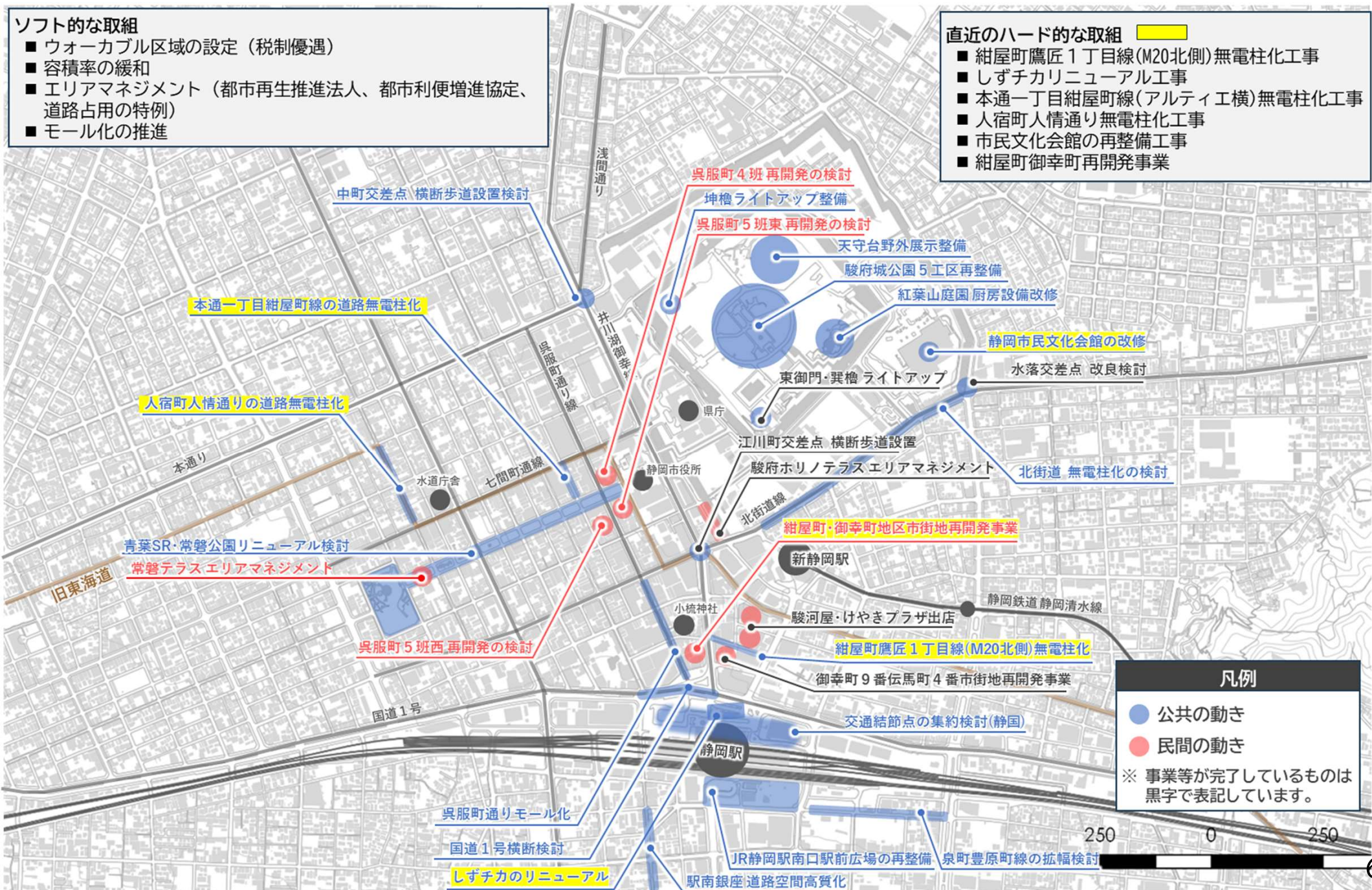
⑧まちづくりの担い手が不足



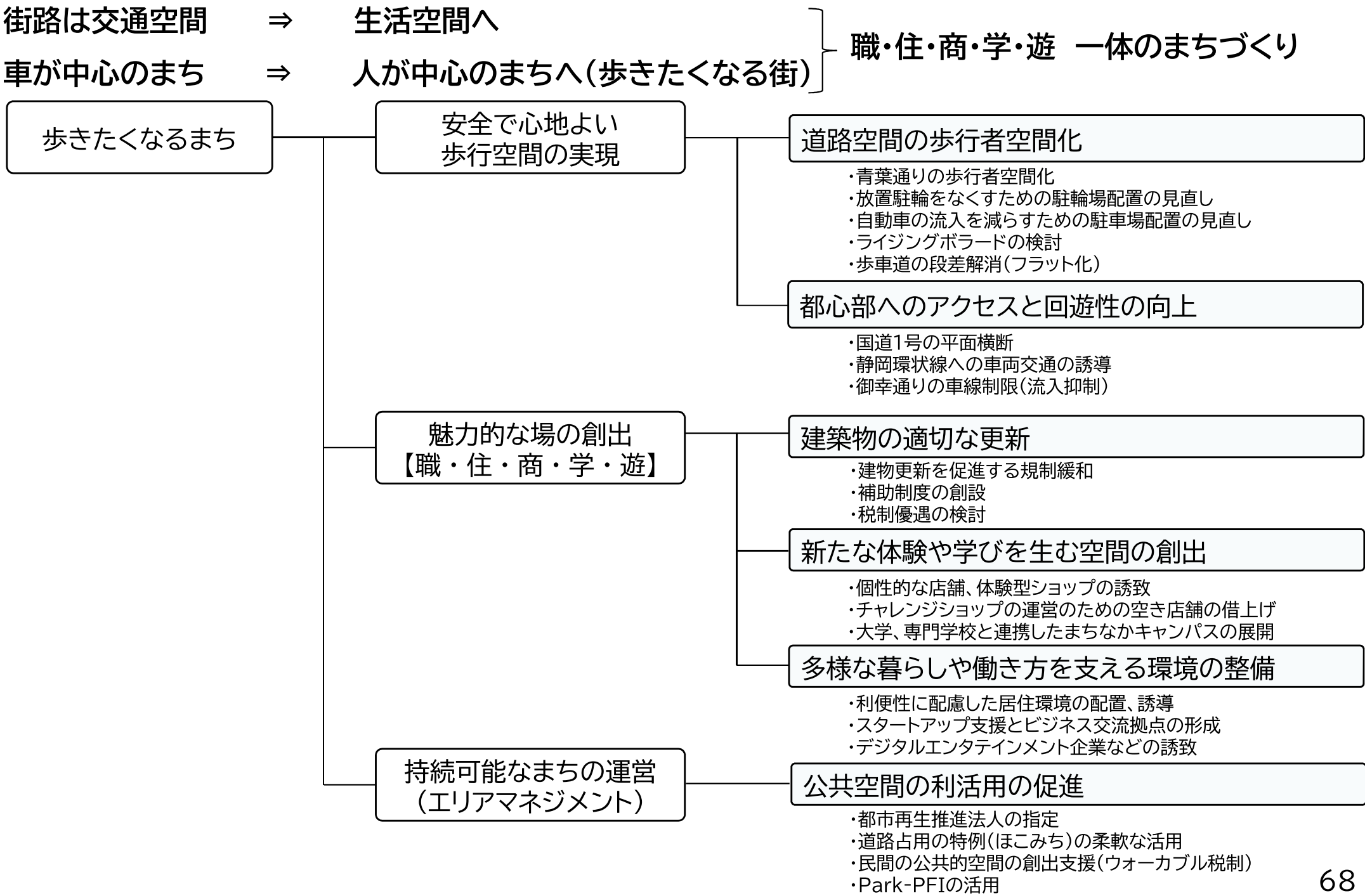
これらの課題を総括すると、静岡都心地区の現状は以下のように整理されます。

- 静岡都心として積み重ねてきた商都としての歴史・個性がある一方で、時代に即した施設・機能の更新がなされていない。
- 従来通りの物販中心の「消費」に価値を求めており、活動・イベント・静岡ならではのユニークな体験に着目し、そこに行かなければ味わうことのできない魅力を重視する「体験」に価値を見出していない。
- 憩い・くつろぐことのできる場所の不足と、それらの繋がりが弱いこと、まちの魅力の発信や持続可能な拠点形成のためのまちの運営などについて課題がある。

3-1-8 静岡市のまちなかの取組



3-1-9 人で賑わい人が憩う歩きたくなるまち・・・未来につながる持続可能な街づくり



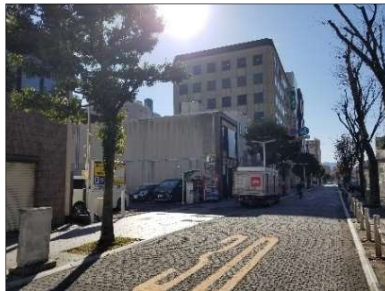
3-1-10 青葉シンボルロードの再整備方針(案)

《現状》

- ・ シンボルロード整備から30年余りが経過し、主に中央の緑地帯では施設の老朽化が進み、特に平日は人が寄り付きにくい空間となっている
- ・ 青葉シンボルロード沿線では、まちなかの中心という立地にありながら人通りが少なく、空き店舗や低未利用土地が発生



利用度が低下し交流が生まれない空間



周辺には空き店舗や青空駐車場が散見



周辺店舗と緑地帯を車道が分断

《再整備方針(案)》

青葉シンボルロードを人々の居場所として機能させ、

まちなかの滞在性や回遊性を高めることで、エリア全体の価値を向上させる

- ・ 現在、沿道の店舗前面は4m歩道、5mの車道となっており、中央の緑地帯とは分断された空間
- ・ 再整備においては、歩道、車道、中央の緑地帯を歩車共存の空間として整備。視覚的にも開放的な空間とする
- ・ 再整備後も、段階的に通りを歩行者空間化するなど、沿道店舗から中央の緑地帯までを、一体的な広場空間として活用することを目指していく



3-1-11 静岡駅北口国道横断検討

《現状》

静岡駅北口の国道1号交差点は、道路により駅とまちが分断されており、地下道が主な歩行者動線となっていることで、来街者にとって、車中心の人にやさしくない空間となっている。

《目的》

国道1号に横断歩道を設置し、来街者にとって、静岡のまちが見え、移動しやすく、歩いて楽しい平面による歩行者動線を確保する。

《2025年度の検討内容》

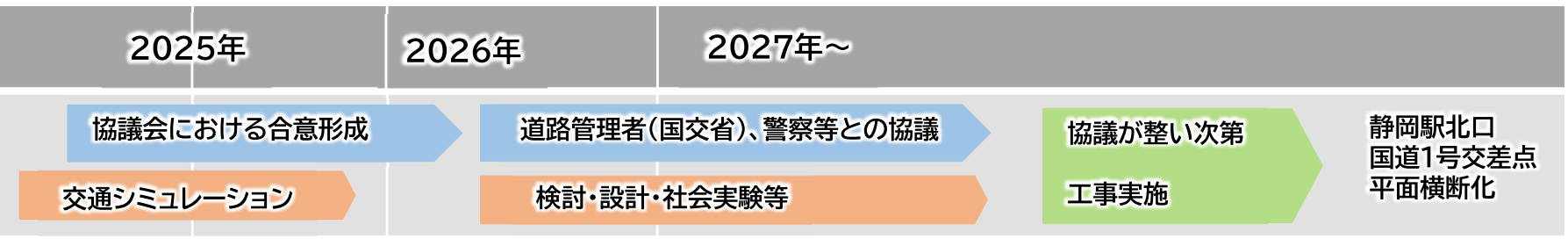
① 交通シミュレーションの実施と整備計画の検討

- 横断歩道設置による周辺への交通影響を分析する。
- 静岡駅前交差点付近の国道1号・御幸通りの交通量を削減するための方策を検討する。
- 横断歩道設置に向けた、短期～長期の静岡駅前交差点付近の改良計画を作成する。

② 協議会の発足

- 横断歩道設置に向けた関係者との合意形成を目指し、公の場での議論を行う。

《今後のスケジュール》



② 静岡駅南口

3-2-1 使いやすく魅力ある静岡駅南口駅前広場に向けた拡張整備

《拡張整備の背景および検討経緯》

- 静岡駅南口駅前広場は、1993年の供用から約30年が経過し、この間、駅南地区の再開発による高度化や交通網の開発が進む中で、ロータリー内のバス、タクシー、一般車の混雑の原因となっている「車両」のための空間の不足と、乗降スペース、待合スペース及び歩行者スペースなどの「ひと」のための空間の不足が浮き彫りとなっている。
- 広場拡張のための用地確保について、関係者から一定の理解が得られたため、2023年9月に拡張整備事業の開始を宣言した。そして、幅広い意見を多角的に取り入れるため、有識者、交通事業者、交通管理者、地元関係団体、市民団体及び公募市民を委員とする「静岡駅南口駅前広場再整備検討委員会」を設置し、議論を進めた。(2023年度3回、2024年度3回 計6回開催)
- 2025年2月に基本計画(案)についてパブリックコメントを実施(意見数173件うち否定的意見8件)し、それを踏まえ、2025年3月に「静岡駅南口駅前広場再整備基本計画」を策定・公表した。

《目指す方向性》

① 人と車、両方が使いやすい駅前広場をつくる

駅前広場を拡張し、人のための空間を確保するとともに、公共交通と自家用車を分け、安全なロータリーへの改善を目指す。

② 多様な人々が安心して利用できる広場をつくる

駅南北の動線の一部として、市民や来街者など多様な人々が安心して快適に利用できる広場を目指す。

③ 駅と周辺の街が一体となった空間をつくる

駅と周辺の街を歩行者が自由に往来できる空間をつくり、駅周辺が一体となって機能する、活力あるエリアを目指す。



広場拡張整備イメージ図

【新たな静岡南口駅前広場のコンセプト】地域に開かれた“未来につながるまちのロビー”へ

3-2-2 静岡駅南口駅前広場整備案

■現況平面図

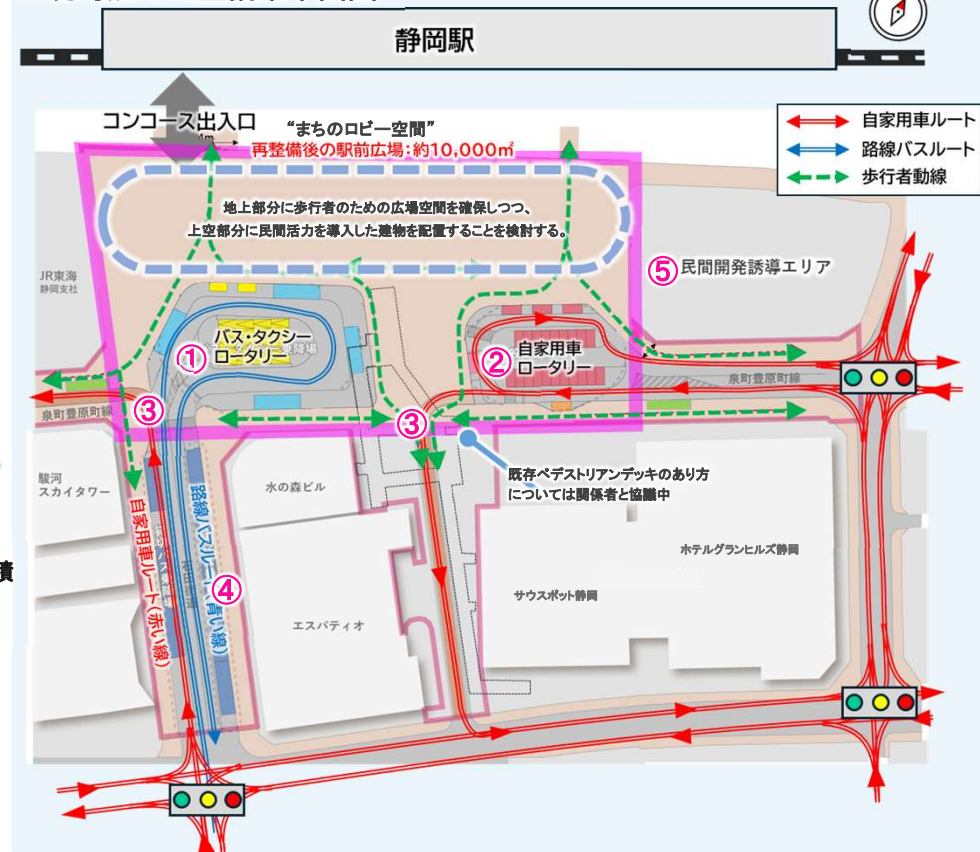


広場面積
約2倍

■現状の課題

- ① 自家用車・バス・タクシーがロータリー内で混在していて、特に自家用車が著しく混雑している。
- ② 歩行者空間が狭く、バス・タクシーの待機列と混在している。また、安心して待ち合わせや休憩できるような空間が無い。
- ③ 駅とまちがロータリーや道路で分断されていて、駅から街に向かう歩行者動線が十分に確保されていない。

■現時点での整備案平面図



■再整備時の機能配置の考え方

- ① 公共交通（バス・タクシー）ロータリーをコンコース前に配置する。バス乗降場を増やすなどし、公共交通を使いやすくする。
- ② 自家用車専用ロータリーを新たに設置する。広場東側からのアクセスとし、降車場と乗車場を分離するとともに、利用可能台数を増やす。
- ③ 歩行者が駅からまちへと地上を自由に移動できる形とする。
- ④ 石田街道における自家用車の通行が減少するため、余剰となった道路空間を活用し、貸切バス乗降場やにぎわい創出などの広場に必要機能の配置を検討する。
- ⑤ 区画整理等の基盤整備により広場隣接地に民間開発を誘導する。

3-2-3 整備イメージとスケジュール

地上部分に歩行者のための広場空間を確保しつつ、
上空部分に民間活力を導入した建物を配置する。



南口駅前広場南西方向上空からの視点

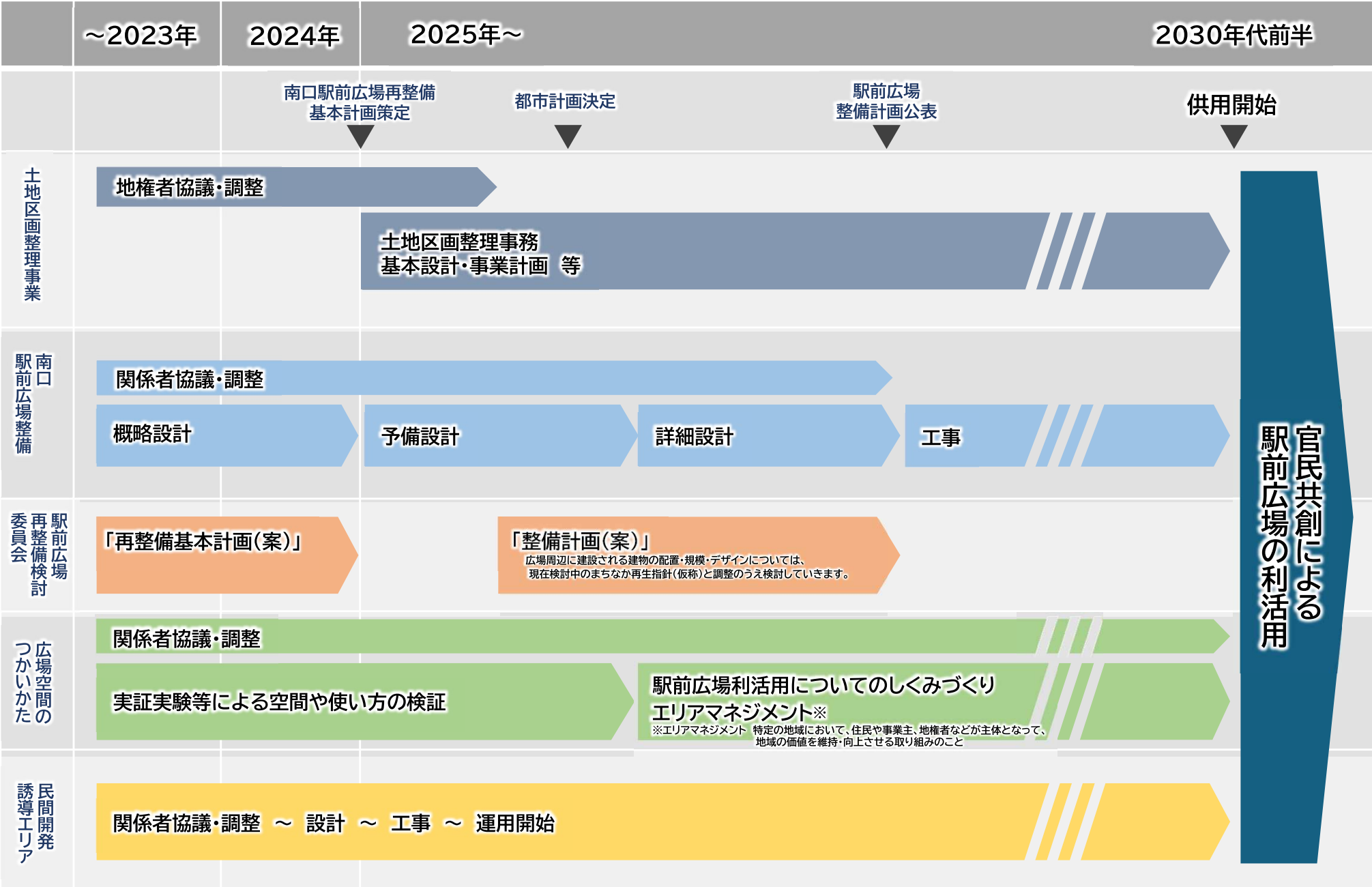


駅南口コンコースからの視点

【スケジュール】

2025年3月	基本計画策定・公表
	↓
2025年～	駅前広場設計着手
	↓
2028年頃	整備計画策定・公表
	↓
	施工計画～工事着手
	↓
2030年代前半	供用開始
	(駅前広場・中央建物・隣接民間開発建物)

3-2-4 駅前広場整備のスケジュール案



③ 東静岡のまちづくり (アリーナについては別掲)

3-3-1 これからの東静岡地区のまちづくり

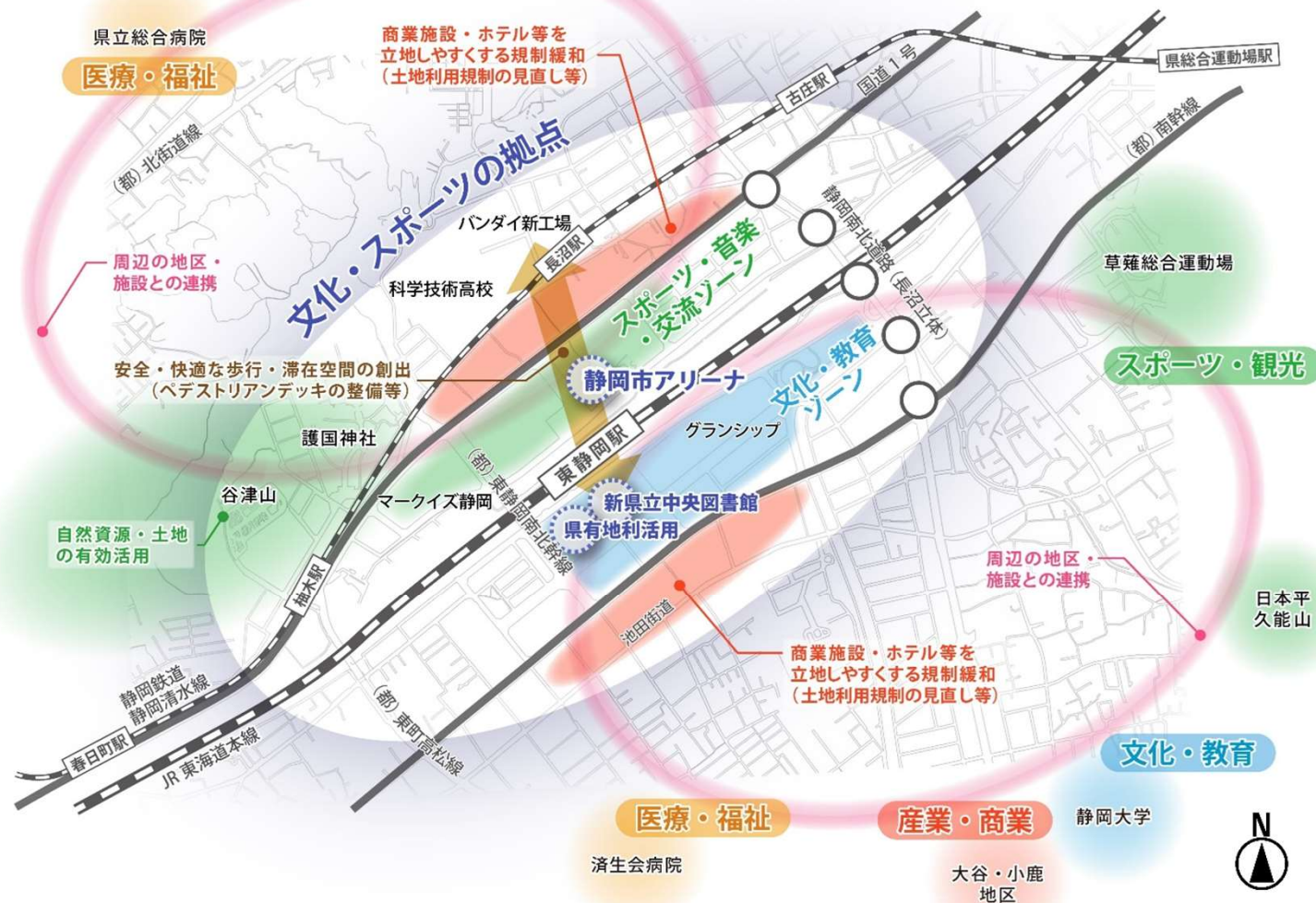
「めざす将来像」

「新たな文化・スポーツの拠点づくり」と「快適で住みやすい住環境づくり」

～最先端の文化・スポーツ等による新たな交流・滞在の創出と、

安心して住み続けられる住環境が共存する、非日常と日常が融合した新時代のまちづくり～

<まちづくりの将来イメージ>



3-3-2 これからの東静岡地区のまちづくり

「まちづくりの5つの方針」

- ① 文化・スポーツの拠点としての、まちの新たな価値づくり
- ② 若者や子どもが、夢や希望を持てるまちづくり
- ③ 誰もが移動しやすく、住みやすいまちづくり
- ④ 人々の交流や、豊かで心地良い生活を生み出す空間づくり
- ⑤ 緑と自然豊かな都市環境づくり

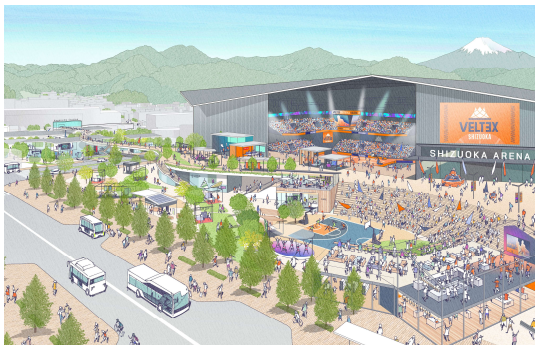
＜方針①のイメージ＞



「まちづくりの主要プロジェクト」

- ① 静岡市アリーナ
- ② 新県立中央図書館
- ③ ペDESTリアンデッキ
- ④ 新たな交通システムの導入
- ⑤ 土地利用規制（都市計画）の見直し
- ⑥ 里山公園（谷津山）の保全・活用
- ⑦ 低未利用地を活用した、多様な魅力を高める都市開発

＜主要プロジェクト⑦のイメージ（「まちづくりアイデアコンペin東静岡」での提案より）＞



※出典：LIFE Streaming



※出典：東静岡「緑と水が織りなす新しい東海道」
子育て世代が集う、持続可能な理想都市



※出典：ヒガシズ 際立つ！

④ 清水駅東口

※スタジアム関係は「32. アリーナ・スタジアム」に記載

3-4-1 公民連携によるJR清水駅東口まちづくりの将来像

《背景》

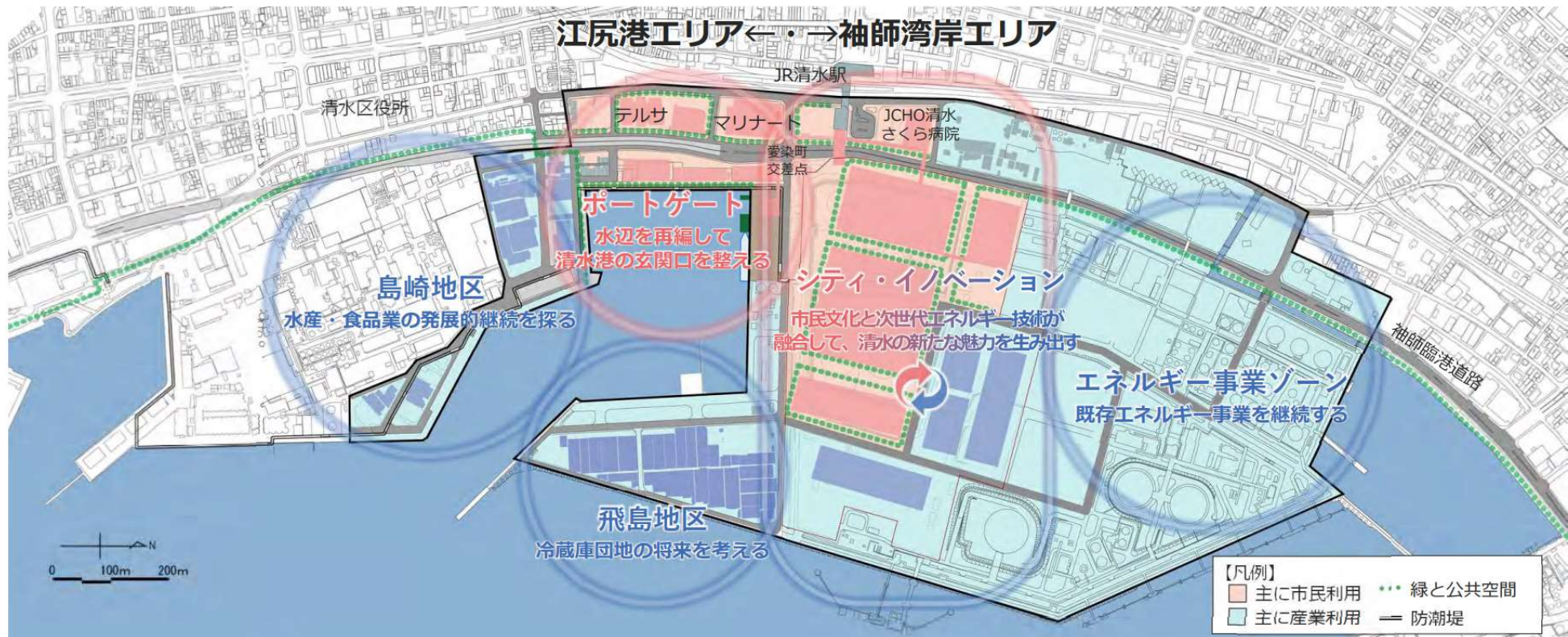
県・市・民間事業者で組織する「清水みなとまちづくり公民連携協議会」が策定した「清水駅東口・江尻地区ガイドプラン」で、地区一体で魅力と活力を高めるために今後概ね20年以内のあるべき姿となすべき事を提案

《展望》

- ① 清水区を中心形成
- ② 港湾基幹産業の次世代的継続発展
- ③ 江尻港水際の回遊動線と市民空間整備

《基本方針》

- 恵まれた立地から清水みなとまち文化を発信する
- 安全安心・便利快適な水辺の環境を共創する
- 水産業とエネルギーを次世代へ発展させる



3-4-2 JR清水駅東口まちづくりのプロジェクト

江尻港エリア



ポートゲート

- フェリーターミナル、河岸の市、防潮堤、空中歩廊等を総合的に計画。
- 水辺へのアクセスと見通しを安全・十分・円滑に確保。
- 防潮堤及び周辺に遊歩道、テラス、植栽、階段等を適切に設け、回遊性と居心地の良さを水辺に創出。

袖師湾岸エリア



シティ・イノベーション

- 清水内外から人々が集まり楽しめる拠点となる施設・空間を整備。
- 富士山や水辺への眺望・景観を意識した動線と緑豊かな公共空間を確保。
- 再生可能エネルギー由来の電力や水素等の生産・供給インフラを構築。
- 産業と市民利用が共存できるように土地利用・交通基盤を地区内外へ総合的に計画。

3-4-3 公民連携によるJR清水駅東口まちづくりの将来イメージ

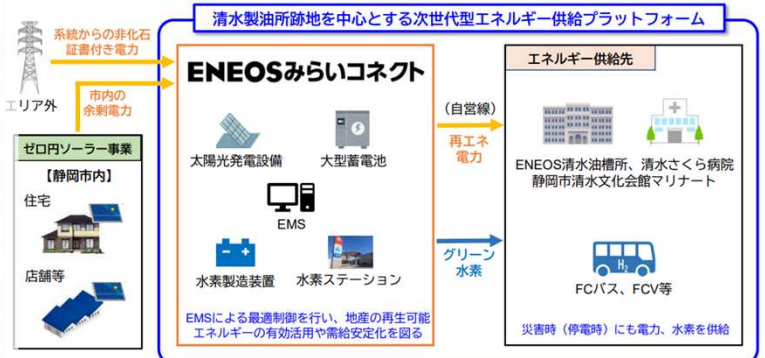
《将来イメージ》

段階的に防潮堤の整備等災害への備えを進めながら、市民文化と次世代エネルギー技術が融合した、清水の新たな魅力を生み出す、脱炭素型のまちづくりを目指す。



事例:ENEOSみらいコネク
(2025年6月2日開所)

- 太陽光発電・大型蓄電池・水素製造装置・水素ステーションによるエネルギーマネジメント
 - 再生エネルギー電力の周辺施設への供給
 - 水素燃料電池バス等への供給
- ➔ エネルギーの地産地消・脱炭素化

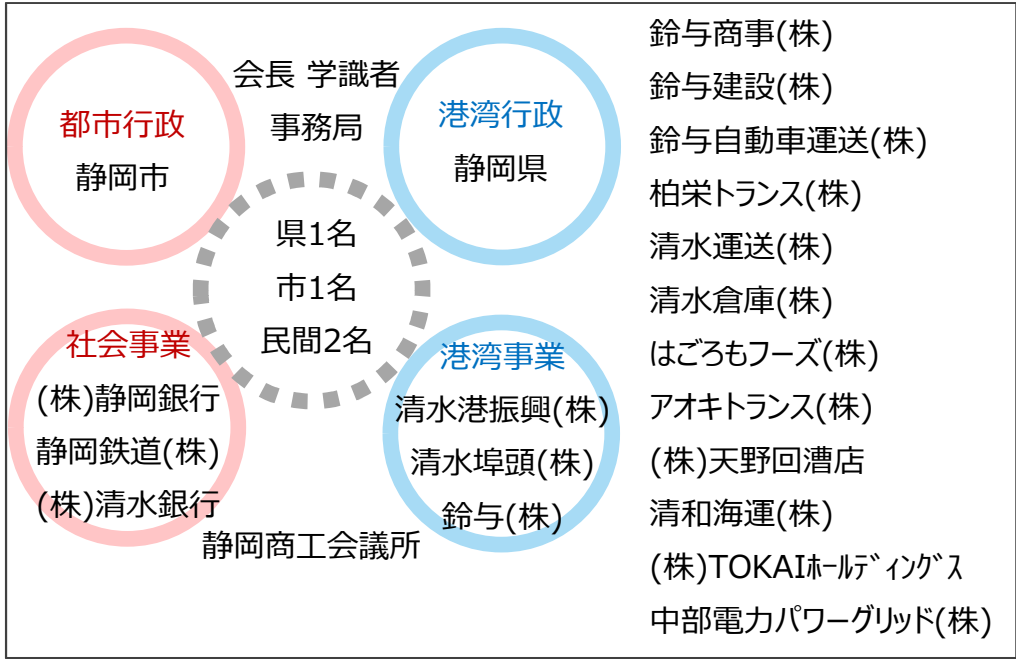


3-4-3 公民連携によるJR清水駅東口まちづくりの将来イメージ

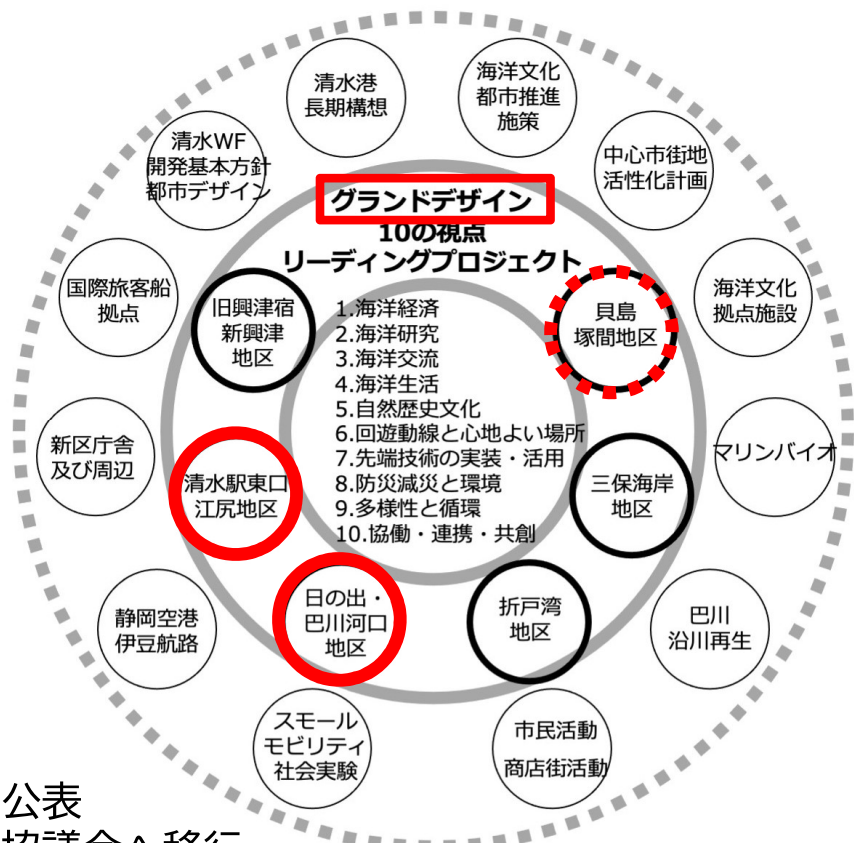
《清水みなとまちづくり公民連携協議会について》

清水港及びその周辺において“みなと”と“まち”を一つの資産として最大限に活かす「みなとまちづくり」を公民連携により推進する組織として、2018年4月に設立された。その後、各地区のみなとまちづくりについて提言を続けている。

組織構成



清水みなとまちづくりの構造



主な活動内容

- | 年次 | 活動内容 |
|-----------|----------------------------|
| 2018年 4月 | 清水みなとまちづくり公民連携協議会設立 |
| 2019年 7月 | 「清水みなとまちづくりグランドデザイン」公表 |
| 2021年 3月 | 一般社団法人清水みなとまちづくり公民連携協議会へ移行 |
| 2022年 7月 | 「清水駅東口・江尻地区ガイドプラン」公表 |
| 2023年 2月 | 「日の出・巴川河口地区ガイドプラン」公表 |
| 2024年 7月 | 「清水みなとまちづくりグランドデザイン」更新 |
| 2025年 4月～ | 「貝島・塚間地区ガイドプラン」策定検討中 |

⑤ 清水駅西口

3-5-1 清水駅西口のまちづくり

清水駅西口は、戦後のミナト市場を皮切りに港の発展に合わせて形成された清水駅前銀座商店街を中心に、清水駅前商店街振興会、清水駅前グルメ通り振興会とが、市民の日常の買い物の場として商業エリアを形成し、その背後地に住宅地が広がっている。

【商業エリアの課題】

- かつて買い物客で栄えた商店街は、産業構造や商業形態の変化などで小売業が減少している。また、住居兼用の店舗は流通しづらく、空き店舗が目立つ。
- 歩行者交通量は減少が続き、来街者は滞在時間が短く、消費予算も低い。
- 経営者の高齢化による閉業・後継者不足、店舗やアーケード等の老朽化、サービスのミスマッチによる集客力低下。
- 商圈人口の減少や顧客の高齢化、インターネットの普及や郊外型商業施設への顧客の流出といったライフスタイルや外部環境の変化。

【チャンス】

- ✓ JR清水駅・静岡鉄道新静岡駅からのアクセス性、全長約400mの全天候型アーケードの空間が大きな強み。
- ✓ こどもの遊び場を核として、商店街・まちづくり会社に共感する仲間が加わり、様々な取組が始まっている。
- ✓ 客船誘致委員会の尽力によりクルーズ船の寄港数が増加している。クルーズ船客の日本文化を楽しみたいというコト消費の需要拡大は収益化だけでなく、清水の魅力発信のチャンスでもある。
- ✓ 駿河湾フェリー移転、河岸の市リニューアル、東口遊休地開発計画などワクワクに繋がる動きや清水さくら病院開院による地域の安心の高まりなど、清水駅東口の来街者の多様なニーズに合わせたサービス提供の機会の増加が期待される。

【今後の方向性】

- 周辺に訪れている様々なチャンスを捉えて活用していく。
- 全天候型アーケード空間という個性を最大限活用していく。
- ライフスタイルの変化に応じた子育て層へ訴求する機能を拡充し生活力のある場を作っていくこと、これまでの文化・歴史を継承したこの地ならではの個性を磨いていくことで、目的地としての強度を高めていく。
- 地域をよくしたいという組織や人材（学生を含む）と伴走し、社会の活動と共感を得ながら、まちづくり会社を中心とした地域主体の活動を活性化85させていく。

3-5-2 清水駅西口の取組み

みなと側来街者のニーズ取り込み

清水港を訪れる来街者の娯楽、食事・お土産、宿泊等の観光需要への対応強化、来訪者が楽しめる清水らしいワクワク（スポーツ、グルメ、ビュー等）を提供するコンテンツづくり



アーケード空間の活用

こどもの遊び場「ビバしみず」

空き店舗を改修して2024年7月オープン
子育て活動を展開するプレイヤーや大学生、こども向けのイベントやお母さんの不安を解消する講座など頻繁に開催し、活動の輪を広げている。

クルーズ船客向け観光

日本文化（書道、着付け、抹茶体験等）の体験おもてなしイベント、店舗メニュー等の多言語化によるインバウンド消費の取り込み、ガイドツアー・モデルコース・スタンプラリーによる回遊促進を実施
日常にある日本の暮らしや食（お茶・味噌等）を観光資源化



クルーズ船客への着物体験



こどもの遊び場「ビバしみず」

様々な店舗が揃う商店街の強みを活かし、子育てしやすい職住商学遊のエリアを創造する

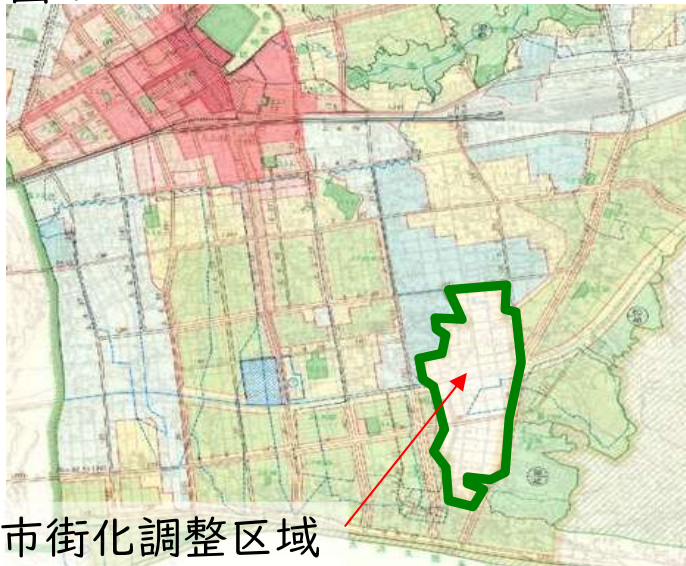
⑥ 大谷・小鹿
(恩田原・片山地区、宮川・水上地区)

3-6-1 大谷・小鹿(恩田原・片山地区、宮川・水上地区)のまちづくりの基本方針

- 現行都市計画法（1968年制定）で施行した静岡市で最初の都市計画区域（図1：1970年）では、本地区を**中抜き**の**市街化調整区域**とし、市街化を抑制した。※写真1：当時の航空写真
- 1970年（静岡市初の都市計画決定時）から約50年が経過した2019年には、周辺地域は全て市街化（宅地化）されたが、本地区は農地のまま残っていた。※写真2：2019年の航空写真

市街化調整区域である本地区を**市街化区域に編入**し、残された希少な大規模用地の市街化を進め、**土地生産性を最大限高める整備を実施**

図1



市街化調整区域

1970年に決定した都市計画区域
色塗り区域 = 市街化区域
緑囲み（中抜き） = 市街化調整区域

写真1



1971.4撮影

写真2



2019.12撮影

※国土地理院HPより引用

3-6-2 大谷・小鹿の全体方針 【大谷・小鹿地区まちづくりグランドデザイン】

(2013.3策定)

スマートICを軸として、工業・物流・交流機能等の複合的な土地利用による産業集積拠点の整備

まちづくりの方針

- 方向1 新たな産業集積により「雇用」を創出し、地域経済の活性化
- 方向2 新ICを活かし、周辺の「観光」資源の磨き上げと呼応した相乗効果
- 方向3 農業と連携した「健康」志向に応えるまちづくり
- 方向4 市民や企業が安心できる災害と環境に配慮したまちづくり

居住機能

- すでに地区内に住んでいる方々や新たな定住促進のため、環境に配慮した高品質な住宅地

農業機能

- 農業機能の確保
- 農業の6次産業化を推進し、加工・販売戦略への取り組み



工業機能

- 新IC近傍という広域交通の利便性を活かした工業機能の導入

交流機能

- 市外来訪者を“静岡ファン”にしていける魅力のある交流機能
- 農業や工業などの導入機能との相乗効果

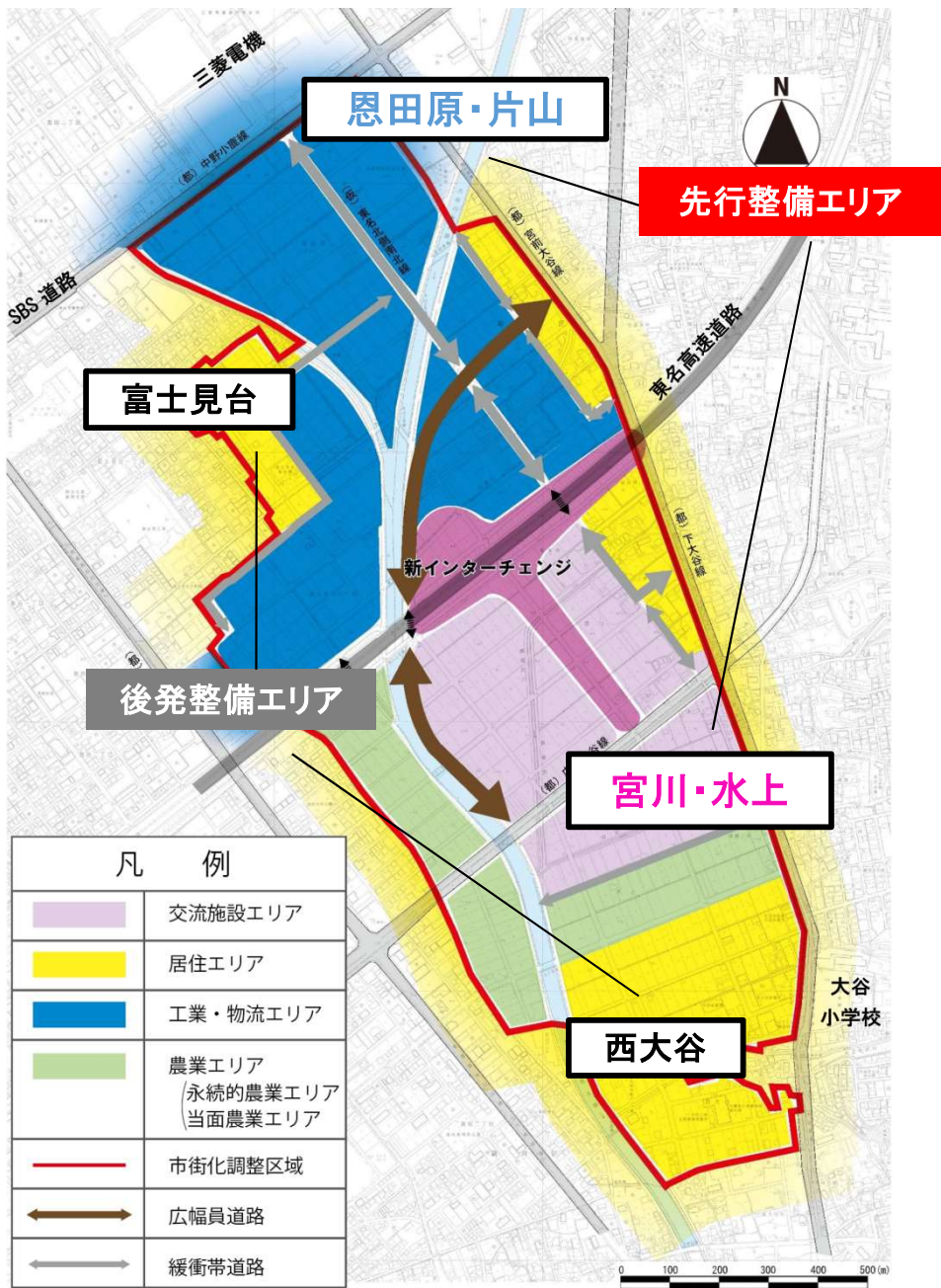
物流機能

3-6-2 大谷・小鹿の全体方針

【大谷・小鹿地区まちづくりグランドデザイン】

○土地利用計画

(2013.3策定)

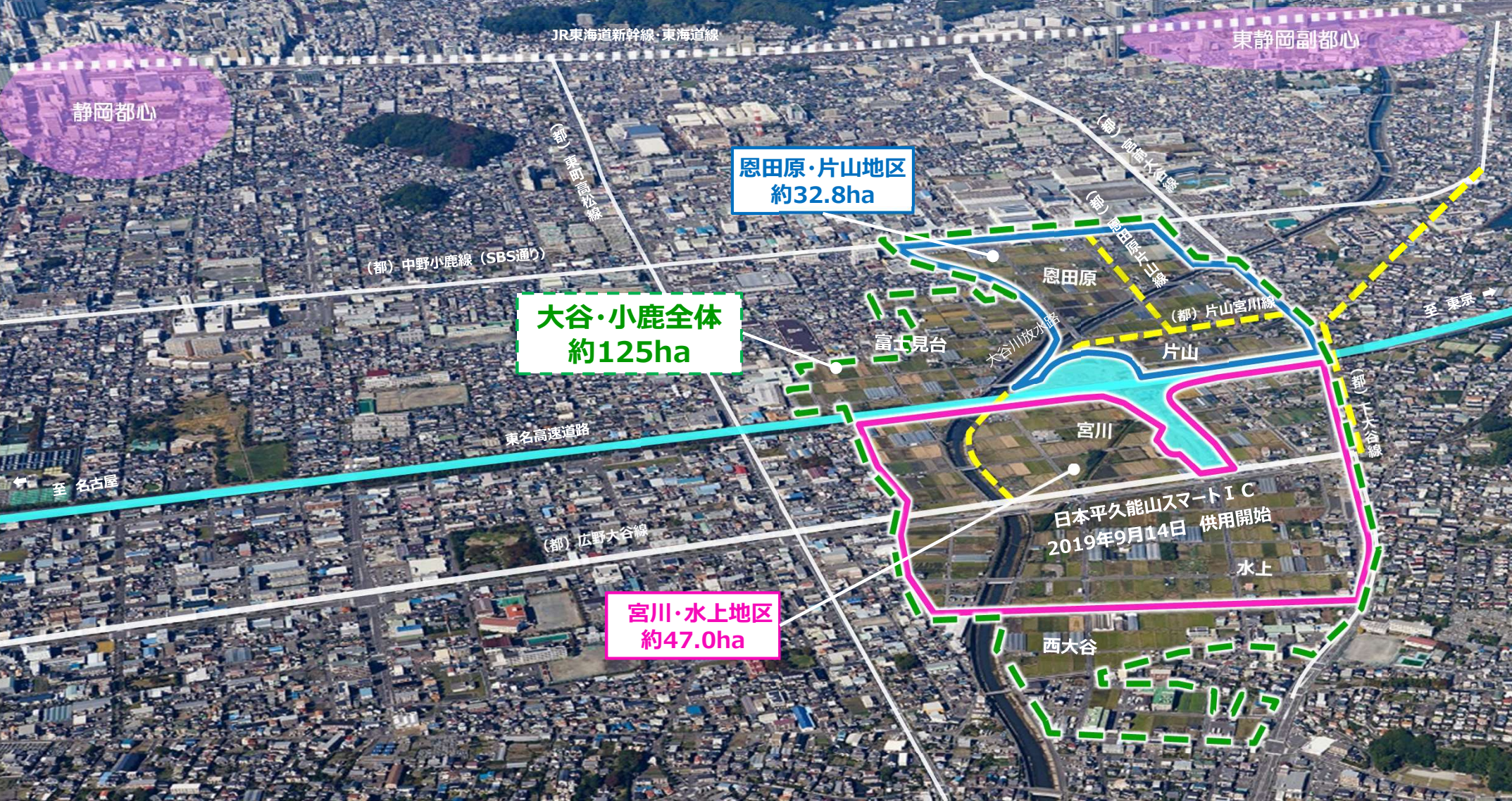


概算面積表

全体地区面積	約125 h a
交流施設エリア	約20 h a
居住エリア	約18 h a
工業・物流エリア	約28 h a
農業エリア	約14 h a

※各エリア面積は、公共用地面積を含まない

3-6-3 大谷・小鹿全体及び恩田原・片山地区、宮川・水上地区の位置



3-6-4 大谷・小鹿全体のこれまでの経緯

1968年度	大谷土地改良事業竣工（121.7ha）
1970年度	地元要望により、市街化調整区域に指定
2005年度	静岡市都市計画マスタープランに新 I C を位置付け
2009年度	大谷街づくり促進協議会（地権者750名）発足
2010年度	大谷街づくり促進協議会より市長に要望書提出 （①市街化区域編入②区画整理事業の実施）
2012年度	大谷・小鹿地区のまちづくりの方針を示す「グランドデザイン」策定
2013年度	スマート I C 連結許可、スマート I C 事業開始
2017年度	恩田原・片山地区の市街化編入、組合設立認可
2018年度	宮川・水上地区まちづくりビジョン策定
2019年度	日本平久能山スマート I C 開通
2022年度	宮川・水上地区の市街化編入、組合設立認可
2024年度	宮川・水上地区土地区画整理事業 整備着手

3-6-5 恩田原・片山地区(工業・物流エリア)のまちづくりの考え方

地区の強み

- 未開発の大規模な平坦地であり、土地利用の目的に応じた規模の土地区画造成が可能
- スマート I C 直近のため、物資の輸送能力が高い
- ゼロベースからの新規建設による企業立地であるため、市域の社会課題解決にむけた取り組みを合わせて実施することが比較的容易

背景

- 大区画の造成により、地域の基幹産業や食品、ヘルスケア産業などの、大規模製造工場等の誘致を目指す整備
- I C 直近の強みを生かした、物流関連産業の誘致を目指す整備
- 新規参入企業には、施設建設にあたり環境に配慮した脱炭素の取組や、敷地や施設を利用した防災力の強化を図る取組を促す施策を実施

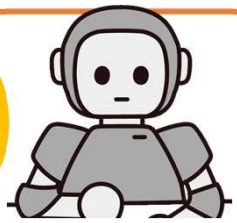
取組

- これにより、新規雇用の創出と環境にやさしく防災力の高い地域を生み出すとともに製造・物流産業の活性化を図る

効果

3-6-6 恩田原・片山地区(工業・物流エリア)のまちづくりの概要【産業集積イメージ】

プラモデル
関連産業



※イメージ

道路貨物
運送業等



電気機械
器具関連製造業



食品・化粧品
関連製造業



新たな産業集積地を目指す

3-6-7 恩田原・片山地区(工業・物流エリア)の現在の状況



2025年3月末現在
企業用地契約率 100%
事業進捗率 99%
営業開始企業 12社

2026年度事業完了予定

3-6-8 宮川・水上地区(交流施設エリア)のまちづくりの考え方

地区の強み

- 未開発の大規模な平坦地であり、土地利用の目的に応じた規模の土地区画造成が可能
- スマート I C 直近のため、市外からの来訪者が期待できる
- 周辺には久能山東照宮、日本平、登呂遺跡などがあり観光ポテンシャルが高い

背景

- 大区画の造成により、大型店、大型施設を集積させ、商業、食と農、スポーツ、エンターテインメント機能などを取り入れた広域からの集客をもたらす「**新たな交流拠点**」として整備（ショッピングモールとはしない）
- 中心市街地等の商業形態との差別化を図り、市外からの新たな顧客に対し、既存商業エリアへの移動（訪問）を促す施策を実施
- 周辺観光地と連携し、観光客の回遊性が向上する施策を実施

取組

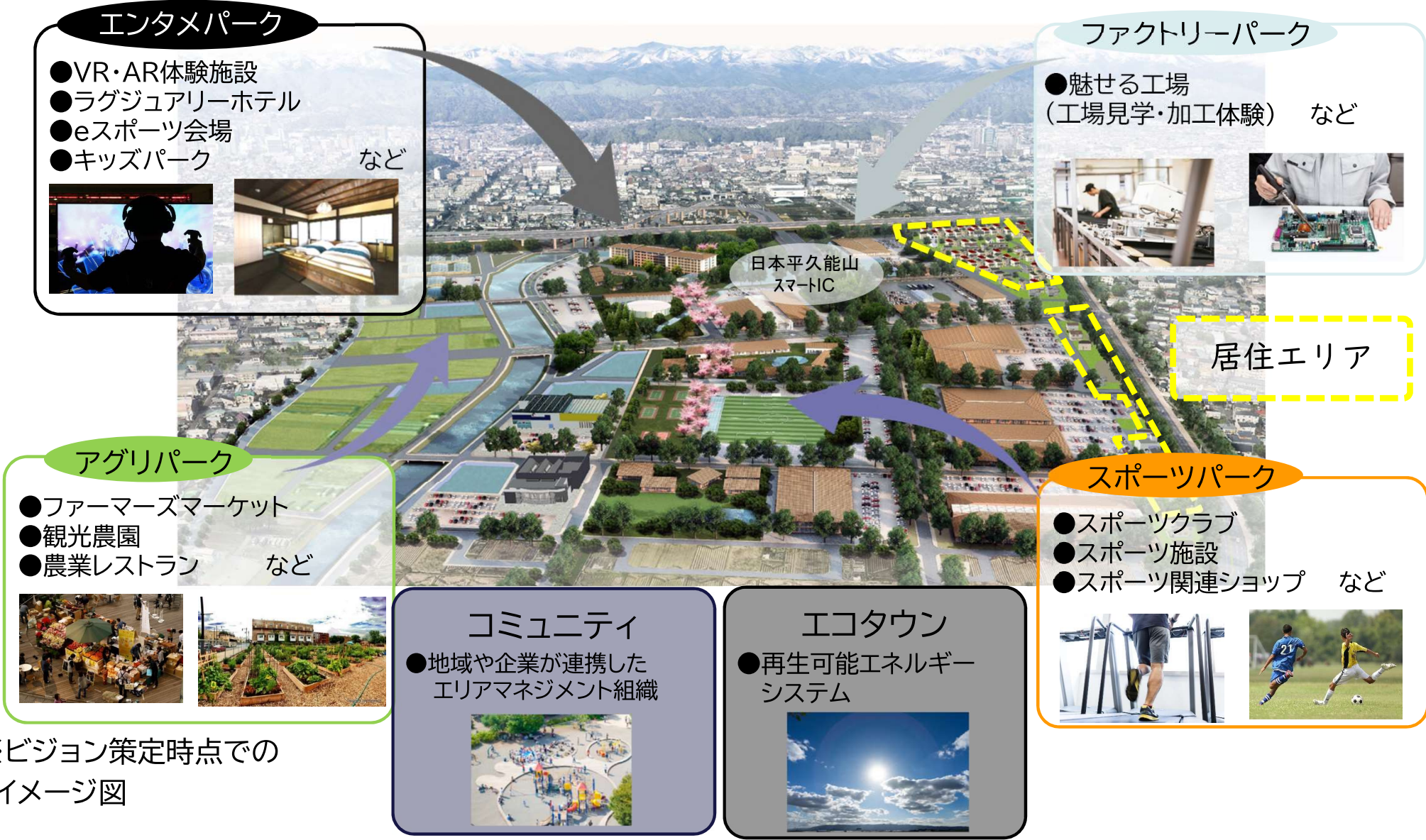
- これにより、市域全体の相乗効果による新規雇用の創出及び商業・観光産業の活性化を図る

効果

3-6-9 宮川・水上地区(交流施設エリア)のまちづくりの概要【宮川・水上地区まちづくりビジョン】

○土地利用イメージ (2019.3策定)

周辺を静岡市の魅力である“農業”“スポーツ”“モノづくり”“エンターテインメント”などを利用した賑わい創出(交流)の拠点とする



※ビジョン策定時点でのイメージ図

3-6-10 宮川・水上地区のまちづくりの方針

まちづくり方針 広域から人を呼び込み静岡の魅力を発信する、新たな交流拠点となるエリアを形成

①市内外から多くの来訪者を集客

- ・まず第一に、広域交流拠点として市内外、広域から多くの来訪者を集客することを目指す
- ・そのためには、**来訪の目的となる魅力あるコンテンツの集積**が必要
- ・また、これにより雇用を創出し地域経済の活性化を図る

◇観光資源 ⇒ 久能山、日本平、登呂、駿府城、港 etc
◇地域資源 ⇒ モノづくり、農作物、海産物 etc
◇景観資源 ⇒ 富士山、南アルプス etc

宮川・水上地区が有する資源

②市の新たな玄関口として「静岡」の魅力を発信

- ・市外からの来訪者に**市の魅力を情報発信**する場とする
- ・市内の地域資源を活かした静岡のホンモノを発信し**静岡のファン**を増やす
- ・これにより、「いつでも楽しい」「いつまでもいたい」地区を目指す

③当地区の来訪者に市内への回遊を促し観光交流を促進

- ・日本平や久能山、登呂遺跡等**周辺の観光資源や中心市街地、東静岡地区と相互に連携**する対流構造を生み出し、市全体の活性化を図る
- ・当地区とそれぞれの観光資源や中心市街地等を結ぶ交通の充実が必要

④周辺住民と近隣企業、大学等との交流を促進

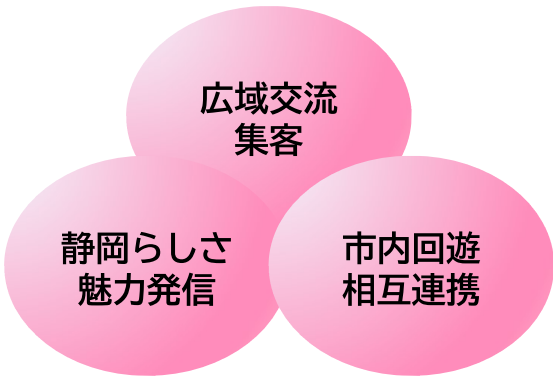
- ・地域交流拠点として、周辺住民の生活環境の充実を図るとともに、近隣企業や大学等との交流の場を創出

⑤農業や工業等の周辺産業との相乗効果を創出

- ・周辺農地との連携による6次産業化等、周辺産業との連携による相乗効果を模索

⑥その他

- ・災害と環境に配慮したまちづくりを行う
- ・昨今の潮流を踏まえ、持続可能なまちづくりを実現するために、地域の価値向上に寄与する先進的な取組を進める



まちづくりのキーワード

3-6-11 宮川・水上地区における土地利用の方針

①広域交流ゾーン 約28.5ha

交通利便性を活かした**広域からの交流を実現**するために、**静岡らしさを感じ、新たな発見や感動に満ちた場となる交流機能を有する施設**を中心とした土地利用の誘導を図る

- (i) エンターテインメント、健康・スポーツエリア
- (ii) 食と農、**商業**・サービスエリア

②周辺企業+地域交流ゾーン 約5.1ha

隣接する大学や周辺の企業に関連する施設の立地を図り、大学や企業と連携する**商業・業務施設**（健康維持やエコタウンに関する事業）と住民との交流を図る事業及び施設を誘致しながら、地区内及び周辺住宅地とも調和のとれた土地利用の誘導を図る

③沿道利用ゾーン 約1.8ha

幹線道路の沿道に位置する地区として、業務関連施設や沿道サービスを主体とした土地利用の誘導を図る

④農業交流ゾーン 約1.5ha

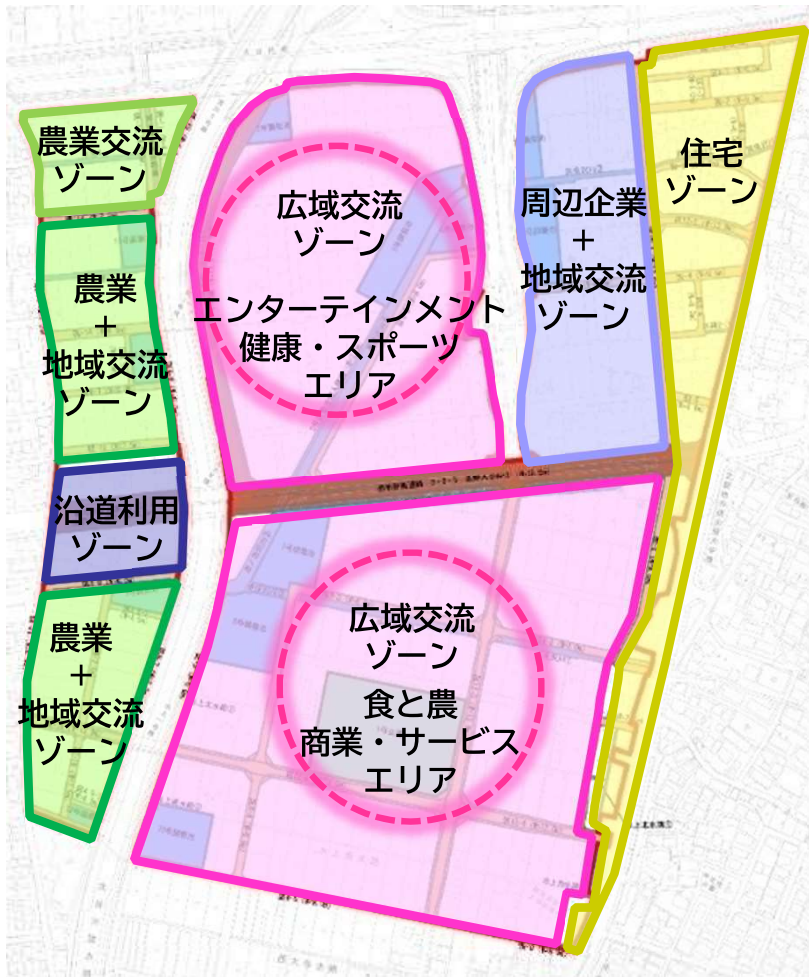
都市農地が生み出す良好な都市環境を保ち、美しい都市景観を形成するため、持続的に都市農地の保全が図られる土地利用を推進する。広域からの交流を目指し、農産物の消費地となり得る広域交流ゾーンでの広域交流を活用することで、**農業の六次化**を見込んだ「産業」としての都市農業の誘導を図る

⑤農業+地域交流ゾーン 約5.0ha

都市農園と共存し、地域住民の生活需要に対応する農業関連施設の立地を図りながら、地区内及び周辺の住宅地との調和のとれた土地利用の誘導を図る。

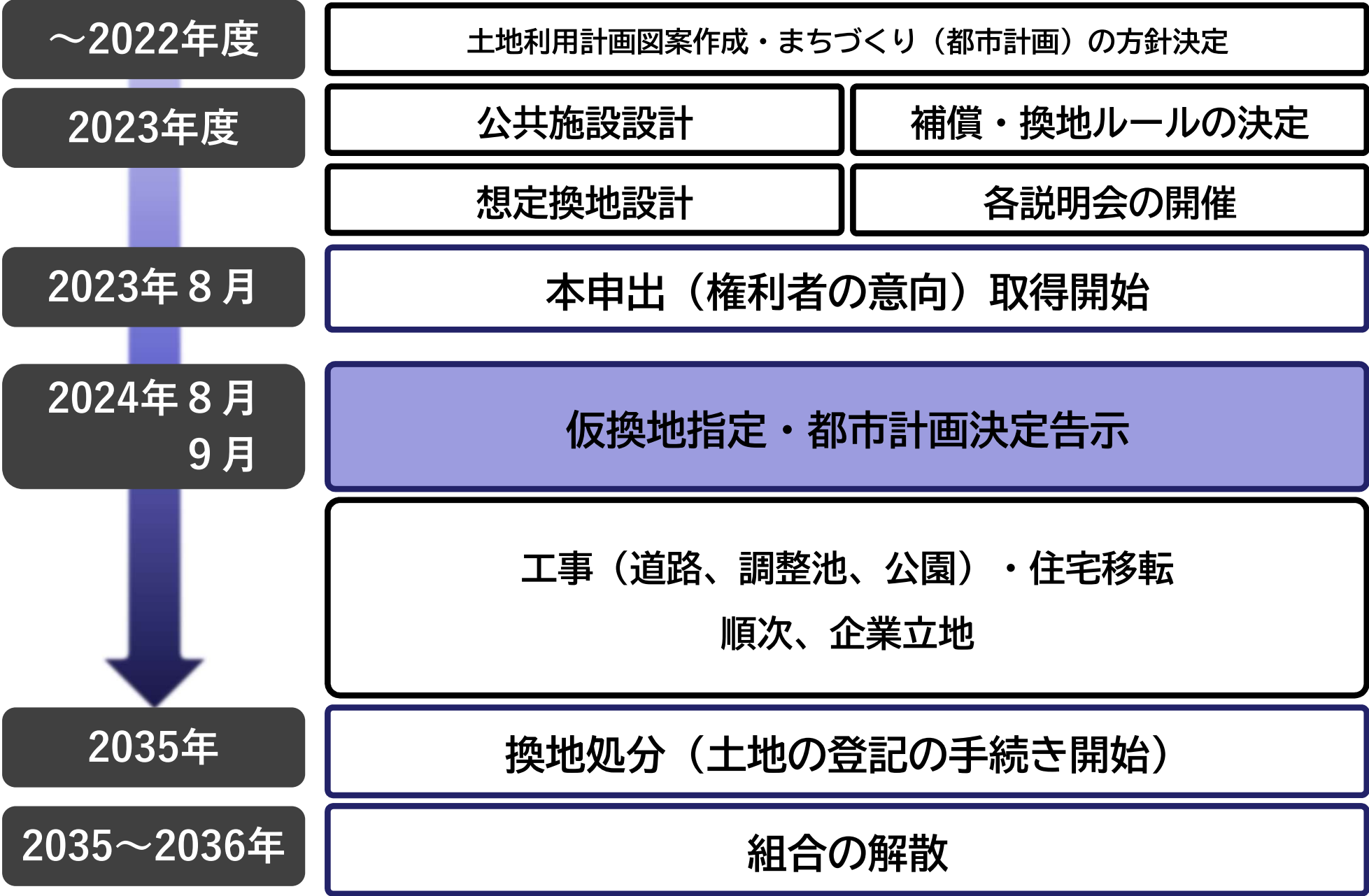
⑥住宅ゾーン 約5.2ha

幹線道路（都市計画道路下大谷線）に接する土地の区域において、地区内及び周辺居住者の日常的な利便に資する施設の立地を図るとともに、良好な住環境の形成・保全を図る。



宮川・水上地区ゾーニング図（案）

3-6-12 宮川・水上地区のスケジュール



3-6-13 宮川・水上地区、久能地区周辺の道路ネットワーク整備

国道150号・山脇大谷線の4車線化整備によって物流ネットワークの強化・観光アクセスの向上

- ・宮川・水上地区～日本平久能山スマートIC～国際拠点港湾「清水港」を結ぶ物流ネットワークの強化
- ・久能山東照宮や三保半島など豊富な周辺観光資源への周遊ルートの創出
- ・緊急輸送路や重要物流道路として、災害時のネットワーク強化

(主)山脇大谷線(小鹿～宮川)

事業区間:駿河区小鹿～駿河区宮川

事業延長:1.5km

事業内容:現道2車線を4車線バイパス整備

完成時期:2040年代

国道150号(久能拡幅)

事業区間:駿河区根古屋～駿河区大谷

事業延長:4.2km

事業内容:現道2車線を4車線へ拡幅整備

完成時期:2030年代

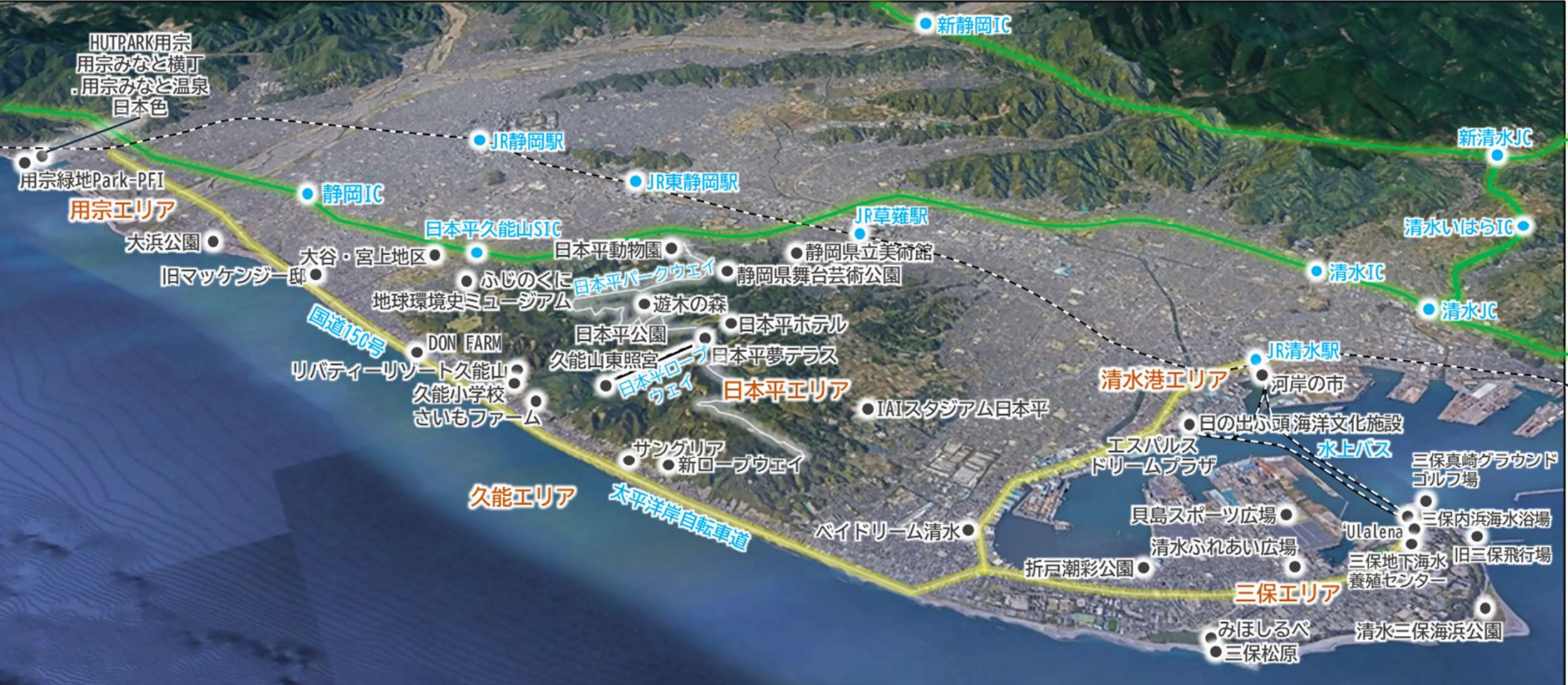


⑦ 日本平・久能・三保

41観光にも掲載

3-7-1 日本平・久能・三保の観光の推進

エリア内の主要な観光スポット等



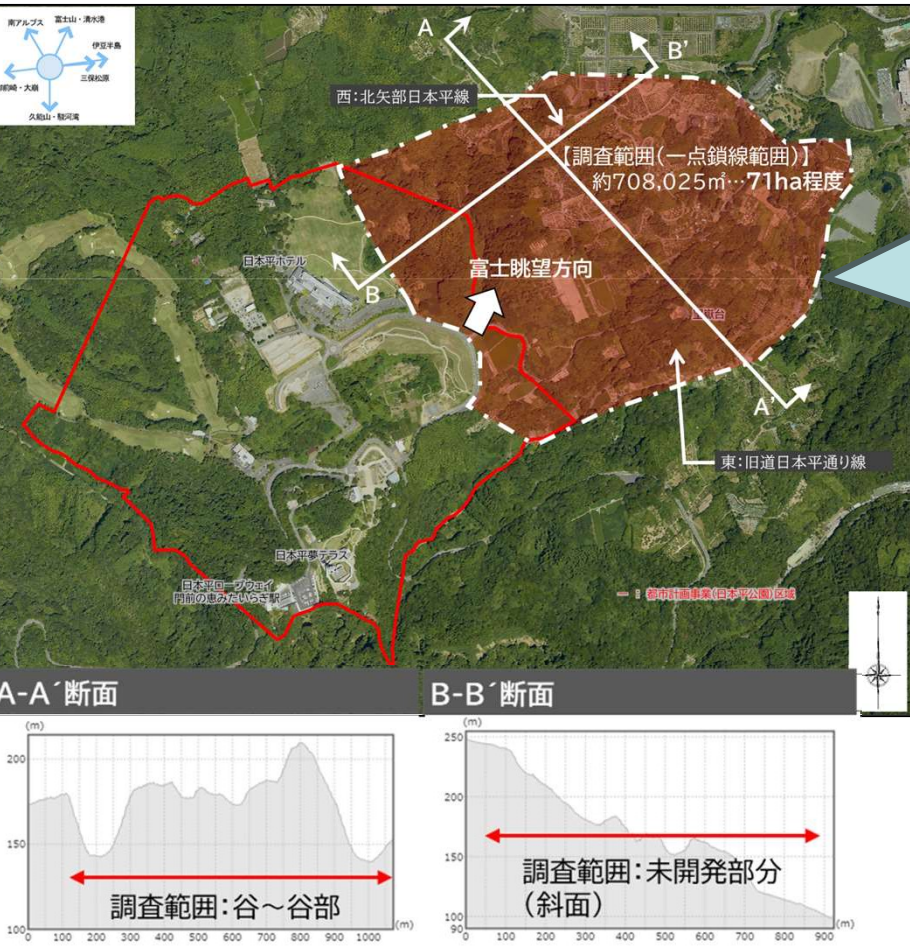
3-7-2 将来的な日本平周辺の開発に向けた準備

(1) 日本平周辺環境調査(2025年1月~2026年12月)

世界に誇る観光資源である「日本平」を有する有度山エリアは、その魅力や利便性を高めることで、国内外から人を呼び込み、静岡市の発展に寄与する可能性を持つエリアである。

一方で、当該エリアは、貴重な自然環境を有し、「日本平・三保松原県立自然公園」の第1種特別地域及び第2種特別地域に該当するため、活用する場合は自然環境の保全が必要となる。

(2) 調査範囲設定の考え方



- ・日本平山頂から北側に向けた富士山眺望の方向とする。
- ・開発場所が未定のため、約71haと広い範囲とする。
- ・標高の高い場所からの景観を阻害しないよう、日本平からの下り斜面となる範囲とする(断面図B-B' 参照)
- ・山の斜面において、谷部~谷部を範囲とする。(断面図A-A' 参照)

(3) 調査による効果

日本平周辺を開発する場合、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律等、様々な規制をクリアする必要がある。

そのうち、今回、静岡県立自然公園条例に基づく、希少な猛禽類のオオタカの生息調査等、2年程度を要する最も期間が長い環境調査を先行して行うことにより、今後、民間事業者から良い提案が示された場合、手続きの短縮化が図られ、結果として早期の実現が可能となる。

※出典:国土地理院ウェブサイト、地理院タイル(標高タイル)を加工して作成

3-7-3 久能

《現状》

○富士山を望む名勝地、国宝久能山東照宮、石垣いちごといった国内有数の観光資源を有しながら、その魅力を十分活かしきれておらず、観光客を呼び込めていない。

《対応》

○個別の観光資源で考えるのではなく、日本平・久能・三保を一体的なエリアとして捉え、地元・企業等の関係者とともにエリアマネジメントで観光地域づくりを行う。

《直近の地元要望》

○久能自治会連合会・久能山東照宮等の連名で、根古屋への観光トイレ整備の要望(2019年)

《ワークショップの開催》

○久能地区で自治会役員や商店街関係者が参加するワークショップを開催(2020年)

→ 意見:「観光トイレがない」「大型バスの駐車場がない」「レンタサイクルステーションや駐輪場があるといい」等



①久能山下観光トイレの整備 (2023年)

・久能山東照宮所有地内に設置

②久能山下観光バス駐車場の整備 (2023年)

・駐車区画5区画(無料・予約不要)

→来訪客利便性向上



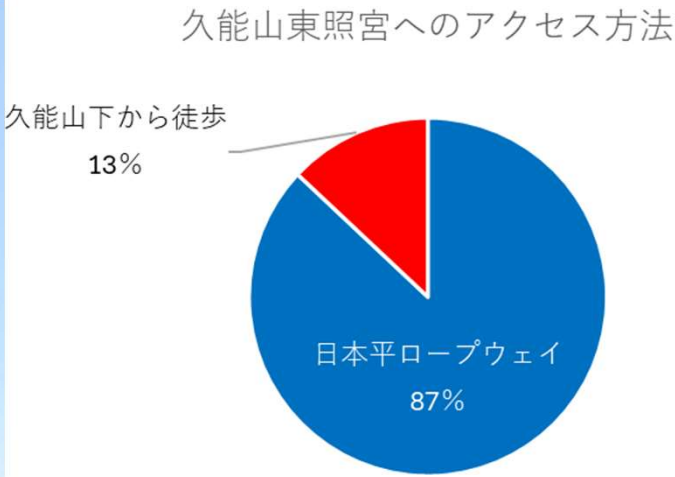
《その他》

- 商店街前道路の路面整備(完了)
- パルクステーション設置(石鳥居前・完了)
- エリア一帯の将来像の検討
- 表参道魅力向上策の検討
- 一般駐車場の有り方検討

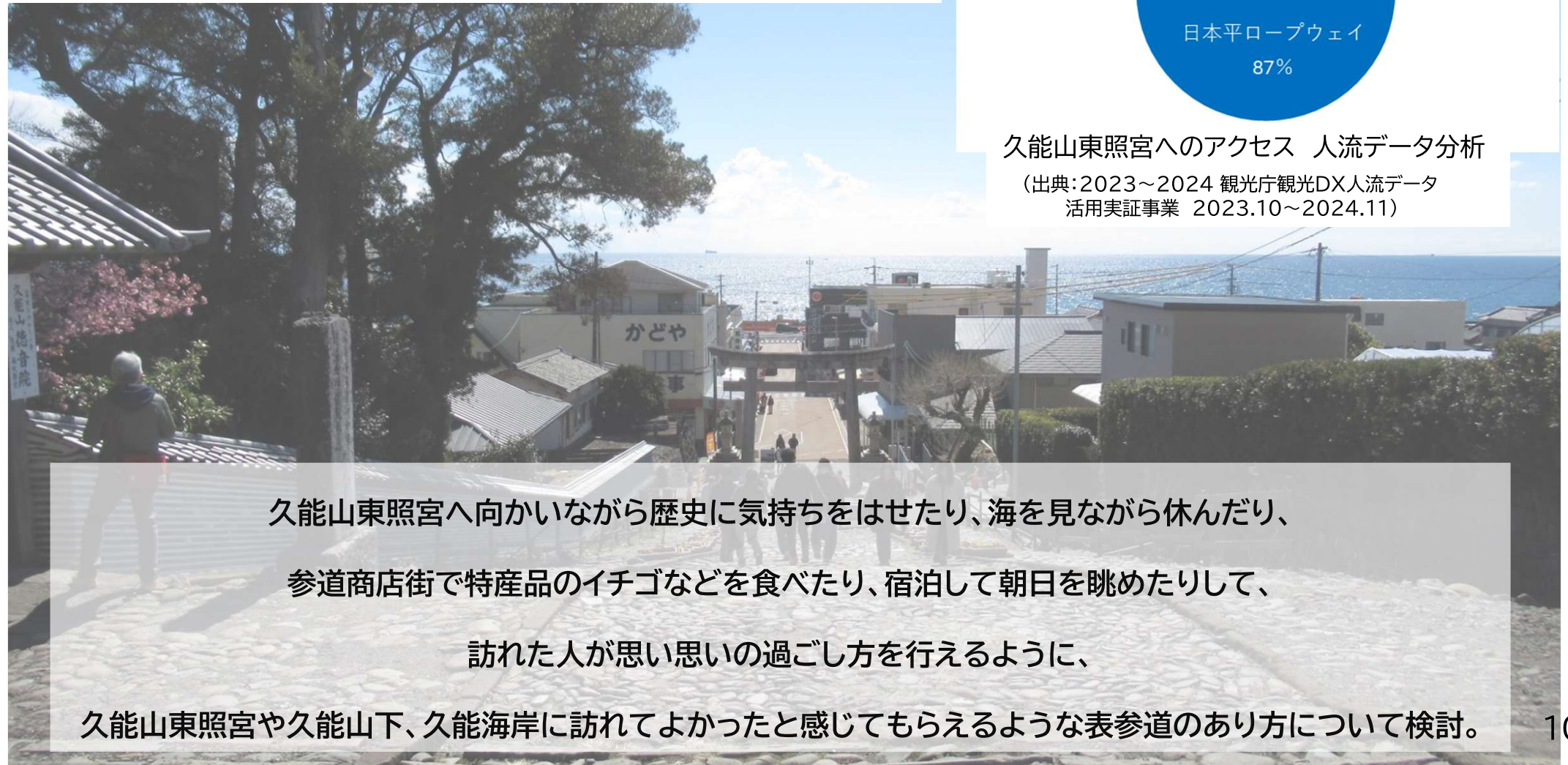
3-7-4 久能 … 表参道(今後検討)

久能山東照宮への来訪手段は、日本平山頂からのロープウェイまたは久能山下からの徒歩となる。しかしながら、ロープウェイには輸送能力に限界があり、更なる来訪者増加を目指すためには、山下からの徒歩客を増やす必要性が生じている。

そのため、久能山下への交通利便性向上を図るとともに、訪れたいと思われるような魅力を創出するための表参道のあり方について検討する。



久能山東照宮へのアクセス 人流データ分析
(出典:2023~2024 観光庁観光DX人流データ
活用実証事業 2023.10~2024.11)



久能山東照宮へ向かいながら歴史に気持ちをはせたり、海を見ながら休んだり、
参道商店街で特産品のイチゴなどを食べたり、宿泊して朝日を眺めたりして、
訪れた人が思い思いの過ごし方を行えるように、

久能山東照宮や久能山下、久能海岸に訪れてよかったと感じてもらえるような表参道のあり方について検討。

⑧ 東海道57次など街道観光

41 観光にも掲載

3-8-1 東海道57次と静岡市の役割

（東海道53次と57次）

江戸時代に整備された東海道は江戸と京・大阪を結ぶ重要な街道である。

東海道は、歌川広重が描いた浮世絵「東海道五十三次」などの影響もあり、江戸「日本橋」から京「三条大橋」を結ぶ「東海道53次」が広く知られているが、京都手前で分岐し、伏見・淀・枚方・守口の4つの宿場を経て大阪「高麗橋」に至る「東海道57次」もある。

東海道に残る歴史・文化・食など地域資源を活用し、東海道沿線の自治体では、東海道や宿場の地域資源を活用した地域づくり、まちづくり、観光誘客に取り組んでいる。また、各宿場において地域団体も各々で活動を行っている。

<静岡市の役割>

東海道の57の宿場のうち最も多い6つの宿場を有する静岡市が中心となり、自治体間での情報共有と、広く情報発信することで、「東海道」という大きな観光資源を活かした東海道全体への誘客、周遊促進を横断的に進めていく。

⇒詳細は「41 観光」を参照してください。

<東海道53次と57次>



3-8-2 東海道エリアの魅力 蒲原・由比・興津・江尻

エリア内の主要な観光スポット等



3-8-3 東海道エリアの魅力 丸子

エリア内の主要な観光スポット等



匠宿



丁子屋(とろろ汁)



明治のトンネル



吐月峰柴屋寺



癒し(風呂・サウナ)

⑨ 用宗

3-9-1 用宗の魅力

- 用宗は、閑静な住宅地が広がるとともに、景観が魅力的な用宗海岸やその海岸を活用した海水浴やSUPなどのマリンアクティビティ、地元有志による地域おこしの取組や民間事業者によるまちづくりが進められている。
- 静岡市は、地域主体のまちづくりを後押ししながら、用宗緑地Park-PFI事業や長田地区コミュニティバス運行といった魅力向上につながる取組を進めつつ、地域との関係性を構築し、持続可能なまちづくりを進めていく。

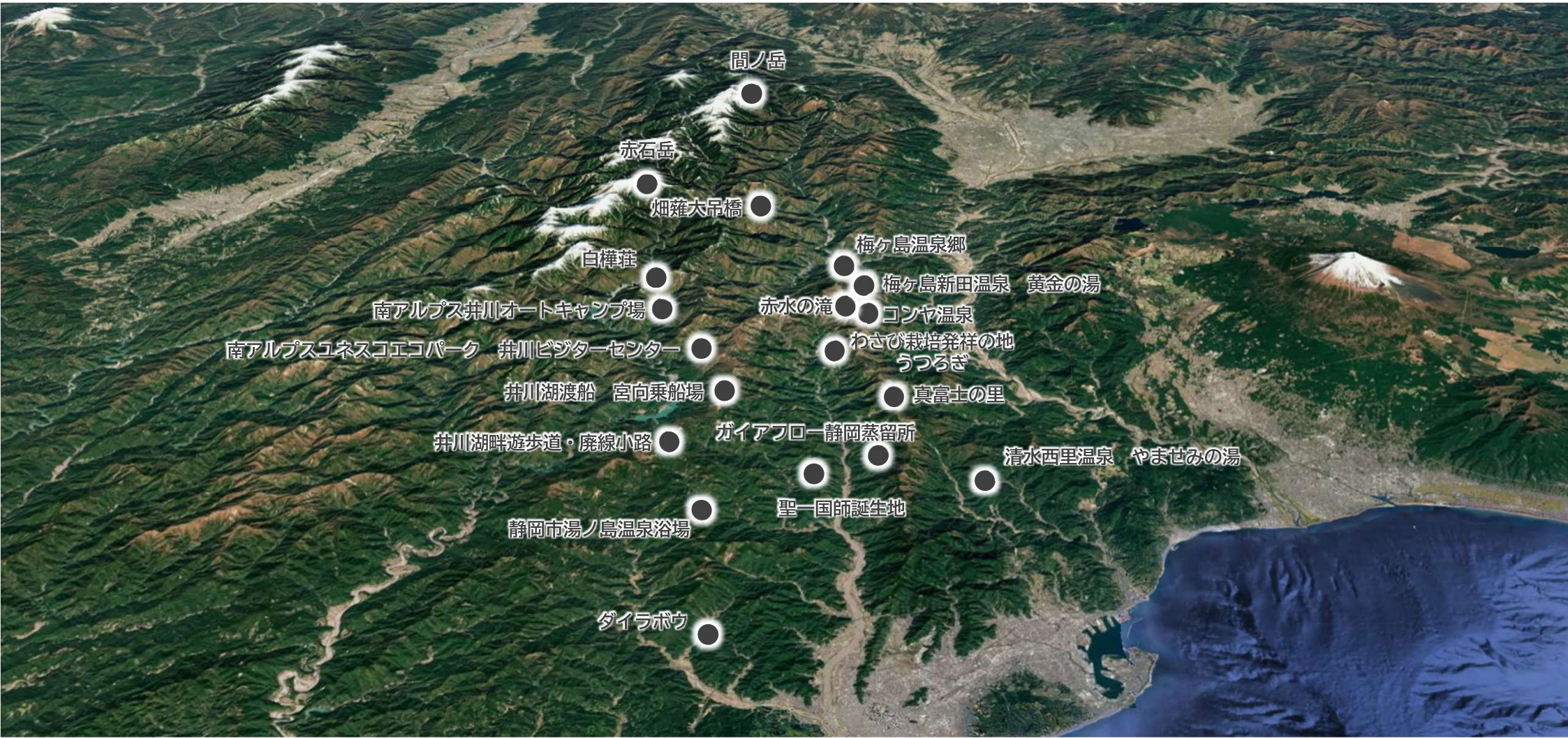


⑩オクシズ

60 環境にも掲載

3-10-1 オクシズエリアの魅力

エリア内の主要な観光スポット等



ダイラボウ



わさび(有東木)



井川湖



黄金の湯



間の岳



聖一国師生家の碑

8-1 「オクシズ」の再定義・・・「生態地域主義による地域づくりの地」と「それを実践できる再定住の地」

- ・「オクシズ」とは・・・静岡市内の中山間地域の総称

◎地域特有の風習や祭事など歴史ある文化が残る。

◎地域の特性を生かした農林産物(わさび、茶)や在来作物などが作られている。

◎自然豊かな美しい景観と地域資源にあふれている。

【これまで】 静岡市の中山間地の総称



※課題

- ・広い範囲を「オクシズ」と総称していて、地区ごとの特徴が見えない。
- ・他地域の中山間地とオクシズとの違いが見えない。
- ・「オクシズが好きだから暮らしている」という姿が見えない。

【これから】

これまでの地域の呼称だけではなく、「生態地域主義※による地域づくりの地」と「生態地域主義を実践できる再定住の地」という優れた価値のある暮らし方をする地域としてのブランドイメージづくりと、それぞれの地区の具体的な地域づくり計画(ビジョン)を策定する。

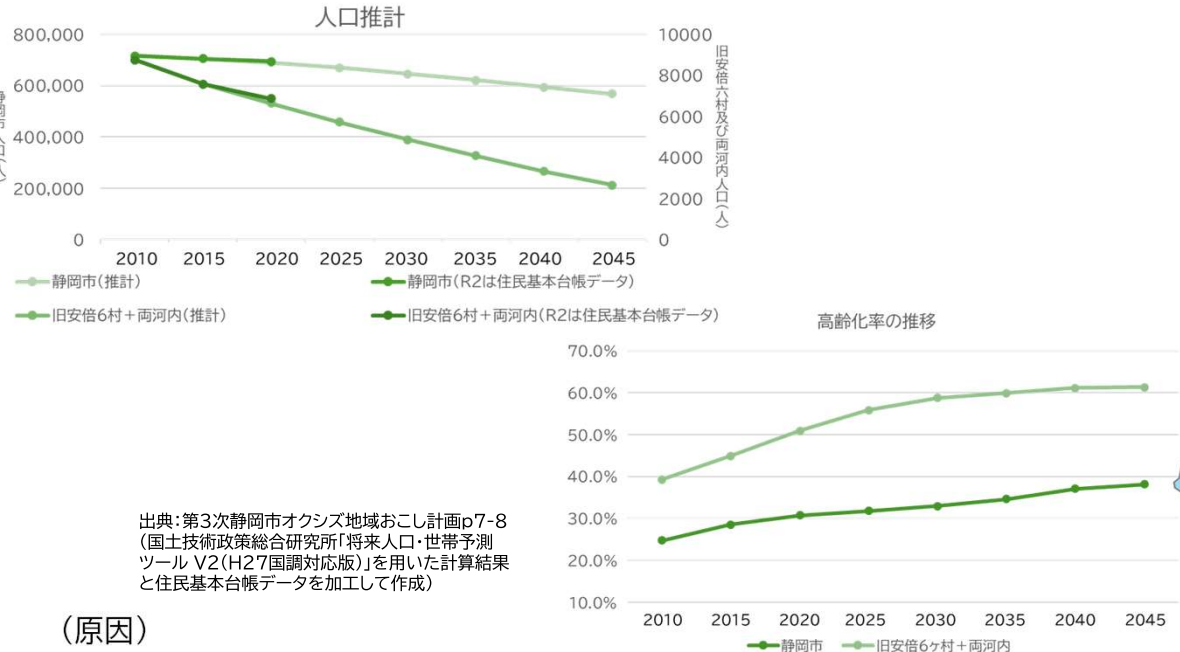
※生態地域主義(bioregionalism)

自分たちが居住し生活を営む場である地域において、自然と人間との昔からある相互の関わりを再度見つめなおすことで、その土地の特性や自然の持続性を損なわないような生活様式を構築していこうという試み。

8-2 オクシズの現状と課題

オクシズの現状

- 静岡市全体に比べ、人口減少や高齢化が著しく進んでいる傾向にある。
今後もその傾向は続き、市全体との差が拡大していくことが予想される。



(原因)

- ・自然減のほか、若年層が就学や就職、結婚、出産などを機会にオクシズの外の地域に転居していること。
 - ・農林業などの地域に根差した産業が低迷し、就職先が減少していること。
 - ・核家族化の進行により、子世帯が親世帯とは別の住居に住む意向が強いこと。
 - ・移住に関する各種支援などにより、空き家情報バンクへの問合せやHPの閲覧数が増加しているが、賃借や売買可能な物件が不足しており、移住者の増加が難しいこと。等々(このままだと・・・)
- 後継者や地域の担い手の不足から地域社会の存続が危ぶまれる集落が増加しており、貴重な地域資源の宝庫としてのオクシズの価値が失われるおそれがある。

オクシズの範囲(色付きの部分がオクシズ) = 静岡市面積の80%がオクシズ



→ オクシズの地域資源を活用した持続的な発展と地域で暮らし続けることが出来る環境の構築を目指し、森林・農地の保全や賑わいづくり、オクシズでの雇用と仕事の確保、生活利便性の向上につながる取組を進めていくことが必要である。

暮らし続けられるオクシズの実現

雇用と仕事の確保

目指す姿

自然環境の保全と経済活性化が両立できている

「森林や農地が活用され、保全されている」
「観光交流客で賑わい、地域の生産物が売れ、雇用が生み出されている」

生活利便性の向上

目指す姿

オクシズで安心した生活を送ることができる

「買い物、医療、教育・子育てなどの機能に容易にアクセスできる」
「移住者が集まる」

経済活性化

自然環境の保全

交流人口の拡大

高齢化対策

生活に必要な機能の確保

農地・森林の活用による
多面的機能の発揮

農林業振興策により、農地と森林の活用を進め、多面的機能の発揮を促す。

農業

- ・お茶ツーリズム
- ・お茶の輸出促進
- ・お茶、ワサビのブランド化
- ・鳥獣害対策

森林の保全及び循環型林業の確立

★オクシズ元気ビジネス事業

- ・地域資源を活用したビジネス事業への支援

★地域おこし協力隊

- ・梅ヶ島(アマゴ養殖)
- ・大川(子どもたちへの自然体験の提供)
- ・大河内(わさび育苗)

自然や市営温泉など地域資源を活かした交流の活発化

市営温泉・南アルプスなど、地域資源の魅力を活かすため、資源の磨き上げや道路整備などによるアクセスの改善、情報発信を行う。

南アルプス(奥大井)

- ・魅せる環境保全と自然を楽しむ観光の確立
- ・地域の特色を生かした在来作物の文化継承

市営温泉

- ・白樺荘
- ・口坂本温泉
- ・湯ノ島温泉
- ・黄金の湯
- ・やませみの湯

興津川上流(両河内)

- ・清水森林公園再整備
- ・新たな民間事業者による事業展開

★地域資源を生かした「食」の魅力向上

- ・地域活性化企業人(ABCクッキングスタジオ)による地域資源を生かした商品開発やPR戦略

安心して生活できる環境整備

生活に必要な機能にアクセスできるよう、移動手段の確保や居住地付近での機能提供の強化、教育や医療などの機能の充実等を図る。

医療・福祉

- ・医療の身近な相談体制確保「地域健康相談員配置事業」(医療機関のない地域での健康相談体制の確保)

移動

- ・中山間地での新たな交通システムの検討、実験
- ・アクセス道路の改良

★買い物

- ・民間事業者による移動販売事業の展開
- ・移動販売を活用した買い物支援「買い物の場の開催」(「オクシズかいもの広場」の開催)
- ・「移動販売車から先の買い物支援」(地域が実施する移動販売までの移動支援)

移住・定住

- ・地域での移住定住促進協議会の活動支援
- ・「空き家情報バンク」の活用
- ・井川地区でのお試し移住体験ツアー
- ・井川地区での住宅サブリースの実施(空き家の借上げ、改修→子育て世帯移住者への貸出し)

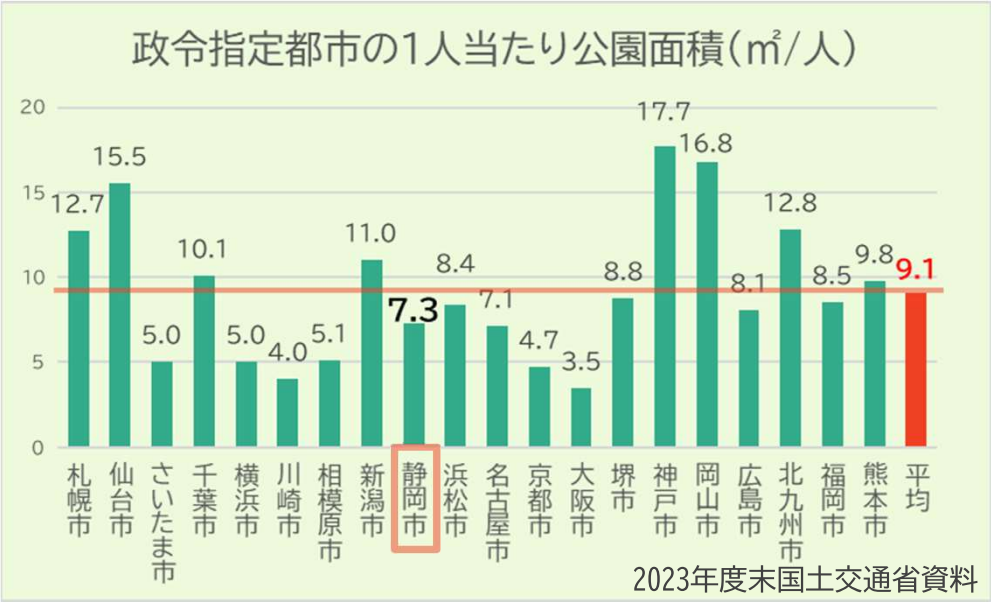


民間事業者等との連携

04 公園

4-1-1 公園に関する市の基本的考え方

《公園の現状と課題》



- 静岡市は、人口一人あたりの公園面積にて政令市の平均値には劣るものの、身近な自然環境が数多く存在している。
- 今後の人口減少等を踏まえて、市内に既にある身近な緑地の保全活用や、既存公園のリニューアルを進めることで、公園としての機能を拡充していく。

《 みどりの保全や緑化の推進に関する方針を示す
「静岡市みどりの基本計画」におけるこれからの公園に関する基本的な考え方 》

「Well-being」の向上
に寄与する
質の高いみどりの
保全と創出



- 公園が持つ機能を最大限引き出すことにより、様々な地域課題（健康・福祉・子育て・コミュニティ形成など）の解決
- 老朽化した公園の計画的な更新による既存公園のポテンシャル発揮
- 多様化する公園ニーズに柔軟に対応できるよう、利用ルール弾力化
- 指定管理者制度やPark-PFI制度など公園や地域の特性に応じた公民共創の促進
- 公園の管理や活用の担い手として市民等の参画を促す環境づくり
- 市民生活と関わりの深い身近な自然環境を里山公園とし、多様な主体との共創による保全・利活用の推進

4-1-2 今後重点的に機能・魅力の向上を進めていく公園

- 1 大浜公園
- 2 駿府城公園
- 3 清水船越堤公園
- 4 城北公園
- 5 里山公園(谷津山・鯨ヶ池・浜石岳など)

4-2-1 大浜公園再整備

2025年7月19日供用を目指し、一年中楽しめる公園として、プールを含む公園全体の再整備をPFI手法により実施している。事業者である「大浜シーリゾート株式会社」は、施設の設計、建設、工事監理、更に供用開始後の施設の維持管理、運営まで一括して実施。PFI期間は2040年3月までの15年間。

ウォーター 슬라이ダー

長さ82mの線形の異なる2つのスライダーを設置し、繰り返し滑走を楽しむことが可能。スライダーの下部の空間を利用して芝生の休憩スペースを設置。



25mプール

6レーンを設け、スイミングゾーンと歩行ゾーンに用途によって区別することで、あらゆる人々の健康増進に寄与することが可能。



幼児用アトラクションプール

ジャンパーハットや小型バケツ、水鉄砲や小型スライダーを設け、初めて水に入るような小さな子供たちも安全に水遊びすることが可能。



松林ゾーン

既存の松林を保全し、潮風害の軽減や周辺の景観、環境調和に配慮した。散策路や休憩ベンチを設け、市民の利活用を図る。



収益施設(休養施設)

カフェや音楽ホール、多目的ホール、富士山や駿河湾を眺める屋上ルーフトップガーデン等を整備し、市民の日常利用やあらゆるイベントに活用。



収益施設(駐車場)

既存の公園の平場を活用した駐車場を津波避難タワーの西側に78台(内車いす用2台)、東側の休養施設に35台(内車いす用1台)を一体的に整備し、車での来園の利便性を向上した。

駐輪場

東西に細長い公園の立地に配慮し、西側に170台、東側に136台(内バイク12台)を分散配置。



流水プール

全長250m、幅6mの流水の変化のある流水プールを設置。



直線スライダー

5色に色分けされたカラフルなスライダー。友達と複数のコースを同時に滑り降り、競争する楽しさを演出。



アトラクションプール

迫力満点のバケツアトラクションをはじめ、すべり台や水車などの様々な水のアイテムを組み込み、五感を刺激する演出を行う。



大型複合遊具

東西に細長い公園のヨコの連携を促す木製の大型複合遊具。小さな子供から小学校高学年まであらゆる年齢が挑戦できる遊具を設置。



芝生広場

多目的広場を兼ね、遊びや休憩、散策、イベントなどに活用できる開放的な空間。日よけや幼児用の遊具、健康アイテムを設置し、あらゆる世代の憩いの場を創出。



4-2-2 駿府城公園再整備

1991年に駿府公園基本計画・基本設計を策定、2005年の再評価を経て、歴史遺産の保存・再整備を念頭に置きながら公園としての魅力を高める整備を実施。計画策定から30年が経過したが、これからはさらに時代の動向を踏まえ、歴史ある駿府城の魅力を最大限に引き出し、その価値を活かして観光客をお迎えする。また、市民が日常的に楽しめる空間、イベントを開催しやすい空間にも配慮しながら、災害時の広域避難地としての役割も果たしていく。

駿府城跡天守台野外展示施設

天正時代・慶長時代の天守台を保全整備する。
異なる2つの時代の天守台を同じ場所で
見られるのは全国でも珍しい事例！

野外展示西側

天守台野外展示 管理・ガイダンス施設

野外展示への理解を深めるVRシアターのほか、
展示室や管理施設を整備する。

来訪者が、歴史を楽しく体感し、
歴史散策を楽しめるよう、デジタル技術を用いて
高精細な天守のVR・AR映像を制作・活用する。



本丸広場

以前より広く、快適な空間にするため、下記の整備
を予定していく。

- ◎ 内堀の発掘土を沈床園に移し、芝生広場を整備
- ◎ 過密な植栽環境を改善し、利用者の安全を確保
するため、支障木や枯損木を整理し、健全な樹木
を育成
- ◎ 中央部の園路は現在の丸い形状を改め、家康公が
築いた本丸堀(内堀)のラインを踏まえた直線的な
形状とし、歴史的景観を再現

広場イメージ



広場イメージ



中央部 園路イメージ



現在の園路は、歴史を
感じられない丸い形状



城跡を意識した角ばった園路にし、
広場の使い勝手が向上

紅葉山庭園茶室

茶室での料理提供が可能になるよう、
調理場を整備。
日本建築の伝統美を感じる数寄屋造りの
茶室を食事会や会議・研修などに
利用できる。



四季折々の景色の中で、
特別なひと時を…

4-2-3 清水船越堤公園(公民共創の促進)

清水船越堤公園は、1984年に公園の一部が開園され、緑豊かな公園で、高低差も大きく、清水の街並みや清水港が望める美しい眺望が特徴である。民間事業者が公園施設の整備・管理を一体的に行うPark-PFIを制度を活用し再整備を実施した。2025年3月にカフェ、トイレ、駐車場がオープンした。今後、茶室の活用など、新しい需要に対応した活用策を実施する。



2025年5月10日・11日
オープニングイベントの様子

4-2-4 城北公園(公民共創の促進)

城北公園は、1980年に公園の一部が開園され、日本庭園や子ども広場、グラウンドなどの充実した施設、四季折々に咲く花や、桜、なんじゃもんじゃの木等が見どころの公園である。2021年度より公園内の一部エリアにおいて再整備を目指していたが、公園全体を再整備することが望ましいと考え、現在、住民や団体、公園利用者の皆様と一緒に、城北公園の再整備について話し合う懇談会を開催している。



公園入口



自由広場



日本庭園

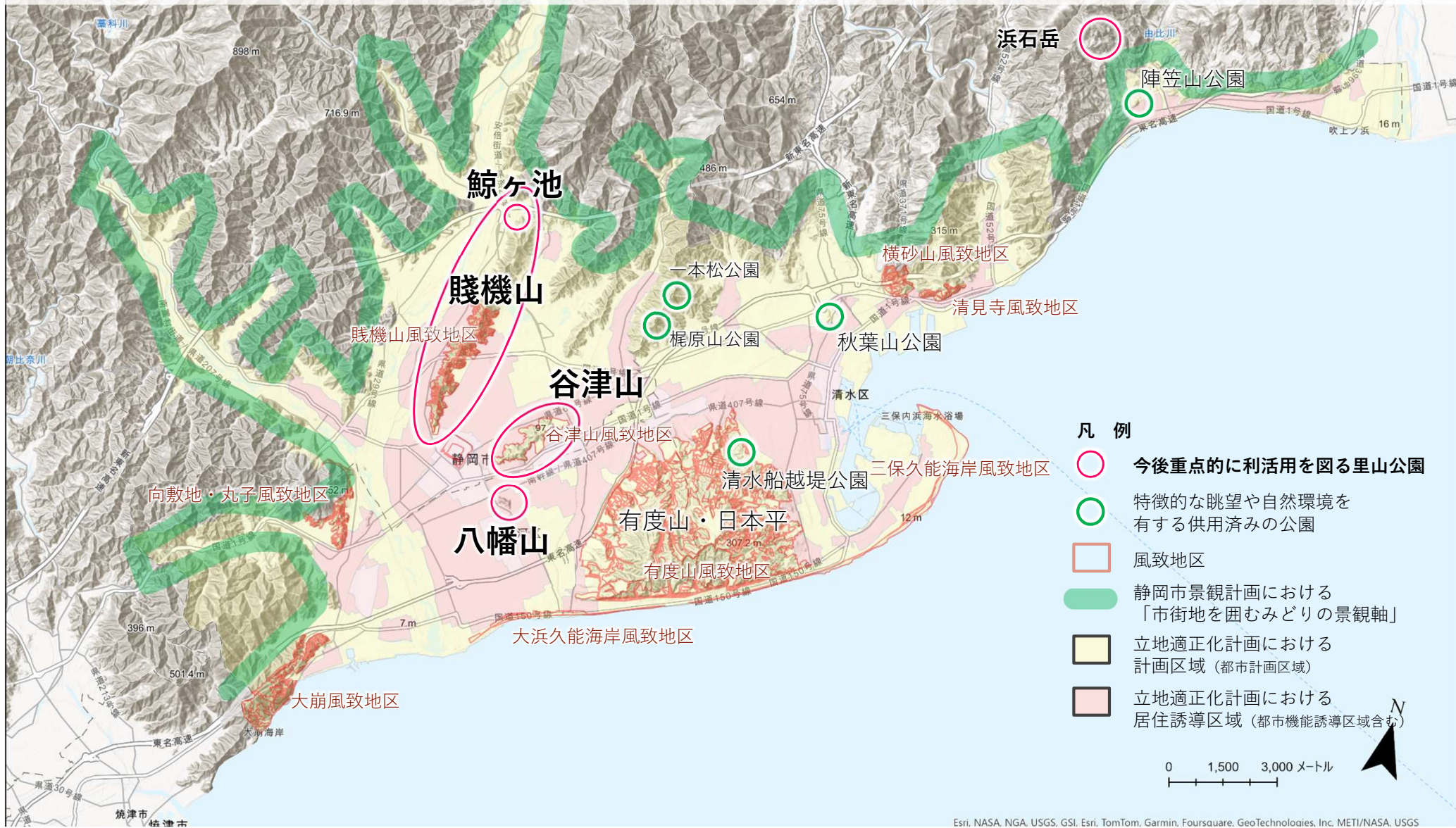


懇談会の構成

4-2-5 里山公園の利活用促進

目的

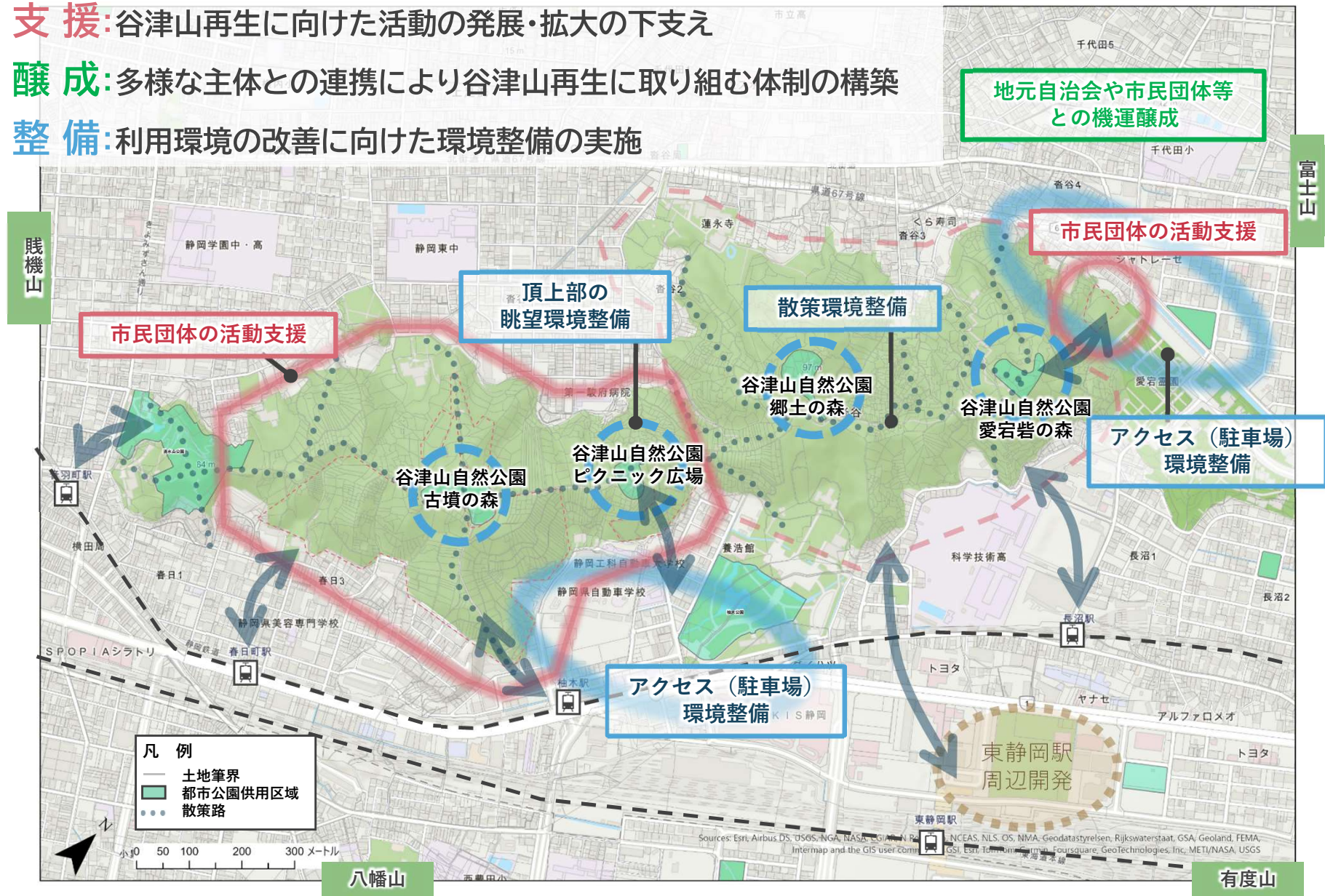
良好な眺望や地域の方々によって保たれてきた自然環境を「貴重な地域資産」として捉えて、市民が身近に楽しめる「里山公園」として保全や利活用を推進する。



4-2-5 里山公園の利活用促進(谷津山)

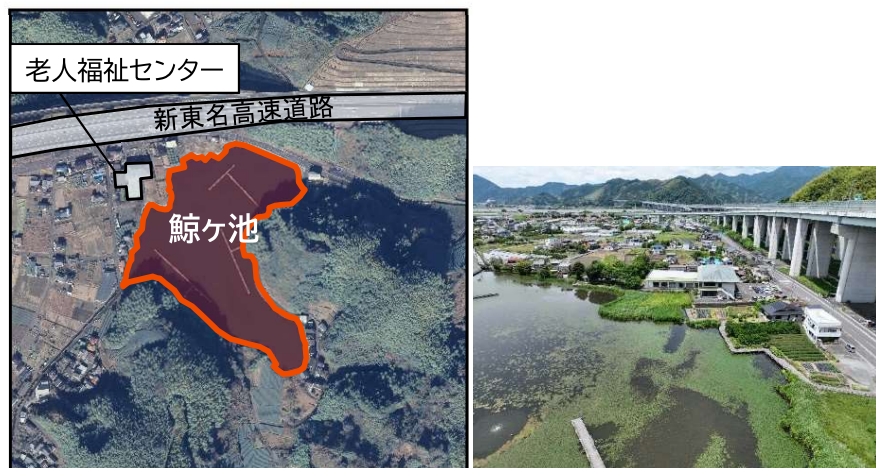
<谷津山:身近に眺望や森林レクリエーションを楽しむことができる地域資産>

- ①活動支援:谷津山再生に向けた活動の発展・拡大の下支え
- ②機運醸成:多様な主体との連携により谷津山再生に取り組む体制の構築
- ③環境整備:利用環境の改善に向けた環境整備の実施



4-2-5 里山公園の利活用促進(鯨ヶ池)

<鯨ヶ池:緑と水辺に囲まれ、やすらぎのある自然豊かな地域資産>



①活動支援

鯨ヶ池及び周辺をフィールドとして実施する様々な利活用において実現に至るまでの地域との調整や地域課題解決に繋がる活動の支援。

②機運醸成

利活用を通じて自然豊かな鯨ヶ池周辺の魅力と可能性を発信し、地域住民以外からも多くの共感や協力を得ながら進める。

③環境整備

老人福祉センターと一体となって利用環境を整え、多様な世代の利用に対応する(遊び場や散策デッキ等)。



<浜石岳:雄大な自然環境の中で登山や眺望を楽しめる地域資産>

①活動支援

樹木の伐採、花の植替え、イベントの開催など、地元住民が主体となった地域活性化活動の支援。

②機運醸成

利活用や地域でのイベントを通じて浜石岳の魅力を発信し、地元住民をはじめ登山者など、多くの共感や協力を得ながら進める。

③環境整備

循環式バイオトイレ、シバザクラ植栽地、イベントのステージなどを整備し、地元住民が利活用しやすい環境を整える。



4-3-1 基本認識 生産緑地地区の基本的な考え方

《生産緑地地区の現状と課題》

- 都市公園等の施設緑地が増加しているものの、身近な地域にみどりが多いまちと感じる市民の割合は減少していることから、既存のみどりについて適切な管理や柔軟な利活用を推進し、市民に身近なみどりの質を向上させる必要がある。
- 市街化区域では、今後も宅地化の進展によりみどりが減少していくことが予測されることから、都市公園等の整備推進のほか生産緑地指定による農地の保全等により、貴重なみどりを保全していくことが求められる。
- しかし、生産緑地の面積は2016年をピークに農地の担い手不足等から減少傾向にある。

《都市農地の保全・活用の基本的な考え方》

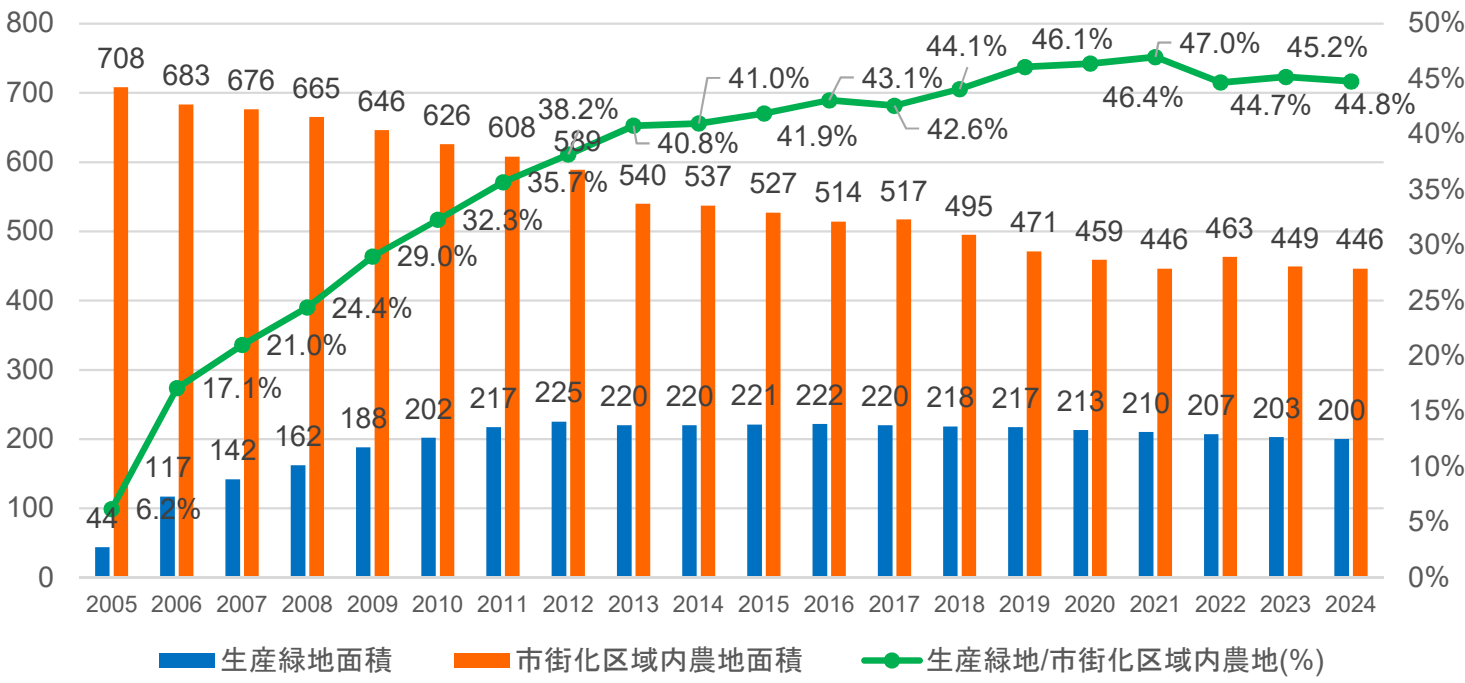
- ① 市街地内のみどりを保全・活用する。
- ② 都市農地を農業体験など、市民が身近に触れ合えるみどりとして積極的に利活用する。
- ③ 公害や災害の防止、ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全等、良好な都市環境の形成を図る。

4-3-2 静岡市の生産緑地地区

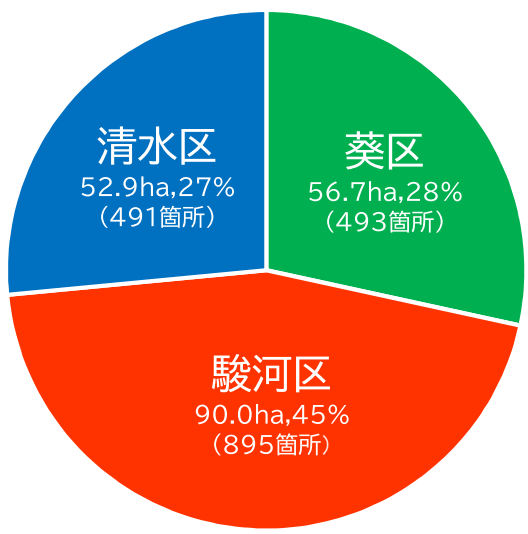
《生産緑地地区とは》

- 生産緑地法の規定に基づき、都市における農地等の適正な保全を図ることにより良好な都市環境の形成に資することを目的としている。
- 生産緑地地区に指定された農地は、都市計画区域内の貴重なみどりとして保全するとともに、市民が身近に農業体験などに触れあえるレクリエーションの場としての活用を促進していく。
- 静岡市では、政令市移行に伴う市街化区域内農地の課税評価が一般農地から宅地並みに変わることを受けて、2005年度から生産緑地制度の運用を開始している。（2025年3月末時点：1,879箇所、約199.6haを指定）
- 2017年の「都市緑地法等の一部を改正する法律」では、生産緑地地区を都市の一部として地域課題の解決に活用するため、面積要件を500㎡から300㎡に引下げ、直売所、農家レストラン等の設置を可能とした。

【静岡市の市街化区域内農地と生産緑地の推移】



【各区の指定面積と割合】



2025年3月末現在

蒲原町合併 (2006)

由比町合併 (2008)

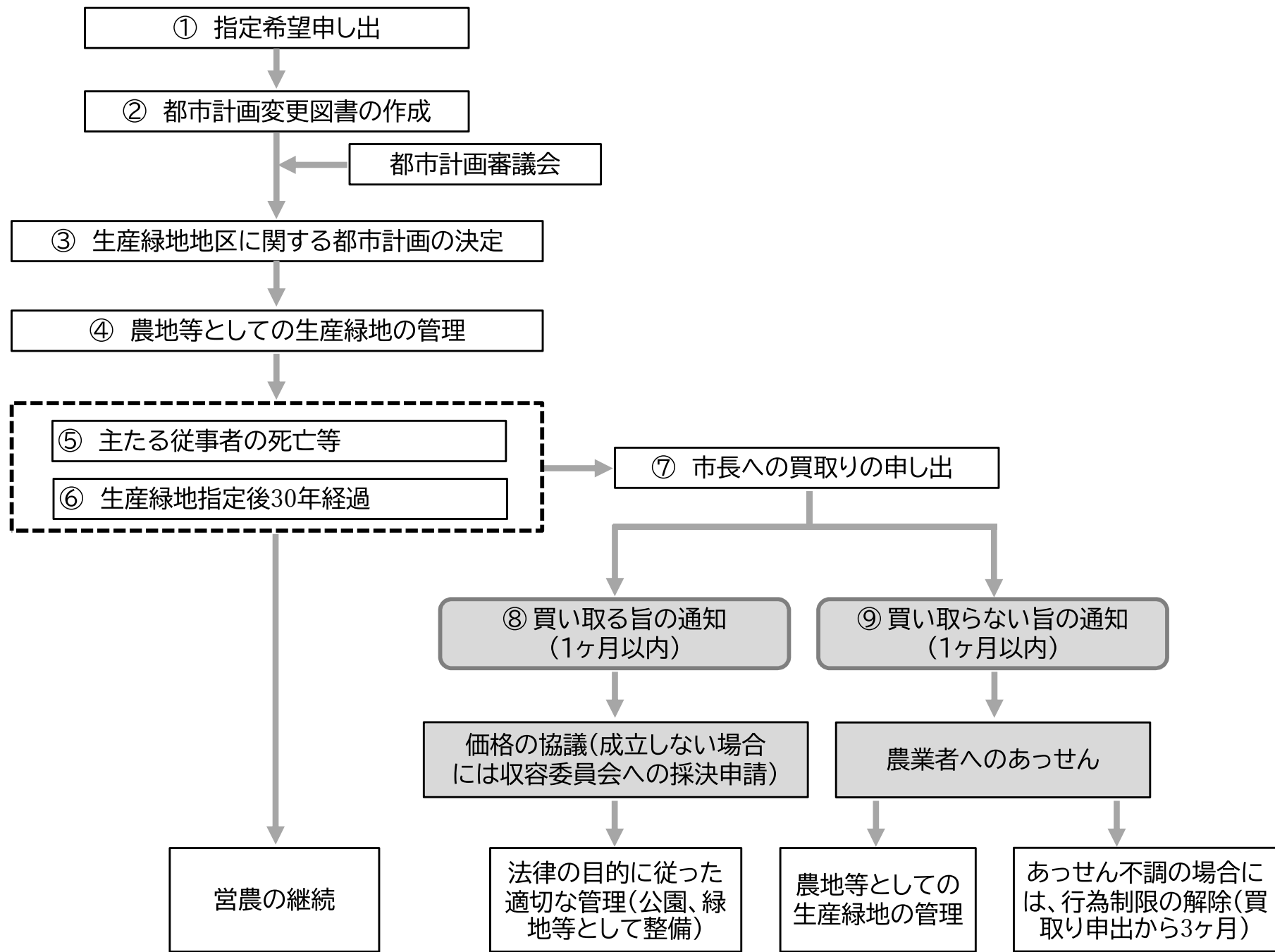
中島市街化編入 (2016)

恩田原・片山市街化編入 (2018)

面積要件緩和 (500→300㎡) (2019)

宮川・水上市街化編入 (2022)

4-3-3 静岡市の生産緑地地区 - 指定の手順と運用



05 住宅

00 基本認識

01 市営住宅の再整備

02 市営住宅の空き室活用

03 空き家の利活用

00 基本認識

現行

第4次静岡市総合計画 9 都市・交通【政策4】

老朽化が進む市営住宅の長寿命化改修や民間活力の導入による建替え等により、脱炭素社会に対応した省エネルギー化などの付加価値の高い市営住宅を整備するとともに、民間の賃貸住宅を活用し、高齢者や子育て世帯等の住宅確保要配慮者向けの住宅の供給を推進する。

問題点

- これまでの延長上の考え方で市営住宅を供給する計画となっている。
- 将来の人口推計に基づいた計画となっていない。
- 今後更に増加することが確実な空き家・空き室の利活用を考慮していない。 ©t.nanba

2024年
7月

- 人口減少に対応するため、市営住宅の集約化・再整備について見直しを行った。
 - ・ 総資産量の縮減により事業費を削減（4次総期間内で約103億円削減）
 - ・ 建替え手法を見直し（PFI事業→個別建替え）

2025年
4月～

- 既存住宅ストックを社会資産として活用していく。
 - ・ 市営住宅の空き室活用(移住者向け住まい提供事業)
 - ・ 空き家の利活用の促進(空き家を次世代に繋げるための3つの取組)

01 市営住宅の再整備

5-1-1 市営住宅の再整備

背景

静岡市の人口は、1990年にピークを迎え、他の政令市に比べ人口減少率が高く深刻な状況となっている。

今後、静岡市の将来の人口減少は国立社会保障・人口問題研究所(社人研)の推計よりも下振れが予想される。

静岡市は

2025年4月現在、**70団地 213棟 6,766戸**の市営住宅を管理

【これまで】

- ・ 甘い将来人口推計のもと、供給責任として供給量を計画
 - ・ 空き家率、民間供給量の考慮が不十分だった
- ➡これまでの延長上の計画では将来、過剰投資(市営住宅の供給過多)になることを見過ごしていた

©t.nanba

5-1-2 市営住宅の供給の見直し（2024年7月に決定）

【見直し】

- ・ 将来人口推計の見直し
 - ・ 増大する空き家の活用、民間供給量を考慮
 - ・ 2045年の市営住宅の管理必要戸数を以下のとおり設定
 - 見直し前 6,910戸(2020年) → 5,600戸(2045年) ※19%減少
 - 見直し後 6,910戸(2020年) → 4,400戸(2045年) ※37%減少
- ⇒4次総期間(2023～2030年)の
必要予算を103億円削減(200億円→97億円)
- ➡新規供給量は19%削減



「静岡市市営住宅の配置適正化方針」に基づき、市独自の将来人口推計を基に、市営住宅の建替えや長寿命化改修を実施し、総資産量の適正化を進める。

02 市営住宅の空き室活用

5-2-1 移住者向け住まい提供事業（市営住宅の空き室活用）

経緯

2017年より、移住希望者向けに、
清水船原団地の空き室2部屋を「お試し住宅」として提供中（提供期間：2週間）
【2017～2024年までの利用実績：170組・371人
そのうち移住決定者は55世帯・118人】

➡短期間の静岡暮らしを体験することで、移住に向けたきっかけづくり

「お試し住宅」の利用者の声

移住相談におけるニーズ

- ・少しでも家賃の安い住宅に住みたい
- ・テレワークに対応した住宅に住みたい（間取り、立地）

お試し住宅入居者の声

- ・お試し期間が短く、移住先の希望にあう物件が見つからない



お試し住宅利用者の声を反映し、2025年より

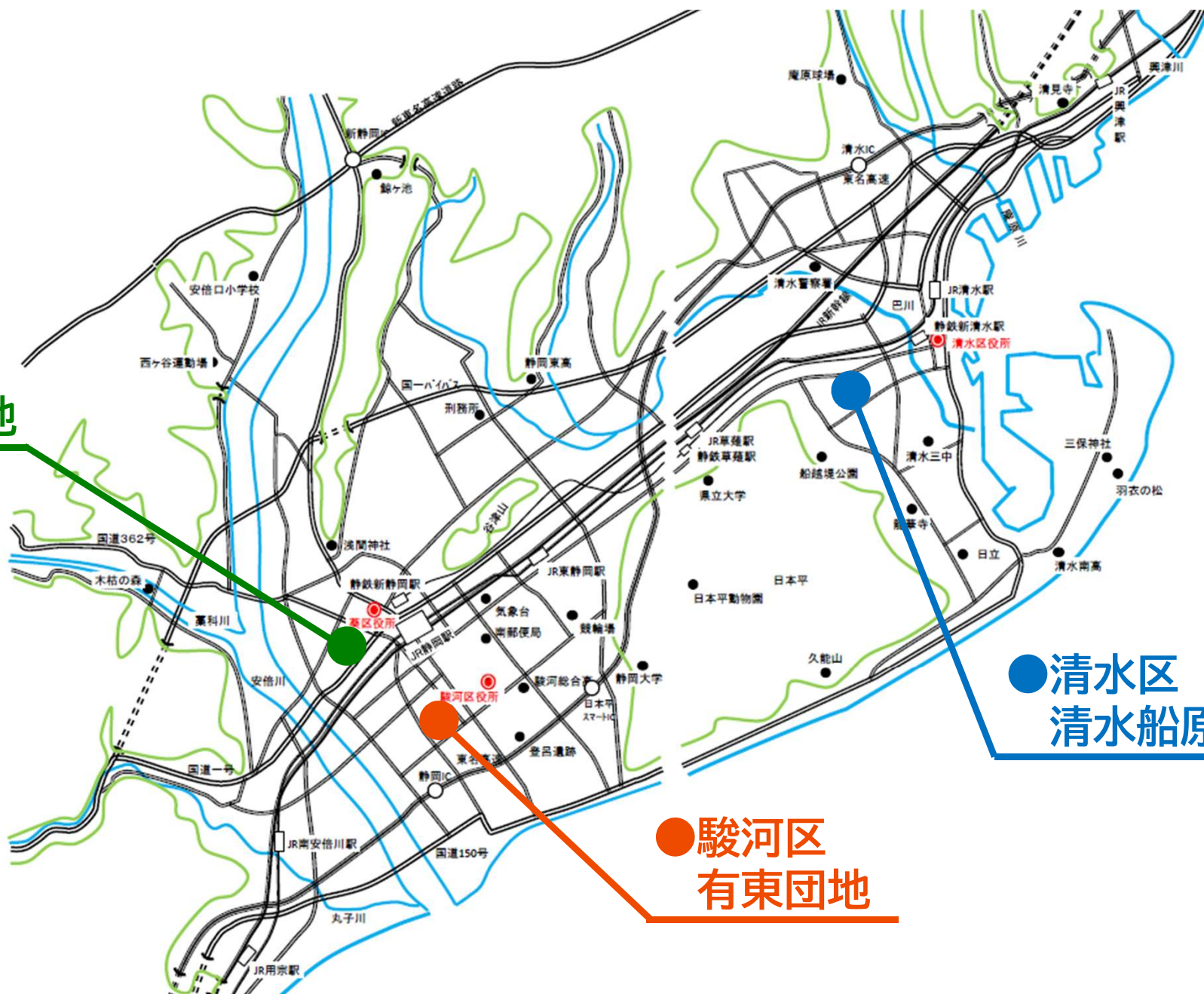
空き室を改修し、移住希望者のニーズにあった住宅を一定期間貸付け
（最短1年～最長5年間）

- ・貸付期間内に住宅等の生活基盤を整え、定住を促進する
- ・団地内のコミュニティの活性化に寄与する

5-2-2 移住者向け住まい提供事業（市営住宅の空き室活用）

位置図

● 葵区
羽衣団地



● 清水区
清水船原団地

● 駿河区
有東団地

5-2-3 移住者向け住まい提供事業（市営住宅の空き室活用）

葵区

葵区中心市街地に位置する
日本最古の鉄筋コンクリート造の市営住宅を活用した
“古き良き時代のおまち”を体感できる住宅

団地名：羽衣団地（静岡市葵区駒形通四丁目、1948年建設）

貸付戸数：4世帯分（住宅(2DK))＋ワークスペース(2DK相当))

特徴：葵区中心市街地の暮らしに必要な生活利便性施設が徒歩圏内に立地し、
静岡市で初めて建設された鉄筋コンクリート造の市営住宅で、公営住宅の
歴史として非常に価値が高い住宅

貸付開始：2025年10月以降



羽衣団地周辺（駒形通り）



羽衣団地の外観



羽衣団地の部屋（改修後）

※ 当団地は、JR静岡駅から徒歩で27分(1.9km)

5-2-4 移住者向け住まい提供事業（市営住宅の空き室活用）

駿河区

誰もが住みやすい“まち”を実現した
利便性の高いエリアで住む住宅

団地名：有東団地（静岡市駿河区有明町、1973年建設）

貸付戸数：2世帯分（住宅（2DK）＋ワークスペース（1K））

特徴：JR静岡駅や東静岡駅へのアクセスが良いエリアで、近隣には暮らしに必要な生活利便性施設が立地し、区内には大学や県立美術館、日本平動物園などが立地する人気のエリア

貸付開始：2025年10月以降



駿河区役所（駿河区南八幡町）



有東団地の外観



有東団地の部屋（改修後のイメージ）

※ 当団地は、JR静岡駅から車で11分（3.0km）

5-2-5 移住者向け住まい提供事業（市営住宅の空き室活用）

清水区

ありきたりだけど豊かな暮らしがちょうどいい
“しみず”での住宅

団地名：清水船原団地（静岡市清水区船原一丁目 1997年建設）

貸付戸数：4世帯分（2LDKまたは3LDK）

特徴：子育て世帯が安心・安全に暮らせる仕掛けがちりばめられている清水区内の住宅地に立地し、JR清水駅へのアクセスも良く、清水港や東名高速道路、中部横断自動車道も利用しやすいエリア

貸付開始：2025年10月以降（現2部屋から新たに4部屋追加提供）



静岡市子どもクリエイティブタウンま・あ・る



清水船原団地の外観



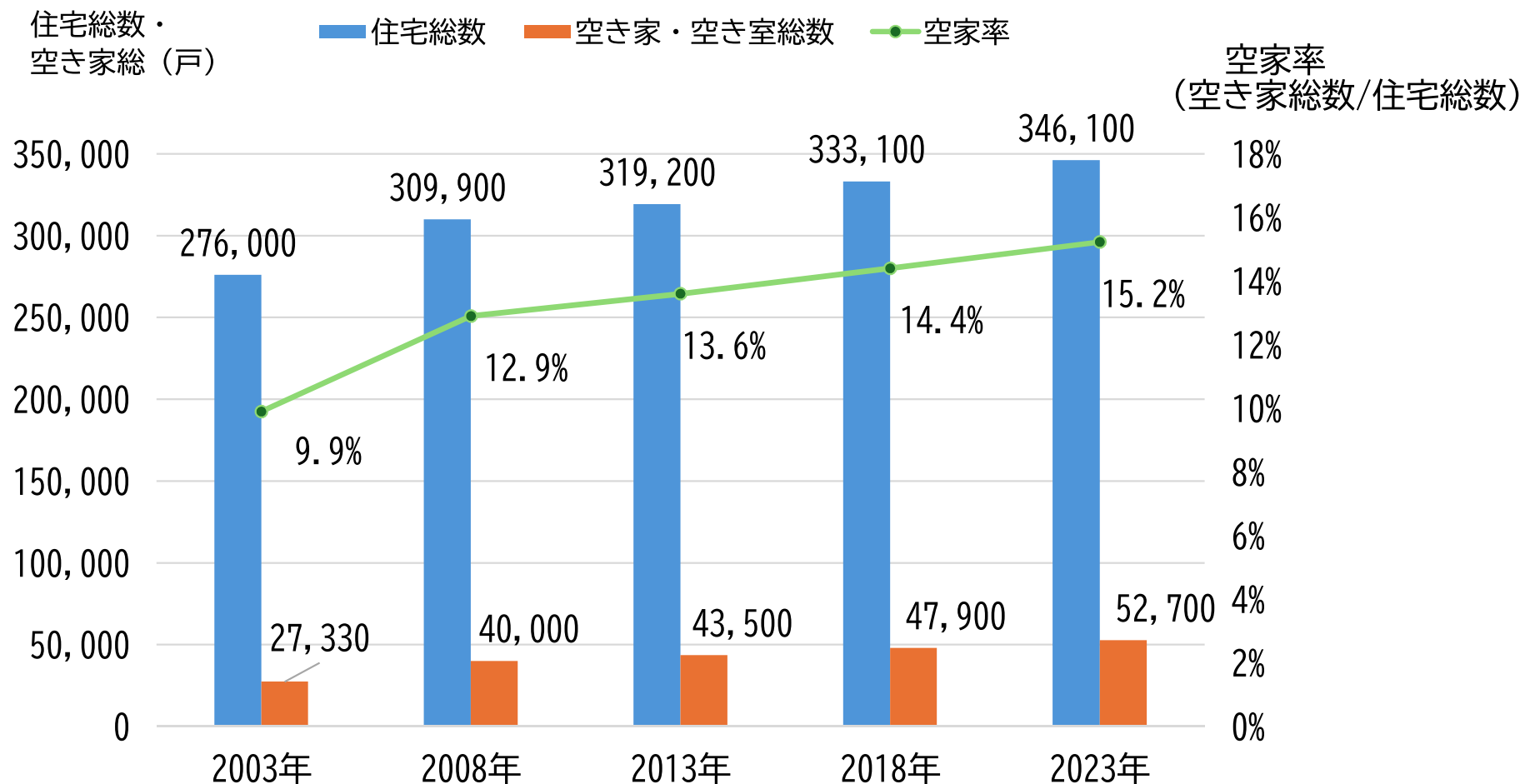
清水船原団地の部屋（改修後のイメージ）

※ 当団地は、JR清水駅から車10分（3.4km）

03 空き家の利活用

5-3-1 静岡市の空き家数・空き家率の推移

静岡市では、2003年から2023年の20年間で空き家・空き室数が27,330戸から52,700戸に増加している。



空き家：一戸建て住宅で、普段人が居住していない住宅

空き室：アパートや長屋などの一部で一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる住宅で、普段人が居住していない住宅

5-3-2 静岡市の空き家の現状

静岡市では、「転居したがもとの家はそのままにしている」「相続者が住まない」「相続者が市外に住んでいる」などを原因として空き家が増えている。

空き家の増大の理由として、「相続したけれどそのままにしている」「どうしたらいいかわからない」など空き家を持ち続けている所有者もいる。

今後、現在の持ち家の所有者から相続により所有者が変わるという「持ち家の相続機会の増大」も見込まれている。

その一方で、子育て世帯や若い世代の人が、市内のある地区に住みたいという希望があり、空き家はあるけれど入居できる物件が見つからないという現状がある。

5-3-3 「空き家」を次世代へ繋げるための3つの取組

静岡市は、年々増加する「空き家」を市内に存在する活用すべき“社会資産”と捉え、所有者に寄り添いながら次世代の住みたい方々へ空き家を繋いでいくことを促進するための3つの取組を始める。

- (1) 新たな空き家相談窓口の開設
- (2) 空き家の活用意向確認（書類送付）の実施
- (3) 空き家に関するワンストップ相談会の開催

これらの取組を通じて「空き家」が不動産市場に流通し、社会で有効活用されるように行政として取り組む。＜未然空き家増加防止政策＞

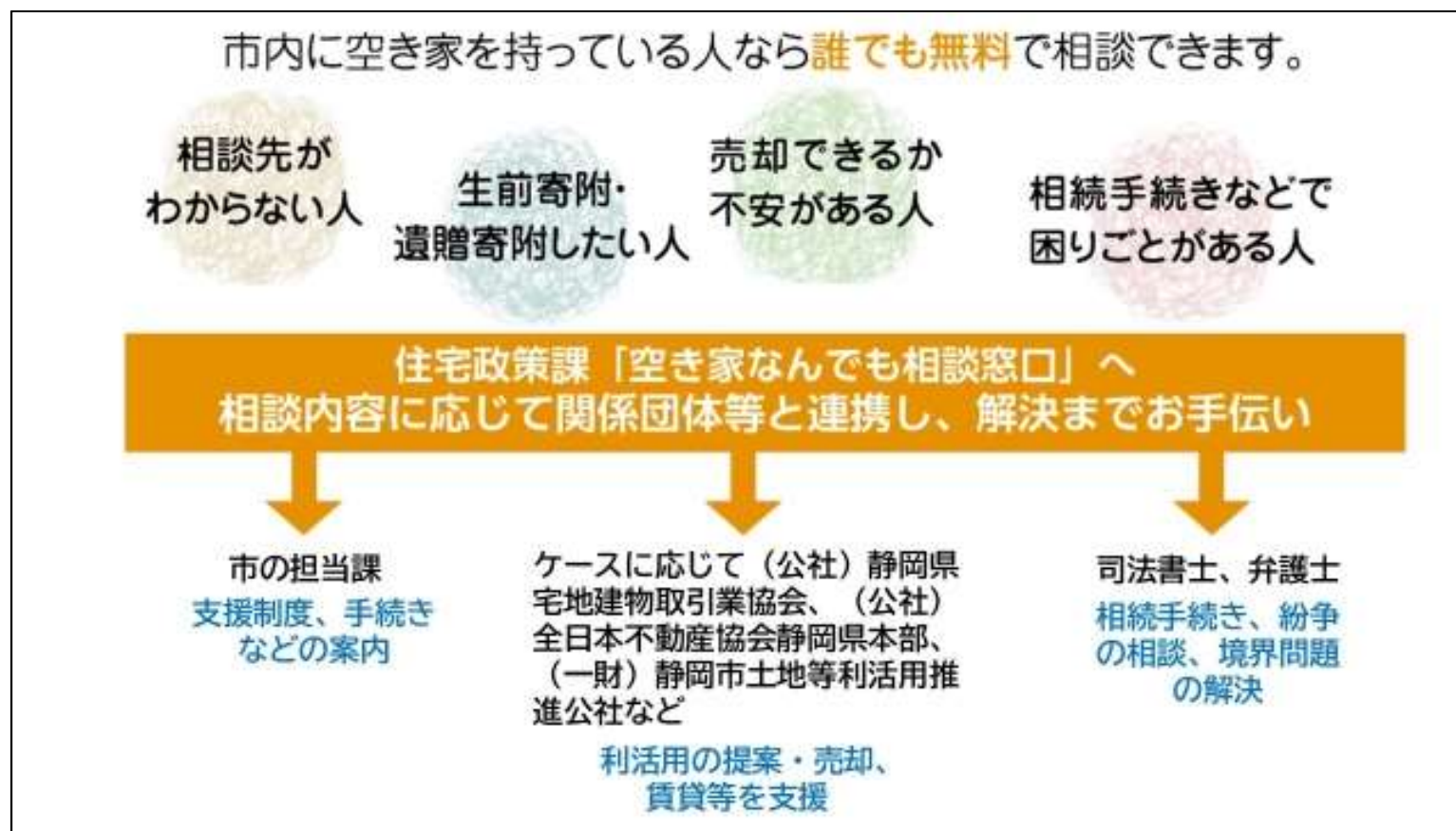
これまでの資産が「親族から相続される」前提から「相続する人がいない」「親族が興味がない」など時代が変わり、何の縁もない次世代へ結び付けることを前提に政策転換していく。

5-3-4 (1)新たな空き家相談窓口の開設（空き家の利活用）

市内の空き家所有者または自宅や実家が空き家になる可能性のある人が、誰でも無料で相談できる「空き家なんでも相談窓口」は、相談内容に応じて、市の担当課や各種専門家、関係団体と連携し、解決まで一緒にお手伝いをする。

問合せ先：空き家なんでも相談窓口（住宅政策課内）

場 所：静岡庁舎新館5階 住宅政策課内（2025年5月～）



5-3-5 (2)空き家の活用意向確認（空き家の利活用）

上下水道の使用状況をもとに空き家と推測される建物を把握し、現地調査を行ったうえで、空き家の所有者に対し、活用の意向を確認する書類をお送りする取組を試験的に実施する。

回答いただいた活用や処分の意向に応じて、各種専門家、関係団体と連携し、解決までお手伝いを行う。

対象地域	大里中学校区	安東中学校区
	都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画の集約化拠点形成区域周辺の空き家と推測される住宅数が多い中学校区 ○集約化拠点形成区域とは 医療・福祉・子育て・商業等の都市機能を誘導し、多くの人が利用しやすい場所となるよう、様々なサービスの充実を図る区域	不動産を取り扱う民間事業者で組織する協会やその所属事業者へのヒアリング結果から住宅需要が高いと思われる中学校区
実施時期	2025年6月中旬より現地調査実施	
実施方法	空き家と推測される住宅の所有者あてに順次意向確認書類を送付	

※ 対象地域は、住宅需要の高い地域を中心に拡大を予定

5-3-6 (3)空き家に関するワンストップ相談会（空き家の利活用）

一日に同じ会場で、複数の専門家（弁護士、司法書士、宅地建物取引士、建築士、税理士）に相談できる「空き家に関するワンストップ相談会」を年2回開催予定

【第1回募集中】

日 時：2025年7月5日（土曜日）10時から14時45分まで（1回30分）

場 所：静岡庁舎本館3階 第1委員会室（葵区追手町5番1号）

対 象：市内に住宅を所有している人またはその親族

参 加 費：無料

予約方法：市ホームページまたは電話（要予約・先着順）

そ の 他：第2回 2026年1～2月に開催予定

32 アリーナ・スタジアム

00 基本認識

01 アリーナ

02 スタジアム

00 基本認識

「文化・スポーツ施設」と「文化・スポーツ施設 × 収益施設」を区別すること

商業施設をハコモノとは言わないのはなぜ？	→ 収益を生むから(収益施設)
公的施設をハコモノと言うのはなぜ？	→ 収益を生まない(非収益施設) との思い込み

公的施設にも、「収益施設」と「非収益施設」とがある。

国立競技場は「スポーツ施設」なのでもともとは「非収益施設」と考えられていた。
指定管理費用(上限10億円／年)を払うという条件で運営者を公募した。

ところが...

公募・選定の結果、「事業者が30年間で528億円(17.6億円／年)を払う」という
契約に変わった。

→「非収益施設」から「収益施設」に変わった。

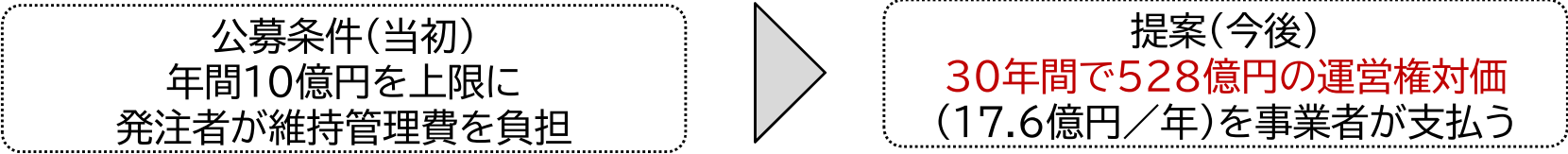
(参考) 国立競技場の衝撃・・・非収益施設が収益施設へ

これまで、日本スポーツ振興センター(JSC)が赤字で運営していた国立競技場は、株式会社NTTドコモを代表としたコンソーシアムが、運営権の対価として、30年で528億を支払うと提案。次世代型エンターテインメント施設を想定した、様々な収益施策を講じることにより、集客力の高い、儲けることができる施設に転換を図る。

1 事業概要

発注者	独立行政法人 日本スポーツ振興センター(JSC)
事業方式	コンセッション方式
事業範囲	運営業務、維持管理業務(改修工事等を含む)、任意事業など
事業期間	2025年～2054年(30年間)
コンソーシアム	代表企業:株式会社NTTドコモ 構成企業:前田建設工業株式会社、SMFLみらいパートナーズ株式会社、公益社団法人日本プロサッカーリーグ(Jリーグ)

2 公募の想定とは別ものの収益拡大



3 収益拡大のための様々な施策(例)

- 施設の貸し出しによる収益から、映像配信などのコンテンツを販売する権利ビジネスへの転換
 - 改修でVIPルームを現在の15室から75室に増加
 - 入場前の選手を間近で見られる特別席を新設
 - これまで実施しなかった音楽イベント等120興行を新設
- スポーツ興行への影響を避けるため、音楽イベントは4月、8月に集中し、その後グラウンドの芝生を張り替え

0-2 次世代アリーナ・スタジアムとは何か。市民文化会館・体育館との違いは何か。

1. アリーナとは: 観客席がある屋内競技場や劇場

→ それは、市民文化会館(文化施設)、体育館(スポーツ施設)と同じでは？

これまでのアリーナ → 性格:単機能型スポーツ施設 立地:郊外が中心

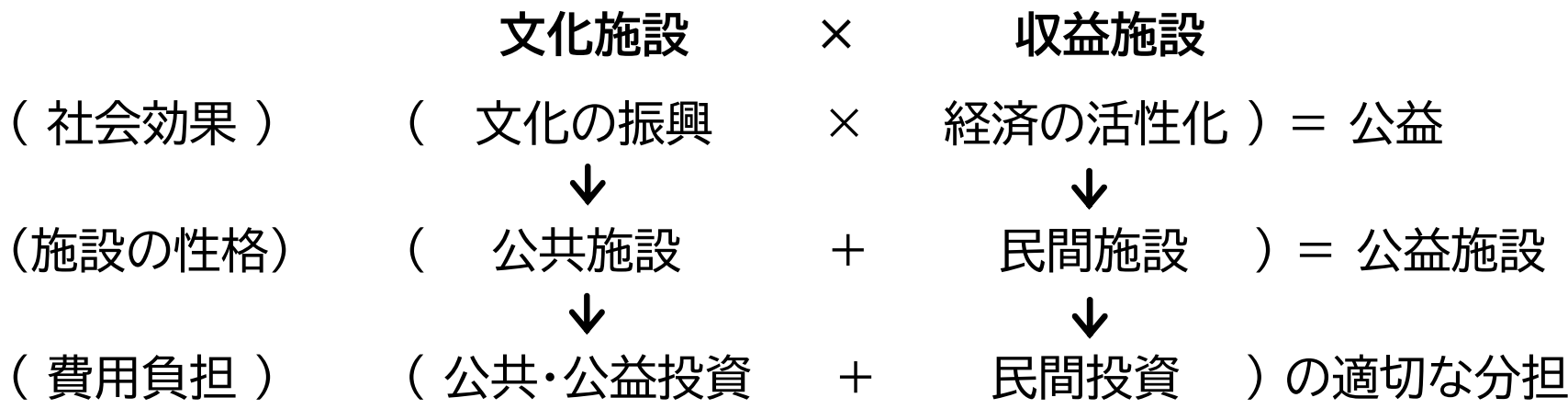
次世代アリーナ →

収益・文化施設 + 収益・スポーツ施設

性格:多機能複合型交流施設 立地:市中心部

2. 次世代アリーナ・スタジアムの性格

(注)以下の「文化」には、芸術、芸能、スポーツ、学術会議等が含まれる。



0-3 次世代アリーナ・スタジアムビジネス…貸館ビジネス？ エンタメ・コンテンツビジネス？

収益を得る方法は？

1 貸館ビジネス

それとも

高度な演出が可能な空間を他者に貸し出し、その貸出料を主たる収入とする。

(①来場者情報は他者が持つ。ビジネスの範囲は館の中。)

2 エンタメ・コンテンツビジネス (顧客情報活用ビジネス) (体験価値創造ビジネス)

貸館だけでなく、自ら、イベント開催や館のコンテンツ映像配信などのエンタメ・コンテンツビジネスを行い、収入を得る。

(①来場者情報は自社が持つ。ビジネスの範囲は館の外に広がる。)

(②体験価値づくりの人材が集まり、コンテンツを世界に発信する。)

(注)体験価値創造ビジネスや顧客情報活用ビジネスの世界は、一般の人には想像できない。

だからこそ、そこに新たな収益源がある。

0-4 国の「スマート・ベニュー」の考え方

これまでの文化・スポーツ施設の考え方

…公共的な役割の下、郊外に立地する単機能型施設



これからの文化・スポーツ施設の考え方(スマートベニュー)

…文化・スポーツ施設を中心に周辺のエリアマネジメントを含む、複合的な機能を組み合わせた、持続可能な交流施設

《スマートベニューの考え方》

○多機能複合型

スポーツ施設だけでなく、商業施設や公共施設などを併設することで、多様な機能を持つ施設を構築し、幅広い層の利用を促進する。

○民間活力の導入

民間企業のノウハウや資金を導入し、施設の運営や管理を効率化し、収益力向上を図る。

○まちなか立地

まちの中心部に立地することで、周辺の地域活動を活性化させ、地域全体の活性化に貢献する。

○収益力向上

施設内の商業施設やイベント、宿泊施設など、多様な収益源を確保することで、施設の持続可能性を確保する。

○周辺のエリアマネジメント

施設の周辺地域との連携を強化し、魅力を向上させる。

0-5 静岡市がめざすべき「まちの姿」

これまでの市政の課題

- ・若者に魅力的なまちづくり、若者が楽しめる文化づくりが不十分 ⇒ **若者が流出**
- ・大規模イベントの開催に絶好な地理的条件を持ちながら、施設が存在しないため、所得が流出、所得の流入がない状況
- ・これまでの延長の市政では、静岡市は確実に衰退 ⇒ この流れを変えることが必要

これからの市政

- ・将来を担う子どもや若者が「このまちの未来は明るい」と夢を抱き希望が持てるまちを作っていく市政へ転換
- ・次世代の「稼ぐ力」を生み出す市政へ転換

静岡市がめざすべき「まちの姿」

アリーナがもたらす

文化振興効果

×

経済活性化効果

- ・ワクワク、ドキドキを市内で体感
- ・生活の中にある感動体験
- ・市外からも人が集まる
- ・大きな経済波及効果・所得効果

これからの静岡市

暮らしの安心感とワクワク感

×

職住商学遊近接のまちづくり

将来も含めた経済的安心感

- ・静岡市民・・・ずっと住みたいまち
- ・市外・県外の方・・・住んでみたい、訪れてみたい、魅力あふれるまち

0-6 なぜ静岡市にスタジアム・アリーナが必要なのか

1. 国の「スマートベニュー」の考え方

スマートベニューとは、文化・スポーツ施設を中心に周辺のエリアマネジメントを含む、複合的な機能を組み合わせた、持続可能な交流施設のことをいう。以下の条件を満たす次世代型スタジアム・アリーナが代表的な事例

- ①多機能複合型 ②民間活力の導入 ③まちなか立地 ④収益力向上 ⑤周辺エリアのマネジメント

2. スタジアム・アリーナの必要性

(共通)

- スポーツやエンターテインメントビジネスにより「稼ぐ力」を生み出す地理的条件を持ちながら、施設がないため、稼げていない。

(スタジアム)

- 現スタジアムは老朽化に加え、交通課題の解決や経済波及効果を高めるには立地的な限界がある。

(アリーナ)

- スポーツやエンターテインメントイベントで大きな潜在的需要が見込まれるが、それを顕在化できていない。
- 若者に魅力的なまちづくり、若者が楽しめる文化づくりのための施策や取組がこれまで不十分
- 豊かな日常生活だけでなく、ワクワク・ドキドキといった感動を若者が体験できる環境づくりが必要

スタジアム・アリーナは集客の核となる公益施設となり、まちの魅力向上、文化振興、地域経済の活性化など、大きな経済社会効果を生む。さらに、周辺のまちづくりと一体的に進めることで、相乗効果により、新たな交流・滞在が創出され、まちに新しい価値がもたらされることで、関連する投資やまちづくりによる大きな経済効果が生まれる。

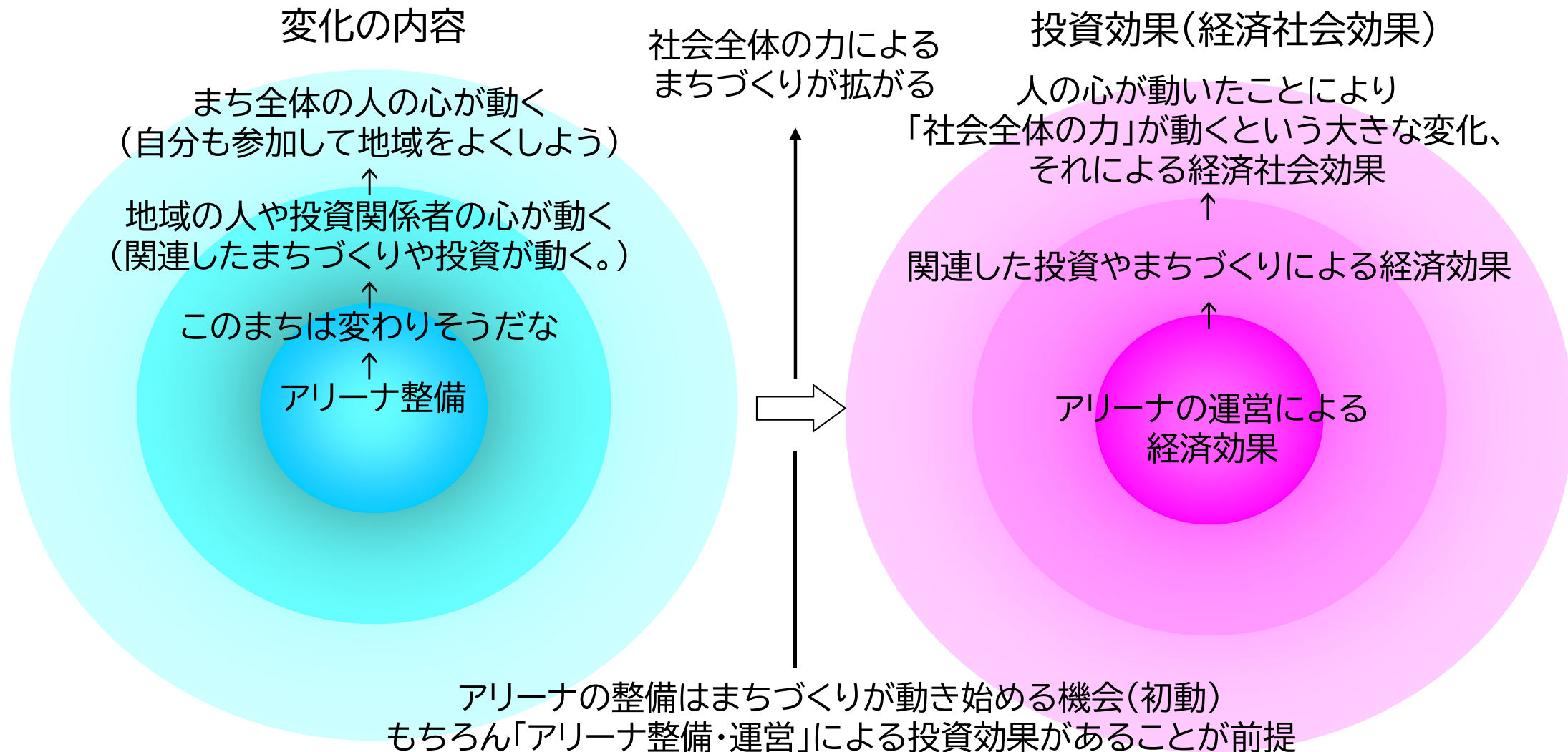
スタジアム・アリーナの存在は
「共創のまちづくり」の機会

3. まちづくりとしてのスタジアム・アリーナ

スタジアム・アリーナは、スポーツの観戦やイベントを通じて地域経済を活性化させ、このまちは変わる、変えたいと人の心が動き、多くの人に参加したまちづくりが広がっていく。

投資効果(経済社会効果)

アリーナ整備はまちづくりの一つの機会。大事なことは人の心が動くことによる「共創のまちづくり」



基調:このまちに住む人々の明るい未来を築きたいという人の心

01 アリーナ

1. なぜ、アリーナが必要なのか

- スポーツやエンターテインメントビジネスにより「稼ぐ力」を生み出す地理的条件を持ちながら施設がないため、稼げていない。
- 若者に魅力的なまちづくり、若者が楽しめる文化づくりのための施策や取組がこれまで不十分
- 豊かな日常生活だけでなく、ワクワク・ドキドキといった感動を若者が体験できる環境づくりが必要
- アリーナを単体の施設と考えるのではなく、まちづくりと一体で考えることが必要



アリーナは、まちの魅力向上、文化振興、地域経済の活性化など、大きな経済社会効果を生む。さらに、アリーナを核としたまちづくりを、アリーナ整備と一体的に進めることで、相乗効果により、最先端の文化・スポーツ・エンタメの体験・体感等による新たな交流・滞在の創出により、まちに新しい価値をもたらす。

2. なぜ、日本中でアリーナが整備・計画されているのか。

- 地域経済の起爆剤
- 地域活性化と経済効果の促進
- 多様な世代が集う交流拠点としての役割

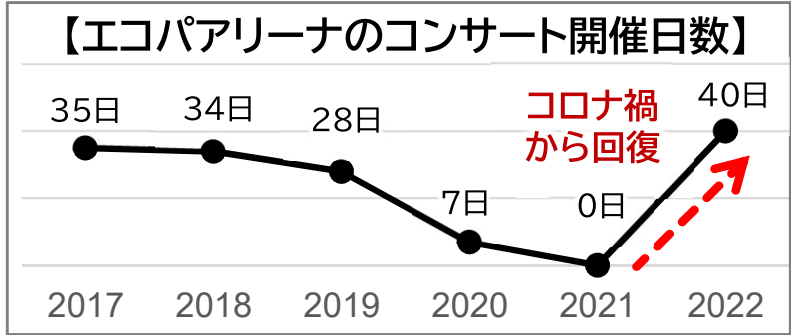
3. まちづくりとしてのアリーナ アリーナの存在は「共創のまちづくり」の機会

アリーナは、スポーツの観戦やイベントを通じて地域経済を活性化させ、このまちは変わる、変えたいと人の心が動き、多くの人に参加したまちづくりが広がっていく。

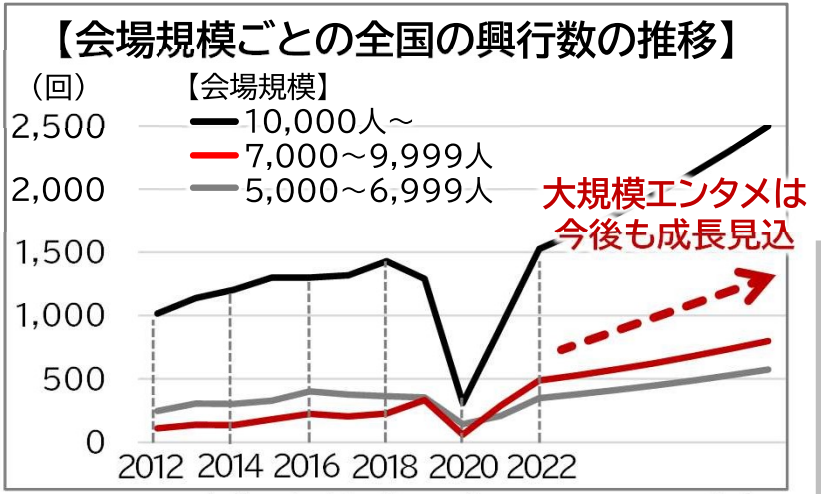
1-0-2 基本認識 なぜ静岡市にアリーナが必要なのか

1. アリーナの需要や動向

◆ エンターテインメントの需要

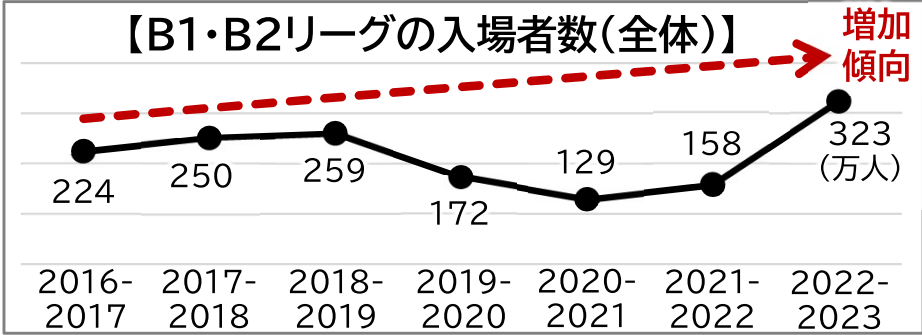


出典:エコパスタジアム公式サイト
「エコパアリーナの歩み」を基に静岡市作成



※出典:ぴあ総研「ライブエンタテインメント白書」、公表情報等を基にEY作成・静岡市加工

◆ プロスポーツの需要 (例:バスケットボール)



出典:Bリーグ公表資料を基に静岡市作成

・現行リーグ(Bリーグ)⇒**2026年に「新Bリーグ」創設**

【新Bリーグ「Bプレミア」参入の条件】

・ホームアリーナ:**5000席以上・VIPルームあり...等**

→ **全国で新たな多目的アリーナ整備を計画**



沖縄アリーナ(出典:沖縄市HP)



SAGAアリーナ

3. アリーナを実現する意義

【今の静岡市】...**危機的状況**

- ・人口減少、急速な少子高齢化(政令市最低レベル)
- ・若者に魅力的なまちづくり、文化づくりの施策が不十分
- ・若者がどんどん流出し、他都市から取り残されている

2. 静岡市が持つ可能性

- ・**地の利**(東京・横浜・名古屋に近く、優れた交通環境(新幹線・高速道路))
- ・**全国から人が集まる**(大道芸・ホビーショー・TGCなど)

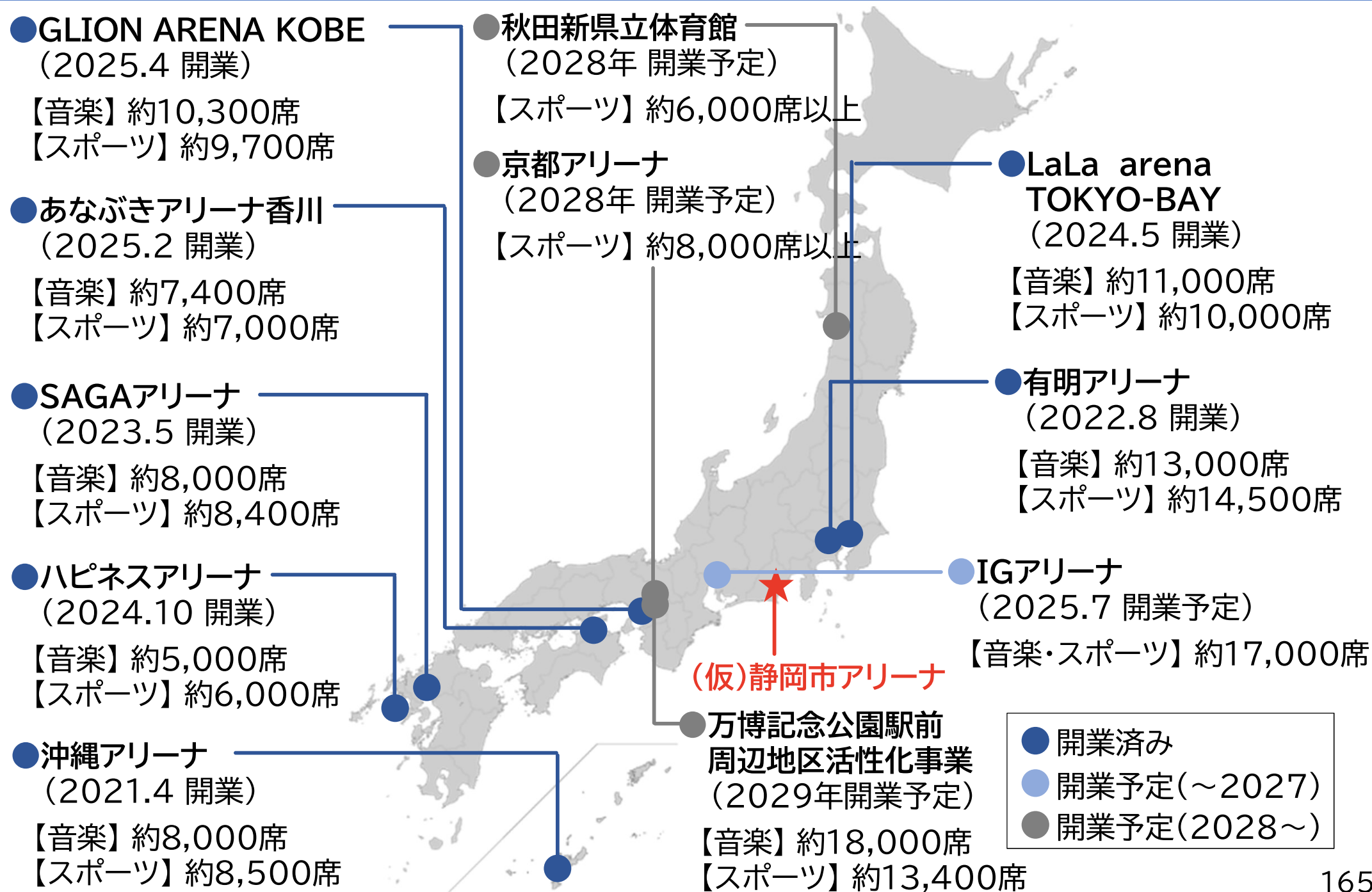
【アリーナがもたらす効果】

- ・**非日常のワクワク・ドキドキを市内で体感**
- ・**多彩なエンタメを市民生活に提供**

【これからの静岡市】...こどもや若者が、

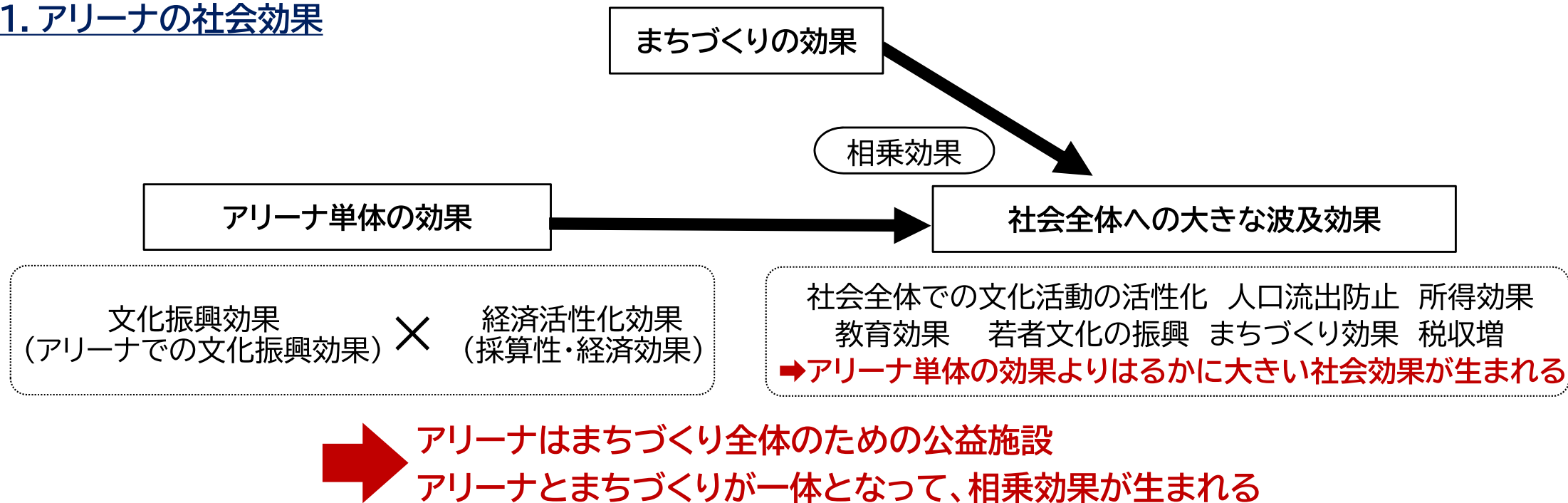
- 「未来は明るい」と夢を抱き、希望が持てるまち
- ・静岡市民...**ずっと住み続けたいまち**
- ・市外・県外の方...**住んでみたい、魅力溢れるまち**

(参考) 国内のアリーナの整備状況



1-0-3 次世代アリーナの社会効果

1. アリーナの社会効果



2. アリーナの公的負担の考え方・・・公益性が高い「公共・公益施設のため、公的負担の意義はあるが、収益施設でもあり、できる限り民間投資を導入。

【前提】

- ・ アリーナは、文化振興、経済活性化の効果が社会全体に幅広く発生する(ただし、文化振興効果は、金額算定が困難)。
- ・ アリーナの運営者は、この社会効果のうち、アリーナの運営収入だけを自己の収入化できる。
- ・ 市役所は、公的負担の一部を、税収として自己の収入化できる。
- ・ 公的負担を大きく上回る経済効果が発生する場合は、公的負担の意義がある。

1-0-4 よくある質問 ① 運営で赤字になったらどうするのか

アリーナは「投資」・・・静岡市にとって利益の最大化

投資しなければ、需要と所得増が市外へ移動・・・静岡市にとって大きな損失（目に直接は見えないが）

⇒「運営の赤字リスク」より「投資すれば得られる利益を投資しないことで失うことによる大きな損失」の方が問題

アリーナの経済波及効果・所得誘発額(試算)

(1)経済波及効果	① 総支出額	② 直接効果	③ 一次波及効果	④ 二次波及効果	③+④ 経済波及効果	経済波及効果 (30年合計)
建設段階 (1～3年目)	300億円	286億円	348億円	58億円	406億円	—
運営段階 (4～33年目)	137億円／年	116億円／年	143億円／年	19億円／年	163億円／年	4,879億円

(2)所得誘発額	経済波及効果	雇用誘発数	市民税誘発額	所得誘発額	所得誘発額 (30年合計)
建設段階 (1～3年目)	406億円	2,418人	4.6億円	132億円	132億円
運営段階 (4～33年目)	163億円／年	1,540人／年	1.7億円／年	44億円／年	1,323億円
					合計1,455億円

※今後、想定される利用日数の精査により変わる可能性あり 167

(参考) 次世代アリーナが「まちの活性化」へもたらす効果

非常に控えめな予想

コンサート		8,000人	×	54日	=	43万2,000人	} 計60万人／年
スポーツ		5,800人	×	28日	=	16万2,400人	
その他		70人	×	45日	=	3,150人	

静岡市の観光地集客数

- ・日本平 約163万人（2023年度）
- ・三保松原（みほしるべ来館者数） 約51万人（2024年度）

次世代アリーナの集客状況

- ・SAGAアリーナ 約44万人（2024年度）
- ・沖縄アリーナ 約51万人（2024年度）

（この2つのアリーナよりも静岡市アリーナの方が立地条件がよい。）

1-1-1 「静岡市アリーナ基本計画」（2025年1月）

《目的・概要》

- ・静岡市は、これまで市内施設では実現できなかった、最高峰のプロスポーツの試合や大規模なコンサートが開催可能な多目的アリーナを、JR東静岡駅北口市有地に整備することをめざしている。
- ・人口減少・少子化が市の大きな課題の中、アリーナは、まちの魅力向上、文化振興、地域経済の活性化など、大きな経済社会効果を生むとともに、市民に新たなスポーツ・エンターテインメントコンテンツを提供し、ワクワク・ドキドキといった感動体験をもたらす。
- ・これまでの検討結果をふまえ、市がめざすアリーナとはどのような施設なのか、どのように事業を進めるのか、などを「静岡市アリーナ基本計画」としてまとめた。

《計画の概要》

- プロスポーツや音楽イベントに対応できる8,000席以上を確保し、JR東静岡駅や静鉄長沼駅とペデストリアンデッキで接続、安全な移動が可能であり、災害時には、避難所や緊急物資集積所として機能
- 事業費は約300億円で、PFI(BT+コンセッション方式)を採用し、民間事業者の運営により、市の負担を軽減

《スケジュール》

- 投資効果を高めるためには、建設を決定した場合、できるだけ早くオープンすることが重要
- もっとも早く進んだ場合、2025～2029年度に事業者決定と建設を進め、2030年春にオープン予定

1-1-2 「静岡市アリーナ基本計画」(2025年1月)

市がめざすアリーナとはどのような施設なのか、
どのように事業を進めるのか、などをまとめた
「静岡市アリーナ基本計画」を策定

静岡市がめざすアリーナ

地域のためのアリーナ

- ・東静岡の文化・スポーツの拠点になるとともに、地域のまちづくりや防災にも役立てる。

集うアリーナ

- ・市民、市外や県外から人が集まり、新たな交流や経済効果を生む。

選ばれるアリーナ

- ・いろいろな演出ができて、イベント会場として使いやすい、主催者や観客から選ばれるアリーナとする。

観るアリーナ

- ・バスケットボールやバレーボールなど、最高峰のプロスポーツの試合や、大きなエンタメイベントを実現する。

持続可能なアリーナ

- ・民間のアイデアを活かした運営やサービスにより、将来にわたり魅力があり、収益を生みだすアリーナとする。



バスケットボール



バレーボール



コンサート

アリーナの防災機能

- ・大きな災害のときは、広い屋内スペースを活かした支援物資の受入れ、仕分けのほか、避難所として避難者の受入れを担う防災拠点となる。

- ・非常用電源や水などのライフラインを備えることで、地域に安心・安全をもたらす。



石川県産業展示館
(内閣府HPより)

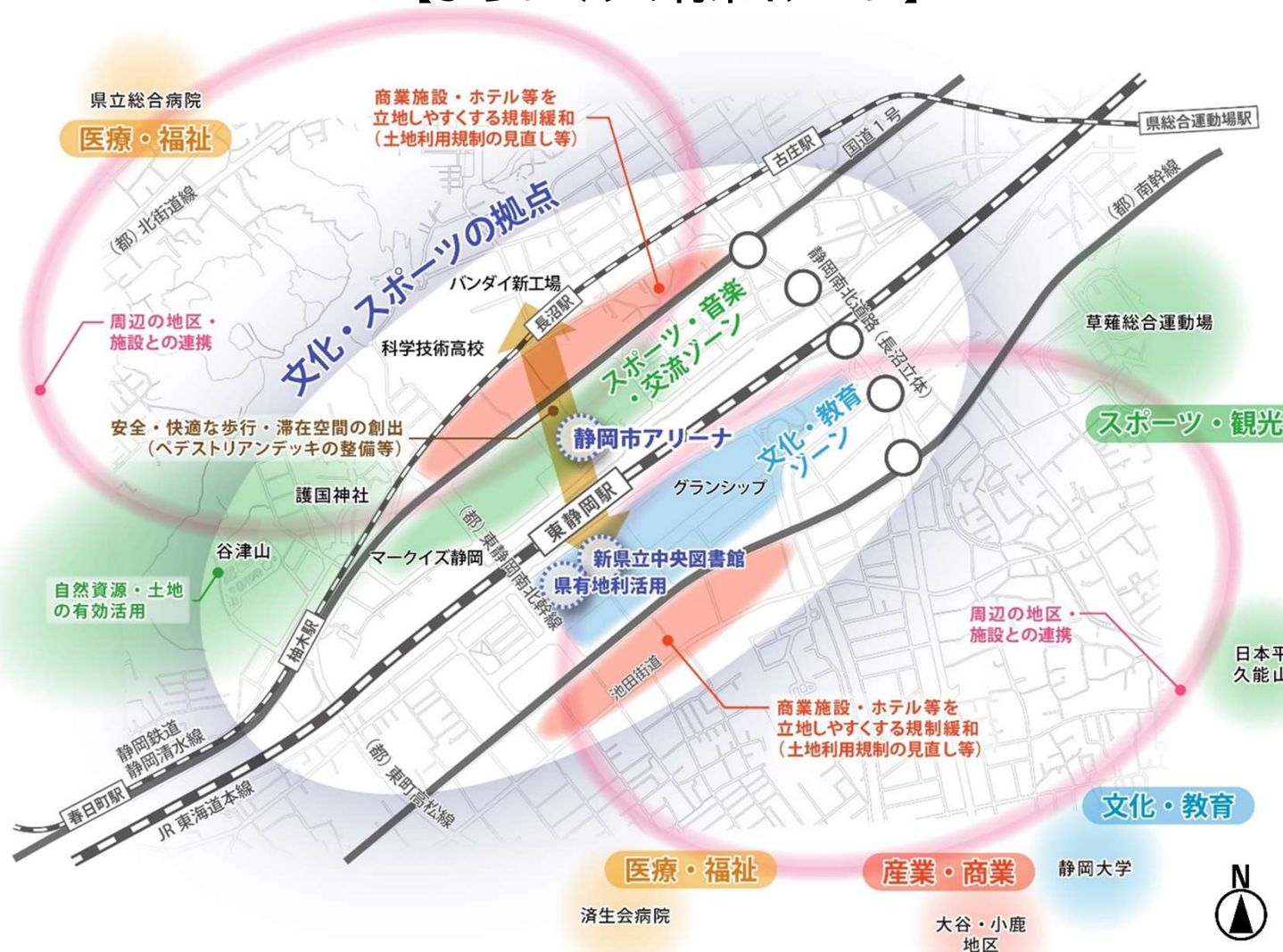


大型車両が通れる搬入口
(SAGAアリーナ)170

1-1-2 東静岡地区まちづくり基本構想

- ・新たなアリーナや新県立中央図書館、既存のグランシップ等の施設(ハード)と、まちで提供・実施されるサービス・活動(ソフト)の連携が、まちに新しい価値(最先端の文化・スポーツ・音楽の体験・体感など)を創出
- ・未来につながる持続可能なまちづくりを社会全体の力による「共創」によって推進

【まちづくりの将来イメージ】



【策定スケジュール】

- 2024.7 東静岡地区のまちづくりの考え方 公表
- 2024.7~12 まちづくりアイデアコンペin東静岡 実施
- 2025.2 東静岡地区まちづくり基本構想(骨子)公表
- 2025.6 東静岡地区まちづくり基本構想(案)公表
パブリックコメント実施
- 2025.8 東静岡地区まちづくり基本構想 策定予定

1-1-3 静岡市がめざすアリーナ

単機能型・文化・非収益施設

これまでの市内の施設

従来型のスポーツ施設

例：静岡市中央体育館など



静岡市中央体育館

従来型の文化施設

例：静岡市民文化会館・マリナートなど



静岡市民文化会館

異なる役割

多機能複合型・交流・収益施設

静岡市がめざすアリーナ

交流施設 + 収益性・興行性

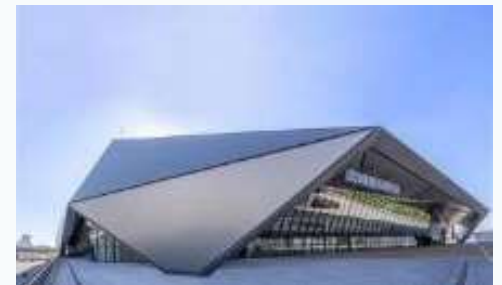
- ・プロスポーツやエンタメなど、様々なコンテンツを体験できる「観るアリーナ」
- ・イベント主催者や観客から「選ばれるアリーナ」
- ・採算性の高い「持続可能なアリーナ」

例：沖縄アリーナ
(沖縄市)



(沖縄市HPより)

例：SAGAアリーナ
(佐賀県)



(佐賀県HPより)

1-1-4 アリーナのイメージ

JR東静岡駅や静鉄長沼駅と
アリーナをつなぐ
ペDESTリアンデッキ



SAGAアリーナ

自由に通行や滞留ができる
2階デッキ



2階デッキ・エントランス
(SAGAアリーナ)

日常的に買い物や飲食が
楽しめる場所

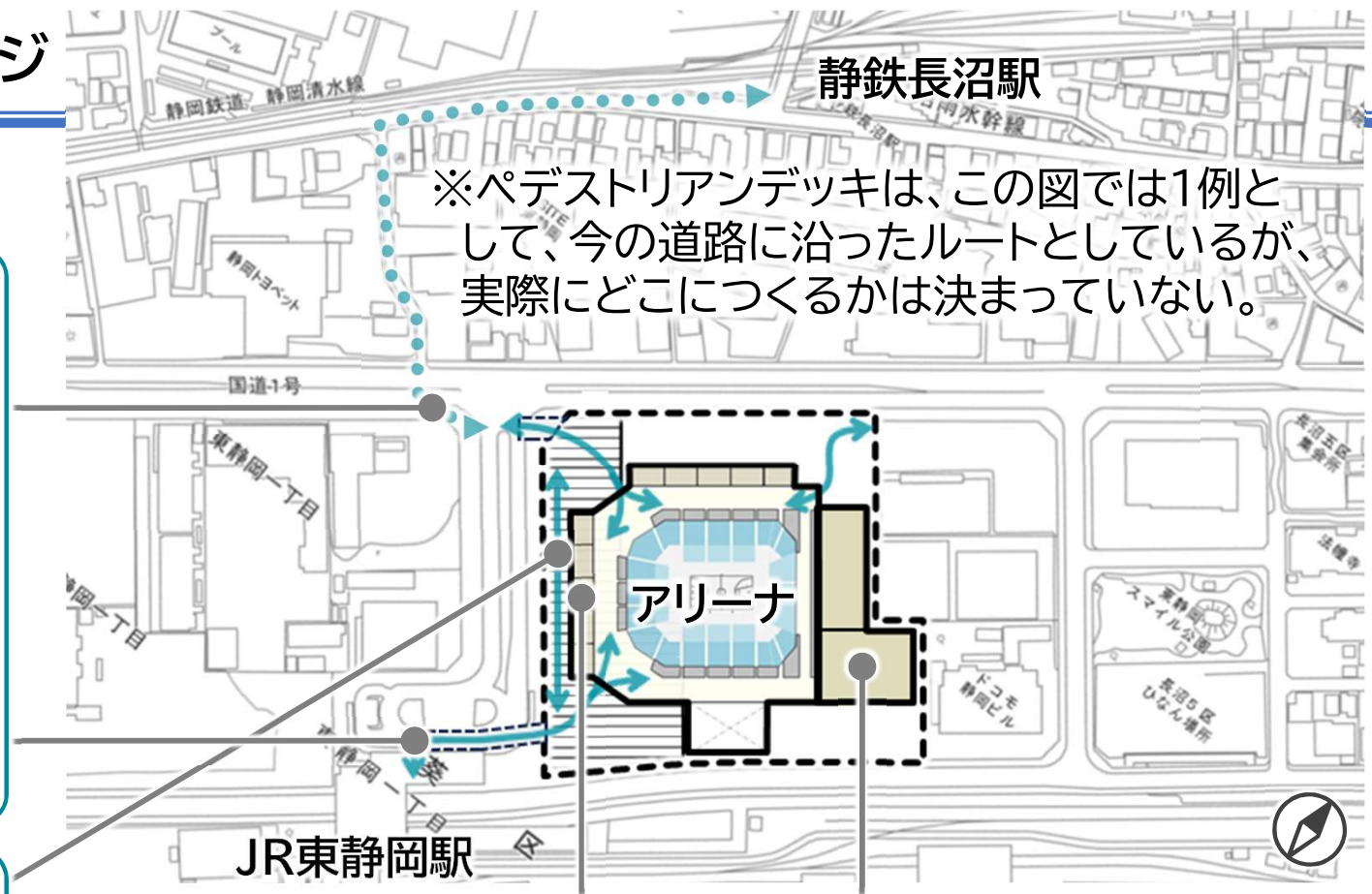


SAGAサンライズパーク

オフィスやホテルなど、
アリーナ以外の施設



アリーナとホテル(横浜BUNTAI)



1-2-1 アリーナの事業費・事業手法

事業スケジュール

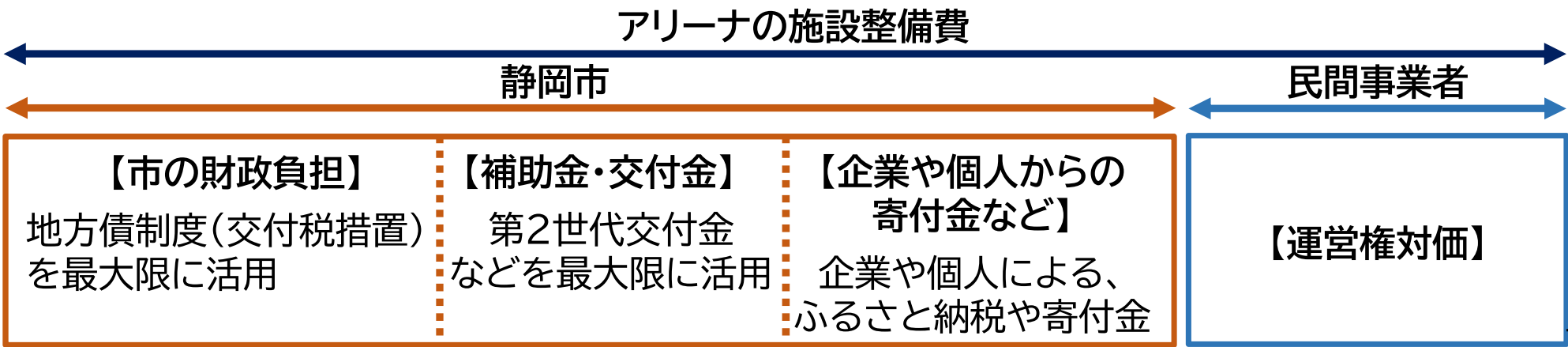
- ・早期に整備することで、事業に参画する民間事業者の確保や、社会的・経済的効果の早期発現など、事業の実現性や効果が高まる。
 - ・できる限り早期のアリーナの実現をめざす。
- 【事業スケジュール(最も早く進んだ場合)】**

 - ・2024年度 基本計画の策定
 - ・2025～2026年度 事業者募集・選定
 - ・2026年度～2029年度 基本・実施設計、建設工事
 - ・2030年春 開業

事業費の考え方

- ・**施設整備費**を約**300億円**(2024年10月時点)と見込む。
- ・人件費や資機材、燃料等の価格の高騰が続き、さらに施設整備費が高くなることも想定
- ・施設整備費については、静岡市の負担額を可能な限り軽減することを検討

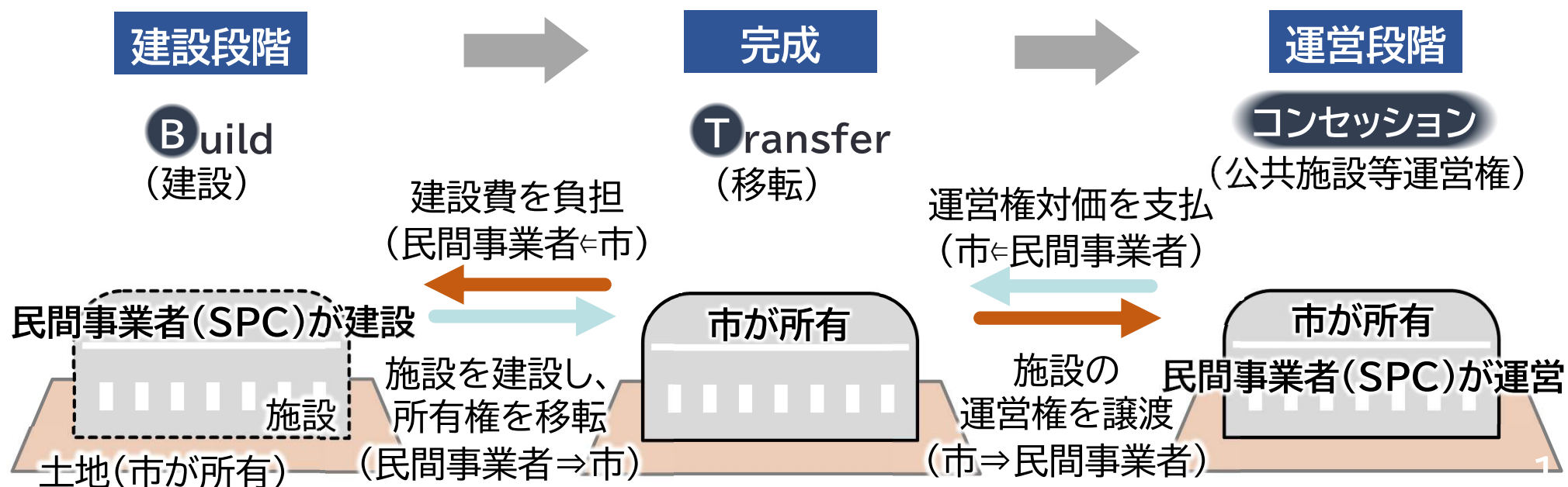
【アリーナ施設整備費の内訳イメージ】



1-2-1 アリーナの事業費・事業手法

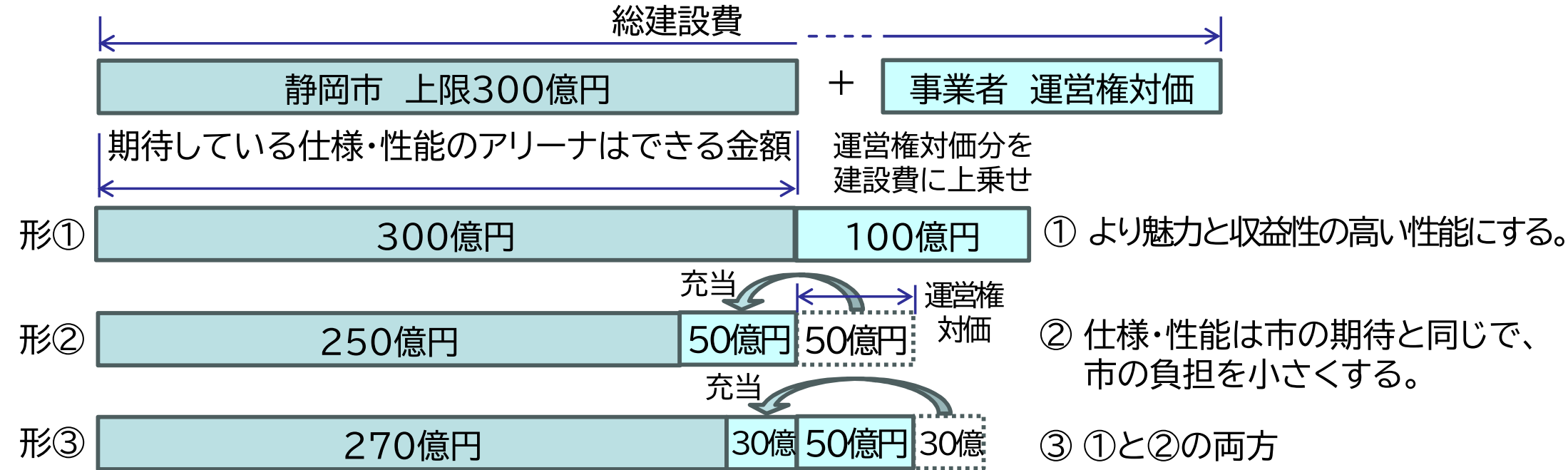
- ・「選ばれるアリーナ」を実現し、社会や地域経済への効果を高め、市の財政負担を抑える
 - ・整備・運営は民間主導で、収益性を最大限高め、効果的かつ効率的な施設整備・運営を行う
- ⇒これらを考慮し、最適な事業方式としてPFI(**BT+コンセッション方式**)を採用

【BT+コンセッション方式】

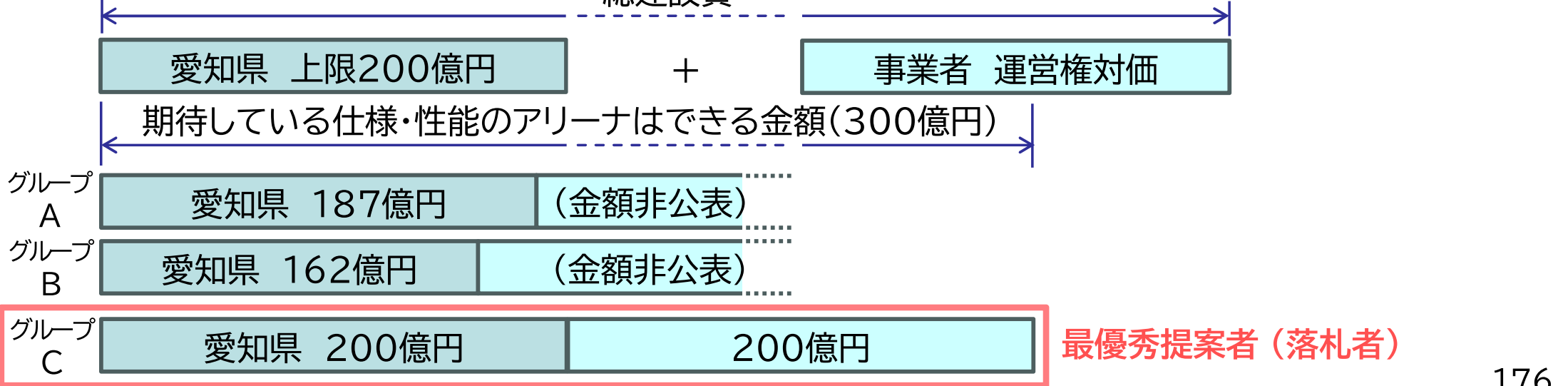


1-2-2 「BT+コンセッション」の運営権対価の形

静岡市（静岡市アリーナ）・・・市の負担額300億円を上限に民間事業者が、建設費及び運営権対価を事業者が提案。
その提案は、以下の形①～③のいずれの提案も可能



(参考) 愛知県 (IGアリーナ)



1-3 アリーナ予定地

JR東静岡駅北口市有地

アリーナ予定地は、交通の利便性に優れ、県内外の広域からの集客や高い事業性が見込まれるJR東静岡駅北口市有地を選定。駅南口に整備予定の県立図書館の立地とあわせ、東静岡周辺のまちづくりと一体的に進めることにより相乗効果が得られる。



地理院地図（電子国土Web）を加工して作成

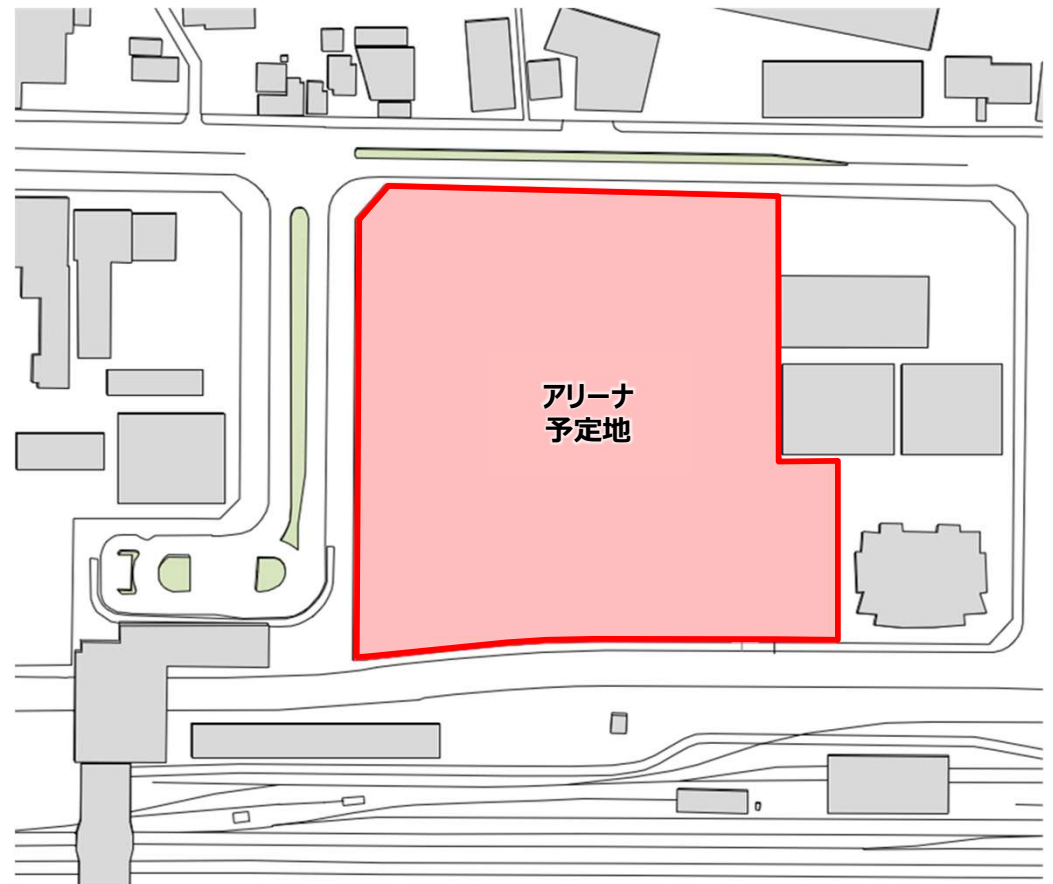


国土地理院撮影の空中写真（2020年撮影）を加工して作成

アリーナ予定地

JR東静岡駅北口市有地
(静岡市葵区東静岡一丁目29～33、37)

敷地面積：約26,359m²



1 アリーナ整備事業

【債務負担行為 期間:2026~2059年度】

	事業費 (万円)	特定財源 (万円)			一般財源 (万円)
		国県支出金	市債	その他	
当初予算額	107,533		88,290		19,243
アリーナ建設費 債務負担行為	(3,000,000)	(150,000)	(1,459,420)		(1,390,580)

- 【目的】
- ・まちの魅力向上、文化振興、地域経済の活性化など、社会へ大きな波及効果が見込まれ、多彩なエンターテインメントやプロスポーツを静岡市にもたらす多目的アリーナを実現することで、将来を担うこどもたちや若者が「このまちの未来は明るい」と夢や希望が持てるまちづくりを推進する。
 - ・アリーナを核とした東静岡のまちづくりを一体的に進めることで、最先端の文化・スポーツ・エンターテインメントの体験や、商業、交通、文化・教育等の充実した都市機能と快適な住環境を兼ね備えたまちへの発展を目指す。

(1)アリーナ建設・運営 (2026~2059年度)(債務負担行為 300億円)

- 事業手法

PFI(BT+コンセッション方式※)
- 【目指す姿】「地域のためのアリーナ」「集うアリーナ」
「選ばれるアリーナ」「観るアリーナ」「持続可能なアリーナ」
- スケジュール(予定)
- ・2024年度

基本計画策定・公表

【延床面積】25,000~30,000㎡を想定
- ・2025年度

事業者募集・選定

【観客席数】8,000席以上
- ・2026年度

事業者決定(契約)

(最高峰のプロスポーツなどの大型イベントの開催を想定)
- ・2026~2029年度

基本・実施設計、建設工事

【収容人数】最大10,000人程度(着席)
- ・2030年度

開業(春頃)、運営(~41年度)

【防災機能】緊急物資集積所や避難所等としての活用

02 スタジアム

2-0 基本認識 ～なぜ現スタジアムの刷新が必要なのか～

○ IAIスタジアム日本平(清水日本平運動公園球技場)の概要と課題

- ・清水日本平運動公園球技場は、1991(平成3)年6月に「サッカーのまち清水」のシンボリックな競技施設として開場。開業当初は収容人数13,216席であったが、全国高校総体等における清水勢の活躍や1993(平成5)年のJリーグ開幕・清水エスパルスの本拠地化などを受け、1995(平成7)年3月には収容人数20,299席の本格的球技場として生まれ変わり、多くのサッカーファンや市民に親しまれてきた。
- ・一方、開業から約30年が経過し、時代の変化もあいまって、様々な課題が浮き彫りとなっている。

<IAIスタジアム日本平の課題>

- 設備：・屋根の専有面積が不足(Jリーグスタジアム基準への不適合)
・ホスピタリティが低下(コンコースが狭隘、洋式トイレ・背もたれ席・VIPルームが少ない、座席が狭くドリンクホルダーもない、モバイル通信がつながりにくい など)
- 立地：・アクセス性が悪い(鉄道駅から遠い、交通渋滞の発生等)
- 運営：・収益源が限られている(サッカー利用は40～50日/年(Jリーグ、カップ戦、一般利用)と少ない、天然芝の制約上サッカー以外の興行利用が難しい、公共施設であり運営の自由度が低い など)

<市民・利用者アンケート結果>

	IAIスタジアム日本平の課題	新スタジアムに期待すること
サッカーに関心がある人	1位:アクセス性の悪さ 2位:狭い観客席 3位:狭いコンコースや物販スペース	1位:臨場感 2位:公共交通アクセス 3位:地域シンボル
サッカーに関心がない人	1位:アクセス性の悪さ 2位:狭い観客席 3位:数の少ないトイレ	1位:日常使い 2位:周辺地域の活性化 3位:地域シンボル

サッカーへの関心の有無で期待することが異なる

➡以上のことに対応するためには、現スタジアムを改修または新設をする必要がある

2-0 基本認識 ～現スタジアムの現在の再整備方針～

○ 現スタジアムの再整備方針案

・現スタジアムの再整備方針については、下記3パターンが考えられる。

案①.『現スタジアムの大規模改修』を行う

案②.『現スタジアムの解体・現位置建替え』を行う

案③.『別の場所に新設』を行う

※いずれの案も、Jリーグクラブライセンス基準を満たす整備が前提となる

➡・上記案①～③のどの方針で進めていくかは未決定(2025.5月時点)ではあるものの、現スタジアムは公共施設として整備・運営していることから、いずれかの方法による再整備が必須であり、いずれの場合も多額の費用を要することになる。

・上記案①②は現スタジアムの立地上、交通アクセスの改善が困難であり、スタジアムの社会効果の最大化も困難。そこで、現スタジアムの大規模改修と同程度の費用の静岡市の負担で新設が可能なのであれば、より社会効果が高くなる場所に移転・新設する方が投資効果が高い。※

※案②は解体費用が必要となること、工事期間中の代替施設が必要となることから、案①よりも実現可能性は低いと想定

・なお、上記案①～③のいずれの場合においても方針決定～整備完了までに長期間が見込まれること、プロスポーツ観戦施設の観点から、現スタジアムの施設修繕は一定程度必要。現在は、観戦者のホスピタリティの維持や安全安心の観点から、企業版ふるさと納税を活用し、必要最小限の施設修繕を実施している。

○ スタジアムの社会効果



- ・スタジアムは、スポーツ振興効果、ワクワク感・シビックプライドの醸成、経済活性化等の効果が社会全体に幅広く発生
 - ・ワクワク感により静岡市に住みたいと思う若者が増え、人口減少に起因する諸問題の解決につながる。
 - ・市役所は、公的負担の一部を、税収として自己の収入化できる。
 - ・公的負担を大きく上回る経済効果が発生する場合は、公的負担の意義がある。

2-0 基本認識 ～次世代スタジアムシティの事例(コンセプトと社会効果)～

○参考事例_北海道ボールパークF VILLAGE(北海道北広島市) <出典>F VILLAGEによってもたらされる総合的価値評価レポート
2024年2月5日 三菱UFJリサーチ&コンサルティング

<コンセプト>



スポーツと北海道を融合した新しい街づくり	「単なる新しい球場」から大きく一歩を踏み出し「 <u>スポーツの価値</u> 」と「 <u>北海道の価値</u> 」が融合した「 <u>新しいまちづくり</u> 」を行う
野球事業と非野球事業のMIX	野球をエンターテインメントの1つとして位置付けた新たなファンの獲得を目指し、 <u>野球に興味のない方々にも来場いただけるエリアに注力</u>
パートナーとの共創による多種多様な方々が集うエリア	官民学の多岐にわたる事業者のパートナー参画により、 <u>パートナーとともに街づくりを展開する</u>
球場を核としたプラットフォーム事業	プラットフォームとして、ボールパークで楽しむ方々と各種商品・サービスを提供するパートナーの方々と結び付ける基盤を整備し、 <u>パートナー間での共創・連携による街づくりを進め、イノベーションを生み出す</u>

<主な施設>

○球場内:野球場、ホテル、観客席・VIPルーム、飲食店、サウナ・温浴施設、クラフトビール販売、壁画等

※非試合日はスタジアムの一部を無料開放するなど、気軽に立ち寄れる仕掛けが満載

○球場外:飲食店、シニアレジデンス、手ぶら観光施設、宿泊施設、食農体験施設、保育園、ドッグラン、アスレチック等

※球場外施設はパートナー企業との共創により整備・運営

スタジアム自体の集客力を高めることにより、周辺土地の価値が高まり、周辺土地の民間開発を誘発

<主な事業効果> ※整備総額は約600億円

①北広島市への経済直接効果は500億円/年以上(北海道全体では1,000億円/年)以上

②北広島市への来訪者数約350万人/年 ※北広島市の人口は56,343人(2025年4月30日時点)

③人口減少トレンドの反転

④その他パートナーシップに基づく多様な施設開発、ビジネス機会の創出等に寄与

次世代スタジアムシティとして参考となる好事例！

2-1 スタジアムの適地の検討

・2022年に「サッカースタジアムを活かしたまちづくり検討委員会」を設置。現スタジアムが抱える課題を踏まえ、スタジアムの適地について検討した結果、「ENEOS(株)清水製油所跡地(民有地)」が最も適しているとの結論に至った。ただし、土壌汚染や防災等の対策などの課題も多いことから、まずは当該地における必要な対策やそのコスト検討等を行っていくこととし、難しい場合は現スタジアムの改修を次の候補とした。 ※2025年5月現在、ENEOS(株)と交渉中であり、方向性は未確定。

【候補地の抽出条件】 ①面積3.5ha以上※¹、②公有地(遊休地及び運動公園等)または民有地(遊休地)

※IAIスタジアム日本平の収容人数2万人及びサンガスタジアムbyKYOCERA(収容人数21,600人)の土地面積3.3haを勘案して設定

【評価の視点】 ①土地の特性※¹、②まちづくり※²、③交通アクセス※³

※1. 土地面積、所有者、形状、関係法令、都市計画、災害リスク

※3. 公共交通でのアクセス、自家用車でのアクセス、周辺道路

※2. 周辺の活性化、周辺開発の可能性、周辺環境への影響



最有力候補地に選定。
ただし、必要な対策や
コスト検討等は検討が
必要。

※2025年5月現在、
引き続き検討中

適地での整備が難しい場合は現スタジアムの改修を次の候補とした

IAIスタジアム日本平

▲新スタジアムの検討候補地

2-2 清水駅東口の清水製油所跡地の土地利用に向けて

○「静岡市清水区袖師地区を中心とした次世代型エネルギーの推進と地域づくりに係る基本合意書の締結(2021年7月14日)」

- ・ENEOS株式会社が所有する清水製油所跡地を中心に、次世代型エネルギー供給プラットフォームを構築するとともに、「まち」と「みなと」が一体となった魅力的かつ持続可能な地域づくりを進めることで合意 ※基本合意書はスタジアム整備を前提としたものではない

○「JR清水駅東口のまちづくりのための土地利用条件整理の最終報告」の公表(2024年3月26日)

- ・上記の基本合意書に基づく地域づくりの推進にあたっては、JR清水駅東口への民間投資計画の提案を呼びかけていくことが重要
- ・民間事業者に具体的なまちづくり計画や投資計画を検討してもらうためには、計画づくりや投資判断における不確実性を減らす必要があることから、土地活用上の課題や利用条件などを整理し、公表した。

<最終報告の概要>

- ・検討地の現況の整理(概況、関連法令、上位・関連計画、交通量、津波想定浸水・地盤高、土壌汚染、既存施設の配置、地質)
- ・検討地の現況を踏まえた想定される課題や対応策の整理
- ・現在のIAIスタジアム日本平の改修費用を算出 ※2024.3.26時点の想定費用であり、物価高騰費用等は別途時点修正が必要
 - 大規模改修案 …観客席屋根の設置などを含め概算費用は**約148億円**(プロサッカー使用で今後30年間の利用を前提)
 - 現地での建て替え案 …解体費用を含めて概算費用は**236億円**
 - 市民利用の最低限補修案 …概算費用は**約19億円**

≪新スタジアムに係る公的負担の考え方≫

- ・静岡市の将来を考えると、JR清水駅東口でスタジアムを含むまちづくりに投資が行われる方が社会的便益が高いと判断
- ・IAIスタジアム日本平の大規模改修の相当額(148億円)は、新スタジアムを含むJR清水駅周辺の基盤整備やまちづくりに対し、市が一定の費用負担を行うことについての参考値となる。

※市の負担だけでは新スタジアムは実現しないため、民間投資が不可欠

©t.nanba

2-3 清水駅東口の都市再生の現在の進捗状況

○ 現在の進捗状況

- ・一部の報道ではエネオス社と企業、そして静岡市の三すくみで、検討が進展していない旨の記事があった。実際には最有力候補地としたJR清水駅東口の土地の所有者であるエネオス社と調整を進めている。
- ・清水製油所跡地は清水駅直結の希少な都市再生用地。スタジアム整備をするとしても、まずは活用できる土地を生み出すことが必要。現在建っているタンクを撤去し、さらには整地、道路や上下水道、水路や電線共同溝の整備を行い、スタジアムや商業施設等を建てられる土地にしていく必要がある。
- ・「利活用できる土地を生み出す」という点で現時点では、土地区画整理事業を行うことが有力と考えているが、清水製油所跡地の利活用は、エネオス社の合意が得られないと進めることはできない。
- ・エネオス社にとってはビジネスであるため、土地区画整理事業を行う上でのリスクがどのくらいあるのかなどの見込みをしっかりと立てないと事業にならない。リスク分担のあり方が課題であるという認識共有はエネオス社とはできていると認識している。
- ・現在はその最終調整をしているという状況になるが、合意を得られるかどうかについては別問題と考えている。
- ・2025年5月7日(水)に、静岡商工会議所、魅力ある清水を創る会、清水経済人倶楽部から新スタジアムを求める要望書を頂いた。各団体の皆様からは、静岡市、とりわけ人口減少が顕著な清水区においては、街づくりの核施設として清水製油所跡地に新スタジアムを整備することが最適であり、地域経済の活性化や新規雇用創出等につなげるなど、単なるスポーツ施設整備に留まらない魅力的な街づくりを進めてほしいという趣旨のご要望を頂いた。
- ・街づくりに対する期待が高いことを改めて認識したので、できるだけ早く土地利用に関する合意が得られるようエネオス社へ働きかけていく。

33 スポーツを核としたまちづくり

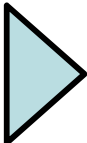
- 00 基本認識
- 01 これからの静岡市のスポーツ行政
- 02 「静岡市清水ナショナルトレーニングセンター」の運営の見直し
- 03 ユニバーサルスポーツの聖地化
- 04 静岡市におけるパラスポーツの推進

スポーツが持つ力で、誰もが健康で豊かな生活を実現する

《目指す姿の実現に向けての課題》

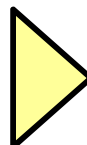
※2021年度静岡市スポーツ活動・生涯学習に関する市民意識調査から分析

- ①スポーツ未実施層へのアプローチが求められている
→誰もがスポーツを気軽に楽しむための取組が不足している。
- ②スポーツに触れる機会が不十分
→スポーツ以外の側面からのアプローチが不十分
- ③スポーツを気軽に実施するための環境整備が求められている
→日常的にスポーツを実施するための環境が整っていない。
- ④スポーツを支えることへの興味・関心が低い
→スポーツイベントの中止等による機会損失



《課題解決に向けた考え方》

- ①ライフスタイルに応じたスポーツの推進
→日常の中で誰でも簡単に実施できる取組など、年齢や性別、障がいの有無等に関わらず多様な世代が参加できるスポーツの機会提供
- ②スポーツを通じた地域・他分野との連携
→共創によるスポーツを実施するきっかけづくりや付加価値の提供
- ③スポーツを支えるための場づくり
→誰もが日常的に気軽にスポーツが楽しめるような環境整備
→ハードとソフトの二方向から「場」を整備し、スポーツをするきっかけや活躍の「場」として提供
- ④スポーツを支えるための人づくり
→市民、民間団体等を巻き込んだスポーツに関わる人材の育成や資質向上



《国や静岡県の計画から捉える課題》

- ⑤スポーツ産業・ビジネスでの視点によるスポーツ振興が求められている
- 【 国 】 第3期スポーツ基本計画「スポーツの成長産業化」
【静岡県】 スポーツ推進計画「地域特性を活かしたスポーツによる地域と経済の活性化」
しずおかスポーツ産業ビジョン※2025年度中に策定

- ⑤スポーツを地域経済の成長産業として位置づける
→静岡市スポーツ推進計画に、「スポーツ産業・ビジネスによる地域の活性化」の視点を取り入れる。
→「スポーツを核としたまちづくりの推進」をこれからの方向性とし、観光・健康・教育などと横断的に関わる産業として、戦略的に取組を推進する。
→スポーツがもつ社会的効果を最大限活用し、社会全体の力を活用して、社会問題の解決や地域活性化に繋げる。

0-2 基本認識 これまでのスポーツ行政 健康増進のためのスポーツ振興が主目的

- 第4次静岡市総合計画に基づく取組の推進
スポーツの力で誰もが健康で心が満たされるまちづくりの推進
- 静岡市スポーツ推進計画に基づく取組の推進
 - ・第1期(2015～2022)
「市民一人1スポーツ」の実現に向けたソフト・ハードの取組の推進
 - ・第2期(2023～2030)【実施中】
「する・みる・ささえる」の複合的な楽しみを生活の中に取り入れる「静岡型スポーツ・イン・ライフ」の推進と市民スポーツの実施促進

ソフト面

- ・地域スポーツの推進
- ・各種競技団体や指導者への支援
- ・ホームタウンチームへの支援、連携
- ・学校主体の部活動 など

ハード面

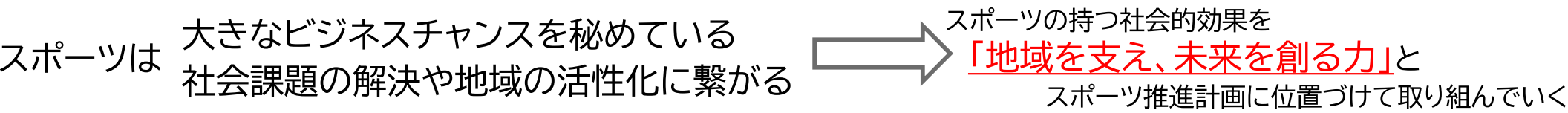
- ・スポーツ施設の管理、改修(体育館や総合運動場)
- ・学校等施設の利活用 など

- 行政主導により取組を推進
- 健康増進のためのスポーツ振興が主目的

《課題》 スポーツが持つ社会的効果の最大限の活用

これまでの健康増進のためのスポーツ振興に加え、スポーツが持つ「社会的効果」を最大限活用することが求められており、これを戦略的に進めることが急務。

社会的効果の例…①健康の維持・増進 ②教育・人づくり ③共生社会の実現
④地域経済・観光への波及 ⑤防災・安全への貢献 等



スポーツが持つ「社会的効果」を最大限活用するとともに、市民や民間事業者（団体）などの社会全体の力を活用して、「共創」で取組を推進する。

《これからの取組》

- ①他分野との融合による取組の実施
 - ⇒DX、観光、医療などとの連携により、収益性の高いスポーツビジネスへの発展
 - ⇒パラスポーツ等を通じた障がい者への理解促進及び多様性の尊重
- ②ソフトとハードの連携強化による将来的なニーズを見越した施設の整備
 - ⇒年齢・性別・障がいの有無等に関係のない「誰もが楽しめる場」としての施設を整備
 - ⇒災害時の活用を前提とした施設の整備
- ③学校主体の部活動から地域のクラブ活動に移行
 - ⇒公共施設・市民・民間団体で持続可能な基盤体制を共創
- ④次世代アリーナやスタジアムの整備によるまちづくり
 - ⇒施設を中心としたスポーツツーリズムの推進
 - ⇒ホームタウンチームとの連携の推進

1-1 これからの静岡市のスポーツ行政

- ・これからの静岡市のスポーツ行政の基本的考え方は、スポーツが持つ力(多面的な力)を活用し、「スポーツを核としたまちづくりを社会全体の力で共創する」。
- ・共創のためには、目指す姿を明示し、共鳴・共感を得ることが必要。
4次総の見直しとともに、静岡市スポーツ推進計画を見直す。
- ・計画は実行することが重要。
アリーナ・スタジアムも含めて様々な取り組みを実行し、結果を出す。
- ・次のページ以降には、それらのうち、主な取り組みを示す。
(学校部活動の地域移行については、「80.教育」の「7 部活動の地域展開」で示す)。

2-1-1 「静岡市清水ナショナルトレーニングセンター」の運営の見直し

～「年間約1.8億円の指定管理料を払う」施設から
「運営によって利益を生み出す」施設への転換を目指す～

【現 状】

- センターは、天然芝グラウンド、人工芝コートのほか、トレーニングルーム、体育館、プール、宿泊施設、レストランなどを持つ総合的なスポーツ施設で、県内外の年間約18万人に利用されている。
- 開館から23年が経過し、施設の老朽化が顕在化するとともに、宿泊施設が複数人部屋など、施設環境面が現代の利用者ニーズに適合していない。

【課 題】

- (1)現状の運営のままでは毎年約1.8億円の指定管理料が発生し、将来に渡り行政負担が伴う。
- (2)施設単体の運営であり、周辺のスポーツ施設や観光施設等との連携を活かしきれていない。
- (3)施設の老朽化とともに、現在の利用者ニーズに合っていない。(宿泊施設の複数人部屋や駐車場台数等) 加えて、天然芝グラウンドが芝の養生により使用できない一定期間中、利用者が減少し、収益に繋がらない。
- (4)現在の運営方法(通常の指定管理者制度)では、収益と顧客満足を向上するための柔軟な運用に限界がある。

静岡市清水ナショナルトレーニングセンター 施設概要

所在地	静岡市清水区山切1487-1
供用開始年	2001年
敷地面積	67,719㎡
駐車台数	約150台
年間利用人数	2023年 182,434人 日帰利用者 17,779人 宿泊利用者 4,656人

天然芝グラウンド

人工芝コート

トレーニングルーム

体育館(空調付き)

アクアトレーニング

宿泊施設

レストラン

2-1-2 「静岡市清水ナショナルトレーニングセンター」の運営の見直し

【見直しの基本的な方向性】

民間のノウハウや創意工夫を整備・運営に活かし、運営によって利益を生み出す施設を目指す。

(1) 収益性の高い施設へ

施設を競技力向上に資する環境にすることに加え、利用者の満足度を高めることにより合宿・キャンプ地としての魅力を高め、積極的な利用者誘致を通じて、「指定管理料を払う」施設から「運営によって利益を生み出す」施設への転換を目指す。

（２）地域経済の活性化

施設の利用者増と、周辺施設・地域との連携の相乗効果により、地域経済の活性化に繋がる施設運営を目指す。

(3) 必要な施設改修

施設新設や利用者のニーズに合わせた最新トレーニング技術に対応する設備の導入を進めるとともに、近隣への新たな施設整備も含めた施設の増改築・修繕により、競技力の高いアスリートに対応可能な施設環境を整備する。

（４）民間事業者の運営力・新たな展開力の活用

民間事業者の知見（運営力・新たな展開力）を最大限に活用し、より効率的で効果的な運営方法とする。



3-1-1 ユニバーサルスポーツの聖地化(庵原エリア) (事業)

《0.基本認識(背景)》

これまでの静岡市の取組み

- 静岡市では、『第2期静岡市スポーツ推進計画』の基本施策に「障がいのある人のスポーツ活動の推進」を掲げ、障がいのある人でも参加できるスポーツ事業を充実させ、心身の健康を維持するとともに、障がいのある人となない人が一緒にスポーツを行うことで、スポーツを軸とした共生社会の実現に取り組んできた。
- ・全国障がい者スポーツ大会選手選考/派遣
 - ・障がい者スポーツ教室事業の実施
 - ・パラバドミントンサポートシティ推進事業の実施
日本パラバドミントン連盟との「パラバドミントンサポートシティに係る覚書」の締結(R2~)
 - ・車いすバスケット男子日本代表合宿の誘致

パラスポーツを取り巻く課題

- ＜社会的意義と時代性＞
- ・パラリンピックなどの注目大会の開催を背景に、パラスポーツへの関心が高まっている社会情勢にある。(1960年ロンドン五輪で初めてパラリンピックが開催、その後1964年東京五輪に繋がり、2024年パリ五輪では、オリンピックに引けを取らない高い注目を集めており、社会の関心が非常に高まっている。)
- ＜パラスポーツの課題＞
- 【1】障がい者に配慮された設計のスポーツ施設が少ない。
 - 【2】アクセスの壁:障がい者にとっては「移動」そのものがハードル
 - 【3】天候による影響を受けやすい
 - 【4】障がい者スポーツイベント・大会の開催場所・機会の不足

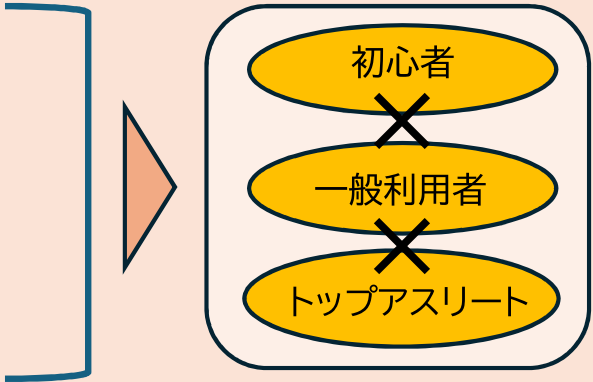
庵原エリアの持つポテンシャル

- ・エリア内に「IAIパラスポーツパーク」、「清水ナショナルトレーニングセンター」、付近に「清水清見潟スポーツセンター」が存在し、スポーツの普及・振興に取り組まれている。
- ・距離的にも10分圏内で結ばれるコンパクトなエリアであり、かつ、車移動がメインである障がい者にとって、関東圏から車で2時間以内という好立地。全国初の障がい者スポーツ推進エリアとして、聖地化のポテンシャルを有している。

《1. 各施設の役割》

各種パラスポーツをエリア内で補完可能に

- 清水庵原球場+屋内運動場
障がいの有無や年齢を問わず誰もが安心して利用できる、多目的屋内スペース。
パラスポーツやリハビリスポーツ、ジュニア世代のトレーニングや遊びによる体づくりなど幅広く活用。
- 清水清見潟公園スポーツセンター
アリーナ・プールを兼ね備えた屋内複合施設。誰もが利用できる施設。
- IAIパラスポーツパーク
バリアフリー設備を備えた競技用施設。大会・イベント開催と共に、地域と連携した啓発活動を展開。
- 清水ナショナルトレーニングセンター
トップアスリートの育成拠点。ユニバーサルデザインの視点を取り入れ、誰もが利用できる施設。



《2. 将来像》

当該エリアを中心に面的に整備することで、年間を通じてパラスポーツの大会・教室・合宿が定着する。市民の共生意識の醸成、次世代教育への効果が創出される。清水は「競技者だけの場」ではなく、「誰もが参加できるスポーツ文化(ユニバーサルスポーツ文化)の発信地」となる。インクルーシブな社会のモデル都市として、スポーツと健康、福祉、観光、教育を融合させた地域活性化にもつながる。

3-1-2 ユニバーサルスポーツの聖地化（事業）



4-1 静岡市におけるパラスポーツの推進

《1. 現状と課題》

(1) ハード(施設・設備)

- ・市内・県内に障がい者専用または優先の公共スポーツ施設がない。
- ・各スポーツ施設のバリアフリー対応に差があり、地域や競技種目にばらつきが生じている。
- ・大会を誘致する際の競技施設・宿泊施設の数が不足しており、効果的な誘致に至っていない。

(2) ソフト(人材・交流)

- ・県内のパラスポーツ認知度は96.8%で、全国調査結果の72.4%を大きく上回り、認知度は高い状態である。ただし、高い認知度に対してパラスポーツに関心がある人は48.2%(2022年:53.2%)と低い結果となっている。(2024年度静岡県アンケート調査結果から)
- ・関心がない主な理由として「パラスポーツを身近な場所でやっていない」、「スポーツ自体に興味がない」、「身近にパラスポーツに関わっている人が少ない」などが挙げられており、「知っている」から「関わる」への接点が身近な場所になことが課題となっている。

(3) 組織(機能・支援)

- ・スポーツをしたいと思っている障がい者の人数や希望種目、整備が必要な環境等のニーズを把握できていない。
- ・パラスポーツを始めたい人に対する情報の集約・発信ができておらず、相談する場所もない。
- ・支援が十分でなく、継続的な活動や仲間づくりができる環境に乏しい。

《2. 外的環境》

- ・静岡県における障害者スポーツセンター機能の整備に向けた基本構想(2024年2月)
- ・IAIパラスポーツパーク開業(2024年12月)
- ・静岡県における障害者スポーツセンター基本計画(2025年2月)

《3. 今後の取組》

(1) パラスポーツの「受け皿」となる拠点の整備(ユニバーサルスポーツの聖地化)

(2) 所管施設のバリアフリー化の推進

所管施設の改修にあわせ、バリアフリー化を進める。

【効果】 誰もが安心して利用できる環境が整い、市民と競技者、支援者との接点づくりや交流の機会の創出につながる。加えて、施設の利便性の向上により、指導者・支援者の参画促進や活動機会の拡大が期待される。

(3) 障がい者スポーツの下支えとなる体制構築

指導機能(個別指導、各種教室)、相談機能(スポーツ相談、福祉相談)、ハブ機能(情報収集・発信、人材育成、ネットワーク)等を有する「(仮称)静岡市障がい者スポーツ協会」の設立を支援する。

【効果】 身近にスポーツに取り組める場が確保され、生活の質(QOL)の向上や孤立感の解消、仲間とのつながりの創出が期待される。
パラスポーツへの理解が深まり、インクルーシブなスポーツ文化を形成できる。

➡ 目指す姿 「誰もが、いつでも、どこでも、スポーツに参加できる共生社会の実現」

34 地域公共交通

- 00 基本認識
- 01 静岡市地域公共交通計画
- 02 具体的な取組
- 03 自家用有償旅客運送
- 04 自家用車活用事業
- 05 新交通システム
- 06 静岡市シェアサイクル事業

0-1 基本認識 地域公共交通の未来

地域公共交通とは…

地域における鉄道や路線バス、タクシーなどの誰でも所定の運賃を払えば自由に利用することができる交通

(これまで)

公共交通は、利用者にとって安全性・快適性が確保されている必要がある。

そのため、これまでの市政は、「国の許可を得た交通事業者が、専門の資格(鉄道:動力車操縦者運転免許、バスやタクシー:第二種運転免許)を取得しているプロドライバーによって、交通サービスを提供することが望ましい。」という考えのもと、主に国の許可を得た交通事業者による公共交通ネットワークの形成を促進してきた。

(これから)

中山間地の人口減少、公共交通を担う乗務員不足、自動運転やDX等の技術の進展を踏まえた「新しい時代の持続可能な地域公共交通の未来像」を描き、現実の課題を解決しつつ、未来像の実現に向けて進んでいくことが大事。

0-2 基本認識 静岡市の地域公共交通の現状と課題

公共交通を担う乗務員不足や公共交通利用者の減少は深刻化しており、交通事業者の経営に大きな影響を与えている。現在の交通事業者だけでは、公共交通サービスを維持することが困難になっており、バス路線の減便や廃止は避けられない。

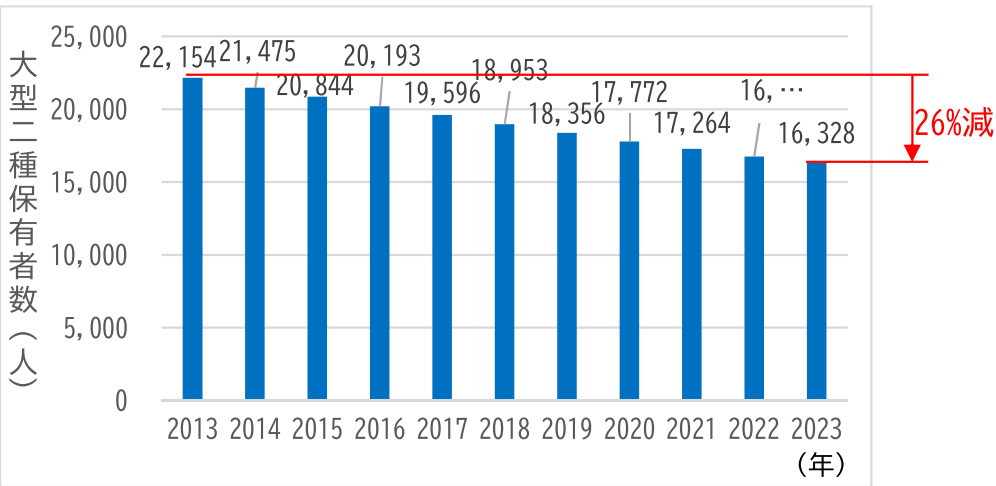


図 - 静岡県内大型二種免許保有者の推移

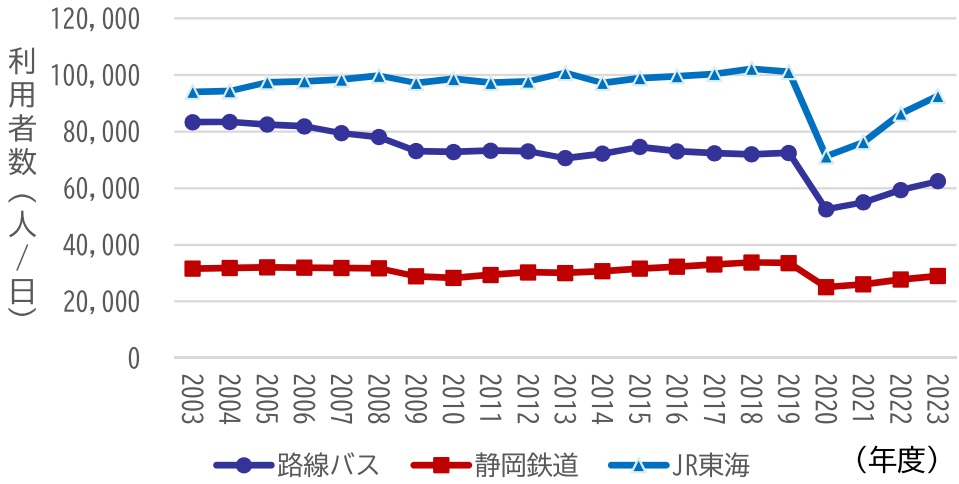


図 - 公共交通利用者数

県内大型二種免許の保有者数は2013年から2023年の10年で約26%減少。生産年齢人口の減少もあり、今後もバス運転士が減少することが見込まれる。

生活様式の変化や人口減少により、今後も公共交通利用者が減少することが見込まれ、公共交通サービスの維持・確保に向けた取組が必要である。



- ◆ 現在の交通事業者だけでは公共交通を維持することが困難な状況。これからは交通事業者だけでなく、市民、行政、地域の関係者が協働・連携し、公共交通の利便性・持続可能性・生産性を高めていくことが必要。
- ◆ 地域ごとの公共交通に対する需要の変化をとらえ、新技術・システムを積極的に導入し、最適な公共交通サービスを考えるなど、社会状況に対応した持続可能な新しい交通体系に変えることが必要。

公共交通の現状とこれから

「運転士不足」、「人口減少に伴う利用者減少」が深刻化

⇒これまでのような交通事業者の経営努力に委ねるだけでは、将来にわたるサービス維持は困難

このため、

交通事業者に加え、市民・行政など多様な関係者が協働・連携し、新たな担い手を掘り起こすことにより、公共交通の供給量(サービス提供に従事する者)を確保していくことが必要

具体的には、

【都市部】

多くの人をまとめて安全かつ効率的に輸送するため、

交通事業者による安全・安心で質の高い公共交通サービスを持続的に提供

⇒静岡市は、都市を支える社会基盤として、輸送効率向上のための連節バス導入支援など、公共交通の持続性を高める施策を交通事業者と連携して実施

次ページへ続く

【郊外・山間部】

移動需要が少ないため、都市部と同じ形態で民間交通事業者が収益性を求める運行サービスは持続できないことから、

一般のドライバーが自家用車で移動サービスを提供する『自家用有償旅客運送※』を導入

小型の自家用車を使用することで、大型バスでは通行できない道路も運行可能

地域のニーズに応じた乗降場所を設定可能

⇒地域の生活に合わせた効率的な運行サービスが実施できる

⇒静岡市は、

自家用有償旅客運送の運行開始までの準備段階から、地域と協働し運行計画を立案

運転手手当や車両購入費などの運行経費を補助

⇒地域が継続的に運行を実施できるような支援を実施

※自家用有償旅客運送

道路運送法第78条第2項の規定に基づき、市町村又はNP0法人等が自家用車を用いて運行する運送事業
ドライバーは第二種運転免許または第一種運転免許の保有者

- ・第一種運転免許…公道で自動車や二輪車を運転するための免許大臣認定講習の受講等が必要
- ・第二種運転免許…商業目的で人を輸送するために必要な免許

1-1-1 静岡市地域公共交通計画(2025年6月に策定予定)

公共交通により実現を目指すまちと暮らしの姿

『市民が多彩な交流や活動をするうえで、公共交通を利用し、安全かつ快適に移動できる』

基本 方針 1

都市を支える輸送手段として、既存の交通資源を集約し、新しい交通サービスを導入した
利便性の高い都市交通サービスを構築する

利用者の多い区間に運転手などの交通資源を集中させ、新たな交通サービスを導入し、輸送力と効率、利便性を高めます。

基本 方針 2

郊外・山間部の地域ニーズに応じた、きめ細かい地域主体の交通サービスで、利便性の高い
生活交通サービスを構築する

郊外や山間部での暮らしを支えるため、地域のニーズに応じた移動手段を構築し、交通空白地には地域と連携して代替交通を整備します。

基本 方針 3

効率性・生産性を高める公共交通DXと環境負荷低減に寄与する公共交通GXを推進する

自動運転技術を活用した交通DXや、環境に配慮した車両などの交通GXに関する方策を採用可能なものについて積極的に活用し、基本方針1・2の実現を促進する。



施策体系

基本方針1

都市を支える輸送手段として、既存の交通資源を集約し、新しい交通サービスを導入した利便性の高い都市交通サービスを構築する

目標1
公共交通サービスの維持・確保

- 1 公共交通の利用促進
- 2 バス路線の維持・支援（路線補助）
- 3 路線バス・タクシー運転士の人員確保
- 4 連節バスなどの効率的な輸送手段の導入
- 5 バスの走行環境の向上
- 6 自家用車活用事業（日本版ライドシェア）の導入によるサービスの補完

目標2
地域の実情に応じたきめ細かい移動サービスの確保

- 7 鉄道駅の交通結節機能強化
- 8 バリアフリー・ユニバーサルデザイン化の推進
- 9 オープンデータ化（GTFS（注））
- 10 バス待ち環境の改善
- 11 サイクル&ライド施設整備
- 12 新たな交通の導入検討（バス・タクシーの補完）
- 13 タクシー配車アプリの導入推進
- 14 水上バスの利用環境向上
- 15 シェアサイクルの利用促進

基本方針2

きめ細かく、地域のニーズに応じた地域主体の交通サービスで、利便性の高い生活交通サービスを構築する

目標1
地域の実情に応じたきめ細かい移動サービスの確保

- 1 地域が主体となる自家用有償旅客運送（公共ライドシェア〔バス型〕）の導入
 - ・ 地域運行主体の育成
 - ・ 地域運行主体への補助金の支給
 - ・ 自家用有償旅客運送登録の権限移譲
- 2 地域公共交通結節点の設置
- 3 他事業との連携による交通サービスの確保
- 4 民間事業者（移動販売車等）と連携した交通サービスの確保
- 5 フリー乗降区間の導入
- 6 自家用有償旅客運送（公共ライドシェア〔タクシー型〕）の導入

目標2
生活交通サービスの効率化

- 7 運行状況のモニタリングと継続的なサービス水準の見直し
- 8 乗り継ぎしやすい交通環境の整備

基本方針3

効率性・生産性を高める公共交通DXと、環境負荷低減に寄与する公共交通GXを推進する

目標1
先進技術を活用したモビリティサービスの提供

- 1 自動運転技術の導入
- 2 オープンデータ化（GTFS（注））（再掲）
- 3 新エネルギー車両の導入（FCV、EV）

（注）GTFS:公共交通機関の時刻表と地理情報を共通の形式で記述するための仕様。

2-1 具体的な取組①

基本方針 1【都市部】

都市を支える輸送手段として、既存の交通資源を集約し、新しい交通サービスを導入した利便性の高い都市交通サービスを構築する

【実施施策例】

○連節バスなどの効率的な輸送手段の導入

○バス待ち環境の改善

○シェアサイクルの利用促進(後述) など

連節バス車両導入

ピーク時における輸送力確保のため、連節バスを導入し輸送力を増強

【2025年度】

しずてつジャストライン 2台導入予定



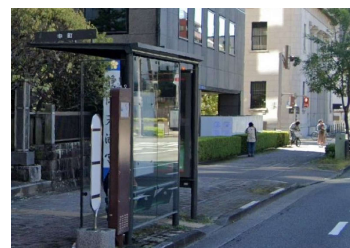
走行試験の様子 出典:しずてつジャストライン(株)より写真提供

バス待ち環境の改善

高齢者や子育て世代にとって、より使いやすい環境を整備

- ・バス停屋根・ベンチの設置
- ・商業施設連携による

バス待ちスペースの確保



バス停屋根設置例(中町バス停)



岐阜市の取組事例(「バスまちぽ」)

2-2 具体的な取組②

基本方針 2 【郊外・山間部】

郊外・山間部の地域ニーズに応じた、きめ細かい地域主体の交通サービスで、利便性の高い生活交通サービスを構築する

【実施施策例】

○地域が主体となる自家用有償旅客運送の導入

○地域交通結節点の設置 など

地域が主体となる自家用有償旅客運送(公共ライドシェア)の導入

公共交通の利用者が少ない郊外・山間部において、一般のドライバー(第一種運転免許取得者)による小型の車両を使用した移動サービスを地域主体で運営できるようにする

- ・車両の小型化により、大型バスでの移動サービスの供給が行き届かなかった区域までカバーできる
- ・地域の移動需要に応じた運行(ダイヤ)を設定できる
- ・家族等の送迎に頼らず移動できる
- ・地域住民がドライバーとなることで、地域の仕事を創出
- ・住民同士の交流機会の増加、地域内の見守り強化など地域コミュニティの活性化にもつながる



≪参考≫ 小型車での運行例(清沢地区:やまびこ号)

※詳細は「03 自家用有償旅客運送」に記載

2-3 具体的な取組③

基本方針 3

効率性・生産性を高める公共交通のDXと、環境負荷低減に寄与する公共交通GXを推進する

【実施施策例】

○自動運転技術の導入 など

自動運転実証実験

エリア価値向上のため、清水港周辺地区で実施。将来的には運転士不足や多様な需要に対応する手段の1つとして検討する。



2025年1月実証実験の様子

【2025年度】

清水港周辺地区で実証実験実施予定

新たな交通システムの検討

清水港周辺地区における新たな交通需要に対応し、まちの魅力を高める交通システムを検討する。



日の出・巴川河口地区ガイドプラン（一般社団法人清水みなとまちづくり公民連携協議会）

3-1 自家用有償旅客運送

静岡市地域公共交通計画

地域が主体となる自家用有償旅客運送(公共ライドシェア[バス型])の導入

1. 目的

既存の路線バスが撤退した地域等で、ニーズがある地域においては、生活に必要な活動をするための移動が確保できるように、自家用有償旅客運送(公共ライドシェア[バス型])を導入する。

地域の実情を最も把握している地域住民が主体となり、自ら必要な交通手段を運行するため、自家用有償旅客運送制度を活用した運行へ支援を講じる。加えて地域住民がドライバーとなることで、地域の仕事を創出する。

2. 事業主体

地域住民、静岡市

3. 実施内容

地域運行主体の育成

「静岡市交通空白地有償運送事業費補助金」の支給

交通空白地有償運送等運転者講習の開講

自家用有償旅客運送登録の権限移譲

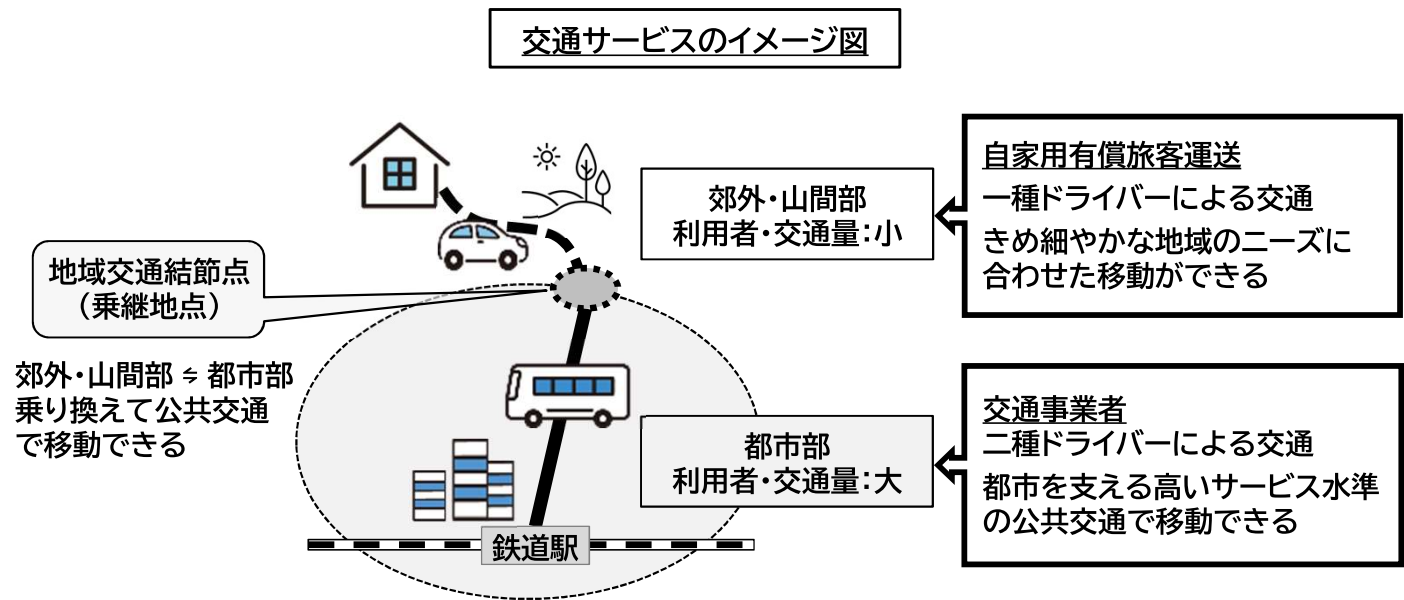


《参考》小型車での運行例（清沢地区：やまびこ号）

3-1 自家用有償旅客運送 静岡市地域公共交通計画(2025年6月策定予定)における考え方

自家用有償旅客運送の導入

- 公共交通の利用者が少ない郊外・山間部において、一般のドライバー(第一種運転免許取得者)による小型の車両を使用した移動サービスを地域主体で運営できるようにする(自家用有償旅客運送)
- 車両の小型化により、大型バスでの移動サービスの供給が行き届かなかった区域までカバーできる
- 地域の実情を最も把握している地域住民が主体となり、自ら必要な交通手段を運行するための支援を実施
- 地域住民がドライバーとなることで、地域の仕事を創出
- 住民同士の交流機会の増加、地域内の見守り強化など地域コミュニティの活性化にもつながる
- 郊外・山間部の移動サービス(自家用有償旅客運送)と都市部の移動サービス(路線バス)をバス待ち環境を整備した乗継地点(地域公共交通結節点)で円滑に結び、相互に移動可能なネットワークを構築



3-2-1 自家用有償旅客運送(公共ライドシェア)の支援体制

自家用有償旅客運送導入への支援体制

【導入経費、運営経費への支援】

運行に必要な費用に対する補助金制度を策定

・車両購入(賃借)費

運行車両の購入費を補助(予防安全性能搭載のワゴンタイプ車両を想定)

購入、賃借(リース)ともに全額補助(10/10)

・運行経費

ドライバー人件費、各種書類作成等の事務経費を補助

ドライバー手当:1,300円/時間

事務員手当:1,300円/時間(書類作成等各種事務作業への手当)

リーダー報酬:24万円/年間(運行業務全体管理やとりまとめを行う人員への手当)

※金額は現在検討中。ドライバー等の各種業務に対して十分な報酬を支払い出来る制度を検討。

・持込車両手当

ドライバーの所有車両を使用することも可能となるような制度とする

50円/km(走行距離に応じた手当を支給)

※金額は現在検討中

・その他の経費

燃料費、車両維持費(油脂類などの消耗品)、保険料など運行業務に必要な経費を全額補助(10/10)

3-2-2 自家用有償旅客運送(公共ライドシェア)の支援体制

自家用有償旅客運送導入への支援体制

【運行計画策定、事務手続等への支援】

- ・ダイヤ、路線の策定や運行開始までの各種事務手続き等のサポートを実施
市の直接的な支援のほかに専門事業者への委託も可能とする

例えば・・・

ルートやダイヤの設定などの運行計画作成への支援
運行管理などの組織体制構築の支援

さらに、

運行開始後の管理業務(点呼や台帳管理)、運転手シフト作成や各種報告書の作成などについても支援

- ・各地域の利用状況等の運行情報をとりまとめ、市域全体を一元的に市(行政)が支援

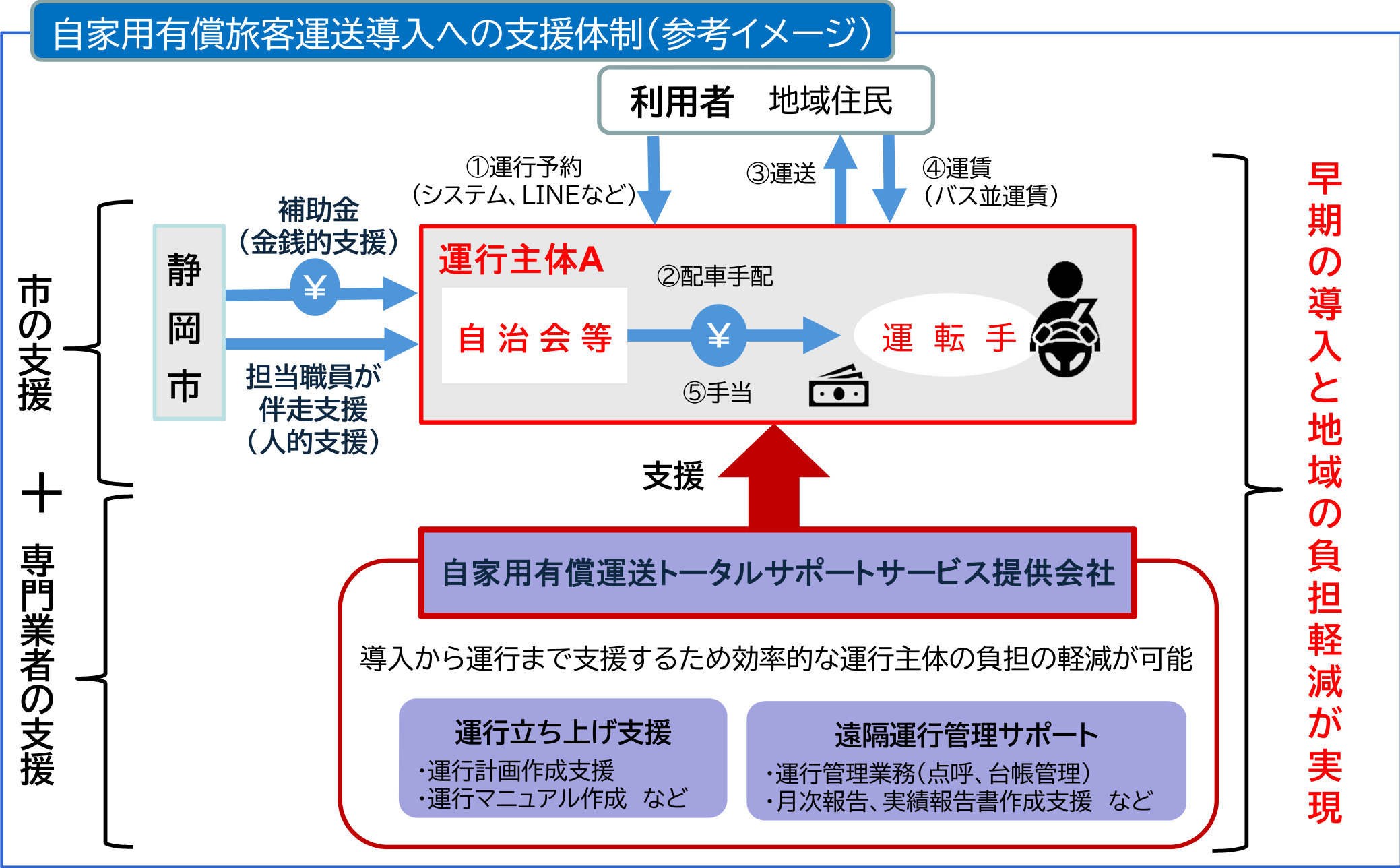
⇒ 運行サービスの改善につなげる

- ・自家用有償旅客運送の登録申請に係る権限を国から移譲を受け、窓口の統一化や手続きを簡略化



⇒ 計画策定段階から運行を安定的に継続するための十分な支援が可能となる制度とする

3-2-3 自家用有償旅客運送(公共ライドシェア)の支援体制のイメージ



4-1 自家用車活用事業 清水港における日本版ライドシェア(クルーズ船対応)

日本版ライドシェア（自家用車活用事業）とは

- タクシーが不足する地域・時期・時間帯では、道路運送法第78条第3号の「公共の福祉のためやむを得ない場合」であるとして、地域の自家用車や一般ドライバーを活用して有償で運送サービスを提供
- タクシー事業者が運行管理や、運送責任を負うなど、一定の条件に基づいてタクシー事業者に対し許可するもの

○クルーズ船寄港時の一時的なタクシー不足への対応として、自治体申出による日本版ライドシェア拡大を実施

○クルーズ船寄港時にタクシー車両が市中に回らなくなることによる、日常利用への影響低減の効果もある

○クルーズ船乗客向けに静岡県タクシー協会清水支部と連携し、タクシー手配を行っている(一社)静岡TaaSから静岡市に熱心な働きかけ(知・地域共創コンテストにも応募)

○清水港にクルーズ船が寄港している時間帯の不足台数を17台として静岡市から国交省に申出を提出
(2025.3.12)

○静岡市から国交省への申出後、実施を希望するタクシー事業者から国交省(静岡運輸支局)に申請し、運行開始
・駿河交通 登録台数5台(4月開始時は2台)

ドライバーは10人

(2025.5.27時点での実施事業者は駿河交通のみ)

2025.4.4から運用開始(当日は、「ダイヤモンドプリンセス」号が入港)

○2025.4.4～2025.5.27の実施状況

運行日数:15日

運行回数:22回

利用者数:87人

5-1 新交通システム

《現状課題》

人口減少・少子高齢化を根源とする公共交通の乗務員不足問題により既存の公共交通サービスの維持や、新たな人流に対応した新しい交通の導入が困難である。

《目的》

自動運転技術の活用による交通課題解決や観光周遊促進を目指す。自動運転技術は車だけに限らずその他のモビリティでの活用を含めた新たな交通システムの導入についても検討する。

《2024年度の主な取組》

清水港周辺での自動運転実験・調査の実施
(内容)

①拠点間輸送の確保に向けた調査
清水駅～日の出地区を結ぶルートの走行シミュレーションやリスクアセスメント調査

②港の魅力を高める周遊交通のための実証
日の出地区エリアにおけるグリーンスローモビリティ(20km/h未満のEV)での実証運行

(成果)
①バス型車両での公道走行は、交差点や右折など技術的難易度が高く、完全無人運転の実装までの期間は見通しが立たない。また、車両・システム経費・実証費用が高額であった。

②低速走行のグリスロは、交通量の少ない走行空間であれば技術的難易度は低く、バス型車両と比べて実現可能性が高いことが確認できた。

5-2 新交通システム

《2025年度の主な取組予定》

①その他のモビリティでの自動運転技術の活用を含めた新たな交通システムの導入について検討を実施する。
(自走式ロープウェイ、電動カート等)

新たなまちづくりが進み、移動機能の確保が必要となる清水港エリアで新たな交通システムの導入を目指す。



日の出・巴川河口地区ガイドプラン（一般社団法人清水みなとまちづくり公民連携協議会）

②日の出地区において、グリスロが人や車が混在する空間でも、安全に運行できるかの実証を行うことや、事業採算性の検証、運営体制の検討を行う。



(2024年度実証運行の状況)

6-1 静岡市シェアサイクル事業 パルクル（語源はエスパルスの「PULSE」+ 自転車の「CYCLE」）

《パルクルの全体評価》

- ・利用者数は、自転車やステーションの計画的な整備により順調に増加している。（5-2-1、5-2-2参照）
- ・事業範囲について、開始当初はJR静岡駅周辺等を重点地域としていたが、ステーションの増設によりステーション密度の向上を続けてきた結果、利用者数も順調に増加。
- ・経営面では、事業開始から5年が経過し、車両の老朽化対策等の経費が増している。

《パルクルが必要とされる理由》

シェアサイクルは、公共交通の機能を補完することで、交通環境及び生活の利便性向上、環境負荷の低減、地域の活性化など様々なメリットがあり、持続可能な社会の実現に貢献している。

〔シェアサイクルの利点：① ポートがあれば自由に乗り降りが可能 ② 不特定多数が利用可能 ③ CO2を排出しない〕

《運営体制》

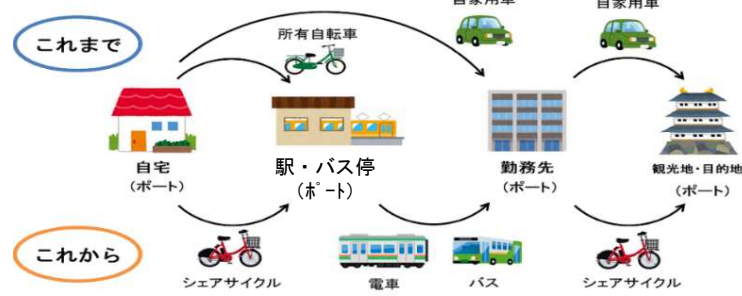
実施主体：静岡市
運営主体：(株)TOKAIケーブルネットワーク、(株)トコちゃんねる静岡、OpenStreet(株)
2020年6月に、上記4者で事業協定を締結し、官民連携事業として事業を推進
※事業協定に基づき、事業経費は(株)TOKAIケーブルネットワークが負担し、市は補助金等一切の費用負担をしない。（2024年度には、事業開始後、初めて単年度黒字化を達成）

《目的》

- ①公共交通機関の補完及び利用促進
- ②自動車交通の抑制
- ③放置自転車の減少
- ④回遊性向上地域活性化

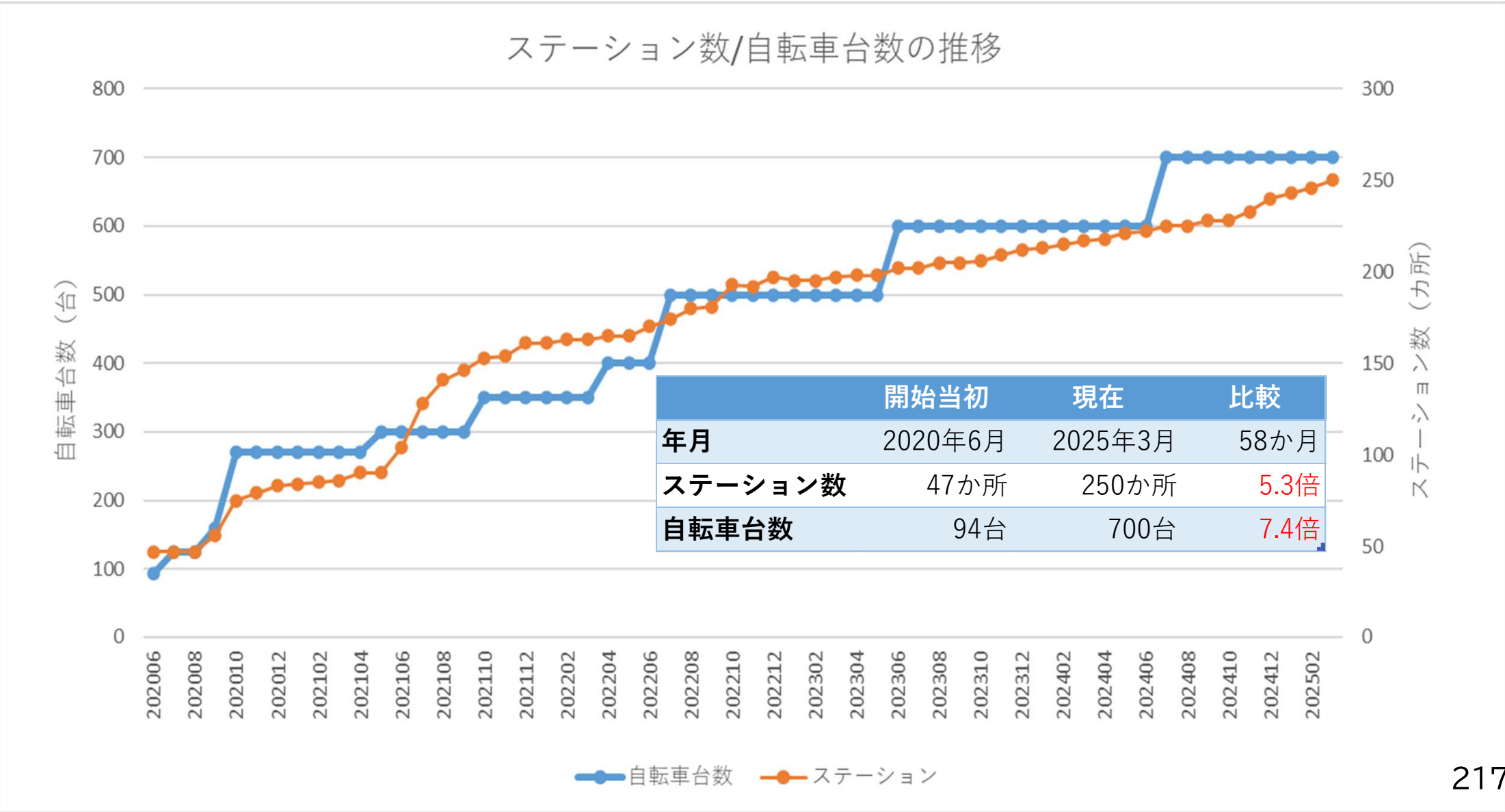
※自転車活用推進計画では、目標を「自転車分担率30%（2048年）」としている。

利便性の高い都市交通サービスにおけるシェアサイクルイメージ



6-2-1 パルクル実施状況 パルクルステーション数と自転車台数

自転車やステーションの計画的な配備追加により、パルクルの利用者数は事業開始当初と比べ大幅に増加。

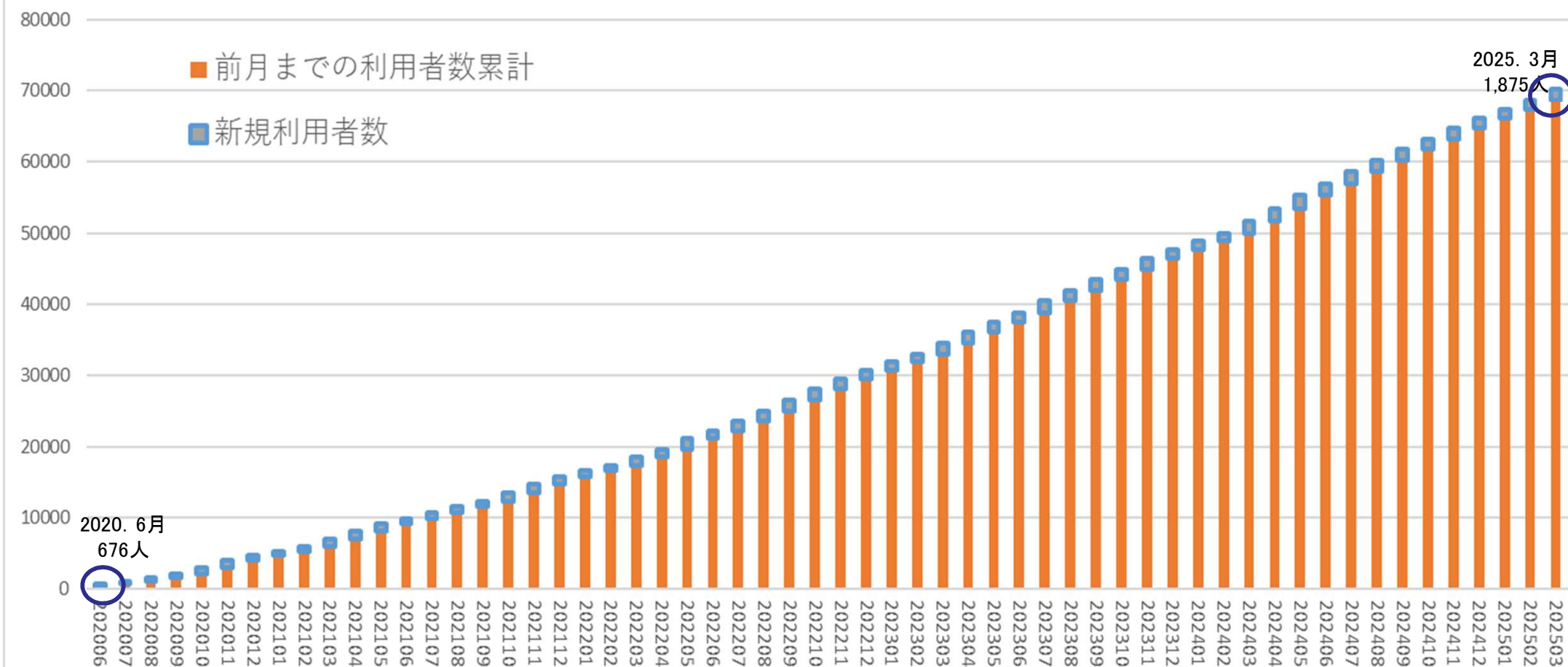


6-2-2 パルクル実施状況 パルクル利用者の累計

利用環境が向上したことや市民に事業が認知されたことから、新規利用者数平均は月1,200人を超え、2025年3月の新規利用者は過去最高の1,875人を記録した。

(人)

利用者(アプリ登録→利用)の新規人数及び累計人数



6-2-2 パルクル実施状況

【参考】他の政令市におけるシェアサイクル実施状況(2024年1月時点) (人口・面積は2024年4月時点)

	人口(人)	面積(k㎡)	開始時期	実施エリア	ステーション数	自転車台数	市負担	公有地の 無償提供	利用料 (1回)
札幌市	196万	1121.26	2011年度	札幌都心部など	57ヵ所	550台	無	○	165円/30分 以降110円/30分
仙台市	106万	786.35	2013年度	都心部及び広域拠点	130ヵ所	1,000台	無	○	165円/60分 以降165円/30分
岡山市	71万	789.95	2013年度	都心部	35ヵ所	442台	有	○	100円/60分 以降200円/60分
広島市	118万	906.69	2014年度	都心部中心	142ヵ所	850台	有	○	165円/60分 以降165円/30分
神戸市	150万	557.03	2015年度	都心部中心	21ヵ所	150台	有	○	165円/60分 以降110円/30分
さいたま市	135万	217.43	2018年度	市内全域	393ヵ所	5,192台	無	○	130円/30分 以降100円/15分
千葉市	98万	271.76	2018年度	居住誘導区域	479ヵ所	3,300台	無	○	130円/30分 以降100円/15分
横浜市	376万	438.23	2019年度	都心部を除く市内全域	353ヵ所	700台(複数事業者)	無	○	事業者毎に設定
静岡市	68万	1411.93	2020年度	都心部より拡大中	212ヵ所	600台	無	○	100円/15分
名古屋市	233万	326.5	2020年度	市内全域	894ヵ所	-(複数事業者)	無	○	事業者毎に設定
堺市	81万	149.83	2020年度	市内全域	151ヵ所	732台	無	○	130円/30分 以降100円/15分
福岡市	166万	343.47	2020年度	都心部及び地域拠点	664ヵ所	4,200台	無	○	15円/1分(電動)
北九州市	91万	492.5	2021年度	都心部	44ヵ所	150台	無	○	70円/15分
新潟市	76万	726.19	2022年度	新潟市中央区内	38ヵ所	170台	有	○	165円/30分
川崎市	155万	144.35	2022年度	市内全域	364ヵ所	1,200台	無		130円/30分 以降100円/15分
相模原市	72万	328.91	2022年度	鉄道沿線が中心	43ヵ所	1,153台	無	○	130円/30分 以降100円/15分
熊本市	74万	390.32	2022年度	都心部及び交通結節点	286ヵ所	1,100台	無	○	15円/1分(電動)
京都市	144万	827.83	2023年度	市内全域	867ヵ所	1,750台(複数事業者)	無		事業者毎に設定

6-2-3 パルクル実施状況 パルクルの普及にかかる取組（事業者の努力）

パルクルを、継続可能かつ利便性の向上のため、次のことに取り組んでいる。

① サイクステーションの配置見直し
パルクルの利用状況等から、随時ステーション間の位置関係を見直すことで、利用者の利便性向上及び事業効率の向上に努めている。

② 不稼働となっている（使用されない）自転車への対応
充電切れやパンク等また、利用の少ないステーションで長期に置かれたままとなっている車両に速やかに対応することで、不稼働自転車の削減に取り組んでいる。

③ イベント開催時の臨時ステーション開設
集客力の高い「安倍川花火大会」や「エスパルスホームゲーム」等について、臨時ステーションを設置することで、会場へのアクセス性が向上している。



事業当初からの累計収支の改善等、事業の長期持続を可能とするために、更なる事業拡大、運営効率の向上を進めている。

パンク修理の状況



安倍川花火大会での臨時ステーション設置



35 広域行政

00 基本認識

01 しずおか中部連携中枢都市圏

02 特別市

(参考) 政令指定都市を目指した取り組み

0-1 基本認識 地域の中核都市としての静岡市の役割

- その地に暮らし続けるためには、地域の生活環境(気候、風土、文化、買い物の利便、教育、福祉など)が重要。
- しかし、地元(その人の通勤圏)に自分が望む仕事があれば、いくら生活環境(注)が良くても人財は転出するし、転入してこない。よって、その都市圏において、多様な職種の就業機会を提供することが、地域の人口維持・個人の幸せのためには重要。

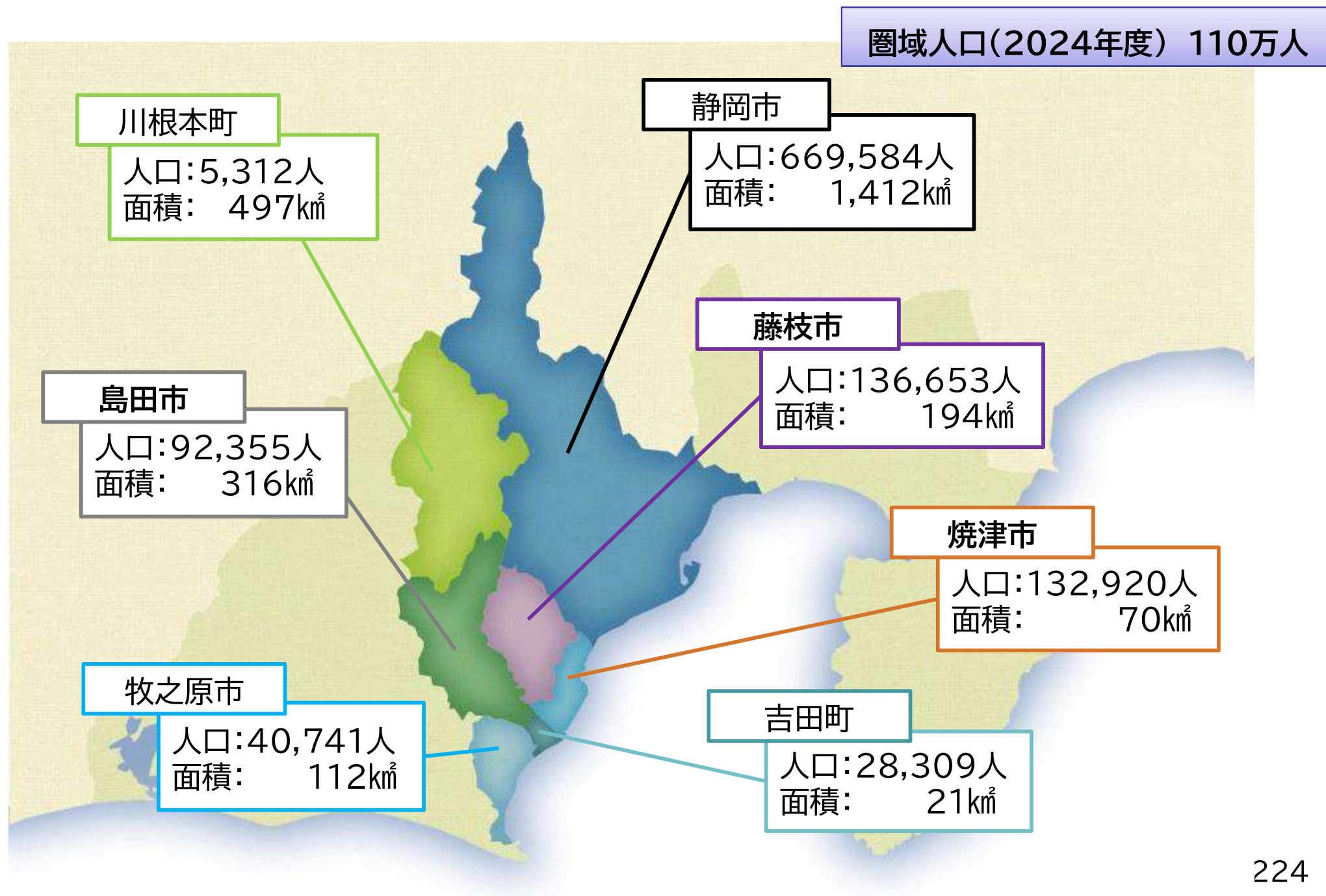
(注)広義には就業機会も生活環境の一つ

- 良好な生活環境(多様で質の高い生活サービスを受ける機会)と多様な職種の就業機会の多さは都市規模が大きく影響する。

0-2 地域の中核都市としての静岡市の役割

- ・100万人都市圏の中核都市として、都市圏において必要な都市機能(商業・文化施設・学校など)を備え、地域の生活の質を高めること。
- ・静岡市は大学や専門学校の数・定員数が多いことと中心市街地(商業集積)が強み。
- ・本社、支社等、ビジネスの拠点機能を高め、都市圏への投資、取引、企業立地等を促進すること。
- ・「静岡市は、地域の中核都市としてその地域の他地域にはない仕事を生み出し、地域全体として多様な仕事の機会が提供されている状態をつくることに貢献すること」が重要な役割と認識。
- ・このため中心市街地の魅力を高め、IT、デジタル・エンタテインメント、スタートアップなど、人が集い新しい価値を創り出していけるまちづくりを進めることが重要。

(参考) しずおか中部連携中枢都市圏 ～構成市町の状況～



0-3 しずおか中部連携中枢都市圏において静岡市が果たしてきた役割の総括

- ・静岡市(旧2市2町)は、1970年には全国で12番目の大都市だった。
- ・自然豊かで、気候が良く、所得水準も高い。歴史的・文化的魅力も高いという、魅力的な都市だった。
- ・しかし、その後の環境変化への適応が遅れ、1990年には人口ピークを迎えた。
(日本全体の人口ピークは2008年。静岡県は2005年。)
- ・静岡市は、近年、企業立地用地の造成をほとんど行っていないため、企業の新規立地や移転は中部中枢都市圏の他の地域において補完された。
- ・この結果、全国の他の中枢都市圏に見られるような地域中核都市(ほとんどが県庁所在都市)への人口集中がおきず、中核都市静岡市の人口は減少を続けた。
- ・その結果、現在、20の政令市の中で、最悪の人口減少率となっている。
- ・現在は全国中枢都市圏間の競争が激化している。
- ・静岡市の人口減少、中心市街地のこれ以上の衰退は、しずおか中部連携中枢都市圏全体へ大きな負の影響を与える。

0-4 これから連携中枢都市圏の各市町は何をすべきか

- 共創
- 静岡市の中枢性は高める
- 各市町は独自性を高める

⇒ 圏域全体として多様で多彩な仕事と生活の機会の創出

01 しずおか中部連携中枢都市圏

1-1 「工場立地動向調査(経済産業省)」にみる県中部5市2町における過去3年間(2021年～2023年)の企業立地の状況

◆ 静岡県内で、中部5市2町が占める人口割合は31.5%の中、立地件数は過去3年間累計で25.7%、立地面積は、過去3年間累計で17.7%である。

(2023年度 人口シェア : 31.5%)

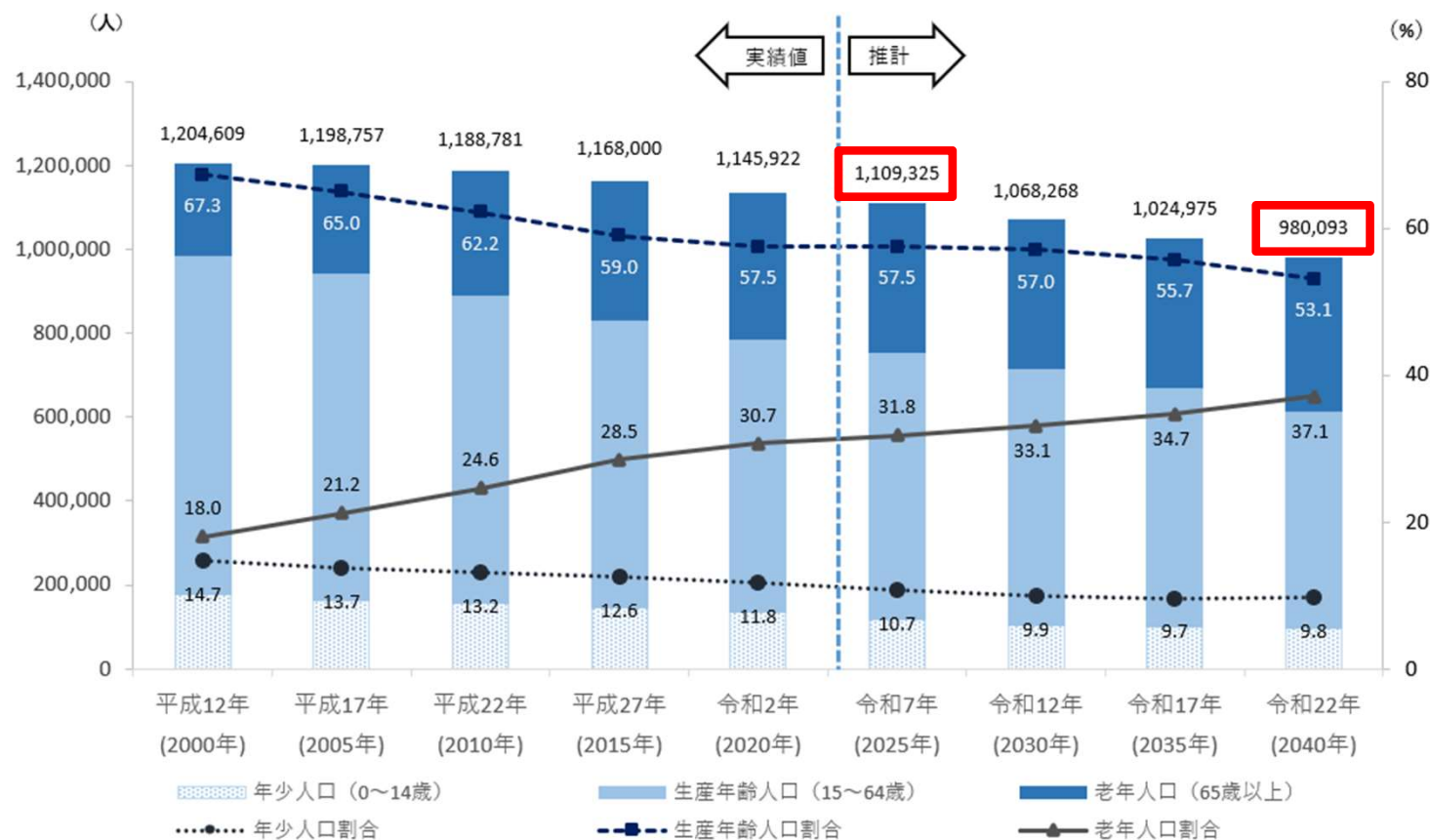
年度	立地件数									
	静岡県 A	Aのうち 静岡県中部5市2町 B								県中部5市 2町シェア B/A
		静岡市	島田市	焼津市	藤枝市	牧之原市	吉田町	川根本町	小計	
2021	49件	2件	2件	2件	2件	2件	2件	0件	12件	24.5%
2022	52件	4件	3件	4件	1件	0件	1件	0件	13件	25.0%
2023	47件	6件	1件	1件	2件	2件	1件	0件	13件	27.7%
累計	148件	12件	6件	7件	5件	4件	4件	0件	38件	25.7%

年度	立地面積(ha)									
	静岡県 C	Cのうち 静岡県中部5市2町 D								県中部5市 2町シェア D/C
		静岡市	島田市	焼津市	藤枝市	牧之原市	吉田町	川根本町	小計	
2021	72	0.50	4.00	0.84	1.15	0.76	0.78	0	8.01	11.2%
2022	48	2.20	4.16	2.91	0.57	0	0.16	0	10.00	20.8%
2023	71	9.20	0.31	0.86	2.21	2.59	0.63	0	15.80	22.2%
累計	191	11.90	8.47	4.61	3.94	3.35	1.57	0	33.81	17.7%

※工場立地動向調査(経済産業省)等を用いて静岡市企画課が作成

1-2 しずおか中部連携中枢都市圏 ～圏域人口の推移と将来推計～

- ◆ 2000年以降、圏域人口は減少が続いている。2020年の国勢調査における圏域人口は、1,145,922人であり、20年間で約60,000人減少している。
- ◆ 今後も、圏域人口の減少が継続することが予想され、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口(2023年推計)」によれば、2040年には1,000,000人を下回り、980,093人となると推計されている。

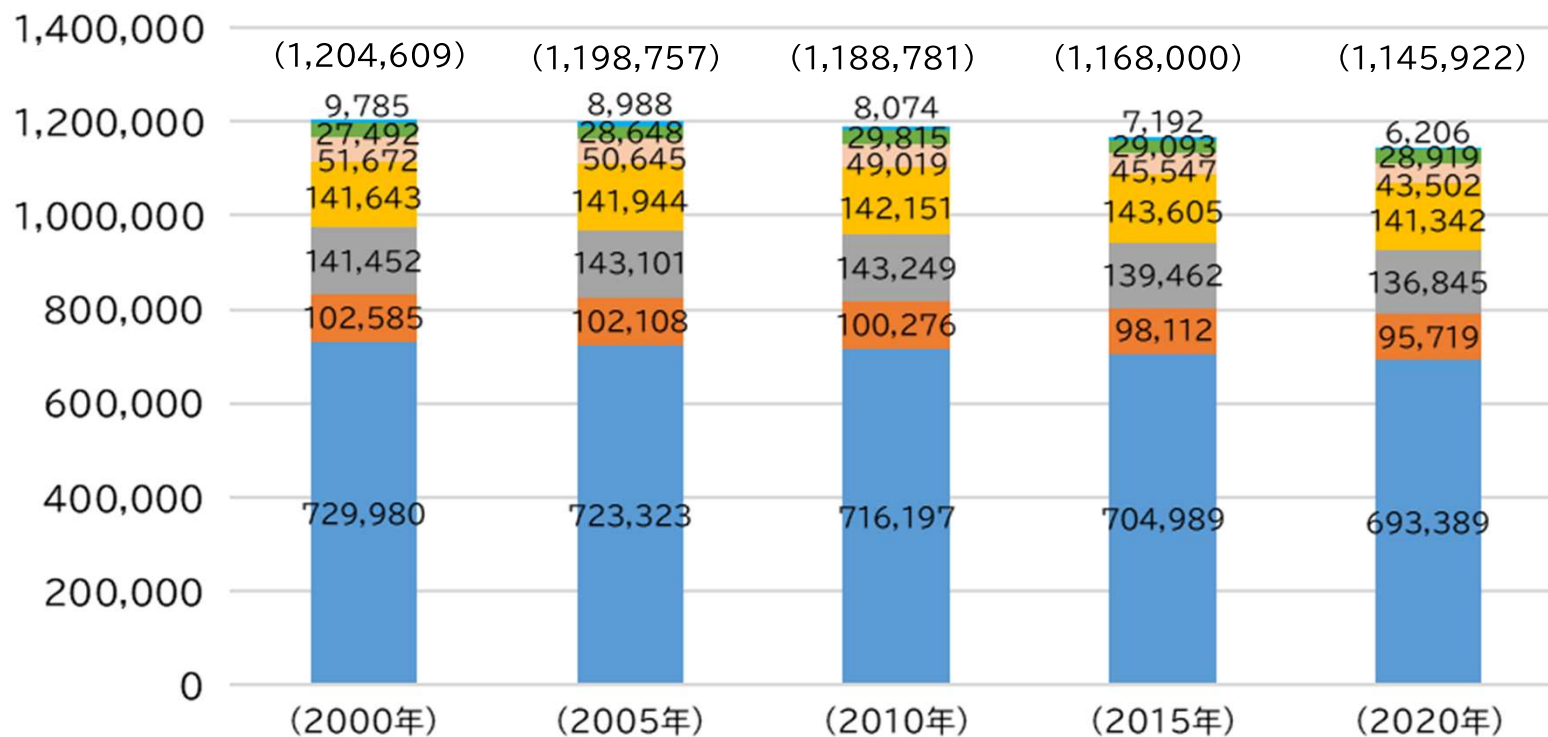


1-3 5市2町の人口の推移 ～都市圏の状況～

- ◆ 各市町の人口推移を見ると、一部の市町は微増があったものの、全体としては減少傾向である。
- ◆ 20年前の人口と比べると、吉田町は微増、藤枝市はほぼ横ばいである。
- ◆ その他市町は、減少傾向であり、特に静岡市は20年間で約36,000人減少している。

【人口推移】

(人)



○各市町の状況

(2020年÷2000年)

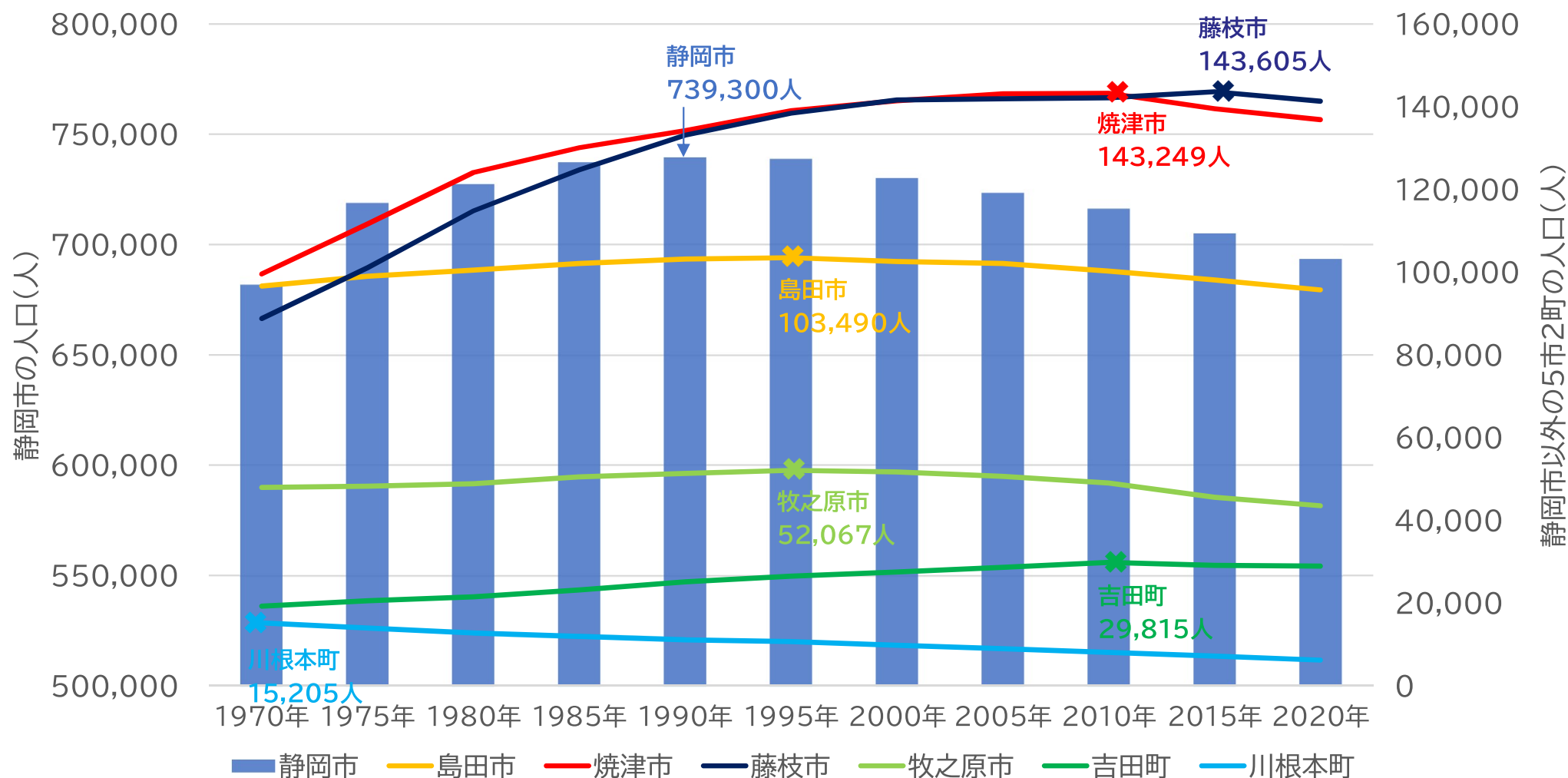
5市2町合計	95.1%
川根本町	63.4%
吉田町	105.2%
牧之原市	84.2%
藤枝市	99.8%
焼津市	96.7%
島田市	93.3%
静岡市	95.0%

■静岡市 ■島田市 ■焼津市 ■藤枝市 ■牧之原市 ■吉田町 ■川根本町

※各年の国勢調査を用いて静岡市企画課が作成

1-4 静岡県中部5市2町の国勢調査人口の推移

1970年以降において、静岡市の人口ピークは1990年に迎えたのに対し、川根本町は1970年、島田市と牧之原市は1995年、焼津市と吉田町は2010年、藤枝市は2015年にそれぞれ人口のピークを迎えている。



※人口は、現在の市域(合併前の年度は、関係自治体を合算している)

出典:総務省「各年国勢調査」

1-5 静岡県中部における広域連携 ～ 連携中枢都市圏構想(総務省) ～

総務省は2014年に「連携中枢都市圏構想」を全国に示し、広域連携の促進を図っている。

◆ 背景

- ・全国的に人口減少・少子高齢化が進展する中、地方においては、住民が快適で安心して暮らしていくための基盤が失われるとともに、地方自治体が行政サービスを持続的に提供できなくなってしまうことが懸念されている。
- ・このような人口減少・少子高齢社会にあっても、地域を活性化し、経済を持続可能なものとし、住民が安心して快適な暮らしを営んでいけるようにするため、圏域の中心都市が、近隣の市町と連携し、コンパクト化とネットワーク化により様々な取組を行うことにより、一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済を維持するための拠点を形成することを目的に、2014年、総務省は「連携中枢都市圏構想」を示した。

1-6 静岡県中部における広域連携 ～ しずおか中部連携中枢都市圏の形成 ～

◆ 連携中枢都市圏形成のための手続き

地方自治法に定める中核市であること、昼夜人口を夜間人口で割った数値がおおむね1以上であること等の要件を満たした市が「連携中枢都市」として手上げ(宣言)し、近隣の市町村と連携協約を結ぶ。

◆ 連携中枢都市圏形成によるメリット

連携中枢都市には圏域の人口規模に応じて普通交付税と特別交付税が、連携市町村には特別交付税が1,800万円を上限として措置される。

※静岡県中部5市2町で連携中枢都市圏を形成した場合、普通交付税は約2.5億円、特別交付税の上限額は約1.2億円となる。

⇒ 広域連携による取組の財源が確保できる。



◆ 「連携中枢都市圏構想」の趣旨に沿い、2017年に静岡県中部地域の静岡市、島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町及び川根本町の5市2町で『しずおか連携中枢都市圏』を形成し、それぞれが持つ総和以上の総合力を発揮することにより人口減少等、共通して抱える大きな問題に立ち向かっている。

1-7 静岡県中部における広域連携 ～ しずおか中部連携中枢都市圏の形成 ～

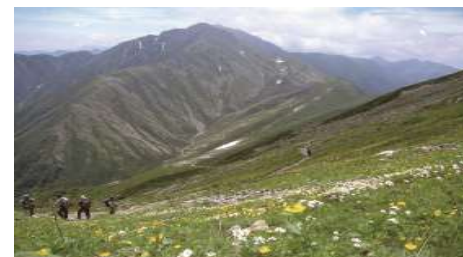
◆静岡県中部5市2町の広域連携における前提

各市町は地理的条件、歴史背景、地域資源が異なり、それぞれ自立した自治体経営を行っている個性と実力を兼ね備えた自治体である。



◆静岡県中部5市2町の広域連携に対する考え

多様性を活かし各市町が主役となって多極的に連携するとともに、相互に補完し、高め合いながら活力のある圏域を目指す。



1-8 しずおか中部連携中枢都市圏 ～昼夜間人口比率～

◆ 昼夜間人口比率が100を超えるのは静岡市、牧之原市、吉田町の3市町。各市町の特徴は以下のとおり。

静岡市 … 圏域全体で53,052ある事業所のうち、静岡市が約63%(33,514事業所)を占めている。

圏域内の15大学のうち、13大学が静岡市にあるため、圏域内外からの通勤・通学が多い。

圏域内からは特に焼津市、藤枝市からの通勤・通学が多い。

牧之原市… 伊藤園や小糸製作所、矢崎部品などの企業の工場が所在していることを要因とし、市外からの通勤者が多い。

吉田町 … 大井川流域地域にヤマザキ(食料品)や富士フイルム、オカモト(プラスチック製品)といったメーカーの製造拠点が複数立地していることを要因とし、市外からの通勤者が多い。

◆ 昼夜間人口比率が100を下回る4市町においても、圏域内への通勤・通学が83.4%を占めている。

【昼夜間人口比率】 (単位:%、人)

	率(A)÷(B)	昼間人口(A)	夜間人口(B)
静岡市	102.9	713,197	693,389
島田市	92.7	88,727	95,719
焼津市	94.0	128,682	136,845
藤枝市	92.3	130,492	141,342
牧之原市	114.9	49,988	43,502
吉田町	105.2	30,423	28,919
川根本町	97.7	6,061	6,206

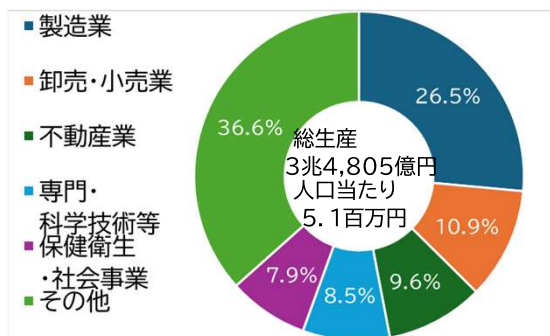
【市町外への通勤・通学者割合】 (単位:%、人)

	率 (B)÷(A)	市町外への 通勤・通学者 (A)	うち圏域内への 通勤・通学者 (B)
島田市	75.8	22,363	16,956
焼津市	86.7	32,397	28,097
藤枝市	84.9	36,535	31,006
川根本町	90.1	761	686
4市町 計	83.4	92,056	76,745

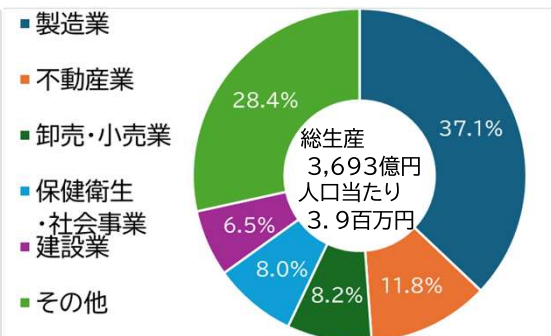
1-9 しずおか中部連携中枢都市圏 ～市町総生産～

- ◆ 各市町の総生産を見ると、圏域全体で約5兆8000億円あり、その内6割程を静岡市が占める。
- ◆ 産業別では、製造業、不動産業、卸売・小売業が上位の市町が多い。特に、牧之原市や吉田町は、製造業が全体の半数以上を占め、割合が高い。
- ◆ 静岡市以外の市町は、上位3つの産業で全体の半数以上を占める。

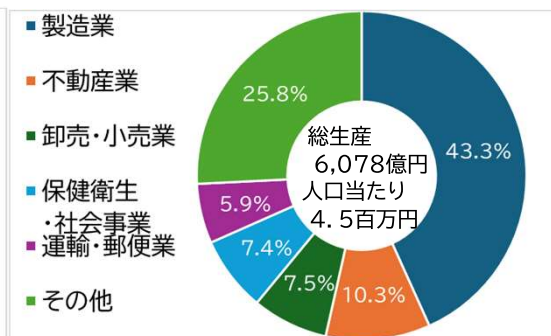
【静岡市】



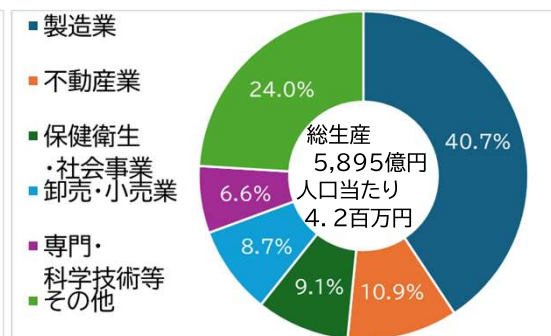
【島田市】



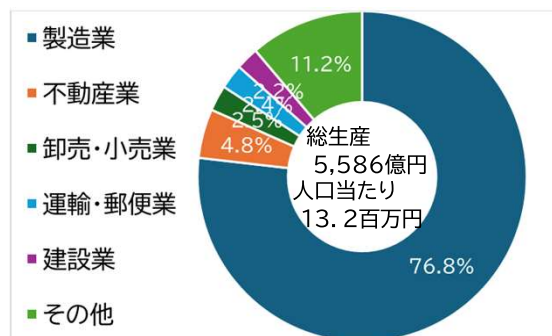
【焼津市】



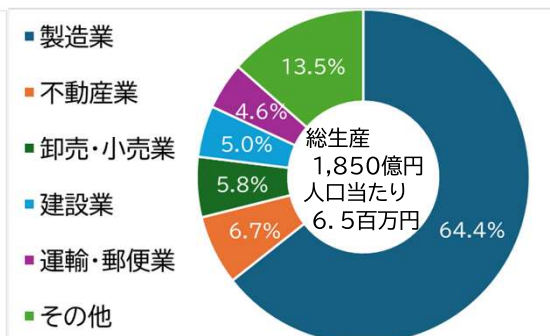
【藤枝市】



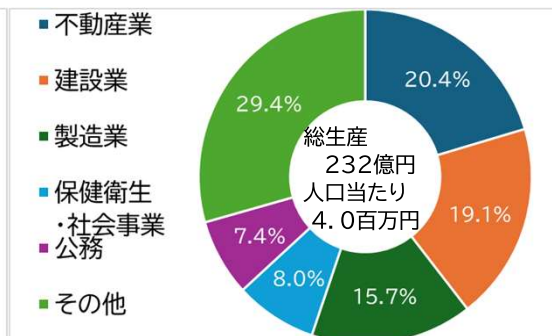
【牧之原市】



【吉田町】



【川根本町】



・2021年度しずおかけんの地域経済計算(静岡県デジタル戦略課)を用いて静岡市企画課が作成
 ※総生産は輸入品に課される税・関税及び総資産形成に係る消費税を除く。

1-10 しずおか中部連携中枢都市圏 ～圏域が目指す人口目標～

- ◆ しずおか中部連携中枢都市圏では、人口減少に歯止めがかからない状況が続く社会情勢を踏まえ、2022年3月、本圏域の取組を推進していくための計画である第2期しずおか中部連携中枢都市圏ビジョンを策定、人口目標として短期目標と長期目標を設定し、連携事業に取り組んでいる。

<圏域が目指す人口目標>

【短期目標】 1 1 1 万人 ・ ・ ・ ・ ・ 2025年

【長期目標】 1 0 0 万人 ・ ・ ・ ・ ・ 2040年

【参考】

2025年4月1日現在の圏域推計人口 ・ ・ ・ ・ ・ 1, 103, 604人

静岡県人口統計(2025年4月市区町別推計人口)より

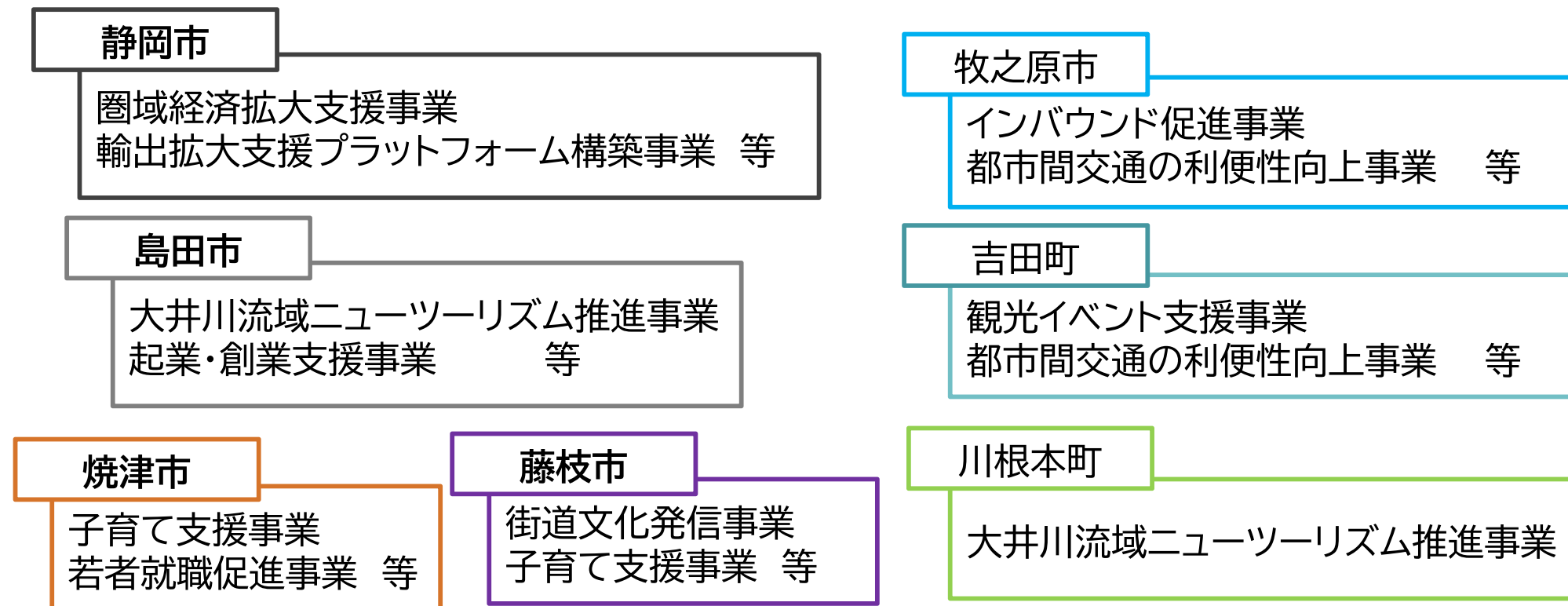
1-11 しずおか中部連携中枢都市圏 ～圏域が取り組む連携事業～

◆静岡県中部5市2町の広域連携への考え（再掲）

多様性を活かし各市町が主役となって多極的に連携するとともに、相互に補完し、高め合いながら活力のある圏域を目指す。



連携中枢都市圏の形成によって総務省から連携中枢都市（静岡市）に措置される普通交付税2.5億円相当額を、各市町に負担金として支出し、各市町が主体となって連携事業を行う。



1-12 具体例① ～圏域経済拡大支援事業～

<圏域が抱える課題>

- ・ 圏域食品の圏域内での消費量低下、販路の行き詰まり。
- ・ 首都圏のマーケットニーズにあった商品開発に課題。

<課題を発生させている原因>

- ・ 単身及び共働き世帯の増加によるライフスタイルの変化に伴う商品ニーズの変化。
- ・ マーケティングに対する意識が低く、市場調査が不十分。



◆ 圏域経済拡大支援事業

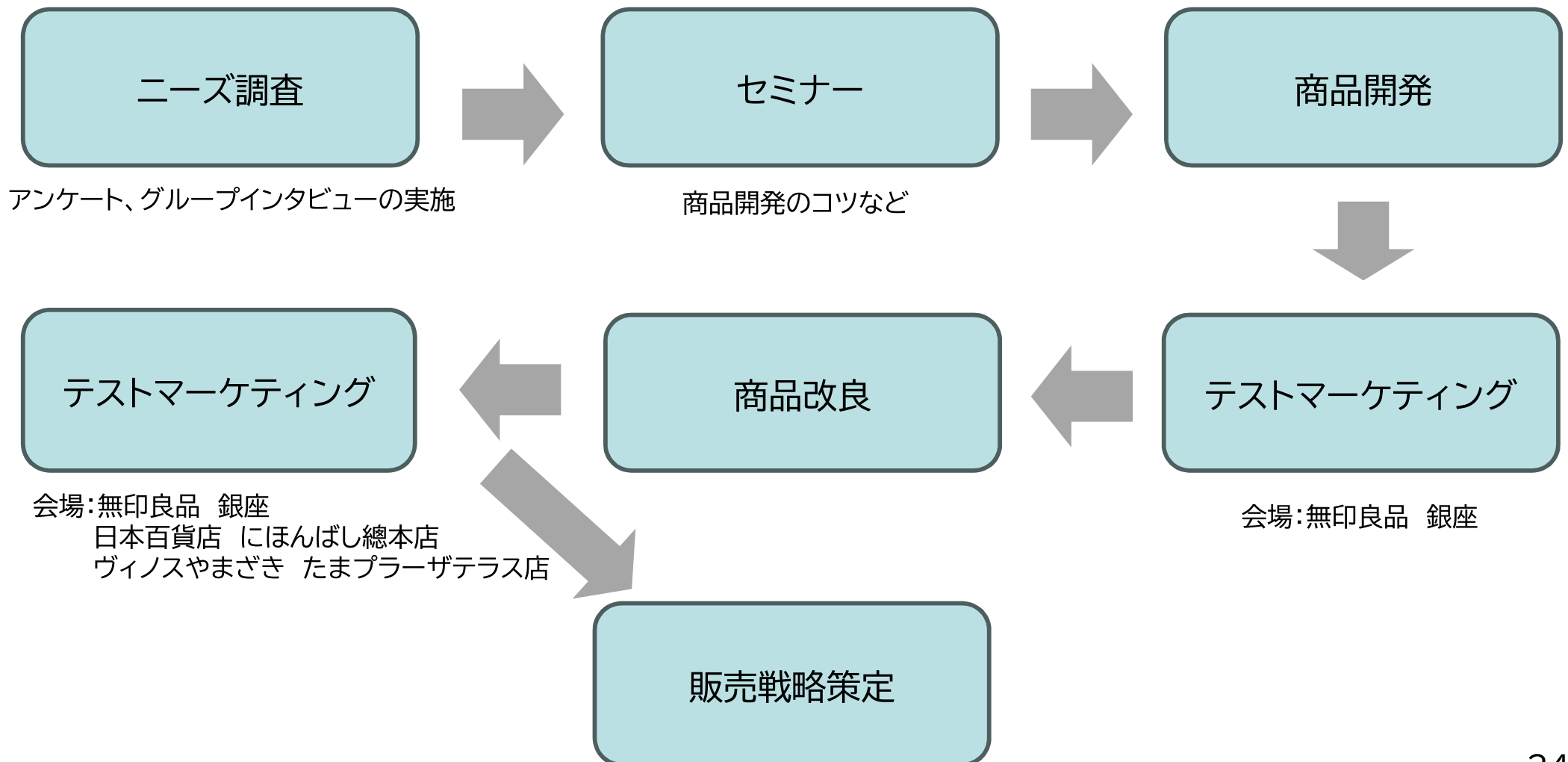
事業概要 … 新たな販路獲得のため、圏域事業者が首都圏に展開できるよう商品開発と販路開拓を
伴走支援する。

1-13 具体例① ～圏域経済拡大支援事業～

<2024年度の取組>

伴走支援事業者を7社選定、ニーズ調査から商品開発、販売戦略策定までを支援。

ターゲット層を「首都圏在住、共働き世帯の女性(年収1,400万円以上)」に設定。



1-13 具体例① ～圏域経済拡大支援事業～

<2025年度の取組>

2024年度に開発した商品の販促支援（相談会、営業代行等）。



島田市

梅工房おいしいのほぐし梅



焼津市

MAGMOGUサラッとまぐろふりかけ



藤枝市

KINOMAMA玄米ブレンド



牧之原市

NAMINORE Sparkring



川根本町

IMO YOKAN



← 静岡市
ざばっと！いわしのあたま



静岡市 →
和三盆抹茶

1-13 具体例② ～輸出拡大支援プラットフォーム構築事業～

<圏域が抱える課題>

- ・ 日本食ブームや健康志向の高まりによる農水産物の輸出が伸びている中、圏域の農水産業における収益の維持・向上を図るためには、輸出を見据えた取組が必要である。
- ・ しかし、それを実施できている農水産業者は少ない。

<課題を発生させている原因>

- ・ 圏域の農水産業者の多くが小規模な経営体であり、企業努力のみでは解決が困難な問題が多く存在し、輸出の取組まで行える事業者が少ない。



◆ 輸出拡大支援プラットフォーム構築事業

事業概要 … 連携事業として取り組むことによるスケールメリットを活かし、圏域の特産品である茶をはじめとした農水産物の輸出拡大を図る。

1-13 具体例② ～輸出拡大支援プラットフォーム構築事業～

<2024年度の取組>

茶の輸出先国としてアメリカ、農水産物の輸出先国としてタイを選定。

各国において商談会・営業代行を実施。

参画事業者及び
輸出品目の決定

商談会

営業代行
フォローアップ

<茶 輸出品目>

島田市 … 抹茶等
焼津市 … スパークリングティー
藤枝市 … 朝比奈玉露
牧之原市 … 深蒸し茶(望)
川根本町 … 有機抹茶等
静岡市 … 浅蒸し茶ティーバック



アメリカでの
商談会。(11月)

- ・3月時点で7件の商談が成立。
- ・うち2者は今回が初めての海外輸出。
- ・既に追加受注がある状況。
- ・その他商談継続中。

<農水産物 輸出品目>

島田市 … 日本酒
焼津市 … 液体かつお出汁
藤枝市 … ペットボトル茶
牧之原市 … トマト
吉田町 … さつまいも
静岡市 … わさび

タイでの
商談会。(1月)



- ・百貨店運営大手との商談や、タイの外食に強い販売代理店との代理店契約に関する協議等が進行中。

1-13 具体例③ ～子育て支援事業～

◆ 子育て支援事業

事業概要 …圏域内の子育て支援施設の利用を圏域住民に促し、こどもの健全育成や子育てをする保護者の支援、様々な世代の交流の拡大を図るため、子育て支援施設の運営支援等を行う。



焼津市: ターンクルこども館

2024年度来場者数 約85,000人

うち焼津市以外の来場者数 約60,000人



藤枝市: れんげじスマイルホール(プレイゾーン)

2024年度来場者数 約100,000人

うち藤枝市以外の来場者数 約60,000人

1-13 具体例④ ～起業・創業支援事業～

◆ 起業・創業支援事業

事業概要 …地域産業や地域経済の活性化のため、商圈などの経済圏や生活圏が密接している島田市・焼津市・藤枝市が連携・協力し、地域の特性を活かした新たなビジネスを牽引する起業家の輩出を目指す。



【志太ビジネスグランプリ】

ビジネスプランを募集し、受賞者を決定。

第12回大賞

「企業と高校生のミスマッチを解消する、
探求学習プログラム」



【起業家講演会】

起業間もない方や起業を検討している方を対象に、戦略の策定方法をグループワーク等にて紹介。



【志太バザール(創業マルシェ)】

展示販売を通じ、店の認知度向上と
創業者同士の交流。

1-13 具体例⑤ ～静岡茶体験ツアー～

・静岡茶体験ツアー（第一弾：2024年10月1日～6日（5泊6日））

アメリカのサンディエゴにあるセレクトティーショップ「PARU」の顧客をターゲットにした、静岡県中部の地域連携DMOである「するが企画観光局」が提供するティーツーリズム。

販売価格は航空券代別で1人あたり約4,000ドル（約60万円）。

参加者がコアなお茶ファンであることから、訪問した土地で各種静岡茶や工芸品を数多く購入し、地域消費に貢献した。

⇒ インバウンド観光客向けのコンテンツを開発、提供することで静岡茶を世界に広め、静岡県中部5市2町に更なるインバウンド観光客を呼び込んでいく。



茶摘み体験



摘みたての茶葉を使った試飲



お茶にちなんだ静岡の工芸・文化体験



1-13 具体例⑥ ～静岡えきチカマルシェ～

・静岡えきチカマルシェ (2025年2月8日、3月8日)

新鮮な野菜を生産者と購買者が直で受発注できる仕組みを提供する牧之原市の企業、「やさいバス株式会社」と連携し、静岡県中部5市2町の野菜・特産品を取りそろえたマルシェを静岡市中心部で最も歩行者通行量が多い静岡駅北口地下広場で開催。

⇒ 世代を問わない野菜や特産品を販売し、静岡県中部5市2町の魅力を発信することで多くの人に興味を持ってもらい、経済の活性化に繋げるもの。



マルシェ開催直後から賑わう会場

02 特別市

2-1 新たな大都市制度「特別市」

時代背景

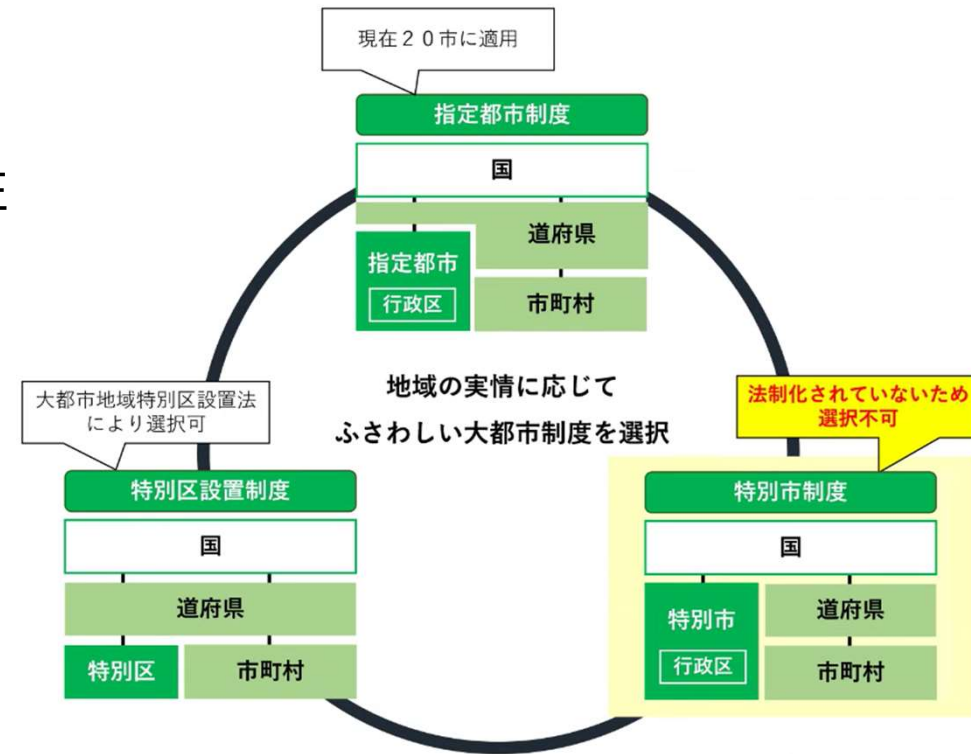
- ・都道府県と市町村間の二重行政の問題
- ・人口減少社会における効率的な大都市経営の必要性
- ・デジタル化の進展による広域連携の手法の拡大 等



地域の実情に応じてふさわしい大都市制度を選択できるように、新たな大都市制度の創設が必要。



「特別市」の法制化



引用元: 指定都市市長会ホームページ

【特別市とは…】

- ・県の区域外となり、市が原則として県の仕事をすべて担い、権限と財源を一本化する制度。
- ・指定都市とは異なる新しい自治体のかたち。
- ・「道府県と市町村との二重行政解消による市民サービスの向上」や、「地域の強みや実情に合わせた政策展開による経済の発展及び国際競争力の向上」などが主な効果(メリット)とされる。

2-2 特別市に関する国の動向

<第30次地方制度調査会 答申>

「特別市は、全ての都道府県、市町村の事務を処理することから、その区域内においてはいわゆる「二重行政」が完全に解消され、今後の大都市地域における高齢化や社会資本の老朽化に備えた効率的・効果的な行政体制の整備に資する点で大きな意義を有する。また、大規模な都市が日本全体の経済発展を支えるため、一元的な行政権限を獲得し、政策選択の自由度が高まるという点にも意義がある。」

⇒特別市について、一定の意義が認められつつ、国の議論は下火であった。
しかし、急速に進む人口減少等への危機感から、大都市制度に関する議論が加速している。

(総務省)

「持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会」 2024年11月～

人口減少下において、地域の担い手を含めた資源の不足や偏在が深刻化する中で、自治体の行財政のあり方を持続可能なものにしていくため、具体的な課題の整理及び対応の方策について幅広く議論するための研究会。

↳ 「大都市における行政課題への対応に関するワーキンググループ」 2024年12月～

大都市に特有の行政課題に対応する観点から、大都市に関する制度や大都市圏域での取組に関し、具体的な課題の整理及び対応の方策について幅広く議論を行うためのワーキンググループ。

(参考) 特別市に関する指定都市市長会の取組

○2010年5月～ 特別市制度の創設等について国などに継続して要望。
○2020年11月 「多様な大都市制度実現プロジェクト」を設置。



出典:川崎市

<国会議員との意見交換>

出典:川崎市



「指定都市を応援する国会議員の会」全体会(2025年5月)

⇒多様な大都市制度実現プロジェクト会議(2025年5月)

政令指定都市の市長が
多様な大都市制度の早期実現に向けて協議。

<機運醸成の取組>

出典:川崎市



指定都市市長会シンポジウムin川崎(2025年2月)

(参考) 特別市 ～静岡市の考え方～

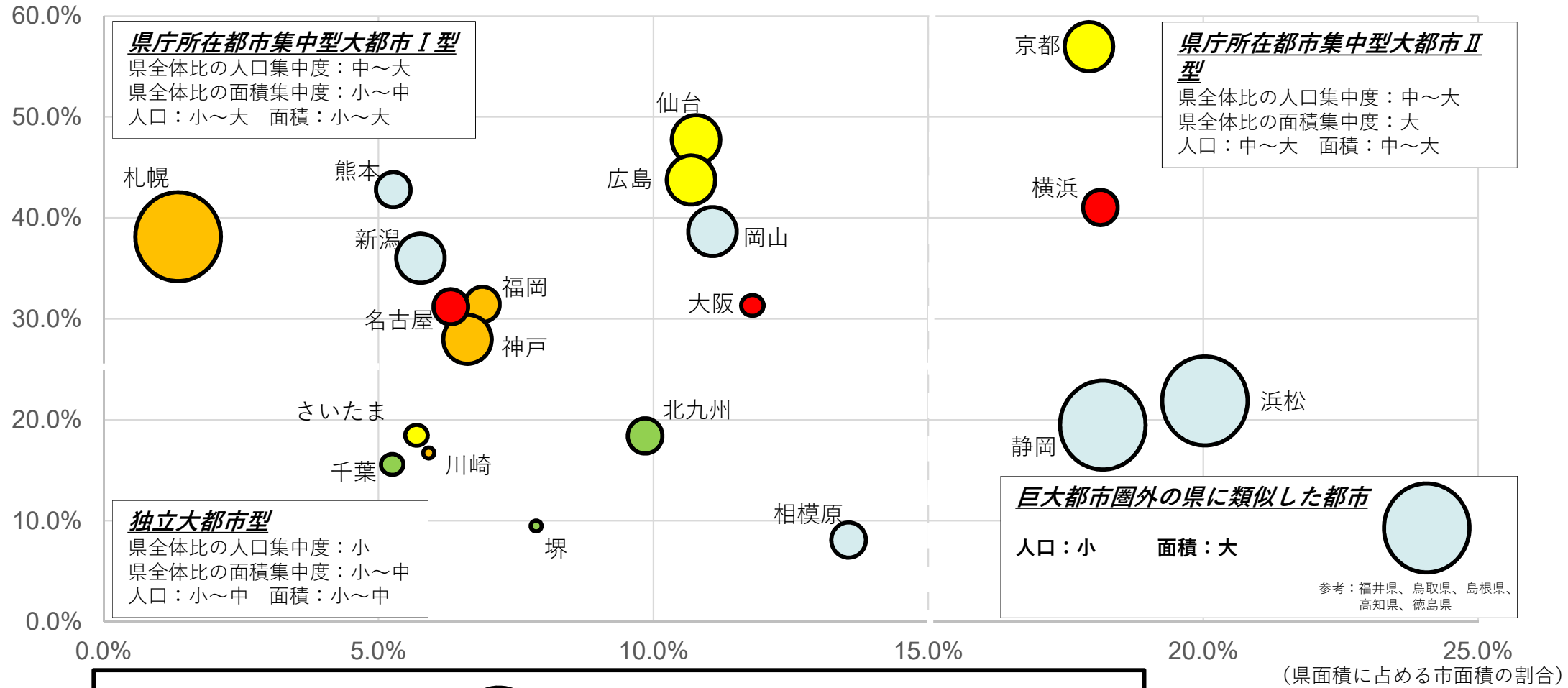
- ・現行の指定都市制度、特別区設置制度に加え、新たな選択肢が増えることから、指定都市市長会が特別市の法制度化を検討することについては賛同。
- ・一方で、静岡市においては、特別市として県行政に包含されず、独立して行政を行うには課題がある。

例：静岡市の広大な面積(政令市2位)と多様性、人口規模(政令市20位)、
財政基盤は強くない

- ・県とは様々な形の連携が必要。
- ・面積が静岡市と比較して小さく、人口も大きく、平地中心の人口密度が高い指定都市では、特別市の制度はありえる。そのような都市と静岡市とでは行政の進め方が異なるため、現時点においては、特別市を目指す具体的行動は行わない。

(参考)政令指定都市の人口・面積等の比較

(県人口に占める市人口の割合)



※2020年国勢調査（総務省）を
 基に静岡市企画課が作成

(参考) 政令指定都市を目指した取り組み

①行政の取組

1989年の仙台市の政令指定都市移行を受け、静岡県中部地域の政令指定都市化についても、民間等から様々な提言が出され、積極的な取組がなされる中で、1990年には、静岡経済同友会(伊藤克哉代表幹事)がシンポジウムを開催した。パネリストとして出席した天野進吾静岡市長、宮城島弘正清水市長、服部毅一焼津市長、飯塚正二藤枝市長、加藤太郎島田市長は、そろって「21世紀に向けて県中部圏が発展していくためには、政令指定都市化が必要である」との認識で一致した。



そして、1991年には、静岡市、清水市、島田市、焼津市、藤枝市、富士川町、蒲原町、由比町、岡部町、大井川町の企画担当課長で、「政令指定都市研究会」を組織し、政令指定都市問題に関する基礎的な事項についての調査を開始し、1993年3月には、5市5町の市長、町長に対して、調査結果を報告した。

報告によれば、5市5町で人口規模約110万人、都市水準は、十分とはいえないながらも、既存の政令指定都市並みの水準を備えているとみることができ、基本的には、「政令指定都市に移行するための要件を備えている」とのことであった。

しかし、政令指定都市に移行するためには、その基盤となる市町が一つになることが前提で、一体化に向けての合意がなされるか否かが最大の課題であり、まずは、5市5町の枠組みの中核となる静岡、清水の問題が先決であるとの認識が、5市5町の市長、町長の間で確認された。

また、1993年2月1日には、第18回静清トップ会談が開催され、静清合併の問題については、今後「静清中枢都市圏形成調査」を行い、各種行政水準の実態を調査しながら両市において不均衡となっている事項の平準化を図っていくとともに、「静清行政事務連絡会」を設け、より実務的な問題点を検討していくことで合意され、1993年4月から、静岡市では企画調整課内に「広域都市調査室」が、清水市では企画調整課内に「広域行政担当」が、それぞれ設置された。

以後、静岡、清水両市では、1996年度まで3回に及ぶ「静清中枢都市圏形成調査」を実施し、「静清中枢都市圏」のイメージと全体的在り方の方向性を明らかにするとともに、各種民間団体と連携、協力しながら、静清一体化に向けての市民意識の啓発と機運の醸成に努めてきた。

一方、1995年5月に「地方分権推進法」が制定され、国を挙げて地方分権が具体的に推進される中で、静岡市は1996年4月1日に中核市へ、清水市は2001年4月1日に特例市へ、それぞれ移行するなど、将来的な政令指定都市への移行を展望する中で、両市それぞれ着実な歩みを続けてきた。

②民間の取組

民間においては、行政の取組を踏まえ、経済団体を中心として静清一体化、政令指定都市の実現を目指した活動が本格化し、市民への啓発や機運の醸成を図っていくための様々な事業等が展開されていった。



静岡商工会議所は、1993年4月に、所内に「広域都市問題研究特別委員会」を設置するとともに、1994年4月には、静岡市と共同で「広域都市問題研究連絡会」を設置し、広域都市の調査研究、シンポジウムや講演会の開催、市民啓発冊子等の作成を行った。

清水商工会議所は、1995年7月に、清水市と共同で「広域都市問題調査研究協議会」を設置し、官民一体となった取組を行うとともに、静岡市の「広域都市問題研究連絡会」と共同で各種事業を実施した。

また、1993年5月には、静岡、清水両商工会議所青年部、静岡、清水両青年会議所、人の集まる街づくり市民会議が中心となり、「SSシティー構想推進協議会」(増田玲司会長)が設置された。